令和６年度あさぎり町議会　第１０回会議日程

月	日	曜	会議別	議　案・日　程等	備　　考
3	１１	火	本会議	開　会 諸般の報告 行政報告及び教育行政報告 施政方針 議案第 42 号～議案第 52 号 議案第 53 号～議案第 58 号（補正予算） 議案第 59 号～議案第 66 号（R7 当初予算） 議案第 67 号～議案第 69 号	説明・審議・採決 〃 提案のみ 説明・審議・採決
	１２	水	本会議	当初予算説明・質疑（総務建設経済所管課分） ※税務課分除く	説明・質疑
	１３	木	本会議	当初予算説明・質疑（厚生文教所管課分） ※税務課分含む	説明・質疑
	１４	金	休　会		全員協議会等
	１５	土	休　会		
	１６	日	休　会		
	１７	月	本会議	一般質問（４人）	
	１８	火	本会議	一般質問（４人）	
	１９	水	休　会		例月監査
	２０	木	休　会		春分の日
	２１	金	本会議	議案第 59 号～議案第 66 号 議案第 70 号 同意第 8 号 発議 5 号～6 号 日程第 14～16 閉会	AM 休会 13：15 開会 総括質疑・採決

順位	質　問　者	質　問　事　項	質　　問　　要　　旨	質問の相　手
1	（４番議員） 岩本　恭典 **施政方針への質問なし**	消防団員数の減少に対する対策と機能別消防団の役割について	近年、消防団員の数は全国的に減少傾向にある。その背景には、少子高齢化や都市部への人口集中、団員のなり手不足などが挙げられる。一方で、気候変動の影響による大規模水害や地震、森林火災など、災害の多様化・頻発が進んでおり、地域の防災力低下が懸念されている。この状況を補うために、「機能別消防団」の必要性が高まっているが、以下の項目について問う。 ① 消防団員数の推移と団員確保対策 ② 人員確保と団員の多様性 ③ 特定分野での専門性の活用 ④ 財政的・運営上の課題と対策 ⑤ 地域住民への周知と参加促進策 ⑥ 地域防災力の強化における役割	町長
2	（13番議員） 永井　英治 **施政方針への質問なし**	上下水道の今後の課題について	今年1月、埼玉県で下水道の老朽化に起因する大規模な道路陥没事故が起きた。また、上水道でも、やはり水道管の老朽化による腐食が原因の漏水事故が発生している。 そこで、本町の上下水道事業の現状と、今後の課題を問う。 ① 上水道の有収率の現状と改善に向けた方策を問う。 ② 下水道の接続の現状と、接続率向上に向けた方策を問う。 ③ 上下水道の耐震化の現状と、地震発生時の対応策を問う。 ④ 管路の老朽化による更新の現状と今後の課題を問う。 ⑤ 上水道・下水道ともに、将来の人口減少に伴い需要が減少する事が予想されているが、水道インフラという住民サービスを低下させずに経営を安定的に継続していく方策を問う。	町長
3	（６番議員） 加賀山瑞津子 **施政方針への質問あり**	1 魅力ある生活基盤の構築について	地域防災力の強化について 災害時には電気やガスが使えない状況が想定される。そのような中で、食事や暖を取るために火をおこす技術を知っておくことは「生き抜く力」を育む点でも重要だと思う。現在の防災教育の中でライフラインが止まった場合の生活技術、特に火の扱いについて子供たちが学ぶ機会を持つことは大切。防災教育の一環として火おこし技術や安全な火の管理についての学びを地域の防災訓練や学校の防災学習の場面で設けていく事について問う。	町長

		2 計画の実現に向けてについて	ふるさと納税について 自主財源の確保は自治体運営において重要なポイントとなる。今後ふるさと納税において、もの（ハード面）に併せソフト面での工夫の考えについて問う。 ① 地域独自の物語を発信、特産品の誕生秘話など納税者の感情に訴えるストーリーを作ることについて ② 寄付金の使い道を写真や動画で紹介する事について ③ 体験やつながりを感じる（オンライン）イベントや交流の企画について ④ 生産者インタビューなど、ユーチューブやＳＮＳでの発信について ⑤ あさぎり定期便（仮称）での継続的な寄付について	町長
		3 魅力ある就業・産業の構築について	スマホＲＰＧアプリ「あさぎりクエスト」の今後の持続的活用拡大について 令和７年２月２８日にリリースされた「あさぎりクエスト」は自治体主体で制作された九州初のものでもある。商工観光のみならず、域外の交流・関係人口の創出にもつながるものとして期待しているが今後の展開について問う。 ① 飲食店等とのコラボの推進も含めた、リアルＲＰＧイベントの開催について ② 地域住民を巻き込んでの展開や特産物が当たるＳＮＳキャンペーンについて ③ ふるさと納税の特典にゲームを配布することについて ④ 今後教育や防災などの学習要素を取り入れていく事について	町長
4	（12番議員） 溝口　峰男 **施政方針への質問あり**	1 健康寿命日本一を目指した高齢者eスポーツ普及・推進について	① 近年注目を集めているeスポーツは年齢に関係なく楽しむことができるため、高齢者の新たな娯楽や社交の場としての魅力を提供している。高齢者eスポーツは、認知機能の刺激・健康への効果・新たな挑戦と成長の機会などの特徴やメリットがある。 町政施行20周年記念事業で、eスポーツイベントが開催され児童生徒を含め約600人がゲームを楽しんだが、eスポーツの認識について問う。 ② 各行政区が取り組んでいる百歳体操やいきいきサロンもマンネリ化しリーダーの皆さんも新たな取り組みを模索されている。eスポーツのソフトや機材を町及び社会福祉協議会が購入し行政区に貸し出すことで、新たな区民の参加を促し健康寿命をさらに伸ばすことで医療費の削減につなげていくことはとても重要と考える。 今後、eスポーツの普及・推進を図るには指導員の養成も必要であるが、まずは高齢者eスポーツ学会の協力を得て取り組む考えはないか問う。	町長 教育長

		2 デマンド交通「ほのぼの号」利用の町民の不公平感・地域間格差解消について	① 球磨川鉄道全線開通は、令和8年の夏頃まで延長されている。全線の開通によって産交バスの運行系統の見直しが検討されるとの事だが、早くて7年度内には結論が人吉・球磨地域公共交通活性化協議会で出されることになると考える。しかし、人吉市からの産交バスが、今の計画のようにあさぎり駅が、終点となる確約はない。 協議会の結論が出るまで、町民の不公平感・地域間格差の解消はしない考えか問う。 ② デマンド交通「ほのぼの号」で、町内どこからでも公立多良木病院に行けるように、「実証実験で取り組む事はできる」とのことであるので実施できないか、初回の質問から1年近くになるが進展の兆しがない。 実証実験として、とりあえず築地のコスモスから公立多良木病院までのワンメータ料金を町が負担する（償還払い・現物支給）ことの取り組みを検討したのか問う。	町長
		3 「指定地域共同活動団体」制度の制定について	① 行政区の認可地縁団体の現状とメリットについて問う。 ② 地区防災計画の現状と課題について問う。 ③ 区運営費均等割4万円の内自主防災費1万円・戸数割500円の内自主防災費147円が交付されているが、各区自主防災費が目的に沿って使用されているのか問う。 ④ 自助・共助を重要視した地区防災計画に沿った自主防災活動の充実を図るには、基本資機材や救助用資機材の整備は重要である。 現在の、1万円と147円の自主防災費では十分でなく区民の命は守れない。見直しが必要ではないか問う。 ⑤ 地域活動の後押しをするため、総務省は地方自治法を改正し「指定地域共同活動団体」制度を創設した。条例を制定し町長が指定することで資金を支援したり、お金を払って業務を委託することもできる。地域活動には様々な取り組みがあるが「こども食堂のような住民同士の助け合いや支えあいを後押しする制度。積極的に活用してほしい」と言っている。交付税措置がなされるので、①から④の要件や課題等に対応できるのではないかと考えるが「指定地域共同活動団体」制度の制定を検討できないか問う。	町長 教育長

		4 魅力ある生活基盤の構築について	「南海トラフ地震に対して本町の地域防災力を高め、備えをしなければならない。」とあるが、具体的な施策を伺う。 ① 第一線で、町民の生命財産を守るという崇高な使命を帯びている消防団員の活動拠点である消防団詰所及び格納庫が、40数年も経過し耐震化もされていない施設が数か所ある。特に心配は2階建ての詰め所で、待機中や会議中に地震が発生すれば逃げ出すにも時間がかかり一番に消防団員が犠牲となる事も想定される。また、消防詰所及び格納庫が倒壊すれば町民の生命財産を守る活動に必要なポンプ車や救援に要する資機材も取り出せない。このような状況の中では、消防団員に課せられた使命は果たせられないと考える。 町民の生命財産を守るための消防団活動拠点施設（詰所及び格納庫）整備が、具体的にどこにも示されていないので、しっかりとした備えをするために早急に整備すべきではないか問う。 ② 消防団の部の統合の基準について問う。 ③ 公共施設個別施設計画には、「施設の更新（建替）する場合は、複合施設を検討する」となっている。覚井区のコミュニティーセンター（仮称）に12分団1部の消防詰所が併設された。今後、町は公共施設の官民連携（PPP/PFI）による事業を推進する計画だが、それに類して行政区の公共施設と消防詰所の併設も検討すべきではないか問う。	町長
5	（11番議員） 皆越　てる子 **施政方針への質問なし**	健康づくりについて	① 令和6年6月3日、全員協議会にて説明。広報あさぎり令和６年7月号掲載。あさぎり健康プログラムで新しい健康習慣づくりを掲げ、デジタル健幸ポイント参加者募集！先着５００人、募集期間・参加費・対象者・募集人員を記載。楽しく歩いて、健康にためて、お得にもらおうという取り組み内容であるが、現在の加入状況、測定スポット6か所の利用状況、今後の課題等について問う。 令和6年10月号で、健康ポイント事業のポイント加盟店を募集されているが、その状況についても問う。 ② 広報あさぎり10月号では、令和5年度から10月を「健康づくりチャレンジ月間」という事で、今年度は、10月4日・12日・17日・19日と設定し実施された。前年度・本年度の参加状況等、次年度への取り組み、課題等について問う。 ③ 広報あさぎり令和6年9月号「福祉の広場」では、男性向けの「憩いの場」が新設され、認知症予防、孤立防止と社会参加の促進に繋げるということで、ある地区の「健康マージャン」を紹介された。現在の取組状況等を問う。	町長 教育長

6	（１番議員） 小松　英一 **施政方針への質問なし**	1 中学校部活動の地域移行について	① 移行計画の進捗状況と今後の計画の進め方について問う。 ② 指導者の確保の状況と町及び保護者の費用負担について問う。 ③ 地域移行によって、部活動に参加できなくなる生徒・保護者への対応を問う。 ④ 体育施設の維持管理計画について問う。	町長 教育長
		2 農業支援センターの今後の在り方について	① 農業支援センターの現状（業務内容と職員数、業務従事者数及び収入・支出の状況）について問う。 ② 農業法人化による農地の耕作体制の維持効果について問う。 ③ 国の法人化推進支援政策と今後の農業支援センターの在り方について問う。	町長
		3 職員の働き方改革の取り組みについて	① 新年度における働き方改革への取り組みの内容について問う。 ② 職員が働きやすい環境の創出、離職者を減らすための方策について問う。	町長 教育長
7	（２番議員） 加藤　弘 **施政方針への質問なし**	1 物価高騰対策給付金について	① 「物価高騰対策給付金」の支給時期は、「広報あさぎり」の２月号の１３ページに、通知書以外（確認書または申請書）が届いた世帯は、原則として町が確認書または申請書を受理した日から、１か月を想定しています。と記載されているが、いつ頃になるのか問う。 ② 対象者は何名で、全体の何%か問う。 ③ 今回の物価高では、町民の皆様方全員に必要ではないか問う。 ④ 生活に及ぼす影響が大であるので、第２弾の実施も、避けて通れないのではないか問う。	町長
		2 薬草ミシマサイコ栽培者への支援について	① 令和６年産が、まだ出荷の途中だが、現時点での被害の状況を問う。 ② 今年の高温障害、必要な時期の雨不足等の影響で著しい収量減に対する支援が必要でないか問う。 ③ 契約栽培である相手会社に、町からこの必要性を検討され、支援の働きかけが出来ないか問う。	町長
		3 防犯対策について	① 防犯カメラの役割について、行政として、どういうふうに感じているか問う。 ② 防犯カメラの設置は、現在の犯罪数や内容からして、更に必要ではないか問う。	町長

			③ 各家庭に訪問があった際、玄関ドアのノックやチャイムが鳴った場合、誰かわからず怖くて最近では出れないと殆どの家庭で言われるが、このことについてどう捉えるか問う。 （訪問販売（押し売り）、物品の買い取り、工事見積もり、物色、闇バイト関連） ④ 訪問があった際、初期対応が安心、安全に行えるため、また、犯罪の防止や録画による後日の解決にも繋がるので、「テレビドアフォン」の設置を進め、購入に助成をしたらどうか問う。 （特に高齢者世帯、母子家庭では、チャイムで怯えておられる）	
8	（５番議員） 難波　文美 **施政方針への質問なし**	『住民ファーストの目線』を持ったまちづくりについて	西暦2025年を迎えてもなお、留まる気配のないエネルギーや物価の高騰、そして所得の壁問題など全国的に国民生活は厳しく不安定な状況が続いている。昭和20年以降、約80年間の時代を経て、現在は世界情勢を瞬時にキャッチできる環境が確立されたが、急激な人口減少などにより年々弱体化していく地方自治体は、どのようなビジョンを持って行政運営をしていくのかという点において、自治体間格差が起きているのではないかと危惧される。 町では昨年末に５地区において町政座談会を開催し町民の声を聴かれたが、現在の町政が住民のためにどのように機能し、効果をもたらすと考えているのかを問う。 ① 活気ある住民生活のために ・まちづくりアンケートについて ・社会教育施設（文化ホール、せきれい館、上総合体育館、免田地区体育館、免田地区グラウンド）の利用状況について ・地域おこし協力隊について ② 次世代につなぐまちづくり ・結婚生活支援および子育て環境支援について ・学校給食の完全無償化に伴う食材クオリティの維持について	町長 教育長

目　　次

第１９号（3月１１日）

応招議員 …… 1
出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席した議会書記 …… 1
説明のため出席した者の職氏名 …… 1
議事日程 …… 2
本日の会議に付した事件 …… 4
開　会 …… 6
会議録署名議員の指名 …… 6
定例日の会議日程報告 …… 6
諸般の報告 …… 7
行政報告及び教育行政報告 …… １２
施政方針 …… １４
議案第４２号（提案説明・質疑・討論・採決） …… １８
議案第４３号（提案説明・質疑・討論・採決） …… １９
議案第４４号（提案説明・質疑・討論・採決） …… １９
議案第４５号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ２２
議案第４６号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ２３
議案第４７号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ２４
議案第４８号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ２４
議案第４９号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ２５
議案第５０号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ２６
議案第５１号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ２７
議案第５２号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ２７
議案第５３号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ２８
議案第５４号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ５１
議案第５５号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ５２
議案第５６号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ５３
議案第５７号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ５５
議案第５８号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ５６
議案第５９号（提案） …… ５８
議案第６０号（提案） …… ５８
議案第６１号（提案） …… ５８
議案第６２号（提案） …… ５８
議案第６３号（提案） …… ５８

議案第６４号（提案）　……　５８
議案第６５号（提案）　……　５８
議案第６６号（提案）　……　５８
議案第６７号（提案）　……　５８
議案第６８号（提案説明・質疑・討論・採決）……　５９
議案第６９号（提案説明・質疑・討論・採決）……　５９
散　　会　……　６０

第２０号（3月１２日）

応招議員　……　６１
出席議員　……　６１
欠席議員　……　６１
出席した議会書記　……　６１
説明のため出席した者の職氏名　……　６１
議事日程　……　６２
本日の会議に付した事件　……　６２
開　　議　……　６２
議案第５９号（説明・質疑）　……　６２
議案第６３号（説明・質疑）　……　１２２
議案第６４号（説明・質疑）　……　１２５
散　　会　……　１２８

第２１号（3月１３日）

応招議員　……　１２９
出席議員　……　１２９
欠席議員　……　１２９
出席した議会書記　……　１２９
説明のため出席した者の職氏名　……　１２９
議事日程　……　１３０
本日の会議に付した事件　……　１３０
開　　議　……　１３１
議案第５９号（説明・質疑）　……　１３１
議案第６０号（説明・質疑）　……　１７１
議案第６１号（説明・質疑）　……　１７４
議案第６２号（説明・質疑）　……　１７５
議案第６５号（説明・質疑）　……　１７８
議案第６６号（説明・質疑）　……　１７８
散　　会　……　１８０

第２２号（3月１７日）

応招議員 …… １８１
出席議員 …… １８１
欠席議員 …… １８１
出席した議会書記 …… １８１
説明のため出席した者の職氏名 …… １８１
議事日程 …… １８２
本日の会議に付した事件 …… １８２
開　　議 …… １８２
　一般質問 …… １８２
　　4番　岩本　恭典君 …… １８２
　　13番　永井　英治君 …… １９１
　　6番　加賀山瑞津子さん …… ２０１
　　12番　溝口　峰男君 …… ２０８
散　　会 …… ２１９

第２３号（3月１８日）

応招議員 …… ２２０
出席議員 …… ２２０
欠席議員 …… ２２０
出席した議会書記 …… ２２０
説明のため出席した者の職氏名 …… ２２０
議事日程 …… ２２１
本日の会議に付した事件 …… ２２１
開　　議 …… ２２１
　一般質問 …… ２２１
　　11番　皆越　てる子さん …… ２２１
　　1番　小松　英一君 …… ２３２
　　2番　加藤　弘君 …… ２４４
　　5番　難波　文美さん …… ２５２
　　散　　会 …… ２６４

第２４号（3月２１日）

応招議員 …… ２６５
出席議員 …… ２６５
欠席議員 …… ２６５
出席した議会書記 …… ２６５
説明のため出席した者の職氏名 …… ２６５

議事日程 …… ２６６
本日の会議に付した事件 …… ２６６
開　　議 …… ２６７
日程第　１　事件の訂正請求書について …… ２６７
議案第５９号（質疑・討論・採決） …… ２６７
議案第６０号（質疑・討論・採決） …… ２８４
議案第６１号（質疑・討論・採決） …… ２８４
議案第６２号（質疑・討論・採決） …… ２８４
議案第６３号（質疑・討論・採決） …… ２８５
議案第６４号（質疑・討論・採決） …… ２８５
議案第６５号（質疑・討論・採決） …… ２８８
議案第６６号（質疑・討論・採決） …… ２８８
議案第７０号（質疑・討論・採決） …… ２８８
同意第８号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ２８９
発議第５号（質疑・討論・採決） …… ２８９
発議第６号（質疑・討論・採決） …… ２９０
日程１４　総務建設経済常任委員会の報告について（令和６年度要望第９号） …… ２９０
日程１５　議員派遣について …… ２９１
日程１６　発言取消申出書について …… ２９１
閉　　会 …… ２９１
署　　名 …… ２９２

令和６年度　あさぎり町議会第１０回会議会議録（第１９号）						
招集年月日	令和７年３月１１日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和7年3月11日　午前10時00分		議長	小見田　和行	
	散会	令和7年3月11日　午後 5時22分		議長	小見田　和行	

応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○ 出席　△ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小松英一	○	8	森岡　勉	○
	2	加藤　弘	○	9	豊永喜一	○
	3	小谷節雄	○	１０	山口和幸	○
	4	岩本恭典	○	１１	皆越てる子	○
	5	難波文美	○	１２	溝口峰男	○
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井英治	○
	7	橋本　誠	○	１４	小見田　和行	○

議事録署名議員	６番　加賀山　瑞津子　　７番　橋本　誠
出席した議会書記	事務局長　山本祐二　　事務局書記　溝口久志

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職　氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口俊朗	○	教育長	椎葉勇二	○
	副町長	土肥克也	○	教育課長	林　敬一	○
	デジタル政策審議監	長沼宏季	○	高齢福祉課長	尾方　圭	○
	総務課長	山内　悟	○	健康推進課長	荒川誠一	○
	会計管理者	上田日和	○	農林振興課長	万江幸一朗	○
	企画政策課長	沖松勝彦	○	商工観光課長	深水昌彦	○
	財政課長	伊津野博子	○	建設課長	酒井裕次	○
	税務課長	高田真之	○	上下水道課長	鬼塚拓夫	○
	町民課長	中竹健次	○	農業委員会事務局長	橋本英樹	○
	生活福祉課長	蓑田輝幸	○			

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり

議事日程（第１９号）

日程第　１　会議録署名議員の指名について

日程第　２　定例日の会議日程報告

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　行政報告及び教育行政報告

日程第　５　施政方針

日程第　６　議案第４２号　人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

日程第　７　議案第４３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第　８　議案第４４号　あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　９　議案第４５号　あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１０　議案第４６号　あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１１　議案第４７号　あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１２　議案第４８号　あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１３　議案第４９号　あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１４　議案第５０号　あさぎり町高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１５　議案第５１号　あさぎり町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１６　議案第５２号　あさぎり町川辺川総合土地改良事業推進協議会条例を廃止する条例の制定について

日程第１７　議案第５３号　令和６年度あさぎり町一般会計補正予算（第８号）について

日程第１８　議案第５４号　令和６年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

について

日程第１９　議案第５５号　令和６年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

日程第２０　議案第５６号　令和６年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

日程第２１　議案第５７号　令和６年度あさぎり町水道事業会計補正予算(第４号)について

日程第２２　議案第５８号　令和６年度あさぎり町下水道事業会計補正予算(第３号)について

日程第２３　議案第５９号　令和７年度あさぎり町一般会計予算について

（提案理由の説明）

日程第２４　議案第６０号　令和７年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について

（提案理由の説明）

日程第２５　議案第６１号　令和７年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について

（提案理由の説明）

日程第２６　議案第６２号　令和７年度あさぎり町介護保険特別会計予算について

（提案理由の説明）

日程第２７　議案第６３号　令和７年度あさぎり町水道事業会計予算について

（提案理由の説明）

日程第２８　議案第６４号　令和７年度あさぎり町下水道事業会計予算について

（提案理由の説明）

日程第２９　議案第６５号　令和７年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について

（提案理由の説明）

日程第３０　議案第６６号　令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について

（提案理由の説明）

日程第３１　議案第６７号　あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定について

日程第３２　議案第６８号　あさぎり町農産加工センターの指定管理者の指定について

日程第３３　議案第６９号　令和６年災　林道烏泊線災害復旧工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員の指名について
日程第　２　定例日の会議日程報告
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　行政報告及び教育行政報告
日程第　５　施政方針
日程第　６　議案第４２号　人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第　７　議案第４３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第　８　議案第４４号　あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　９　議案第４５号　あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１０　議案第４６号　あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１１　議案第４７号　あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１２　議案第４８号　あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３　議案第４９号　あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４　議案第５０号　あさぎり町高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１５　議案第５１号　あさぎり町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６　議案第５２号　あさぎり町川辺川総合土地改良事業推進協議会条例を廃止する条例の制定について

日程第１７　議案第５３号　令和６年度あさぎり町一般会計補正予算（第８号）について
日程第１８　議案第５４号　令和６年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
日程第１９　議案第５５号　令和６年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
日程第２０　議案第５６号　令和６年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第３号）について
日程第２１　議案第５７号　令和６年度あさぎり町水道事業会計補正予算(第４号)について
日程第２２　議案第５８号　令和６年度あさぎり町下水道事業会計補正予算(第３号)について
日程第２３　議案第５９号　令和７年度あさぎり町一般会計予算について
（提案理由の説明）
日程第２４　議案第６０号　令和７年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
（提案理由の説明）
日程第２５　議案第６１号　令和７年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
（提案理由の説明）
日程第２６　議案第６２号　令和７年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
（提案理由の説明）
日程第２７　議案第６３号　令和７年度あさぎり町水道事業会計予算について
（提案理由の説明）
日程第２８　議案第６４号　令和７年度あさぎり町下水道事業会計予算について
（提案理由の説明）
日程第２９　議案第６５号　令和７年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明）
日程第３０　議案第６６号　令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明）
日程第３１　議案第６７号　あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定について
日程第３２　議案第６８号　あさぎり町農産加工センターの指定管理者の指定について
日程第３３　議案第６９号　令和６年災　林道烏泊線災害復旧工事請負契約の締結について

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますので令和６年度あさぎり町議会第１０回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は会議規則第１２４条の規定によって６番加賀山瑞津子議員、７番橋本誠議員を指名します。日程第２、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営について議会運営委員会が開催されておりますので、ここで山口議会運営委員長の報告を求めます。山口委員長。

◎議会運営委員長（山口　和幸 君）　改めましておはようございます。それでは、議会運営委員会より報告を致します。３月４日 火曜日 午前１０時より第二庁舎委員会室におきまして議会運営委員会を開催をいたしましたので、その内容を報告いたします。本定例日の会議日程については、御手元に配付のとおり本日より３月２１日の金曜日までとすることと致しました。会議に付する事件について今回は２８案件の提案が予定されておりますが、全ての議案を本会議において審議することと致します。それでは会期中の日程についてお知らせ致します。本日は議案第４２号から第５８号、議案第６７号から第６９号の提案理由の説明と審議採決を行い、議案第５９号から第６６号までの令和７年度一般会計予算及び各特別会計予算の提案のみを行います。１２日と１３日の２日間、当初予算について詳細説明と質疑を行います。１２日は税務課分を除く総務建設経済常任委員会所管課分、１３日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分と致します。今回も各課より説明補助職員として課長補佐の出席を認めておりますので詳細な質疑につきましては、極力この２日間に済ませていただくようにお願いを致します。また役場の人事異動内示により新課長及び新課長補佐予定者も次年度からの準備のため参加致しますので、よろしくお願い致します。各課長をはじめ説明員におかれましては、説明資料の活用などを含めて簡潔で明瞭な説明や答弁を改めてお願いを致しておきます。なお１４日と１９日につきましては、委員会等の開催のため、また１５日１６日は休日のため２０日は祝日のため２１日午前中は各小学校卒業式のため休会を致します。１７日から一般質問を行います。今回は８名の議員の登壇が予定されております。１７、１８日にそれぞれ４名ずつ行いますので簡明で建設的な政策論争が展開されますよう議員各位の御奮闘を期待を致します。最終日の２１日は、令和７年度当初予算の総括質疑と採決を行います。また追加日程や議員発議案件に予定されている場合は、審議のほどよろしくお願い致します。昨年１２月以降に受け付けました陳情書等の取扱いにつきましては、配付した一覧表のとおりであります。その他、議会運営については議会運営の指針の定めのとおりでありますので議員各位の御協力をお願いを致します。以上、議会運営委員会からの報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　従って、本定例日の日程は本日から３月２１日までとします。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第３、諸般の報告を行います。まず私議長より報告致します。抜粋した報告と致します。まずは令和６年１２月１５日 球磨一周駅伝出発式を行っております。６

年１２月１７日 あさぎり中学校中学生一日議会が開催されております。出席者１９名のうち登壇者１３名で質問をしていただきまして、若き主権者の成長を頼もしく思いました。令和６年１２月２１日 国道２１９号整備改良促進期成同盟会が西都文化ホールで行われております。宮崎県側から西都市、宮崎市、新富町、西米良村、熊本県側から人吉市、湯前町、多良木町、あさぎり町、錦町、水上村、五木村、相良村、球磨村から出ております。この中におきまして、国道２１９号の重要物流道路指定による整備促進の要望がなされております。次、令和６年１２月２６日 定例郡議長会が議長会議、副議長合同会議が行われております。主な協議内容としまして球磨郡町村議会と人吉議会との合同研修についてと２番目が令和６年度熊本県町村議会議長会定例総会についての郡提出議題についての説明を受けました。６年１２月２８日 消防団年末警戒出発式が行われまして、私議長も一般の巡回に回っております。この際、柳別府、今井、堀角、神殿原、石坂にお邪魔しました。消防団の皆様の献身的な活動に感謝しております。７年１月４日 あさぎり町２０歳の成人式が行われております。１月５日にはあさぎり町消防団出初め式。飛びまして７年１月８日 郡定例議長会議が行われております。主な協議事項としまして球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて。球磨郡町村議会議長会と人吉議会との合同研修会についてが主な協議内容でございますが、球磨川の整備と道路にめぐる最近の動きにつきましては、球磨村の起鶴橋完成の報告がなされております。７年１月９日 あさぎり町産業活性化新春の集いが行われました。飛びまして７年１月１９日 上球磨消防団連合会放水競技大会に出席しております。あさぎり町４分団２部が優勝、１１分団１部が３位というすばらしい結果を収めていただきました。飛びまして令和７年１月３０日 第５４回全国食生活改善推進協議会「南・賀屋賞」受賞祝賀会にお招き頂きました。食生活改善による健康づくり運動を実践し、他の模範となる団体に授与される最高の賞であるということでございます。大変踊り等が出た賑わいのある祝賀会でございました。飛びまして令和７年２月１３日 定例郡議長会に出席しております。協議事項としまして、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動き。球磨郡町村議長会と人吉議会の合同研修会について。３番目に令和６年度熊本県町村議会議長会定例総会についての打合せがなされております。ちょっと飛びまして令和７年２月２１日 県議長会第７５回定期総会が開催されました。熊本テルサにおいてでございます。主な内容としまして、令和５年度の歳入歳出の決算等、令和７年度の事業計画及び歳入歳出予算が承認されております。宣言も採択されておりますが、内容につきましては、後日タブレットに登載し皆様に配信いたします。飛びまして令和７年３月８日 田頭川河川整備工事着工式に出席致しました。７年３月９日 あさぎり中学校卒業式に参加致しまして、１５８名の皆さんが学び舎を旅立たされました。本日まで受理した令和６年１２月定例日以降の要望書につきましては、御手元に配付ししました一覧表のとおりです。例月現金出納検査報告書は事務局に保管しておりますので閲覧していただきたいと思います。なお１２月定例日以降の指摘事項の報告はありません。以上で議長の報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　次に総務建設経済常任委員会の報告を求めます。なお２月２５日に両常任委員会による連合審査会も開催されておりますので併せて報告を求めます。総務建設経済常任委員会 皆越委員長。

◎総務建設経済常任委員長（皆越　てる子 さん）　皆様、改めましておはようございます。それで

は総務建設経済常任委員会の御報告を申し上げます。令和６年１２月１２日、令和６年１０月１５日雑草等繁茂状況現地１１か所を調査致しました。その結果を踏まえまして、今後の管理について財政課、建設課と協議を行いましたので令和７年度当初予算に計上されているものと確信しております。令和７年１月２０日２１日研修を実施しました。２０日に大分県大分市大野川防災センターで河川港振興課より事業の目的、事業の概要、事業の効果等の説明を受けました。２１日には、佐伯市役所において研修事項としてオーガニックビレッジ宣言について、有機農業推進係の担当者より事前に質問事項１６項目を提出しておりましたので回答とともに推進状況、課題と詳細に説明を受けました。令和７年２月２８日 認定農業者協議会と議会及び農業委員会との意見交換会を実施しました。意見交換テーマと致しまして、１といたしまして地域計画目標地図について。２つ目が農業振興補助金について。３つ目が営農型太陽光施設ソーラーシェアリングについて。各担当者から説明を受け質疑等を行い、閉会致しました。令和７年３月５日 令和７年度主要事業現地調査を実施致しました。上下水道課、農林振興課、建設課に同行をお願い致しまして事業内容の説明を受けました。以上、報告と致します。

◎総務建設経済常任委員長（皆越　てる子 さん）　続きまして連合審査会というようなことで総務建設経済常任委員会及び厚生文教常任委員会でございます。令和７年２月２５日 所管事務内容調査というようなことで１０項目について実施しました。町長、副町長出席のもと総務課、企画政策課、財政課、会計課、観光課、農林振興課、生活福祉課、教育課の担当者の出席を依頼し実施しました。詳細に説明を受けましたので議員理解出来たことと思います。以上、報告と致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に厚生文教常任委員会の報告を求めます。厚生文教常任委員会委員長 加賀山議員。

◎厚生文教常任委員長（加賀山　瑞津子 さん）　おはようございます。厚生文教常任委員会の報告を致します。令和６年１２月１２日、令和７年１月１７日、２月２５日所管事務の調査を行いました。国民健康保険特別会計の運営については４回にわたって調査を行いました。熊本県は令和１２年度に保険料の県下統一を目指しております。国保制度の安定化と加入者間の公平性の実現を掲げ、県内どの市町村に住んでいても同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料となります。あさぎり町が標準保険料率を適用した場合、今後税率のアップが必須となります。委員会では、運営の課題、財政支援の強化、保険料負担の公平化、予防医療の推進等についても審議致しました。審議の結果、町の方向性として、１ 保険料水準の統一に向けた税率アップ、令和８年度から標準保険税率に近い税率で課税。２ 一般会計からの繰入れ、国保財源やむを得ない場合、不足分は法定外繰入れを検討していく。３ 住民への周知、説明、広報紙１月号においてお知らせは１回行ってありますが併せて令和７年度中に具体的な数字を示しながら住民への十分な周知を行うこととなりました。また第５次あさぎり町保健福祉総合計画について、これは住民の健康福祉を支えるための重要な指針となる計画でもあります。住民が安心して暮らせる社会の実現が目的とされています。生活福祉課、健康推進課の２回にわたっての調査を行いました。主な内容は、１ 健康づくり・予防医療。２ 医療体制の整備。３ 高齢者福祉・介護サービスの充実。４ 子育て支援・母子保健。５ 障害者福祉の充実。６ 生活困窮者支援・地域福祉の推進について説明を受けました。また視察については、令和７年１月２０日２１日 福岡県みやま市 デマンド交通につい

て。熊本県荒尾市 図書館事業について。熊本県南関町 社会体育移行について。あさぎり町が抱えている課題、先進地的な取組を実際に現地で視察し、委員会として今後デジタル化や町民サービスのために対応策、解決策に生かしていきたいと思います。以上、厚生文教常任委員会の報告と致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。人吉球磨広域行政組合議員 皆越議員。

〇人吉球磨広域行政組合議員（皆越　てる子 さん）　それでは人吉球磨広域行政組合議会における主な審議等について、次のとおり御報告申し上げます。少し時間を頂きたいと思いますので御了承頂きたいと思います。令和７年２月２７日 第１回定例会が開催され新ごみ処理施設建設に関する案件の説明を受けましたので、そこに至るまでの経緯を少し遡って御報告致します。令和６年１１月２９日 第２回新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会を開催し、議員視察研修結果について各施設先で行った質疑応答集が配付されました。次に新ごみ処理施設整備に伴う事業スケジュールについて。循環型社会形成推進地域計画について。新ごみ処理施設建設に伴う搬入道路について。地元説明会について。執行部から説明を受けた後、項目ごとに質疑を行いました。なお配付された資料に関しては、次回の委員会で再度質疑を行うことを決定しました。令和６年１２月２５日 第３回委員会を開催し前回からの継続協議を行いましたが、委員会からの質疑がなかったため協議を終了しました。次に建設予定地隣接地区への説明会について。隣接地区地元説明会のスケジュールについて執行部から説明を受けた後、項目ごとに質疑を行いました。なお配付された資料に関しては、次回の委員会で再度質疑を行うことを決定致しました。また、これまでの委員会について委員長報告を作成し、次回の委員会で協議を行うことを決定しました。令和７年２月１７日 第４回委員会を開催し、委員長報告案について協議し承認されました。次に前回からの継続協議を行い、委員会から建設予定地隣接地区への地元説明会に関する質疑がありました。次に人吉球磨クリーンプラザ最終処分場の継続使用に関する地元説明会について。新ごみ処理施設建設に関する予算等について。建設予定施設地調査報告書について。執行部から説明を受けた後、項目ごとに質疑を行いました。なお地元説明会に関することについては、継続協議とすることが決定しております。令和７年２月２７日 令和７年第１回人吉球磨広域行政組合議会定例会１日目が午前１０時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。日程第１、議席の指定。日程第２、会議録署名員議員の指名に続き、日程第３、会期の決定では、会期を２月２７日に開会し２月２８日から３月２４日までを休会。３月２５日を閉会とする２７日間に決定しました。議案第１号では、人吉球磨広域行政組合新ごみ処理施設建設検討委員会設置条例の制定について。以下、議案第２号から議案第６号まで進み議案第７号では、令和７年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、議案第８号では令和７年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、この８件の提案理由を一括して理事会代表理事から説明を受けました。なお議案第７号一般会計予算については、新ごみ処理施設整備事業費としてごみ処理施設整備基本計画の策定及び用地測量、地質調査に係る費用、搬入道路整備に係る事業負担金等を計上しているとの説明がありました。続けて議案第６号について執行部から補足説明を受け、質疑、採決を行い原案のとおり可決しました。日程第１４では、同意第１号監査委員の選任につき同意を求めることについては、

新たな議会選出監査委員に田山淳士議員五木村選出ですが選任されました。以上で、定例会１日目の審議を終了し閉会致しました。なお一般質問及び議案第１号から議案第５号の条例関係並びに議案第７号議案第８号の当初予算関係の採決は、閉会日の３月２５日に行うこととなっております。以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告と致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に公立多良木病院企業団議員の報告を求めます。公立多良木病院企業団議員 加藤議員。

〇公立多良木病院企業団議員（加藤　弘 君）　それでは公立多良木病院企業団議会からの報告を致します。令和７年第１回公立多良木病院企業団議会定例会が開催されておりますので御報告を致します。この定例会は２月２６日に会期を１日とし開催をされました。一般質問が２件、議案が７件、同意が１件、慎重に審議をしました結果、全議案いずれも原案どおり可決なされました。主な内容について御報告を致します。まず議案第１号で球磨郡公立多良木病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定は、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限の一部を改正する人事院規則の内容を考慮し、上位法の改正に伴い条例の改正を行うものでありました。次に補正予算に関してでありますが、議案第２号で令和６年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業それから介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算第３号については、入院・外来収益補助金等の調整、各種引当金の調整、その他過不足の調整及び継続費を計上するものでありました。収益的収入が１億２,４８８万円の減額。収益的支出が１億５,１４６万９,０００円の増額。資本的収入８,０８５万２,０００円の減額。資本的支出５,２３１万２,０００円の減額補正となっております。次に令和７年度の予算に関してでございますが議案第３号としまして、令和７年度企業団病院事業それから介護老人保健施設事業、総合健診センター事業会計の予算についてでありますが、収益につきましては総額４９億９,９４１万２,０００円、費用は総額４９億６,１８２万８,０００円、損益が３,７５８万４,０００円の純利益を見込んでの当初予算編成となっておりました。病院事業では、令和６年度実績数値を勘案し純利益を目標としまして１日平均入院患者数が１４７人、外来患者数が４１３人、老健事業では１日平均入所者数が８９人、通所者数が４６人、健診事業におきましては年延べの受診者数が２万６,１２３人となっております。資本的収入につきましては、町村負担金・補助金等で総額４億２,２１８万円、資本的支出では、建設改良費、企業債償還金、投資等で総額６億９,５８６万９,０００円とされました。次に議案第４号として令和７年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計予算につきましては、予算総額が６,２１４万１,０００円となっており多良木町、湯前町、水上村からの町村負担金それから一般管理費等を計上されたものでありました。次に議案第５号として令和７年度球磨郡公立多良木病院企業団病児病後児保育特別会計予算につきましては、予算総額が２,０５１万７,０００円、年間利用者数見込み５９２人となっており自己負担額・町村負担金等を計上されたものでした。次に議案第６号として令和７年度水上村立古屋敷診療所特別会計予算につきましては予算総額が１,４１２万８,０００円、年延べ患者数が１９６人となっており、水上村からの負担金９５０万円等を計上されたものでありました。次に議案第７号として令和７年度槻木診療所特別会計予算補正につきましては予算総額が１,４６５万５,０００円、年間延べ患者数見込みが２７５人となっており多良木

町からの負担金８５０万円を計上されたものでありました。次に同意に関しまして同意第１号として監査委員の選任同意がありました。監査委員のうち識見を有する者として選任している代表監査委員の任期の満了に伴い、監査委員の選任が行われました。なお、今回の予算計上につきましては将来の持続可能な企業団運営を念頭に職員の賞与において１か月分の削減を計上されました。大変厳しい予算の計上ですが、今後の経営状況を鑑み支給を検討するものとされました。次に一般質問では２名の質問がありました。１件が多良木町選出の猪原議員から球磨支援学校跡地の譲受け交渉と活用についてということでした。もう１つが同じく多良木町選出の久保田議員から経営強化プランについて。２点目、御意見・御要望の投函についてということで問われました。以上、公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　次に上球磨消防組合議員の報告を求めます。橋本上球磨組消防組合議員、橋本議員。

〇上球磨消防組合議員（橋本　誠 君）　おはようございます。それでは上球磨消防組合議会の報告を致します。令和７年第１回定例会が２月２２日金曜日に上球磨消防組合消防本部研修室で開かれ、令和７年度一般会計当初予算や条例一部改正・制定など４議案が全会一致で可決しました。一般会計当初予算の総額は歳入歳出それぞれ８億６，４００万円。括弧、前年度比６，６００万円減、括弧閉じとしました。主な歳出は、消防ポンプ自動車購入費９，６６４万４，０００円。東分署空調・照明・給湯設備改修事業５６８万５，０００円。ドローン一式購入費２００万円などです。条例関係では、組合職員の給与に関する条例の一部改正。刑法等の一部改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定などを可決しました。行政報告の中で、中嶽組合長より人吉下球磨消防組合の管理者会議の中で共同分署の位置については、あさぎり町と錦町の境界付近で示され、今後は、両組合管理者組合長と錦町町長、あさぎり町長との４者において協議を進めていくとの報告がありました。以上、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　次に熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を求めます。加賀山議員。

〇熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員（加賀山　瑞津子 さん）　熊本県後期高齢者医療広域連合議会の報告を行います。令和７年第１回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が令和７年２月１２日 熊本自治会館にて行われました。定例会第１号から第１０号中の議案の提案理由の説明の後、質疑を行いました。議案詳細については、御手元のタブレットのとおりです。主なものとして令和６年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算、特別会計補正予算について。議第６号として令和７年度一般会計予算３億６，６１６万６，０００円。前年度から大きく増えたものに指定金融機関への支払い事務手数料があり、前年より５，４２１万８，０００円の増加となっております。議第７号 令和７年度特別会計予算３，３１５億７，０２３万１，０００円。前年度当初より１２７億８，７９９万８，０００円、４％の増加です。通信費、郵便単価及び対象者の増に伴う各種通知件数により４，４２５万円の増となっております。歳出の９８．９％を占める保険給付費、療養給付費令和７年は３，２２１億９，１２４万７，０００円、１３６億８８８万４，０００円の増加となっております。近年の団塊世代が移行したことにより被保険者数の増加によるものが大きいです。令和７年度該当者数が３１万８８３人、昨年度より８，３８２人の増加、２．７

８％増となっております。議第１から議第１０まで反対等の討論もなく、いずれも採択となりました。以上、熊本県後期高齢者医療広域連合議会の報告と致します。

◎議長（小見田　和行 君）　これで諸般の報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第４、行政報告及び教育行政報告を行います。まず行政報告を行います。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　改めまして、おはようございます。令和６年度あさぎり町議会第１０回会議３月定例日の開催にあたり、議員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席賜り誠にありがとうございます。また日頃より町政に多大な御指導御支援に重ねて感謝申し上げます。本定例議会に提出します議案は、計２８案件となっております。どうぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。それでは行政報告を致します。令和６年１２月から令和７年２月までの行政報告について主なものを御説明致します。１ページ目、上から２段目です。１１月２７日から１２月３日にかけて町政座談会を開催しました。町内の５地区において町政座談会を実施し、令和５年度末に策定した第３次総合計画の概要版を説明し、本町が進めるまちづくりに関する質疑応答を行い８７人の参加がありました。２つ飛びまして１２月５日 あさぎり町在宅医療と介護連携のための多職種研修会を開催しました。「最後は家で…を叶えるために私たちにできること」をテーマに２つの事業所から看取りの事例を紹介頂き、東病院 東委員長を座長に多職種でのグループワークを実施し、８８名の参加がありました。次の段です。１２月１０日 第１回避難所運営委員会設置に向けた検討会を開催しました。避難所運営委員会設置を目的として、各関係者と意見交換を行い、防災行政の取組について認識の共有を図りました。次のページになります。上から３段目です。１２月１５日 健幸ポイント交換キャンペーン第２回を開催しました。健幸ポイントデジタル化推進のため、満点カードやデジタルポイントを健幸応援券やデジタルギフトに交換するキャンペーンを行い、６０人の交換者が来場されました。また健幸応援店からの提供品が当たる抽選会を同時開催いたしました。ひとつ飛びまして１２月１７日 第５回定例区長会を開催しました。令和７年申告相談日程他２件の議題について説明・質疑応答を行いました。ひとつ飛びまして１２月１８日 あさぎり町総合農政協議会を開催しました。協議会委員へ委嘱状の交付を行い、その中から会長・副会長の選出を行いました。また農業振興主要事業及び地域計画の策定に係る協議の場の公表について説明を行いました。次のページ、上から２段目です。１２月２８日 消防団年末特別警戒出発式を行いました。出発式の後、本部により各詰所を訪問し、各部において巡回時間を決めて各世帯への火の取扱い注意の啓発、巡回を３日間実施しました。次の段です。１月５日 令和７年度あさぎり町消防団出初め式を開催しました。分列行進を行い、式典では松村参議院議員他から御祝辞を頂き、消防功労者表彰を実施しました。通常点検の後、幼年消防クラブによるアトラクションが行われました。放水競技大会には３４チームが参加し、日頃の訓練の成果を競いました。ひとつ飛びまして１月９日 令和７年あさぎり町産業活性化新春の集いが開催されました。町内の各種団体等が一堂に会し、本町の産業活性化に向けた交流と情報交換が行われました。次の段です。１月１９日 令和７年上球磨消防団連合会放水競技大会が開催されました。小型ポンプの部に第４分団２部 永山・狩所・皆越と第１１分団１部 阿蘇、２チームが出場しました。合計８チームで競われ第４分団２部が優勝し、第１１分団１部が３位に入賞しました。次のペー

ジ、上から２段目です。１月２９日 熊本県豪雨対応訓練を実施しました。豪雨災害における対応手順を確認するとともに情報共有の練度を高め、熊本県や各関係機関との初動対応能力の向上を図りました。次の段です。２月４日 補助金等審議会を開催しました。令和７年度当初予算に係る１７の各種団体補助金等について諮問し、慎重審議のうえ全て適当との答申がありました。ひとつ飛びまして２月９日 あさぎり町のひなまつりオープニングが開催されました。町内のこども園、保育園の演奏や演舞、ダンス教室などが出演し、オープニングイベントが行われました。次のページ、上から５段目です。２月１４日 チョコっと立ち寄り測定会を開催しました。立ち寄り測定会としてベジチェック、随時血糖値測定、体組成測定、野菜３５０ｇ当てクイズを実施しました。検査結果に応じた保健指導を行い、生活習慣を見直すきっかけにしてもらいました。次の段です。２月１８日 第６回定例区長会を開催しました。豪雨対応訓練の成果等について他２件の議題について説明・質疑応答を行いました。以下、入札関係の資料を別紙に添付しておりますので後で御覧頂きたいと思います。以上、行政報告と致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に教育行政報告を行います。教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　おはようございます。それでは１２月から２月までの教育行政について資料に沿いまして、主なものを報告させていただきます。まず１段目、１２月２日 あさぎり町学校規模等適正化審議会先進地視察として、本町の学校規模等の適正化に資するため、令和５年度に義務教育学校となった水上学園にて開校までの経緯や取組を審議委員１０名、事務局４名の１４名で視察研修を行いました。続いて３つ開けまして下から２段目です。１２月１２日 月足さおり出前コンサート、あさぎり町の町民栄誉賞を受賞された月足さおり氏を講師に岡原小学校の児童及び教職員に対して、人権教育の視点も踏まえたコンサートを実施しました。以下、全小学校・中学校の６校、月足さおり氏にはコンサートをしていただいております。その下です。１２月１５日 第７２回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会が錦町をスタートゴールとして実施されました。あさぎり町からは、３チームが出場し、Ａチームが４位、Ｂチームが５位、Ｃチームが１０位と総合力のすばらしさを発揮していただきました。続いて次のページです。上から３段目です。１月４日 令和７年あさぎり町二十歳の成人式を須恵文化ホールで実施いたしました。本年度２０歳になる１６５名を対象に１３５名、８２％が参加頂きました。実行委員が作成した思い出映像の放送の後、実行委員による司会進行のもと厳粛な中にもすばらしい式典が実施されました。その下です。１月２５日から２６日 九州地区スポーツ推進委員研究大会熊本大会が熊本市で行われました。本町から１０年以上勤続された４名の方が功労者表彰を受賞されました。その下です。１月２６日 第３回あさぎり町文化財講座をせきれい館にて前田一洋氏を講師に迎え、方言をもとに御講話頂きました。５３名の受講者に参加頂き、大変好評を博したところです。最下段です。１月３１日 あさぎり町総合教育会議を実施いたしました。学校規模等適正化について、中学校部活動地域移行について、中学校制服について、町長と教育委員による意見交換を実施致しました。次３ページです。上から３段目です。２月９日 第５１回熊日郡市対抗駅伝大会が天草市～熊本市の間で実施されました。本年度から男女混合の１８区間で実施され、本町からは監督１名・選手９名が選出されて、結果８位という大健闘を残していただきました。その下です。２月９日 須恵支部球技大会が須恵小学校グラウンドでグラウンドゴルフ並びにビーチボール大会で実施されま

した。その下です。２月１５日、２月２２日 生涯学習講座「３Ｄプリンターを使ってみよう！」というタイトルで小学校１年生から高校３年生を対象に水上村のオープンラボ「しとらす」から講師を迎え、３Ｄプリンターの仕組み、デザインを考え、最終的に立体物を作り上げる体験講座を開催致しました。その下です。２月１６日 生涯学習講座「小麦粉から作る！ハンバーガー作り体験」として、小学生とその家族を対象にあさぎり町婦人会が講師となってパンとハンバーグをこねる場面から体験してもらう講座を実施致しました。その下です。２月２３日 岡原支部球技大会が岡原小学校グラウンドでグラウンドゴルフ１３チームの参加のもと実施されました。次のページです。同日、深田支部でもグラウンドゴルフ大会が９チームの参加頂き実施されました。以上、教育行政報告を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩を致します。

（休憩）　午前１０時５２分

（再開）　午前１１時０２分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第５、施政方針演説を行います。町長から令和７年度の施政方針を述べたいとの申出がありますのでこれを許可します。（議長。）町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議長より許可を頂きましたので施政方針を述べさせていただきます。少しだけお付き合い頂ければと思います。よろしくお願い致します。令和７年度施政方針。本日、令和６年度あさぎり町議会３月定例日が開会され、令和７年度一般会計予算案をはじめとする各議案の御審議をお願いするにあたり、あさぎり町政運営に向けての所信の一端と主要施策の概要について述べさせていただきます。なお、施政方針は、第３次あさぎり町総合計画に掲げる取組の推進を前提とし、所信表明における重点施策に基づき、令和７年度に特に力を注ぐ取組の方向性についてお示しさせていただきます。政府は、令和６年１２月６日に閣議決定された令和７年度予算編成基本方針において、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指して、経済、物価動向に配慮しつつ、防災・減災及び国土強靱化、「こども未来戦略」に基づくこども・子育て支援の本格実施、「投資立国」の実現に向けたＧＸ投資推進、半導体産業基盤強化に継続して取り組むなど、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成を行うとされています。また、併せて示された令和７年度地方財政対策では、社会保障関係経費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、様々な行政課題に対し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、交付団体ベースで令和６年度を上回る額が確保されていると報じられています。一方、県では、「くまもと新時代共創基本方針」を策定し、「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来

を共に創る」を基本理念と定め、令和７年度は「こどもまんなか熊本」の実現に向けた取組みや、半導体関連産業の集積促進による波及効果の最大化をはじめとした県政発展に向けた必要な取組を着実に推進していくこととされています。令和７年は日本が高齢化の新たなステージに入ると言われています。団塊の世代が７５歳以上の後期高齢者となり、その割合はおよそ５人にひとり、さらには３人にひとりが６５歳以上となる見通しであり、医療・介護需要が今後急増すると見込まれています。その一方で、社会を支える生産年齢人口が減少し、今後、社会へ大きな影響を与えると考えられています。すでに各種産業、学校、病院、地域において、担い手不足が顕在化し、日常生活への影響も大きくなっています。令和５年度に公表された国立社会保障、人口問題研究所の将来人口推計によると、あさぎり町の人口は４０年後には７,０００人と現在の約半数になると見込まれています。この流れを変えていく施策が今後重要であり、人が減り続けるこれからの社会にどう対応していくか、まちを持続させていくためにどのような対策をとるべきか、人口減少、少子高齢化への対応は、最重要課題として引き続き全力で取り組んでいかなければなりません。令和７年度は、第３次総合計画基本計画の前期４年の２年目を迎えます。その中で課題をしっかりと見極め、議会、町民の皆様と連携により一体感を高めながら推進していきたいと思います。本町の令和７年度予算は、人口減少や少子高齢化が急速に進む中において、今こそ積極的な財政運営を行い、「人が集い、支えあう未来へつなぐ『あさぎり町』」の実現を目指すことが必要であると考えました。具体的には、子ども・子育て支援のための保育料の無償化や修学旅行補助の拡充、防災・減災のための伊賀川改修や鍋塚排水路の拡幅工事、ＤＸ推進のための電子決裁システムの導入や自治体情報システム標準化対応、物価・原油価格高騰対策のための農林業資材高騰対策支援や生活応援券の給付などについて、積極的な取組を行うこととしました。その結果、財源不足も懸念されたところですが、住民の福祉の増進のため必要な投資と考え、例年以上に財政調整基金を取崩し、活用することで対応することとしました。魅力ある就業産業の構築。町の基幹産業である農業の課題の一つである労働力不足を補う組織への支援とともに、今後を見据えた農畜産業のスマート農業を推進するため、ＡＩロボット、ＩＣＴ技術等を活用したスマート農業機械の導入に要する経費の支援を行うことで、町内の農業の維持・活性化及び効率化を図っていくことが必要であると考えています。また、農業者の経営安定や生産の維持・拡大を図るため、様々な自然災害や市場価格の下落等の影響から、需要減少や販路の喪失等によって農業者の収入が減少にも対応できるよう、収入保険制度への加入促進も継続します。近年の集中豪雨や台風による大雨時に、灌漑用水路である百太郎溝や幸野溝が溢水し、農地や宅地等に流入している被害を軽減するため、鍋塚排水路拡幅工事及び仁王地区取水堰改修工事に取組みます。林業につきましては、林業従事者の確保及び事業体の経営継続を図るため、林業従事者の労働環境等の整備を中心に、林業振興基金を活用し課題解決を図っていきます。また、激甚化する山地災害等への対応や森林が持つ公益的な機能が発揮できるように、関係機関との連携強化を図りながら町有林を適正に管理していきます。商工業につきましては、中心市街地の活性化に向けて、あさぎり駅周辺の賑わいを創出するために、官民が連携し共創するプラットフォームの構築を目指します。また、商工業の振興策として振興補助金を継続し、事業者への支援、事業承継、起業を推進し、地域産業の継続・育成を支えていきます。観光振興につきましては、令和６年度に観光客の誘客や

町のＰＲのために、スマホＲＰＧアプリ「あさぎりリクエスト」を製作しましたが、アプリのダウンロード数とともに、参画事業者を増加させる取り組みにより経済効果を生み出していきます。また、域外との交流・関係人口を創造し、ワーキングホリデー事業を実施して移住体験から定住につながる効果を図っていきます。魅力ある健康福祉の構築。今後、直面する人口減少や少子高齢化などの社会情勢に対応するためには、健幸な町づくりを推進し、町民が健康増進や介護予防に取り組むことで健康寿命を延ばすことが今後さらに重要になります。第３次総合計画に掲げているように、健康長寿を推進するため、より実効性を持つ取組みを充実させていきます。昨年から、重層的支援体制の整備に着手をしてきましたが、さらに「包括的な支援体制」を構築できるようにするために生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用して、「移行準備事業」及び「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」に取り組みます。このことで、高齢、障がい、子ども、生活困窮等の各福祉分野の機関で連携して支援する体制を構築することにより、課題を抱える人に寄り添った長期的、継続的な支援を行っていきます。令和６年度より産後ケア事業を開始していますが、産後も安心して子育てできる支援体制を充実するために、産婦の１か月健診とあわせて、新たに乳児１か月健康診査の費用も助成することにより、子どもの健康状態や育児の相談等、安心して産み育てることができる支援体制を充実していきます。子育て環境整備事業としまして、国・県の保育料及び副食費の無償化対象外の世帯についても町独自の無償化を行うことで、子育て世帯の負担を軽減し、支援体制の充実を行っていきます。また、就学前教育・保育施設の整備としまして、雨漏りやフローリングの傷みなど老朽化が進んでいる須恵保育園の大規模改修に助成します。介護人材不足により、介護が必要な方がサービスを受けることができないという制度運営の根幹を揺るがす現実が目の前に迫っている現状です。その中でも、ケアマネジャーの不足は深刻であり、現時点からケアマネジャーを含む介護人材の確保に取り組む必要があります。そこで、町内で働くケアマネジャーの資格取得・維持の促進、事業所の負担軽減を図る目的で独自支援を行います。救護施設しらがね寮は昭和４３年にあさぎり町（旧上村）で開設され、これまで身体上または精神上著しい障害があるために、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者が入所され、生活扶助を公設の救護施設として運営してまいりました。しかし、将来的な入所者への福祉サービスの水準の維持・向上のために民間移譲を進めています。スムーズな移譲に向けて取り組んでいきます。魅力ある生活基盤の構築。近年は特に猛暑や豪雨、大型台風な、気候変動の影響を体感する日が増え、また、昨年８月の日向灘沖を震源とする地震により、改めて、南海トラフ地震に対して本町の地域防災力を高め、備えをしなければと強く感じています。現在の総合防災マップは、令和２年度に作成しており、最新の情報を反映された防災マップを作成し、全世帯へ配布することで、町民の防災意識の向上を図っていきます。球磨川流域治水の取り組みとして、熊本県が進めている井口川左岸の遊水機能を有する土地の確保や田頭川河川整備工事等、国、県と連携して対策を進めることで流域住民の安全安心の確保に努めます。伊賀川の河川改修については、緊急自然災害防止対策事業債を活用して、拡幅、嵩上げすることにより、水害リスクの軽減を図ります。また、令和２年７月豪雨や令和４年９月の台風１４号等で被災した町道、河川の復旧も継続して取組んでいかなければなりません。「あさぎり町水道施設再編整備計画」に基づき、令和６年度から実施している岡原地区配水ポンプ場から既設配水管まで

の配水管を新設します。また、「あさぎり町水道施設再編整備計画」の修正を行い、上地区にある表流水を水源とする緩速ろ過施設の見直しを行い、自然災害に対する施設の強靱化を図ることで安心・安全な水道水の安定供給を図っていきます。安全で安心な道路整備の推進として、通学路の安全を確保するための歩道整備、道路利用者の利便性・安全性の向上のための道路改良、老朽化した橋梁の点検や舗装補修を計画的に進めていきます。また、人吉球磨地域におけるサイクルルートと連携し、町内を周遊できるコースの整備を進めていきます。現在の屋外放送設備は、平成２１年度に整備を行ったＩＰ告知システムでありますが、令和７年３月３１日でメーカーのサポートが切れることや鋼管柱などの老朽化によりシステム、設備を更新する必要があります。現在は防災ラジオやあさぎりナビなど多くの情報提供手段が整備されていることから、スピーカーを高性能にしつつ、局数を大幅に減らして更新を行っていきます。議会でも度々御質問頂いております旧庁舎跡地をはじめとする未利用公有財産の活用につきましては、昨年１１月に公有財産利活用方針を定め、「まちづくりにつながる利活用・民間事業者による利活用・地域の意向を踏まえた利活用」この三つの基本方針により進めていくこととしました。令和７年度には地域住民の交流促進や交流人口の増加、定住につながるきっかけづくりとなるよう、具体的な跡地等の活用方策の検討を始めます。ＰＰＰ/ＰＦＩの推進を担うために、財政課内に新たに組織を設置し、町と民間活力が連携することにより、町財政の負担を軽減しながら、町民全体の利益となる活用手法を探ってまいります。魅力ある教育・文化の構築。あさぎり町も人口減少、少子高齢化に伴い、児童生徒数の減少が教育現場に与える影響が大きくなっています。そうした中で学校の適正規模、適正配置など、これからの学校の望ましいあり方を皆様と真摯に向き合っていかなければならないと強く感じています。地域づくりの基礎は教育であり、未来を担う子どもたちが心身ともに健康で、豊かな心を育んでいただき、輝き続けてほしいと思っています。あさぎり中学校の管理棟他４棟は築４２年を経過し、これまで屋根改修以外の大規模改修が実施されておらず、外壁タイルの浮きや剥離、内装の劣化、そして破損、電気・機械設備の老朽化が目立ちますので、生徒の学習環境並びに教職員の職場環境の改善と安心安全な教育環境の確保を図ります。修学旅行は教育的・社会的・文化的な間様々な観点から、重要な学校行事の一環として実施されています。近年の物価高騰等により、宿泊費や交通費等が高騰し、保護者への負担が大きくなっていることから、経済的負担の軽減と児童生徒の校外学習の機会の確保のために補助金を拡充します。生徒数の減少が進んでいる南稜高校の活性化、魅力化を進めるために、高校と関係機関との連携・協働を中核となって推進する専門人材であるコーディネーターを配置して、地域との連携強化を図る体制づくりを行っていきます。本目遺跡（免田下乙）の発掘調査から３０周年を迎えます。そこで、記念事業として、本目遺跡出土品の展示に併せて、熊本市博物館に寄託している国指定重要文化財「肥後国免田才園古墳出土品」の里帰り展示を行い、両遺跡の出土品の周知を図ります。計画の実現に向けて。重点支援地方交付金の基本的な考え方は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であり、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業として、令和６年度は住民税非課税世帯への給付金や施設園芸燃油価格高騰対策支援事業等を実施してきましたが、令和７年度も生活応援給付金給付事業を町民１人５，０００円と１８歳以下には５，０００円をプラスして実施するほか、農林業者に対

しまして資材等高騰対策支援を実施していきます。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和７年度末までに基幹業務のシステムの標準化に対応する必要があります。システムの改修を着実に実施する運用の最適化を行うことで費用の低減を図ります。また、地域社会及び行政のデジタル化を推進するために、令和６年３月に策定したあさぎり町地域ＤＸ推進計画の着実な実施に引き続き取り組み、多様な地域課題の解決や生活の質の向上に努めてまいります。本年度は文書管理電子決裁システムを県内１１自治体との共同運用で導入し、業務の効率化を図ります。また、納付書による町税や公共料金の支払いをコンビニエンスストアで行えるよう料金収納の仕組みを整えることで、利便性向上や徴収率の改善を目指します。人の改革として、県との連携強化及び職員の資質向上を目的とし、相互の職員の派遣、職員研修による組織全体のスキルアップにより、行政需要等に的確かつ迅速に対応するための効果的な組織機構の構築を目指していきます。編成しました令和７年度当初予算は、一般会計１２９億５,８８５万９,０００円、前年度予算比５.７％、７億１４４万５,０００円の増となります。第３次総合計画に掲げる目標達成を実現すべく、町税やふるさと納税等の自主財源の確保、国・県の補助事業や、財源的に有利な地方債の活用に努めてまいります。町民の皆様お一人お一人が自信と誇りを持って暮らせる「あさぎり町」を実現するために、各種施策に着実に進めてまいります。議員各位並びに町民の皆様におかれましては、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。令和７年３月１１日 あさぎり町長 北口俊朗。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第６、議案第４２号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第４２号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、地方自治法第９６条第２項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例第２条第３号の規定により、議会の議決が必要であるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松企画政策課課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。それでは議案第４２号について御説明させていただきます。議案の４ページをお願い致します。新旧対照表になります。別表第１の（１）生活機能の強化に係る政策分野の６ その他の欄における甲の役割の欄を改正後（案）のとおり改正するものであります。次に、その下の別表第２（２）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の１ 地域公共交通の欄ですが、取組内容、甲の役割、乙の役割、次のページ５ページをお願い致します。それぞれの欄に新たに文言を追加し、改正するものでございます。今回の改正点と致しましては、の目的としましては、生活機能の強化の部分の政策分野におきましては、人吉の役割のところに消費者教育業務を新たに追加したものでございます。また、別表２の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野におきましては、現在くま川鉄道で進めております鉄道再構築の実施計画書を作成しておりますが、これを策定し認定を受けるためには、この地域共生ビジョンに位置づける必要があるとのことから今回改正を行うものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第４２号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第４２号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第７、議案第４３号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第４３号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるために提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　それでは議案第４３号につきまして説明致します。今回の改正につきましては、令和４年６月１７日公布の刑法等の一部を改正する法律により懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることにより当町における関係条例の一部を改正するものでございます。５ページの新旧対照表を御覧ください。あさぎり町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第５条第１項中 禁錮を拘禁刑に。次の６ページ、あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第７条第３号及び第４号中 禁錮を拘禁刑に。次の７ページ、あさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例第７条第３号及び第４号中 禁錮を拘禁刑に。次の８ページから９ページのあさぎり町一般職の給与に関する条例第２７条第３号及び第４号、第２８条第１項第１号及び第３項第１号中 禁錮を拘禁刑に。次の１０ページ、あさぎり町消防団条例第４条第１項中の禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。次に１１ページ、あさぎり町行政不服審査会条例第９条中 懲役を拘禁刑に。次の１２ページ、あさぎり町個人情報に関する法律施行条例 附則 第６項及び第７項中 懲役を拘禁刑に。次の１３ページ、あさぎり町個人情報保護審査会条例第１０条の懲役を拘禁刑に改めるものでございます。３ページをお願い致します。附則としてこの条例は、令和７年６月１日から施行するとしております。その下には罰則の適用等に関する経過措置等を次の４ページにかけて記載しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第４３号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第４３号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第８、議案第４４号あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第４４号あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり

町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。令和６年８月８日に出された人事院勧告及び同年１０月１１日に出された熊本県人事委員会勧告に鑑み、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　それでは議案第４４号につきまして説明致します。今回の改正につきましては昨年の人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告と同様の改正を行うため、関係条例を一括して改正するものでございます。主なものとして扶養手当月額につきまして段階的に見直しを行うものでございます。また地域手当、住居手当、通勤手当などの見直し。一般職の期末勤勉手当につきまして年間支給月数は4.６０月分として変更はございませんが6月と１２月の支給月数をそれぞれ2.３月分とするものでございます。また一般職給料表について給与制度の見直しとして３級から６級の初号近辺の号俸をカットして、各級の初号の額を引き上げることとしております。１４ページの新旧対照表をお願い致します。改正内容まず第１条関係で、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例第１１条扶養手当について第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰上げ、第３項中及び第３号から第６号までのいずれかに該当する、をに該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については、１人につき１万3,０００円に改め、扶養親族の次にたる父母等を加え同項第２号に該当する扶養親族（以下、「扶養親族たる子」という。）については、１人につき１万円を削り、特定期間に、を当該期間に改め、同条に次の次に、同条に次の記載のとおり、第１項を加えるものでございます。次に１５ページをお願い致します。第１２条を削除し、次の１６ページ第１２条の２ 地域手当について第２項第３号中１００分の１５を１００分の１２に改め、同項第４号中１００分の１２を１００分の８に改め、同項第５号中１００分の１０を１００分の４に改め、同項第６号から第７号を削るものでございます。次に１７ページ中ほど第１２条の３について本文のとおりに改め、次１８ページ第１号を記載のとおりにあるため第３号を記載のとおり加えるものでございます。次に第１３条 住居手当について、第１項第２号を記載のとおりに改め、第１４条 通勤手当については、第１号第１項第１号を記載のとおりに改め、次１９ページ、第１４条第２項第１号を記載のとおりとし、次２０ページ、同項第３号及び第１４条を第３項について改め、次２１ページ第１４条第４項を記載のとおりに改め、次２２ページ第４項の次に記載の第５項を加えるものでございます。第１５条 単身赴任手当について第３項、次２３ページ第２４条管理職員特別勤務手当の第１項から第３項第１号を改め、次２４ページ第２５条 時間外勤務手当等に関する規定の適用除外について第２項を改め、第２６条を第２項について６月に支給する場合には１００分の１２２.５、１２月に支給する場合には１００分の１２７.５を１００分の１２５に改め、第２６条第３項を記載のとおりに改めるものでございます。次に第２９条第２項第１号について勤勉手当の支給割合につきまして、次の２５ページ、６月に支給する場合には１００分の１０２.５を、１２月に支給する場合には１００分の１０７.５を１００分の１０５に改め、次に第２号で定年前再任用短時間職員の規定について、、６月に支給する場合には１００分の４８.７５、１２月に支給

する場合には１００分の５１.２５を１００分の５０に改めるものでございます。次にこのページから３０ページにかけまして、第３条で定めております別表第１一般職給料表について改めるものでございます。３１ページをお願いいたします。第２条関係で、あさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第３条第１項を改め、第４条第２項及び第３号給与に関する特例の特定任期付職員業務業績手当に関する条文を削り、第５条 一般職員給与条例の適用除外等において３２ページにかけて勤勉手当の支給について規定するものでございます。次に９ページをお願い致します。附則でございます。第１条 この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。第２条では号級の切替え、第３条では切替え日前の移動者の号給の調整、第４条では令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置、第５条では規則への委任を定めるものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、ちょっと確認の意味でお尋ねをしたいと思います。２５ページでございますが、別表第１の改正。私ここ２年ほどの人事院勧告を見て、ずっと新規採用職員さん、要するに若い世代の給与改定行われている。今あの採用状況等ですねそういう方向に行くこと自体は何ら異議ないし納得をしていたんですが、私この部分をちょっと人事院勧告の中で入っていたんだろうと思いますが、ちょっと私の中では抜け落ちてまして。こういうやり方してたら若い世代から中堅層が追い上げられて、給与的にですね、何かアンバランスになるんじゃないかなというなそういった懸念を私個人的な勝手に思っておりました。その部分を、要するに中堅以上のですね、方の給与改定についても若干これで何ていうかな修正をかけるというか、そういう解釈をこの第１表の別表第１についてはですねそういう理解をしてるんですが、運用上もそういう形になって結果的に私が今言いましたような、何ていうかな、若年層の給与が上がっていって、中間層以降が余りアップ率がないから今この現時点でですねそれちょっと若干修正すると、そういう理解を私してるんですが、そういう解釈で、この別表第１の改正については、それでよろしいでしょうか、ちょっと確認だけさせてください。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。この２５ページ別表第１の改正はですね、先ほども述べましたが３級から６級までの５級の上のほうをカットするということでして、全体的な給与のアップにつきましては、昨年の人事院勧告でアップが若い者を主にアップしております。今回のこのカットの部分につきましては、在職者はですね、金額は変わらないところに読み替えるということですので、今の上位のほうにおる職員は昇給した時には上がりますけど今在職している職員の額については変更はないということになっております。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　現時点で即こうするということじゃなくて、ですから今おっしゃった、今後のですね運用というか、格付というか、その中で私がさっき言ったような趣旨の変更というかですね、結果、結果的に今から近い将来というかですね、今後運用でこの表が上がっていくというかそういう形になります。なってるんですね、上を切ってるわけだからですね。とい

うふうな理解をしてるんですが。今すぐ変わらなくても今後そうなっていくということでよろしいですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　今から３級からずっと６級までありますけども、そこに昇格昇給される職員についてはそういうふうになるということでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第４４号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第４４号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第９、議案第４５号あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第４５号あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。一般職の職員の給与等改定に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　議案第４５号につきまして御説明いたします。今回の改正につきましては特別職職員で常勤の町長、副町長及び教育長の期末手当につきまして、一般職の給与改定に伴い関係条例を一括して改正するものでございます。内容としましては期末手当につきまして、６月と１２月の支給月数を１００分の１２５とするものでございます。３ページの新旧対照表をお願いいたします。改正内容はまず第１条関係で、あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第６条第２項について６月に支給する場合には１００分の１２２.５、１２月に支給する場合には１００分の１２７.５を１００分のを１２５に改めるものでございます。次に４ページをお願い致します。第２条関係で、あさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例第６条を第２項について、６月に支給する場合には１００分の１２２.５、１２月に支給する場合には１００分の１２７.５を１００分のを１２５に改めるものでございます。次に２ページをお願い致します。附則でございます。条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第４５号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第４５号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで休憩を行います。再開は午後１時半と致しま

す。

（休憩）　午前１１時５４分

（再開）　午後　１時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１０、議案第４６号あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第４６号あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。議案第４６号につきまして説明致します。今回の改正につきましては育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正によりまして、育児期間中の勤務時間の制限及び介護休暇等の改正を行うため関係条例の一部を改正するものでございます。４ページの新旧対照表を御覧ください。あさぎり町職員の勤務時間休暇等に関する条例第８条の４　育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、第２項中３歳に満たない子を小学校就学の始期に達するまでの子に改め、同条第４項中　３歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより当該子を養育とあり、及びに改め、次５ページをお願い致します。第１５条 介護休暇 第１項中定めるものの次に（第１５条の３第１項において「配偶者等」という。）を加え、次に第１５条の２の次に第１５条の３として配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等、次６ページをお願い致します。第１５条の４として勤務環境の整備に関する措置を加えるものでございます。３ページをお願い致します。附則として、この条例は令和７年４月１日から施行するとし、次条の経過措置の規定は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第４６号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第４６号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１１、議案第４７号あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第４７号あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　議案第４７号につきまして説明致します。今回の改正につきましては、主に退職報償金と永年勤続報奨金に関しまして、団員の処遇改善を図るため新たに３５年以上の区分が追加されることにより、関係条例の一部を改正するものでございます。３ページの新旧対照表をお願い致します。第１４条 公務災害補償、及び第１５条 退職補償金について関連する条例名を記載のとおりに改め、次に第１６条第１項ただし書中 消防補償等を熊本県市町村総合事務に改め、年数の次に（３５年以上を除く）を加え、同条第３項中 消防補償等を熊本県市町村総合事務に改め、３０年以上の次に３５年未満を加えるものでございます。２ページをお願いいたします。附則としましてこの条例は、令和７年４月１日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第４７号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。賛成多数です。したがって議案第４７号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１２、議案第４８号あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第４８号あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田生活福祉課課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　議案第４８号について説明をさせていただきます。本条例改正は上位法令の改正によるものでございますが、連携施設確保に関する条例の追加と経過措置の延長を行うものでございます。４ページをお願い致します。新旧対照表にて説明をさせていただきますが、第３７条第１項中の第４２条第３項第１号と記載の部分を第４２条第３項と改め、第４

２条第２項、２段目の第５項を第７項に改めます。５ページをお願い致します。第４２条第１項第１号の最後「支援を行うこと。」とあるところを支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する、ことに改めます。第４２条第２項から６ページ第３項、第４項、第５項で連携施設の確保が困難な場合の追記を行います。７ページをお願い致します。附則第５条につきまして、施行の日から起算して５年、とあるところを、施行の日から起算して１５年と改めます。３ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は、令和７年４月１日から施行する。説明は以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第４８号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第４８号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１３、議案第４９号あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第４９号あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい。では、議案第４９号について説明をさせていただきます。本条例改正は上位法令の改正によるものでございますが、改正の内容としましては、栄養士の配置に関して、栄養士免許を有しない管理栄養士の配置であっても要件を満たす内容の改正と連携施設確保に関する条例の追加、経過措置の延長を行うものでございます。４ページをお願いいたします。新旧対照表にて説明をさせていただきます。第６条第１項第１号の最後の部分「支援を行うこと。」とあるところを支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施することと改め、５ページをお願い致します。第６条第２項、第３項、第４項、６ページをお願い致します。第５項で、連携施設の確保が困難な場合の追記を行います。７ページをお願い致します。第１６条第１項第２号で栄養士と表記の部分を栄養士または管理栄養士と改め、附則第３条では、施行から起算して５年とあるところを、施行日から起算して１５年と改めるものでございます。３ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は令和７年４月１日から施行する。以上、説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第４９号を採決し

ます。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第４９号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１４、議案第５０号あさぎり町高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第５０号あさぎり町高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。高齢者コミュニティセンター使用料の免除要件を見直すことにより、申請者の手続の利便性向上を図るため本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　議案第５０号について説明致します。今回の条例改正につきましては、提案理由のとおり高齢者コミュニティセンター白寿荘の使用料免除要件を見直し、申請者の手続の利便性を図るため条例の一部改正を行うものであります。新旧対照表で説明します。３ページをお願いします。第６条第３項を第２項に改め、名簿提出の条件削除と全てが高齢者という条件を、おおむね６５歳以上の高齢者で構成される団体等に改正しております。なお、おおむね６５歳以上の高齢者の考え方につきましては、６割以上と設定し、申請書に免除要件の記載をするなど利用者への周知を確実にしていきます。また、現行第２項の町長が必要と認めた場合の条文を第３項に改め、別表の午前・午後・夜間の区分に時間を明記しております。２ページをお願いします。附則としましてこの条例は令和７年４月１日から施行となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　おおむねという言葉をですね、使われておりました。で、先ほどの説明では６５歳以上６割という説明でございましたけども、上地区婦人会はですね、あそこで総会をしたり、健康教室ともですね、他所の地区から講師を招いて健康教室をしております。ですから、ちょっと６割で婦人会の総会をするということになると６５歳以上いくらのお金を出さないといけないかなそんな懸念がしましたので、そこら辺のところをちょっと御説明頂ければと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい、おおむねと設定させていただいておりますが、取扱い指針のほうで定めまして、今年度はこの６割でスタートしたいと考えております。あくまでも高齢者コミュニティ施設でありますので、現状としましては６割を設定したいと考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい、コミュニティセンターのですね使用料もちょっと減収な傾向にあると思いますんでその辺のところは分かりますけども、この使用料についてもです

ね、御検討頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい、今後この利用の状況を確認しながら料金等の検討もさしていただければなと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんでしょうか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第５０号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第５０号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１５、議案第５１号あさぎり町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第５１号あさぎり町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　それでは議案第５１号について説明致します。今回の改正につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則の改正により、水道工事監督者及び水道技術管理者の資格要件等について見直されたため、本条例の改正を行うものとなります。５ページをお願いします。新旧対照表です。右側、改正後の第３条が敷設工事監督者の資格基準となっております。第３条の第１号から７ページをお送りします。７ページ４行目の第１１号まで各号とも資格要件の改正。それから追加、実務経験年数が改正前の２分の１になっております。その下、９行目の第４条が水道技術管理者の資格に関する改正で、第１号から９ページ第８号までの改正となっており、こちらも敷設工事監督者と同様に資格要件、経験年数について同様の改正となっております。ページ戻りまして４ページをお願いします。１番下、附則としましてこの条例は令和７年４月１日から施行することとしております。説明は以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第５１号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第５１号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１６、議案第５２号あさぎり町川辺川総合土地改良事業推進協議会条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第５２号あさぎり町川辺川総合土地改良事業推進協議会条例を廃止

する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。国営川辺川総合土地改良事業が完了したため本条例を廃止する必要がある。よって地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。それでは議案第５２号について御説明申し上げます。次のページをお願い致します。令和４年度をもって国営川辺川総合土地改良事業の完了に伴いまして、令和７年２月１０日に開催されました町村長で組織する土地改良事業行政連絡会議において、関係町村一応に廃止することが決定されましたので提案をするものです。なお、附則としてこの廃止条例を公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。この条例が廃止されること自体はですね今の状況から見てやむなしと考えます。今課長が御説明あった正式名称はあれですけど、要するに行政連絡会議ですか。それにそれそのものかあるいはそれに準じたようなですね、そういった何ていうかな、このもともとのこの川辺川地区の今後の農業振興とかいろんな対策についての何かそう検討というか協議をする場面はまだ何らかの形で残るのか、それともそれも全くなくなってしまってですね、ただ、ただのて言うかもう一般の地域と同じような扱いになるのか。その付近をちょっと確認をさせていただきたいと思います。私の考えでは何かの形でですね、やっぱそういうのはあってしかるべきじゃないかなというイメージがあるもんですから、その点お願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。この条例の廃止につきましてはですね、町内の町の条例の廃止ということで、川辺川の行政連絡会議、町村長数等で組織をされますがそれについてはまだ残るということで国、県それから町の体制で協議をするものについては、そのまま継続して残っていくという状況になります。ただ住民の方から直接お話を伺う機会というのがこの条例の書いてあります趣旨でありまして、そこについては、一応事業の完了に伴いまして廃止をされるということです。それから、この川辺川地区のですね営農につきましては、同じく国、県でですね、サポート事業っていうのがありますが、それで例えば国のこし対策であったりですね、そういったものを協議されて、もちろん行政も参加して協議をしながらですね、そういった対策をしていくと、引き続き行っていくということでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ございませんですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第５２号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第５２号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１７、議案第５３号令和６年度あさぎり町一般会計補正予算第８号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第５３号令和６年度あさぎり町一般会計補正予算第８号について提

案致します。令和６年度あさぎり町の一般会計補正予算第８号は次に定めるところによる。第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３億３，７９５万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３１億７，３８３万４，０００円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい、議案第５３号について御説明申し上げます。２ページの続きを読み上げます。第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。第２条 繰越明許費の追加及び変更は第２表 繰越明許費補正による。第３条 債務負担行為の追加及び変更は第３表 債務負担行為補正による。第４条 地方債の変更及び廃止は、第４表 地方債補正による。７ページをお願いします。第２表 繰越明許費補正です。今回の補正で追加１５件及び次のページとなりますが、変更２件について翌年度への繰越しをお願いするものです。内容につきましては、それぞれ担当課より説明致します。次９ページをお願い致します。第３表 債務負担行為補正です。今回の補正で追加６件及び変更２件につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものです。詳細につきましては担当課より説明致します。次のページをお願いします。第４表 地方債補正です。起債の限度額を変更するものが７事業、廃止するものが１件でございます。詳細につきましては、担当課より歳入の説明の際に説明致します。次１３ページをお願い致します。歳入です。財政課所管分について御説明致します。まず２枠目の目１地方交付税の普通交付税につきましては、今回の補正の財源調整により追加するものです。次１９ページをお願い致します。２枠目の目１不動産売払収入は、町有地２件の売却によるもの及び費目存知の減です。４枠目の目１財政調整基金繰入金は収支差額調整のための減です。次のページをお願いします。２枠目の目４雑入の説明欄の１番上 市町村振興協会市町村交付金は、宝くじ収益金の交付決定により追加するものです。次に説明欄６行目 施設光熱水費は、旧須恵中学校の施設借受者の減による電気使用料でございます。次２３ページをお願い致します。歳出です。目６財産管理費の節１０需用費１説明欄１番上の行の燃料費は、公用車燃料費の支出見込みにより減額するもの。電気使用料のうち４５万円は財政課所管分の施設に係る電気使用料の減です。次の節１１役務費 説明欄３行目の建物災害保険料は、第二庁舎等の保険料の減です。次のページをお願い致します。目１４基金費ですが、説明欄の３行目 公共施設整備基金積立金は、新規積立基金利子及び歳入で御説明しました町有地売払収入の積立て。その下の財政調整基金積立金は、基金利子。次のページにまいりまして、１番上の減債基金積立金は基金利子及び臨時財政対策債償還基金費分として措置された交付税を積み立てるものです。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　それでは総務課所管分の説明を申し上げます。１５ページをお願い致します。歳入でございます。２枠目の目１総務費国庫補助金 節２防犯対策費補助金の空き家対策事業補助金は、令和６年度事業の実績によりまして減額補正するものでございます。次に１６ページをお願い致します。２枠目 目１総務費国庫委託金 節１総務管理費委託金の自衛官募集事務

委託金は令和６年度分の実績額が確定したことにより減額補正するものでございます。３枠目 目１総務費県負担金 節１の派遣職員負担金は、県に交流派遣しております職員負担金を実績により増額して受け入れるものでございます。次に１８ページをお願い致します。２枠目 目１総務費県委託金 節４選挙費委託金の衆議院議員総選挙費委託金は昨年１０月の衆議院議員総選挙の実績によりまして減額補正するものでございます。次に２０ページをお願い致します。２枠目の目４ 節１雑入の説明欄４行目の雇用保険個人負担金、その下職員健診個人負担金は、実績により減額補正するものでございます。説明の欄下から２行目 県派遣職員住居借上負担金は、実績により減額補正するものでございます。その下、派遣職員人件費は人件費の確定によりまして増額補正するものでございます。次に２１ページをお願い致します。２枠目 目６消防債 節２防災基盤整備事業債は事業実績により減額補正するものでございます。次に歳出を説明致します。２２ページをお願い致します。まず、今回の歳出補正では給与費について各科目の支給実績及び見込みによる補正を行っており、その総額は給与費明細に示すものでございます。このことは特別会計におきましても同様でございます。よって各科目及び特別会計での説明は省略させていただきます。後ほど各所管課におきまして説明します報酬や時間外勤務手当、会計年度任用職員の給与費と合わせ、今回補正の総額の補正後補正前の額は、４４ページからの給与費明細に示すものでございます。それでは１枠目の目１議会費から説明致します。目１議会費では支出確定または見込みによる不用額をそれぞれの科目において減額補正するものでございます。次に２枠目総務課所管分を説明致します。目１一般管理費 節３職員手当等の時間外勤務手当から節１８負担金補助及び交付金の区運営助成金までは、支出確定または見込みによる不用額を減額補正するものでございます。次に２３ページをお願い致します。最上段 節１８の説明欄 派遣職員負担金は、人件費実績見込みにより増額補正するものでございます。次に中ほどの目６財産管理費の節１０需用費の水道・下水道使用料、その下電気料の減額７５万円のうち総務課所管分３０万円の減額。その下の節１１役務費の建物災害保険料除きまして節１３の電話機リース料につきまして実績見込みにより減額補正するものでございます。次に２４ページをお願い致します。目１１交通安全対策費 節１０需用費の食糧費、その下 目１２防犯対策費 節１８老朽危険空き家除却促進事業補助金は事業実績により減額補正するものでございます。次に２７ページをお願い致します。２枠目の目４衆議院議員総選挙費の節１の報酬から節１３の会場使用料までの各節において実績による不用額を減額補正するものでございます。次に２８ページをお願いします。上の枠 目１監査委員費 節１報酬から節８旅費までの各節において支出確定または見込みによる不用額を減額補正するものでございます。次に４０ページをお願い致します。２枠目の目２非常備消防費 節１消防団員報酬費から節１８消防団員福祉共済掛金までの各節において支出確定または見込みによる不用額を減額補正するものでございます。その下 目３消防施設費 節１４工事請負費、その下 目４防災管理費節３職員手当等の宿日直手当から節１７備品購入費までの各節において支出確定または見込みによる不用額を減額補正するものでございます。次に給与費明細を説明申し上げます。４４ページをお願い致します。特別職におきましては、主なものとしましては消防団員の出動報酬等の減額によるものでございます。補正の総額並びに補正後及び補正前の額は、表の各欄に示すとおりでございます。４５ページをお願い致します。ここでは一般職の会計年度任用職員以外の職員につ

いて示し、次の４６ページ会計年度任用職員におきましても今回の補正予算での給与費の補正の総額並びに補正後及び補正前の額は、表の各欄に示すとおりでございます。４７ページをお願い致します。今回の給与費の補正の事由は全てその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　上田会計管理者。

●会計管理者、会計課長（上田　日和 さん）　はい。会計課所管分を説明致します。歳入です。１９ページをお願い致します。１枠目 目２利子及び配当金は、基金運用収益及びその配当額の確定により説明欄のとおり補正するものです。なお特別会計の国民健康保険財政調整基金、介護保険給付費等準備基金につきましても同じ理由で補正を行っておりますので申し添えます。２０ページをお願い致します。２枠目 目２雑入 説明欄２行目 各種保険料控除事務手数料は実績により減額補正するものです。続きまして歳出です。２３ページをお願い致します。中ほどの目５会計管理費 節１１役務費は、支出見込みにより減額補正するものです。以上で会計課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。それでは７ページをお願い致します。企画政策課所管分について御説明致します。繰越明許費の追加です。番号１ 地域脱炭素推進補助金事業につきましては、一般家庭向けのＰＰＡの事業か所の選定に時間を要し、年度内の事業完了が難しく繰越しを行うものです。番号２ 物価高騰対応生活者支援ＬＰガス協会補助金事業につきましては、国の重点支援交付金を活用し総合経済対策として第３弾となるＬＰガスの主要世帯へ支援を行うもので、実施主体の県ＬＰガス協会においては令和７年５月以降の受け付け開始となることから繰越しを行うものです。番号１５ その他公共施設公用施設災害復旧事業は、くま川鉄道が進めている球磨川第４橋梁建設工事において、地中の転石及び強固な岩盤層の影響から遅延が発生したため繰越しを行うものです。次に９ページをお願いします。こちらは債務負担行為の追加です。番号１ 自治体経営システム保守業務は、令和６年度に導入しました自治体経営システムのソフトウエアのセキュリティー対策やデータ保管において安定稼働に必要な環境を維持する必要があるため１年間のソフトウエアの債務負担行為を行うものです。番号２ テレワーク施設用ネットワーク機器及び回線使用料は、継続した利用が必要となりますため１年間の債務負担行為を行うものです。次に１３ページをお願いします。歳入です。３枠目の目１総務費負担金 説明の鉄道事業再構築実施計画策定事業市町村負担金は、くま川鉄道の災害復旧に係る上下分離方式を導入するために必要となる計画書策定に伴うもので事業実績により減額するものです。最下段の目１総務使用料 説明のテレワーク施設の使用料ですが、２期工事により施設利用の影響や利用実績により減額をするものです。次に１５ページ目をお願いします。２枠目 目１総務費国庫補助金 説明の地方創生臨時交付金は、生活福祉課と税務課で実施しました一体支援給付金事業の実績による減額とＬＰガス物価高騰対応生活者支援事業と公共交通事業者支援事業として、くま川鉄道への補助金の財源を補正するものです。次に１７ページ目をお願いします。２枠目 目１総務費県補助金 説明の物価高騰対応生活者支援交付金は、先ほども御説明しましたＬＰガスの物価高騰対応生活者支援事業の財源を受け入れるものです。次に１９ページをお願いします。１枠目 目２利子及び配当金

説明の５行目のまちづくり基金利子、７行目のふるさと基金利子、８行目のまち・ひと・しごと創生推進基金利子は、実績見込みによりそれぞれ増額及び減額するものです。３枠目 目１指定寄附金 説明のふるさと寄附金ですが、昨年に引き続き寄附額が増額につながる商品の磨き上げ等が対応できなかったことから実績見込額により減額するものです。また２行目の企業版ふるさと納税につきましても、企業からの寄附件数及び寄附額も伸び悩んだことから減額するものです。次に２０ページをお願い致します。２枠目 目４雑入 説明の３行目 くま川鉄道再生協議会派遣職員人件費負担金は実績額により減額するものです。次に２１ページをお願い致します。２枠目 目１総務債 説明の光基盤整備事業債は、補助金の交付申請により減額するものです。その下のテレワーク施設拠点整備事業債は、過疎債の配分額が一律減額となったため減額するものです。次に２３ページ目をお願いします。次は歳出です。目３文書広報費 節１０需用費 説明の印刷製本費は、実績見込額により減額するものです。節１２委託料 説明 ホームページリプレース委託料も実績見込額により減額するものです。最下段の目７企画振興費 節１報酬は、まちづくり審議会開催実績の見込みにより減額するものです。次に２４ページをお願い致します。引き続き目７企画振興費になります。次に節８旅費 説明の費用弁償は、まちづくり審議会の開催実績の見込みにより減額するものです。次に節１０需用費 説明 印刷製本費は、昨年度策定しました総合計画の印刷を概要版のみ印刷したため減額するものです。次に節１２委託料 説明の鉄道事業再構築実施計画策定業務委託料は事業実績により減額するものです。その下の説明の食の連携事業委託料は、事業規模の縮小により減額するものです。次に節１８負担金補助及び交付金 説明の地方バス運行等特別対策補助金は、待遇改善の人件費増額により補正するものです。その下のくま川鉄道安定化補助金は、鉄道踏切の不具合による追加工事により増額するものです。説明 くま川鉄道再生協議会負担金は、令和６年度の負担割合確定により増額するものです。その下の物価高騰対応地域公共交通事業者支援事業支援負担金は、くま川鉄道を支援するために計上するものです。その下の物価高騰対応生活者支援ＬＰガス協会補助金は、先ほど歳入でも御説明しましたとおり生活者を支援するため実施するものです。次に節２２償還金利子及び割引料 説明の重点支援交付金事業費国庫補助金返還金は、令和５年度から継続事業で実施しておりました住民税非課税世帯及び一体給付金推奨メニューの事業の実績により事業費が確定したことに伴い補助金を返還するものです。次に目８電子計算費 節１３使用料及び賃借料は、第二庁舎移転に伴う電算機器導入実績により減額するものです。最下段の目１４基金費 節２４積立金のふるさと基金積立金は、歳入でも御説明しましたとおり寄附額の減収に伴いまして減額するものです。その下のまちづくり基金積立金、そして２５ページをお願いします。２行目のまち・ひと・しごと創生推進基金積立金は、寄附額及び利子分をそれぞれ補正するものです。次に２行目の目１５地域情報通信基盤整備推進事業費節１２委託料は、屋外拡声子局整備工事実施設計業務の実績により減額するものです。次に節１８負担金補助及び交付金 説明の光ブロードバンド整備事業補助金は事業実績により減額するものです。次に３行目 目１７ふるさと寄附対策費 節７報償費 節１１役務費 節１２委託料につきましては、寄附額の減収により必要な経費をそれぞれ減額するものです。最下段の目２０デジタル推進費 節１報酬のデジタル推進協議会委員報酬につきましては、会議開催見込みの減により減額するものです。併せて節７報償費 説明のデジタルアドバイザー派遣講師謝金につきましては派遣

実績がなかったため減額するものです。次に２６ページをお願いします。節８旅費説明の費用弁償は、先ほども御説明しましたデジタル推進協議会の開催見込み減により減額するものです。また旅費につきましても当初予定しておりました先進地視察研修を実施しなかったため減額するものです。次に２行目の目２１テレワーク施設運営費 節１０需用費の消耗品費、電気料、修繕料は、利用実績によりそれぞれ減額するものです。その下の節１２委託料はテレワーク施設整備の実施設計業務の実績により減額するものです。以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　ここで会議の途中ですが１０分間休憩致します。

（休憩）　午後２時２７分

（再開）　午後２時３７分

◎議長（小見田　和行 君）　では休憩前に引き続き会議を再開致します。高田税務課課長。

●税務課長（高田　真之 君）　はい。それでは税務課所管分について説明致します。７ページをお願い致します。繰越明許費補正になります。番号３番の定額減税補足給付金（不足額給付）システム改修事業になります。システム改修の事業完了が年度内に見込めないことから繰越しを行うものになります。次に歳入になります。１３ページをお願い致します。１枠目 目２法人 節１現年度分の減額補正になります。法人住民税の主な法人の決算現額状況に伴う減額になります。製造業３社、金融保険業１社、建設業３社、サービス業１社分になります。次に歳出になります。２６ページをお願い致します。２枠目 目１税務総務費になります。節１２委託料の固定資産土地評価業務委託料は、入札による減額になります。その下 目２賦課徴収費になります。節１２需用費の印刷製本費は、事業実績による減額になります。節１２委託料の電算システム改修委託料は、定額減税分の回収実績による減額と地方税電子化対応の改修を３回の予定が１回になったことによる減額になります。最下段 目３定額減税調整給付事業費になります。節３職員手当等の時間外手当と節１１役務費の郵送料は事業実績による減額になります。節１８負担金補助及び交付金の定額減税調整給付金は、２，９０３人分の実績による減額となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹町民課長。

●町民課長（中竹　健次 君）　町民課所管分を御説明します。９ページをお願い致します。第３表債務負担行為補正です。変更の番号１ 住基ネットシステム機器保守業務は、今回Ｊ－ＬＩＳから標準仕様が示されたことにより当該機器が改修され、保険料が上昇するために限度額を増額するものです。１４ページをお願い致します。歳入です。２枠目 目１総務手数料 節２戸籍関係手数料 節３住民登録関係手数料と節４印鑑証明手数料は実績見込みにより減額するものです。２段目 目３衛生手数料 節１衛生手数料は、犬登録手数料と狂犬病予防注射手数料の実績見込みにより減額するものです。１６ページをお願い致します。２枠目 目１総務費国庫委託金 節２戸籍住民基

本台帳費委託金は、外国人の転出入に関する事務委託金実績見込みにより減額するものです。次のページをお願い致します。最下段 目３衛生費県補助金 節１保健衛生費補助金は、プラスチックごみ分別収集支援補助金で実績により減額するものです。２７ページをお願い致します。歳出です。１枠目 目１戸籍住民基本台帳費 節１２委託料は、住基ネットバージョンアップ支援委託料と戸籍情報システム改修委託料の実績により減額するものです。３３ページをお願い致します。３段目 目３環境保全費 節１０需用費の消耗品費は、再配布しておりました生ごみバケツの実績により減額するものです。また食糧費についても実績により減額するものです。その下 節１２委託料は、墓地公園管理委託の実績により減額するものです。以上で町民課の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田生活福祉課課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい、生活福祉課所管分の補正予算につきまして説明をさせていただきます。９ページをお願い致します。債務負担行為補正です。１枠目 追加の生活福祉課所管分としましては番号３番 ４番となりますが、いずれも重層的支援体制整備に関する事業で生活困窮者支援等のための地域づくり事業と重層的支援体制整備事業への移行準備事業について社会福祉協議会に委託するもので、準備行為がございますので債務負担行為を行うものでございます。期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。１０ページをお願い致します。地方債補正でございますが生活福祉課所管分としましては、番号３番 ４番 ５番となりますが、いずれも実績見込みにより限度額を減額補正するものでございます。１４ページをお願い致します。歳入です。３枠目 目１ 節２説明の障害者自立支援給付費等負担金は、実績見込みによる減額補正となります。節４ 説明の子供のための教育保育給付交付金は、保育所、認定こども園への給付費が人事院勧告による賃金の引上げ率約２％の公定価格の変更を見込んでおりましたが、国の通知により１０％の引上げとなりましたので公定価格１０％の引上げによる増額される交付金の受入れについて補正を行うものでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいま説明の途中ですがここで会議を中断し、ただいまから東日本大震災による犠牲になられた方々の御冥福をお祈り致しまして１分間の黙祷を行います。

●議会事務局長（山本　祐二 君）　起立願います。黙祷。お直りください。着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　説明を再開致します。蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい。続けて説明をさせていただきます。その下 障害児給付費等負担金と子育てのための施設等利用給付交付金、節５ 説明の児童手当負担金は実績見込みによる減額補正となります。１５ページをお願い致します。１枠目 節６ 説明の養育医療費負担金は実績見込みによる減額補正です。２枠目 目２ 節１の社会福祉費補助金は、重層的支援整備事業に関する補助金となりますが内示額による減額補正となります。節２ 説明の地域生活支援事業補助金は内示額による減額補正。節３ 説明の子ども・子育て支援交付金は、国の負担額が増額されたことによる増額補正。その下 出産・子育て応援交付金、妊婦訪問支援事業費補助金、保育所等性被害防止対策設備等支援事業補助金は、実績見込みによる減額補正となります。１６ページをお願い致します。３枠目 目２ 節２障害者福祉費負担金 節４児童福祉総務費負担金 節５児童手当事業費負担金、１７ページの１枠目 節６ 養育医療事業費負担金の説明にある負担金につきましては、先ほどの国の負担金で説明しました理由により県の負担金についても補正を行ってお

ります。節７救護施設費負担金の説明 事業費負担金は、実績見込みによる増額補正。保護費負担金は、実績見込みによる減額補正となります。２枠目 目２ 節１説明の住まいの再建支援事業補助金は、申請がなかったことによる減額補正となります。節３障害者福祉費補助金 節４児童福祉費補助金の各説明項目については、実績見込みによる減額補正となります。節５説明の乳幼児医療費補助金 節６ 説明のひとり親家庭等医療費補助金につきましては、県の補助金につきまして実績見込みにより増額補正をするものでございます。２０ページをお願い致します。２枠目 目１ 節１ 説明の自己負担金は、救護施設利用者の負担金につきまして増額補正をするものです。目４ 説明の下から３段目 成年後見制度申立費用清算金は、費用の清算金につきまして受け入れるものでございます。２１ページをお願い致します。１枠目 説明の障害者自立支援給付費国庫負担金精算金は、令和４年度実績報告の訂正により精算金を受け入れるものです。２枠目 目２ 節１重度心身障害者医療費助成事業債 節２出生祝金事業債 節３子供医療費助成事業債は、実績見込みにより減額補正となります。２８ページをお願い致します。歳出となります。２枠目 目１ 節１８ デマンド交通運行補助金は実績見込みによる減額補正です。２９ページをお願い致します。目４ 節１２説明の地域生活支援事業委託料は、実績見込みにて不足する委託料について増額補正をするものです。節１８意思疎通支援事業負担金は、手話奉仕員養成研修事業の市町村負担額の増額により不足する負担金について増額補正をするものでございます。節１９扶助費の各説明項目につきましては、実績見込みによる減額補正となっております。３０ページをお願い致します。１枠目 最上段の節２２償還金利子及び割引料の説明にあります返還金につきましては、令和５年度実績報告によります返還金となります。目７ 節１１の役務費の減額補正につきましては、健幸ホールの空調保守点検を予定しておりましたが健幸ホールを含めました改修工事により保守点検が不要となったことによるものでございます。節１２委託料につきましては、ふれあい福祉センター及びヘルシーランドの漏水検査の委託料につきまして不用額を減額補正するものです。目８低所得世帯支援事業費につきましては、不用額を減額補正しております。２枠目 目１ 節７ 説明の出生祝金につきましては、実績見込みによるもの。認定こども園等教諭研修講師謝金につきましては、講師を県職員にお願いしたことにより謝金が不要になったことによる減額補正となります。節１１ 説明の切手代につきましては、アンケート調査をロゴフォームによるアンケート調査に変更したことによる不用額を減額するものです。節１８ 説明の施設型給付費負担金は、公定価格の１０％増額改定による保育園認定こども園への負担金を増額補正するものでございます。３１ページをお願い致します。１段目 説明の補助金・負担金 節１９の扶助費につきましては、実績見込みによる減額補正となります。節２２説明の病児・病後児保育事業町村負担金返還金は、令和５年度実績によりまして関係町村への返還金が生じたことによる増額補正です。目２ 節１９説明の児童手当は、実績見込みによる減額補正となっております。目３ 目４ 目５につきましては、財源更正を行っております。３２ページをお願い致します。目１救護施設総務費は、救護施設事業費の歳入減によりまして、事業費にて支払いが困難となった需用費を総務費で賄うための増額補正と委託料の入札残の減額を行い、救護施設事業費においては歳入減による調整のための減額補正を行っております。２枠目 目１ 節１８ 説明の住まいの再建支援事業補助金と節２２ 説明の災害援護資金償還金は不用額の減額補正となっております。以上、生活福祉課所管分の説明を

終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。それでは高齢福祉課所管分について説明致します。９ページをお願いします。債務負担行為補正です。５番の人吉球磨成年後見センター運営事業は、成年後見制度推進に関する業務を人吉球磨１０市町村で人吉市社会福祉協議会へ委託するものであります。１３ページをお願いします。歳入です。３枠目 目２民生費負担金は、養護老人ホーム入所者負担金の収入見込みによる減額で令和７年２月末の入所者数は１８名となります。１４ページをお願いします。３枠目 目１民生費国庫負担金 節１老人福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金は、補助金交付決定による増額です。負担割合は国２分の１、県４分の１、町４分の１となっております。１６ページをお願いします。３枠目 目２民生費県負担金 節１老人福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金は、国庫負担金同様に県負担金分の交付決定による増額です。１７ページをお願いします。２枠目 目２民生費県補助金 節２老人福祉費補助金 説明上段の老人クラブ活動等事業費補助金及びその下低所得者利用者負担対策事業費補助金は、交付決定による減額するものです。２８ページをお願いします。歳出になります。２枠目 目２老人福祉費の高齢福祉課分を説明します。２９ページをお願いします。節７報償費 節１０需用費 節１２委託料の説明２行目３行目、節１８負担金補助及び交付金の説明２行目３行目は、金婚式、敬老祝金などの各種事業の実績見込みによる減額になります。節２７繰出金の介護保険特別会計繰出金は、歳入で説明しました低所得者保険料軽減負担金及び介護保険特別会計の地域支援事業の交付決定額の増額により町負担分を増額するものです。その下、目３老人保護費の老人施設入所措置費は、当初月平均利用者を２７人と見込んでおりましたが現在１８人の入所者となっており実績及び見込みによる減額となります。高齢福祉課所管分は以上となります。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　それでは、健康推進課所管分について説明致します。１４ページをお願い致します。歳入です。３枠目 目１民生費国庫負担金 節３国民健康保険事務費負担金は、保険基盤安定負担金の交付額決定による減額です。１５ページをお願い致します。１枠目 目２衛生費国庫負担金 節１保健衛生費負担金は、新型コロナウイルス予防接種での健康被害に関し、医療費等の申請が令和５年度にあり本年１月末国の認定を受けましたのでその負担金となります。２枠目 目３衛生費国庫補助金 説明の２つ目妊娠・出産包括支援事業補助金は、令和６年度より実施しました事業で実績見込みにより減額するものです。１６ページをお願い致します。３枠目 目２民生費県負担金 節１老人福祉費負担金 説明の１行目と節３国民健康保険事務費負担金は、ともに保険基盤安定負担金の交付額決定に伴う減額です。１７ページをお願い致します。２枠目 目２衛生費県補助金 説明の３行目 少子化対策総合交付金は交付額決定により減額。次の利用者支援事業補助金は、給与改定に伴う会計年度任用職員の報酬等を追加したものでございます。１８ページをお願い致します。最上段の説明 市町村健康増進事業費補助金は、当初予算を概算で計上しておりましたので令和６年度申請額に合わせたための増額となるものです。２０ページをお願い致します。１枠目 目１民生費受託事業収入 説明の特定健康診査等受託収入は、健診単価の見直し、受診者数の減少に伴う減額です。次の目２衛生費受託事業収入 説明の高齢者の保健事業

受託収入は、令和６年度より一本化事業の算定方法が変更になりましたのでその関係で減額するものです。２枠目 目２衛生費納付金 説明の各種健診個人負担金は実績により減額するものです。目４雑入 説明の７行目 運動教室会費は実績見込みにより減額。次の新型コロナワクチン予防接種助成金は、見込みより接種者数が少なかったため減額するものです。２８ページをお願い致します。次に歳出です。２枠目 老人福祉費、２９ページをお願い致します。節１２ 委託料説明の１行目 特定健康診査委託料は、健診単価の変更、受診者数が見込みより少なかったため減額です。節１８負担金補助及び交付金 説明の１行目 後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金は、負担額の決定に伴います減額です。節２７繰出金 説明の２行目 後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金の交付額決定に伴う減額です。３０ページをお願い致します。１枠目 目６国民健康保険事務費 節２７繰出金は、国保特会への繰出金で保険基盤安定負担金の交付額決定に伴います減額です。３３ページをお願い致します。目１保健衛生総務費 節１８負担金補助及び交付金の１行目は、公立多良木病院負担金の各規定に伴います増額。次は実績見込みにより減額するものです。目４健康推進事業費 節３職員手当等は、集団健診時の費用で実績に伴い不用額の減額です。節１０需用費は各種封筒印刷費用で入札後の不用額を減額するものです。節１２委託料は、集団健診の実績に伴い減額するものです。目５母子保健事業費の節１報酬から節８旅費は、会計年度任用職員の人件費で助産師の募集を行いましたが応募がありませんでしたので減額するものです。３４ページをお願い致します。節１２委託料 説明の新生児聴覚検査委託料は、申込みが少なかったため減額。次の産後ケア事業委託料は、令和６年度からの事業で見込みより利用者実績がなかったため減額するものです。節１８負担金補助及び交付金 説明の３つの助成金につきましては、申請見込みにより不用額を減額するものです。目６予防接種事業費 節１０需用費は、予診表封筒印刷に係る不用額を減額するものです。節１２委託料は、接種見込み房見込み者数が少なかったことによる減額です。節１８負担金補助及び交付金 説明の１行目も接種見込み者数が少なかったことによる減額。次に歳入で説明いたしました健康被害者へ対します給付金になります。目７健康づくり推進事業費 節７報償費は 事業実績に伴います減額です。節１２委託料 説明の両計画策定委託料はともに入札後の不用額を減額するものです。目８スマートウエルネスシティ事業費は、健幸運動教室会費の減額に伴います財源調整となります。目９保健センター管理費 節１４工事請負費は、免田保健センターの配線器具移設工事の完了に伴います不用額の減となります。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本　英樹 君）　はい。それでは農業委員会所管分について債務負担行為から説明します。９ページをお願いします。２枠目 番号２農地台帳システム保守業務は、保守項目を追加することにより限度額の変更をするもので、農業委員会で利用している農地台帳システムは住民基本台帳データと固定資産台帳データの最新のデータに更新するため、年２回職員により町の基幹業務システムからそれぞれのデータ抽出を行い、抽出したデータを農地台帳システムのデータ形式と一致するようにデータの加工修正を行いシステムへデータの入力を行っています。データ入力後、照合作業に行い発生するエラーを修正する必要がありますが、その修正に相当の時間を要することから更新データの出入力サポートの追加をお願いするものです。次に歳入を説

明します。１８ページをお願いします。１枠目 目４農林水産事業費県補助金 節１農業委員会補助金は、各補助金の当初予算額に対して交付決定額の増減により補正するものです。各補助金は、管理事務費として主に農業委員及び会計年度任用職員の報酬等の人件費に充てております。説明の欄１行目 農業委員会交付金は、農業委員の手当、職員設置費の実支出額に基づき交付されるもので増額となっております。２行目 機構集積支援事業補助金は、農地の利用状況調査、農地の権利移動等の状況把握等に係る費用、農業委員の資質向上のための活動費などを勘案して交付されるもので減額となっております。３行目 農地利用最適化交付金は農業委員の農地利用最適化に向けた活動実績、成果実績に基づき交付されるもので減額となっております。あわせて歳出の農業委員報酬の能率給分も減額します。４行目 国有農地管理処分事業事務取扱交付金は、深田地区の国有農地に対して事務管理費用として交付されるもので減額となっております。２０ページをお願いします。１枠目 目３農林水産費受託事業収入 節１農業委員会費受託事業収入 説明の欄１行目 農業年金受託事業収入は、前年度の新規加入者数や事務手続に係る事務量により交付されるもので増額となっております。２行目 農業公社受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受けて行う農地の売買実績に対して交付されるもので減額となっております。２枠目 目４雑入 説明の欄 下から４行目 情報活動交付金は、全国農業新聞の購読人数に対して交付されるもので減額となっております。次に歳出について説明致します。３４ページをお願いします。２枠目 目１農業委員会費の節１報酬は、農業委員の農地利用最適化に向けた活動実績、成果実績により交付される農地利用最適化交付金の減額により委員報酬の能率給分を減額するものです。節３職員手当等は須恵地区の法人化検討会出席のための時間外手当を計上しておりましたが令和６年４月に農事組合法人の設立をもって検討会が終了しましたので、その不用額を減額するものです。３５ページをお願いします。節８旅費は、農業委員を対象とする研修会の中止や欠席者の費用弁償と会計年度任用職員の通勤手当の不用額を減額するものです。目２農業者年金事務受託事業費 節１０需用費の印刷製本費は、農業委員会だよりと封筒作成に係る入札残を減額するものです。３６ページをお願いします。目１１農地中間管理事業費 節８旅費は会計年度任用職員の通勤手当の不用額を減額するものです。以上で農業委員会所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　それでは、農林振興課所管分につきまして説明を致します。７ページになります。第２表 繰越明許費補正 番号の４ 団体営農業農村整備事業について、本年度斉堂地区排水路改修工事につきまして昨年１２月の議会案件でしたが、主要資材の調達また適正工期の確保など年度内の完了を見込めないため繰越しをお願いするものです。次に番号の５ 一ノ木谷沈砂池整備事業につきましても、主要資材の調達また現場条件が難しいことや適正工期の確保など年度内の完了が見込めないため繰越しをお願いするものです。次に番号の６ 公有林整備事業になります。県の肉付け予算編成が６月ということで計画の承認・内示・交付前着手承認手続等一連の時期の遅れ、また現場での作業中、路網開設機・械運搬機材の故障等により作業が遅れたことで年度内完了が見込めないことから繰越しをお願いするものです。また変更分として、次のページをお願い致します。番号の１ 林道施設災害復旧事業につきまして、令和４年災台風１４号で被災した１６件につきまして年度計画を立てて復旧をしておりますが、本年度予算措置分

４件のうち２件について現場条件も悪くまた資材運搬道路の補修等を行いながらなど期間を要したため追加で繰越しをお願いするものです。次に１３ページをお願い致します。歳入になります。４段目の枠 目１農林水産事業費分担金 節２林業費分担金は、岡原 岡麓地区の法面改修について実施をしておりますがその分の受益者分担金となります。１８ページをお願い致します。上段の枠 目４農林水産業費県補助金の節２農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金から経営開始資金事業補助金の７つの項目はいずれも交付決定に基づく減額となります。２０ページをお願い致します。最下段の目４雑入です。次のページをお願い致します。上段の枠 ２行目 薬草加工場光熱水費は、薬草加工場からの電気料の負担を頂いておりますが実績に基づく減となります。また２枠目の目３農林水産業債の林道整備事業債の減額は歳出のほうで説明を申し上げます。２４ページをお願い致します。歳出になります。なお歳出における各費目の節１報酬それから節３時間外手当、それから節８旅費それから需用費等につきましては、いずれも実績に基づく減額分ということで説明を省略させていただきます。最下段の目４基金費 節２４積立金、次のページをお願い致します。上段の枠４行目の森林環境譲与税基金積立金及び５行目の林業振興基金は、会計課長から説明がありました債券運用益を積み立てるものです。３５ページをお願い致します。目４農業振興費 節１８負担金補助及び交付金の制度資金利子補給費補助金は歳入に合わせた減額、また農業共済掛金補助金、次の農業振興補助金は、いずれも町単独事業でありそれぞれ実績見込みによる減額。次の経営開始資金は国庫補助事業となりますが歳入と同額の減額で交付決定によるものとなります。次に目６農業後継者育成指導費は、あさぎり中農業体験ラボ実施における実績に基づく減額分ということになります。次のページをお願い致します。目９農業施設管理費の節１２委託料の除草清掃委託料は、実績に基づく減額。また節１４工事請負費につきましては、入札残額を減額するものです。次に目１３中山間地域直接支払制度事業費について節１８負担金補助及び交付金は、交付決定に合わせ国県分を合わせた４分の３と町負担分を減額するものです。次の目１４多面的機能支払制度事業につきまして次のページをお願い致します。上段の節１８負担金補助及び交付金についても交付決定に合わせ主に資源向上長寿命化の取組において国県分を合わせた４分の３と町負担分を合わせて減額をするものです。次の目１５環境保全型農業直接支払制度事業における節１８負担金補助及び交付金の減額は、交付決定に基づき国県分を合わせた４分の３と町負担分を減額するものです。次の目１７川辺川総合土地改良事業における節１８負担金補助及び交付金の川辺川土地改良区運営補助金は実績に基づく減額となります。次のページをお願い致します。目１林業総務費について各節については森林環境譲与税事業となりますが、いずれも実績に基づく減額ということになります。また目３公有林整備事業につきまして節１２造林委託料は実績に基づく減額。また目４林道維持費 節１４工事請負費については、令和４年災で被災した案件ですが単独時災害復旧事業として令和６年度当初予算で計上しておりました。復旧前の過程において奥地の間伐材の搬出の必要が生じ仮設道を設置したこともあり、検討を重ねた結果実施をしないという結論に至ったことから減額をするものです。併せて歳入での起債の減額ということになります。次に目５鳥獣被害防止事業費の節１８負担金補助及び交付金につきましては、鹿捕獲など実績に応じて増額をお願いするものです。４３ページをお願い致します。上段の目２林道施設災害復旧費における節１２委託料につきましては、入札残の減額分ということ

になります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水　昌彦 君）　はい。それでは商工観光課所管分について説明申し上げます。２４ページ、歳出になります。最下段の目１４ 歳入で説明がありました基金費のうち商工観光課所管の産業活性化基金につきまして利子を積み立てるものでございます。続きまして３９ページをお願い致します。２枠目 目１観光費の節１２委託料の減額につきましては、本年度休憩所の管理委託を行わなかったことによる減額になります。商工観光課所管については以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井建設課長。

●建設課長（酒井　裕次 君）　はい。それでは建設課所管分につきまして説明致します。７ページをお願いします。繰越明許費の追加でございます。７番の住宅耐震化支援事業につきましては、補助申請者の住宅の耐震改修が年度内の完了が見込めないために繰り越すものです。８番の町道維持補修事業につきましては、維持補修工事におきまして施工体制の確保に遅れが生じたことで繰り越すものでございます。９番の道路改良事業につきましては、道路用地の取得に時間を要したことで工事の着工に至らず繰り越すものでございます。１０番の河川浚渫事業につきましては、入札不調によりまして年度内の完了が見込めないため繰り越すものです。１１番の河川改修事業につきましては、資材調達の遅れや近隣工事との工程調整により年度内の完了が見込めないために繰り越すものです。１２番の公園整備事業につきましては、岡留公園の遊具設置におきまして造成・基礎工事の業者確保に時間を要したことで年度内の完了が見込めないため繰り越すものです。１３番の住宅改修事業につきましては、改修工事における資材調達の遅れ、また住生活基本計画の策定における見直し調整に時間を要したことで年度内の完了が見込めないため繰り越すものです。次の８ページをお願いします。繰越明許費の変更でございますが、２番の歩道整備事業につきましては、工事費分を既に繰越しの設定をしておりましたが道路用地の取得に時間を要したことで、取得しました土地の年度内の完了が登記完了が見込めないために用地取得分を増額するものです。１３ページをお願いします。歳入でございますが最下段の枠の目６土木使用料 節１住宅使用料につきましては、町営住宅の入居者で高額家賃者の退去によりまして収入見込みを減額とするものです。１５ページをお願いします。２枠目の目６土木費国庫補助金 節３住宅費補助金につきましては、公営住宅の改修工事に対する補助金が追加で配分があっておりますので増額とするものです。次の１６ページをお願いします。１枠目の目９災害復旧費補助金 節２公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、立野線で予定しておりました災害復旧を取りやめることで減額とするものです。２枠目の目３土木費国庫委託金 節１土木管理費委託金につきましては、球磨川の樋門管理における実績により減額とするものです。１８ページをお願いします。２枠目の目２農林水産事業費県委託金 節１農業費委託金につきましては、清願寺ダムの維持管理費用で実績により減額とするものです。２１ページをお願いします。２枠目の目８災害復旧債 節２公共土木施設災害復旧事業債につきましては、立野線で予定しておりました災害復旧を取りやめることで減額とするものです。３７ページをお願いします。歳出でございますが、目１８清願寺ダム管理費 節３職員手当等につきましては、大雨警報などでの災害対応待機の実績により減額するものです。節１２委託料につきましては、ダム堤体の除草業務などの実績により減額とするもので

す。節１８負担金補助及び交付金の清願寺ダム防災事業負担金、次の清願寺ダム農地等災害復旧事業負担金につきましては、事業の実績により減額とするものです。３９ページをお願いします。最下団の枠の目１河川総務費につきましては、球磨川の樋門の管理費用の実績によりまして節１０需用費 節１１役務費をそれぞれ減額とするものです。次の４０ページをお願いします。１枠目の目２住宅建設費につきましては、歳入で計上しました補助金及び住宅使用料により財源更正となります。４３ページをお願いします。２枠目の目１公共土木施設災害復旧費 節１２委託料につきましては入札残により不用額を減額するものです。節１４工事請負費につきましては、立野線の災害復旧費の減額となりますが令和６年に発生しました災害によりまして現地への通行が困難となったことで復旧を取りやめることとしたものです。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　それでは、上下水道課所管分について説明致します。１５ページをお願いします。歳入です。下の枠３段目の目３衛生費国庫補助金 節１保健衛生費補助金 浄化槽設置交付金は、事業実績により減額をするものです。１７ページをお願いします。下の枠 １番下の目３衛生費県補助金 節１保健衛生費補助金 浄化槽設置事業費補助金は、先ほどの国庫補助金同様実績により減額をするものです。次に歳出になります。３３ページをお願いします。目の３段目 目３環境保全費 節１８負担金補助及び交付金 浄化槽設置整備事業補助金は、交付実績により減額をするものです。５人槽１０基分の交付をしております。以上で上下水道課所管分についての説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　林教育課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はいそれでは、教育課所管分について御説明致します。７ページをお願いします。繰越明許費補正 番号１４番 事業名 公民分館等施設整備補助金事業は、清水区の公民分館建設において昨年９月区で入札を実施され事業着手されておりますが、旧公民分館の撤去及びその後の建設資材の調達に不測の日数を要したことなどから年度内の竣工が困難となり繰り越すものでございます。５月末竣工予定です。９ページをお願いします。債務負担行為補正追加の６番タブレット遠隔管理機能ソフトにつきましては、令和２年度購入しております児童生徒１人１台のタブレットの通信状況を管理するソフトについて、本年度までの５か年契約となっておりますので７年度分の契約分を計上するものです。１４ページをお願いします。歳入です。１枠目の目７教育使用料 説明欄の須恵文化ホール施設使用料 生涯学習センター施設使用料につきましては、コロナ禍が明けまして当初予算の使用料も増額して計上しておりましたが若干少ない見込みですので減額するものです。１５ページをお願いします。下の枠の最下段 目８教育費国庫補助金 説明欄のデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、体育施設予約管理システムについてプロポーザル方式により業者を選定したところ当初見積りより安価で契約出来たため、交付金も減額するものです。１８ページをお願いします。上段の枠の下の目８教育費県補助金 説明欄の地域学校協働活動推進費補助金については、中学校学習支援の地域未来塾の実績及び本年度から配置しております家庭教育支援員の活動実績により減額するものです。補助率は３分の２です。下の枠の最下段の目４教育費県委託金 説明欄の人権啓発活動事業委託金につきましては交付決定により減額するものです。１９ページをお願いします。１枠目の目２利子及び配当金 説明欄の上

から２番目 奨学基金利子及びその４つ下の学校教育施設整備基金利子は、各基金の利子を計上するものです。２０ページをお願いします。下の枠の目３給食事業収入につきましては、主に学校給食費の無償化に伴いまして当初計上しておりました就学援助児童生徒分の収入を減額するものです。その下の目４雑入 説明欄の下から５行目 自主事業収入につきましては、本年度実施しました２回の須恵文化ホール自主文化事業について計７６１名の来場で、当初見込みより増加となりましたので増額計上したものです。４１ページをお願いします。歳出になります。１枠目の目３教育振興費 節２４積立金 説明欄の学校教育施設整備基金積立金、その下の節２７繰出金 説明欄の奨学基金繰出金につきましては、歳入で説明しました基金利子をそれぞれの基金に積立てまた繰り出すものです。その下の枠の小学校費の目１学校管理費 節１９扶助費 要保護準要保護児童就学援助費及びその下の枠の中学校費の就学援助費の減額につきましては、歳入で説明しました学校給食無償化に伴いまして各学校予算に計上しておりました就学援助費を減額するものです。４２ページをお願いします。１枠目の目２公民館費 節７報償費の講師謝金、その下の節１０需用費の消耗品費の減額につきましては、歳入でも説明しました中学校の学習支援の地域未来塾の実績により減額するものです。説明欄のその下の電気料につきましては、せきれい館の電気料について若干不足が見込まれますので増額計上するものです。２つ目の枠の目２体育施設費 節１０需用費 電気料につきましては、町内の社会体育施設全体の電気料で若干の不足が見込まれますので増額計上するものです。その下の節１２委託料 予約管理システム導入業務委託料につきましては、歳入で説明しました同システムについて４社が参加したプロポーザルの結果、当初予算額よりも安価で契約出来ましたので減額するものです。教育課所管分は以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　説明の途中ですがここで１０分間休憩致します。

（休憩）　午後３時３４分

（再開）　午後３時４４分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　１点、町長に伺います。災害復旧費のこの、（何ページかをちょっとお示しください。）４３ページです。災害復旧費ですね。８，０００万の削減ですが多分担当課から説明を受けられたと思うんですけれども、町長は、これをどのように受け止めて担当課にどのように指示をされたのか、伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。この立野線につきましてはですね、災害現場の手前のほ

うがまた災害にあったということで奥の現場には中々向かえないということで、やはり手前から工事を進めていくということで今回減額ということで了承したところであります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　もう何年も通行止めですよね、立野線。地域の住民の皆さん方は不便さと経済的負担、かなり大きなしわ寄せを負っておられます。１日も早い災害復旧をお願いしたいっていうのは、もう住んでる人たちから、あるいはあそこを道路を使おうとしている林業関係の皆さん方。いろんな形で生活道路ですけれども非常に皆さん方不便を講じておられる。今言われるような状況ではありますけれども、私は全協で課長からその話を聞いて、この事業がまた令和８年度になるだろうという話でしたね。現場のその上流は、今農振課が工事をしてくれてます。災害で溝が使えなくなったということで用水路の工事をして３月いっぱいで終わるだろうと思いますが、そういうことであの上流部分については、大型機械も入って事業が進んでおります。で今の話を聞くとですね、今度取下げた工事か所の下のほう下流部分を先にしてからっていう話です。今の削減した場所は、その非常に大きな機械等が入りにくいからというお話でしたが農振課は今上流部分を工事してるわけですよね。何らこの削減しなければ工事ができないわけではないわけです。現実は。ですから私は、後日担当課に７年度内に少なくとも工事が終わるように出来ないかと。下流部分は確かに浮きを外した後で工事の発注をすると。川沿の工事になりますからね、浮きを外さないと出来ない。ま当然そうなった時には７年度の終わりぐらいになるだろうと。それから今回削減されたか所に入るとなれば、ま１年、８年度にまたがってまだ通行止めが続くという。ここをですね、私は７年度内に工事を完了出来るように今度の削減するところだけを先にですよやろうと思えばできるわけですよね。現実に。何ら工事に差し障りがあるわけではないわけで、今現実に農林振興課がその上流部分をやってるわけですから。そう思われません。１日でも早くこの道路復旧をしてあげようという気持ちにはなっていただけないものかなと思うんですよ。ですから、現場を見ると出来ないわけじゃないわけですから。そこはひとつ検討していただけないかという担当課に私は協議してくれっていう話をしたわけですけれども、どうなったのかなというふうに思います。まずその辺、検討がなされたのか伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井建設課長。

●建設課長（酒井　裕次 君）　はい。立野線の災害につきましてはですね、令和２年以降度重なる災害で、担当課としても１日も早い復旧のためにですねしてるわけですが、いかんせん毎年ですね災害発生するということで中々完了しないわけでございます。御指摘がありましたところにつきましては、６年度に発生した災害、これ立野線で２か所ございます。下流側は法面だけの工事ですのでそれほど期間はかからないと思います。上流側につきましてが、河川にかかるかからないぐらいから積み上げるブロック積みの対応ということになりますので、その仮設道がですね、下流側じゃなくて上流側からしか仮設道路を作って河川に進入出来ないということで、上の今回取下げた災害復旧を始めたら、災害に現場に行く道路が遮断されるということで立野線自体の復旧が遅れます。となればですね、ただいまの皆越線１路線で集落への通行をしていただいておりますが仮にそちらの皆越線がですね災害起きたら孤立してしまうわけですよね。だから１日も早くまず立野線側を復旧を先にやって、迂回路の機能を確保するということで考えております。そ

ういったことでまずはお話ししました２点ですね、仮設の問題と道路の確保の問題ということで担当課としてはそういう判断をしたところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　仮設の道路が上流から入らないということは分かります。ですけれども、以前、去年完成したか所の隣が今災害におうて道路が崩落してるわけですよね。ですね。その上の工事の部分と同じような上流部から入っていくわけでしょ。でしょ。だから、その今度のこの上流部の部分を工事しながらでもですよ、あそこに入るだけの道路っちゅうのは作れるわけですよね。私はそういうふうに見てます。でないと、仮設をつくらないと上にも住んでおられる家屋が住宅があるわけですよね。あの人たちまで影響して来るわけですよ。ですから私は、完全にあそこ通行止めする必要は私はなくて、工事は可能だというふうに現場を見てずっと考えていました。ですから下の部分を工事するにおいても上流部から入っていくのに何ら支障はないというふうに私は思ってずっと見ておりましたが、いかんせんしかしながらそういう考え方でいくと８年度まで跨っての通行止めですか。８年度のいつまでその通行止めを考えておられますか。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井建設課長。

●建設課長（酒井　裕次 君）　はい、なかなか現時点でですね、８年のことを申し上げるのはちょっと確実な話ではございませんが、予定としましては取りあえず来年度７年度については、手前の道路の復旧を進めて通行可能なようにするということが１番かなと思っております。法面面につきましては上の集落からおりてきてですね、あそこに橋がございますので橋から上流側には仮設で道が行けるかもしれませんが橋から下流側にかけてちょっと法面がかかってですね、その分も工事に入ってますのでそこをした時に立野線の下流側に行く通行がちょっと難しくなるというふうに思っております。ですので集落の方の住民の皆さんの通行を確保出来ても、立野線側の工事車両の通行を確保するのは中々難しいというところだと思っております。そういうことで順次災害復旧を進めてまいるということでございますが、８年度当初順調に行ったらですね８年度予算に計上させていただきまして、年度当初からでも工事は可能かなと思っております。半年かそうですねぐらいは最低限必要になるのかなというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ございませんでしょうか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はいそれでは３点お尋ねを致します。財政課のほうにこれは１０ページでですね、事業起債地方債の明細が上がっております。その中でテレワークだったと思うんですけども、過疎債の充当率が低くなったっていうか、抑えられたというような説明がありました。過疎債のソフト分はほぼほぼ毎年度どれぐらいの総額になるのかが割当てられているんだろうと思うんですけどですね。充当率が下がった理由、テレワークに限らず他の事業についても同様のことがあるのか。それがまず１点ですね。それから同じく財政のほうですけど、地方交付税について今回増額がなされております。そのことによって財調の繰入金が減額になったわけですね。交付税の総額と予算に計上されていない額がありましたらそちらのほうもお尋ねをしたいと思います。それが２点目ですね。それから３点目ですけどこれは７ページの繰越明許費に係る分ですけど、私は繰越明許に何かこだわってるように聞こえるかもしれませんが、それぞれの繰越しの理由をお尋ねした時にですね、どうも不慮のっていう言葉がよく出てきて、少し繰越しに

対する規則といいますかですね。そのことが甘んじられてるような気が若干したところです。これは事業者さんにとっては非常に今死活問題ですので、私の私見だけで話をするわけにはいかないということは重々承知してますけど。どうも入札の際にですね、あるいは契約時点で工期の話は多分になされてると思うんですよね。現場説明であったりとか。そこから工期の延長が出てくる。そのことに対して行政側としてどのような姿勢で工期の延長等を事業者と話をされてるのか。その辺りの経緯が建設課なりあるいは農林振興課、事業課の中でですね、ございましたらお答えを頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。では財政課から２点、１点目と２点目についてお答えをしたいと思います。過疎債がテレワークのほうについて十分につかなかったというようなことですけれどもこちらに充当率が下がった理由ということですけれども、こちらは国から十分に交付されなかったのかと思いますけど、ちょっとこちらで確かなお答えができませんのでこちらはちょっと調べて回答させていただきます。あと２番目の交付税のこれは収入見込額ということでよろしいですかね。収入の見込額が４７億６，４４３万６，０００円でございます。はい。財政課からは以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩致します。

（休憩）　午後４時００分

（再開）　午後４時０２分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩をときまして会議を再開致します。副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。繰越しについての町のほうの取扱いなんですが決してその繰越しありき、甘んじてという言い方もされましたがそういう考えは決してございませんで、やはり発注の時期それまでの現場での取扱いといいますか、発注に至るまでの時期また発注後の資材の現場の動き、最終的に適正な工期というものがございまして、それらを全て勘案したところで年度内で予算は消化するものという原則でございますが、適正工期を確保した上で繰越しも認めていくというものでございます。発注に際しましてやはりいろいろ時期的なものがございまして、それにそれからスタートしてしっかりした工期を確保していくという考えでございます。それと年間を通じてやはり平準化した工事を発注したいという考えもございますので、最初から繰越しありきではございませんがやはり現場での柔軟な施工を進めていくという考えに基づいて行っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　はい、小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。１点目の要はですね、過疎債。非常にありがたい地方債で

ございますけどこれの見込みといいますか。これに甘さがあったんじゃないかなっていう部分がやはり地方債ですから非常に有利な特定財源になるわけですよね。それが見込みのとおりに入らなければ一般財源であったりの投入ということになるので、財政的には非常に満足のいくものではなくなる可能性があるので、そのところをきちんと押さえていただきたいなというふうに思ってお尋ねをしたところです。後ほどまた回答頂きたいと思います。それから交付税については、さっきおっしゃった収入見込額は多分に普通交付税だと思いますけれども特別交付税についても再度お答えを頂きたいと思います。３点目ですけど副町長おっしゃるように非常にその事業ごとにですね、個別の事情はあるのは私も十分理解出来てはおるつもりです。ただですね、入札の際に今盛んに言われてる人手が足りないとか、あるいは資材の調達が厳しい。そういう事象をもって強い落札意欲を持てないというかですね。入札には参加するけれども中々自社でそれを落札するという強い意思を出すと示すということが難しい事業者もおられるわけですよね、当然。片や落札をされたところがですよ、全てそうだとは言いませんけど事情を持って繰越しをという申入れをなさるんだろうと思うんですけども、やはりそれはですね当初から見込まれた工期というのが大前提で皆さん同じ土俵で競争されるわけですので、そのことがですね、後々落札さえしてしまえばというこれはちょっと言い方が私適当でないと思うんですけど、工事を抱えてそして工期延長で何とか対応出来ればというふうに、それがそういう考え方が広がらなければですねというこれは懸念材料でございます。ですから逆に言うとですよ、じゃあいつまでに落札すればですね、例えば年度内の８月であったりとか。だったらそれは繰越しはちょっと厳しいだろうとかなってくるんだろうと思いますけど。ただそうすれば特定財源をつけた事業は中々そんな８月とかには入札が出来ないというのも事情は分かります。であればですよ、副町長が言われた平準化という話の中では当然継続費も活用出来るわけなんですよね。だから私は繰越しにこだわっているように聞こえるんだろうと思いますけど、やはりこの何ていうんですかね。工期の延長というものに対しては、お互い事業所さんとの共通認識の中で他の事業者さんも同じような土俵で競争されたという経緯を踏まえてですね、工期については慎重に検討していただきたいなというふうに思っております。もちろん粗雑な工場をして工期内に納めるということではございませんので、やはりそのところをですね、重々お考え頂いきを頂いてですね今後の運用もしていただければというふうに思っております。この継続費についても繰越しとは繰越明許とは若干取扱いは違っても、本当に工事の平準化を求める中では、大きな工事においてやってきておられるわけですのでその活用というものをされることはやぶさかではないと思いますので、そのところも是非今後御検討頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。まず１点目の過疎さでございますけれども確認をしましたところやはり国の予算額の都合により減額をされておりまして、事業費の案分により充当額を配分をしております。２点目の特別交付税でございますけれども現在２億５，０００万の予算を計上しております。特別交付税につきましては交付時期がまだ３月交付分がありますので、この２億５，０００万というのはまだ確定の金額ではございません。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。先ほど議員からありましたとおり工事の発注に関しましては、まずはその目的が達成すべき時期もございますのでそこからまた適正工期、国の特定財源を使う場合にはその取扱い、そして手持ち工事等集中した場合には余裕工期というものも考えられる場合もございます。前もっていつまでに着手をしてくださいという考え方も出来ますので、全ての状況等を踏まえながら適切に対応していきたいと思います。財源、財政的な取扱いも検討してまいります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。１点目２点目については理解をさせていただきました。ということは、交付税がまだ１億４～５,０００万予算上計上されてないのかなというふうに今、考えたところでございます。これが繰越し財源になっていくんだろうなというふうに思います。３点目のですね今の副町長の御答弁ですけど、私たちも当然ですねその事業を実施していただく中ではもちろん入札不調というものも最近は考えられますので、行政側の思惑どおりにいかないという場面も非常に多くなってるんだろうと。それは私たちも推察できるところではございます。そういう入札不調あたりの利用を考えていけば、当然人材不足もありましょうし資材の調達あるいは地権者側との交渉であったりとか、様々な事情があるというそういう前提をまず固めておいて入札をなさるということ。これはもう間違いのないことだろうと思うので、その場合にですね、やはり入札をして工事に着手するまでいわゆる契約期間の中でですよ。着手するまでの期間がある程度こう準備期間として持っておられますよね。そこのところも適正工期の中に入ってるんだろうとは思うんですけど、町民の方とかには中々理解しづらいちゅうかですね、看板は立ったけども中々現場に入ってもらえないよねっていうお話もよく聞くんですよ。で、私が言ってるのはそういう町民の方の御意見もこういう繰越しのほうにですね、影響していくというか、そういうところもそうじゃなくてきちんとした適正工期の中でやっておられるんですよということを私たちもある程度は執行部側に立って話もする場面があるんですけど、そういう小さいところも含めてですね、今後事業課のほうでも適正工期というもの、それから当然さっき言いましたように特定財源を伴う事業については、着手時期が年度の途中に以降にぶれるのはしょうがないとしてもそれをどのように単年度でやるのか、あるいは継続でやるのか。事業の細分化あたりが出来るものを継続にするというのはやぶさかでもない。先ほど言いました。そういうふうにですね、是非事業課のほうでも御検討頂きたい。今もやっておられるとは思うんですけれども、町民の方にですね、分かりやすく工期の設定を見せていただきたいというか、取り組んで頂きたいというふうに思います。よろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。先ほど余裕工期というものを発言しましたが、やはりその請負さんの立場を考えての考えでございます。議員おっしゃられますとおり、地元でその利益を受ける方たちにとっては現場がいつまでも動かないというものは中々ちょっと不信感といいますか、そういうものを与えかねないということは理解しておりますので、まずはその目的をしっかり達成するために必要な工期、また現場でのしっかりと説明を進めてまいりますので以後担当課とはしっかり工期、また現場の状況等を把握しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、２、３点お願い致します。まず１点目。今のお話の７ページです。繰越明許費ですがそこそのものじゃなくて、番号１ 脱炭素推進事業。この事業の現在というか先ほどの御説明では一般家庭の選定等に遅れが出ているというお話でございました。この令和６年度予定をされていた事業の中での進捗状況というか進み具合。それをちょっとお尋ねをしたいと思います。一般家庭の選定だけなのかですね、いろいろあるかと思います。それが１点でございます。それからもう１点がですね、１３ページでございますが最下段でございます。１３ページとすいませんテレワークの施設使用料ですね。と併せて２１ページ２６ページ。２１ページは、先ほどの事業債。先ほど小松議員からあった事業債の減ですね。これと含めまして２６ページにその分が目の２１に財源更正も含めて出てきております。結果的に先ほどお話あったとおり一般財源が２,１００万ほどの増額補正になっている。このテレワーク施設の整備事業そのもののですね、先ほどの過疎債の問題ありますが私の記憶違いでなければ、最初のほうは６年度予算以前５年度ぐらいの話ですかね。当初は国庫補助事業を充当するようなお話があって、その補助事業が今度はこの起債に振りかわってる。で結果的には、起債の減になって一般財源の持ち出しになっているというようなちょっとそういう変遷があったように私は記憶してるんですが、もし間違いであれば御指摘を頂きたいと思いますが。ここで申し上げたいのは、テレワーク施設整備事業がですねもう３年ほどやっておられるんですかね、いろんな事業名をつけながら。そもそものテレワーク施設の整備事業の目的に沿った活用につながっているのかどうか。結果的にまだ整備中でありますのでその経費の問題、先ほど言った財源の更正等々も出ておりますが使用料の減も２６ページでは、その他８９万５,０００円 使用料の減出ておりますよね。ということで、中々思惑どおり進んでないという使用のほうもですね、そういう状況にあるというふうに私は今回の補正を見て感じたところです。あさぎり町テレワーク施設条例 事業はですね、テレワーク施設は次に掲げる事業を行う。テレワークの推進に関すること、というのが明確にうたってありますね。第１条 設置。情報通信技術を活用したテレワークの推進を通して云々。要するにテレワーク施設としての名称をうってありますのでテレワークの推進にどれだけ進んでるかなと。その付近が中々この施設の使用料の実態も含めて中々難しい。今あのいろいろ努力されてるのは十分承知しております。私がちょっと心配するのは、今の状態でいったときに施設の整備が終わった段階でもですね今回の収入状況等歳入状況と見た時ですね。これからいろんな手を打っていかれてなっていくのかとは思いますが、どうも当初の３年ぐらい前からスタートしてますかね。お話の状況に今のところなってないような気がしてるもんですから、どうもその付近をちょっと心配しております。ということで、その付近の状況を御説明を頂ければと思います。そしてもう１点すいません。欲を申して申し訳ありません。２５ページでございますが違うか。２５ページですね。目の１５ 光ブロードバンド整備事業補助金、これあの実績で今年度は事業費が補助金が余ってるとこでございますが、これは事業を予定どおり進んでいる中でいろんな事情でですね、補助金としては減額で収まっているのか。という付近をちょっと確認の意味でお願いをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいま小谷議員からですね御質問がありました脱炭素

事業のですね取組状況についてということでの御質問になりますが、こちらの脱炭素事業につきましては令和５年度からですね、令和９年度までの５か年にわたっての事業となっておりまして、５年度分から事業着手しておりまして５年度６年度分の交付金が合計でですね４億４，５３３万７，０００円が５年度６年度分の交付金の見込額ということでなっております。そのうち実績額としましては、２億６，２５５万４，０００円が実績となっておりまして、残りの１億８，２７８万３，０００円を今回繰越しをお願いするというものでございます。こちらの事業につきましては、先ほども小谷議員からありましたように各世帯への太陽光及び蓄電池の設置及び民間事業者への設置、あと公共施設への設置。今後、荒廃農地等へのソーラーシェアリング等もですね、計画に位置づけられながら事業を進めていくというところになっております。なお、ちょっと今日手持ちの資料にですね設置件数とかの詳細な資料を持ってきておりませんのでこちらについては後日回答させていただきたいというふうに思います。次にテレワーク施設の件でございますけども、テレワーク施設につきましては令和４年度から工事に着手するというところでデジ田の地方創生のいわゆる整備タイプ、テレワーク施設整備タイプというのを活用しながら事業を進めてまいりました。この時が交付金の補助率っていいますか交付率が２分の１ということで、財源を確保しつつ事業を進めてきたところでございます。当然不足する事業費については過疎債を充当しつつ、それでも足らない分は一般財源を充てるというところで実施をしております。なお令和４年度から着手した１期工事の分につきましては、その当時コロナの臨時交付金というのがございましてそちらの財源も充てておりましたので、極端な持ち出しは一般財源の持ち出しはですね、４年度５年度についてはそこまで上がらなかったというところでございます。ただ６年度から着手しております２期工事。こちらにつきましては、テレワーク施設と併せてヘルシーランドの屋根の防水工事を合わせた工事を発注しておりますので、テレワーク施設の部分は遊休施設の再整備事業という上限６，０００万の３分の１の補助金を活用して２，０００万円を財源として確保しつつ、その残りの部分の不足する部分を今回過疎債で４，１８０万円を充当すると。また、その不足した分を一般財源でということで計画をしておりますが屋根の防水工事も含めての今回整備となっておりますので一部その過疎債が使えない部分。特に屋根の工事でヘルシーランド側の施設については、一応過疎債は財源は充当しておりませんのでそういったところで一般財源の持ち出しが増えているという状況となっております。あとテレワーク施設の条例に基づく利用の推進といいますか促進の部分につきましては、確かにコロナ禍の時からしますと在宅勤務とか、あるいは各本社事業所に出向いての仕事というのが通常に戻りつつありますのでテレワークをする機会というのは確かに減少してはおりますが、本町のテレワーク施設の利用状況を見てみますと都市部に住んでおられる方がお盆とか正月とかにですね帰省をされた時に、我が家にネット環境がないと。そういった方々がこのテレワーク施設を利用されているという状況下にあります。ですからテレワークという仕事の延長での利用というのは、確かに全国的にも少なくはなってきておりますが、本町のネットワーク環境の中ではテレワーク施設もそういった我が家ネットがない方についてはですね、一部有効に活用頂いてるんではないかなというふうに理解をしているところです。あと最後にですね光ブロードバンド整備事業についてなんですけども、こちらにつきましては令和５年度からこの整備事業に着手しておりまして、現在２年目を迎えております。整備に当たりまし

ては、免田局と上局それぞれに分かれて整備を行うこととしておりますが、令和５年度に着手しました１２月に補助金申請等が上がって準備をしてきたところでございますけども、令和６年の１月に石川県の能登半島地震が発生したことから５年度分を一部繰越しをして、令和６年の９月末までに５年度分の実績報告書が上がってきたところでございます。免田局においては先に工事に着手をしておりますが、その当時基本設計、現場調査、図面作成等は、５年度末において完了しております。その後、今度は免田局エリアの主要道路におきまして地下の光ケーブルの新設と作業現場における道路占用許可、電柱の新設、建て替え作業、各光ケーブルの新設作業等を行っておりまして、今の予定では今年の秋頃にはですね、整備を完了を見込んでいるというところでございます。一方、上局におきましては、令和６年度から免田局と同様に基本設計、現場調査、図面作成等を着手しているところでございますが、先ほどもちょっと溝口議員からもありましたように皆越地区におきましては、豪雨災害の影響からですね、一部道路が通れないというか所もありますため今その現場調査においても一部難航しているという情報が入っております。なお現在の進捗率につきましては免田局エリアのほうがですね、令和７年度秋頃の開通見込みで１００％と見た時に６年度末においては６０％の予定となっております。まだ上局エリアにおきましては令和７年度の３月末の完了見込みということでございますので、令和６年度末においては４０％の予定ということで今、現場のほうから報告を頂いているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、ありがとうございました。もう簡単にいきます。脱酸素推進事業の件はですね、要するに言いたいことは予定どおりというか若干今回繰越し等もあるにしてもですよ、進んでいればですねそれはそれで結構かと思います。期間が限られている事業だと思いますので何ていうかな、進捗管理はですねある程度きちんとしていかないと何か後半というか最終年度等ですね厳しいのかなというイメージをちょっと私なり勝手に持ってたもんですから、そういうことでございます。テレワーク施設に関しましては出来ましたですね、今日はちょっと無理だと思うんすけど以前私は言ったと思うんですけどこの事業全体のまだ完了してませんので一概に言えませんが今年度ぐらいまでのですね、何ていうかな清算じゃないですけど要するに財源のいろんな事業が組み合わさっておりますので、その付近をいつか機会がありましたら財源の何を充当されているかそういった部分をですね、教えていただければありがたいなということがひとつと、先ほど言いましたテレワーク施設の本来の利用目的がいろんな課題があるとは重々承知しておりますのでですね、条例に準じたあるいは整備、施設整備の当初の目的に合ったですね、形に極力近づくようによろしくお願いしたいと思います。最後の光の件につきましてはこれもまた以前申し上げたと思いますが、住民さんかなり待っておられます。これ事業所さんの問題、問題ちゅうかがあると思いますが、なるべく早い段階で住民向けにですね、こういうサービス提供が出来ますっていうのをですね、示していただければ何かあり難いかなあと。何かちらちらとそういう話聞くんですよ。あれいつまでかかるのかなとか、あるいはどういうことができるのかなとか。要するに待ってる人あるいは今の現状の光をそのまま続ける。その判断をどうしたらいいかとかいろんなそれぞれ受け取り方がありますが、とにかく基本情報を持っている状態だと思いますのでその点も見通しがあれば、要するにいつぐらいは住民へ向けて情報が出せるのかをです

ね、今分かってたらお願いをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいま小谷議員からですね御質問頂きましたまず脱炭素事業の件につきましてですけども、一応５か年にわたっての事業ということになりますのでこちらの進捗管理についてはですね、今後適切に当然相手の事業者さんとそこの事業者を通じた設置者との協議等が必要になってまいりますので、そこら辺も町としてしっかり対応していきたいというふうに思います。それから２つ目のですねテレワーク施設の条例に基づきついてる基づいた利用の在り方といいますか。そこら辺についてもですね、確かに議員がおっしゃるように利用の目的に沿った利用の仕方というのが本来あるべき姿だと思いますが、やはりコロナ下の状況から今だんだんこう日常生活に変わっていく中で違った形の利用の在り方も含めてですね、今後利用促進につながるような検討も含めて取り組んでまいりたいというふうに思っております。あと最後に光ブロードバンドの件ですけども、町民の皆様方ですね確かに新しく引かれるこの光基盤を心待ちにされてる方もいらっしゃるというふうに伺っておりますので、その住民様向けにはですね、今後整備が完了しました後にその説明会あたりもですね、今後計画されているという情報も事業者からも伺っておりますのでそのタイミングをもって、また町民の皆様方にその説明会等のお知らせをしていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。では質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第５３号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第５３号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１８、議案第５４号令和６年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第３号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第５４号、令和６年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第３号について提案致します。令和６年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第３号は次に定めるところによる。第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３５７万８,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１億４,１５４万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　それでは第２項より読み上げさせていただきます。第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。今回の補正予算につきましては、一般被保険者療養給付費及び出産育児一時金の負担金減額に伴います補正が主なものとなります。

◎議長（小見田　和行 君）　高田税務課長。

●税務課長（高田　真之 君）　はい。それでは税務課所管分について説明致します。７ページの歳入になります。目１一般被保険者国民健康保険税 節１医療給付費分現年課税分とその下 節２後期高齢者支援金分現年課税分の減額補正になります。被保険者数を当初３,４１６人の見込みが３,

２４８人となる見込みで１６８人の減のため減額するものになります。次に節３介護納付金分 現年課税分の減額補正になります。被保険者数を当初１，０８０人の見込みが１，０５９人となる見込みで２１人の減のため減額するものになります。全国的に団塊世代が後期高齢者へ移行する最後の年で引き続き大幅な減少が継続したことや短時間労働者への被用者保険の適用拡大も影響したことが主な要因と考えられます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。それでは引き続きまして健康推進課所管分について説明致します。まず歳入からです。２枠目 目１保険給付費等交付金 節１保険給付費等交付金普通交付金は、歳出の保険給付費療養費の減に伴う減となります。その下 節２保険給付費等交付金特別交付金は、特定健康診査等負担金で受診者数の見込みにより減額するものでございます。３枠目 目１利子及び配当金の基金利子は、実績見込みにより減額するものです。４枠目 目１一般会計繰入金 節１保険料軽減分保険基盤安定繰入金は、８ページをお願い致します。節２保険者支援分保険基盤安定繰入金、１つ飛びまして節４財政安定化支援事業繰入金から節７産前産後期間保険料繰入金につきまして、令和６年度の交付額決定により繰入額を補正するものです。節３出産育児一時金等繰入金は、申請者が見込みより少なかったため減額です。２枠目 目１財政調整基金繰入金は財源調整に伴います減額です。３枠目 目１繰越金は令和５年度決算に伴います増額となります。４枠目 目４療養給付費精算金は、令和５年度の一般被保険者療養給付費が確定したための補正となります。１０ページをお願い致します。次に歳出です。１枠目 目１一般管理費 説明の郵送料は、マイナ保険証に移行になったことで特定記録郵便での保険証送付が減少しましたので不用額の減額です。２枠目 目２一般被保険者療養費、３枠目 目１出産育児一時金の節１８負担金及び交付金は、実績見込みにより減額です。４枠目 目１一般被保険者医療給付費は財源更正になります。最下段の枠 目１特定健康診査等事業費 説明の費用弁償は、会計年度任用職員通勤手当で実績見込みにより減額です。１１ページをお願い致します。１枠目 目１財政調整基金積立金は基金利子の実績見込みにより減額するものです。２枠目 目５その他償還金は、令和５年度分の特別交付金及び出産育児一時金臨時補助金の精算に伴います返還金の補正となります。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第５４号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第５４号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１９、議案第５５号令和６年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第１号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第５５号、令和６年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第１号について提案致します。令和６年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計補正予算第１号は次に定めるところによる。第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，１９８万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億７，６７５万６，０００円とするも

のでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　それでは第２項より読み上げさせていただきます。第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第１表 歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、被保険者保険料負担金と基盤安定負担金の減額に伴うものが主なものになります。７ページをお願い致します。歳入です。１枠目 目１後期高齢者医療保険料 節１現年度分特別徴収保険料は、加入者の死亡、特別徴収から普通徴収への移動などにより減額するものです。節２現年度普通徴収保険料は、特別徴収からの異動などによる増額となります。節３滞納繰越分普通徴収保険料は実績見込みによる増額です。２枠目 目１一般会計繰入金 節１事業費繰入金は、歳出側の事務費減額に伴います減額となります。節２保険基盤安定繰入金は、交付額決定に伴います減額です。３枠目 目１延滞金は、収納実績により増額するものです。最下段の枠 目１繰越金は財源調整のための増額になります。９ページをお願い致します。続きまして歳出です。１枠目 目１一般管理費 節１０需用費は、窓あき封筒印刷経費の不用額を減額するものです。２枠目 目２後期高齢者医療広域連合納付金は、節１８負担金補助及び交付金 説明の被保険者保険料負担金は、実績見込みにより減額、基盤安定負担金は交付額決定に伴います減額となるものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第５５号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第５５号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第２０、議案第５６号令和６年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第３号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第５６号、令和６年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第３号について提案致します。令和６年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第３号は次に定めるところによる。第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，１８９万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１億５，７４１万８，０００円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい、それでは議案第５６号について説明致します。第２項から読み上げます。第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第１表 歳入歳出予算補正による。第２条 債務負担行為の追加は、第２表債務負担行為補正による。５ページをお願いします。債務負担行為補正です。１番、２番は、要支援認定者のケアプラン作成委託でサービスの内容により２つに分類されています。３番は、生活支援コーディネーターを中心とした高齢者の日常生活の支援体制充実や社会参加を推進する事

業です。いずれも期間・限度額は記載のとおりとなります。８ページをお願いします。歳入です。１枠目 目１第１号被保険者保険料の特別徴収は、介護保険料特別徴収の収入見込みによる減額です。２枠目 目１調整交付金及び目２地域支援事業交付金は、交付決定による減額になります。目５介護保険事業補助金は、年度内に改修する必要があるシステム改修に伴う５０％の国庫補助金です。３枠目 目１介護給付費交付金の現年度分は、２号被保険者の介護保険料ですが介護給付費の実績により交付決定額が減額になるものです。４枠目の目１地域支援事業交付金は、県補助金分の交付決定による増額になります。９ページをお願いします。１枠目 目１利子及び配当金の基金利子は介護保険給付費準備基金の運用実績による利子増額分です。２枠目 目３地域支援事業繰入金の現年度分は、町負担分の増額分を一般会計から繰り入れるものです。目４低所得者保険料軽減繰入金は、交付決定による国県の負担金補正額に町負担金分を加えた額を繰り入れるものです。３枠目 目１繰越金は、今回の補正予算の調整財源として計上しておりますが介護保険給付費準備基金の積み増しが主なものとなります。４枠目 目１第三者納付金は損害賠償金２件分となります。５枠目 目１介護予防サービス計画費収入 節１の介護予防サービス計画費収入と次ページ節２介護予防日常生活支援総合事業収入は、要支援認定者のサービス内容で違うそれぞれのケアプラン作成に係る費用の見込額による増減するものです。１１ページをお願いします。歳出です。１枠目 目１一般管理費の介護保険システム改修委託料は、歳入の県補助金で説明しましたシステム改修補助金の委託料です。２枠目 目１介護サービス給付費は、歳入の調整交付金及び支払い基金の減額に伴い、居宅介護サービス等給付費負担金から減額するものです。また３枠目 目１介護予防サービス等給付費から次ページ２枠目 特定入所者介護サービス費までにつきましても、歳入の調整交付金及び支払基金の減額に伴い財源更正を行っております。１２ページをお願いします。３枠目 目１基金積立金の介護給付費準備基金積立金は、当該基金に１億円を積み増すものです。令和５年度決算では準備基金以外での介護保険料繰越額が約１億２，０００万円であったことと、今年度は第９期計画の初年度であり現時点では積み増しを行っても予算編成が可能と見込み、準備基金での適正な運用を行うため補正するものです。ちなみに計画では第９期中に約１億円を準備基金から取崩し保険料に充当することとしておりますが、時期としましては令和８年度と想定しております。４枠目 目１介護予防生活支援サービス事業費の１２委託料と次ページ最上段までの１８負担金補助及び交付金につきましては、各事業の実績見込みによる減額です。１３ページをお願いします。１枠目 目２一般介護予防事業費と２枠目 目２包括的支援事業費 目４社会保障充実分事業費は、歳入の調整交付金及び支払基金の減額に伴う財源更正となります。２枠目 目１地域包括支援センター管理費は人件費の減額と節１２委託料は、要支援認定者の増加によるケアプラン作成委託料の増額になります。目３任意事業費は各事業の実績見込みによる減額です。１５ページ以降は給付費明細を記載しております。説明は以上となります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、１点だけ簡単に確認させてください。１１ページでございます。保険給付費総全体としてはですね、この介護サービス諸費の介護サービス等給付費が１番大きくて４，５００万ほど減額補正となっておりますが、トータル的にも減額になっております。

から特定財源そのものも減額になっているという状況を見た時に、一言で言うと今年度は保険給付費が当初の予定より予定というか想定よりも少なくなって。でもそれに見合って減ってきてるというに私は受け止めました。で、ということですね、第９期が本年度からスタートしとるわけですが、第９期の計画の１年目ですね、と比較した場合ですよ。ざっとですけど５，０００万ぐらい当初のその計画よりも実績が見込みがですね、まだ決算出来てませんけど見込みが最終的にはマイナスというか、サービス給付費がですよ。という状況に今、今現この補正予算を見た限りではそういう理解をしたんですが細かな数字は別としてですね。そういう傾向にあるということだけ、それで間違いないかの確認をさせてください。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。議員おっしゃられるとおり第９期の初年度である令和６年度の計画としましては、介護保険標準給付費が１８億９，９００万円を見込んでおりましたが、今年度の見込みとしましては１７億４，１００万程度と思われますので、計画との差は一応１億５，７００万程度が差が出てくる見込みとしております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第５６号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第５６号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　会議が午後５時を過ぎることが予想されますので時間の延長を宣言致します。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第２１、議案第５７号令和６年度あさぎり町水道事業会計補正予算第４号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第５７号、令和６年度あさぎり町水道事業会計補正予算第４号について提案致します。第１条 令和６年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第４号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。それでは議案第５７号について説明致します。まず第２条から読み上げます。第２条 令和６年度あさぎり町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入 第１款 水道事業収益 補正前の額 ４億２，７１０万３，０００円 補正額２，２９８万６，０００円の減額、計４億４１１万７，０００円。支出 第１款 水道事業費を補正前の額３億７，９４３万２，０００円 補正額８７万５，０００円の減額 計３億７，８５５万７，０００円。３ページをお願いします。第３条 予算第４条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額９，７８０万１，０００円は、過年度分損益勘定留保資金２，９５５万３，０００円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額６，８２４万８，０００円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出 第１款 資本的支出 補正前の額１２億１，２８８万２，０００円 補正額６９万８，０００円 計１２億１，３５

８万円。第４条 予算第７条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費 補正前の額４，９１０万１，０００円 補正額９４万円の減額 計４，８１６万１，０００円。詳細につきましては１４ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入となります。３目消費税還付金 節１消費税還付金は、岡原地区の配水ポンプ場整備や免田地区の配水管敷設替などの資本整備について翌年度への繰越し等により令和６年度分の消費税還付金の額が変更となりますので、当初予算との差額を減額するものです。１６ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出になります。１目 配水設備整備費 節７委託料は、岡原地区の配水ポンプ場整備工事を翌年度に繰越しを予定しているため、工事の監理業務につきましても同様に繰越しが必要となるため工事の管理期間が延長になることから変更契約が必要となり、不足する金額について増額を行うものです。ページ戻りまして７ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。右側の下から３行目の資金増加額５，１８７万１，０００円。最下段の資金期末残高は６億８，９９３万８，０００円となる見込みです。８ページをお願いします。このページから１０ページにかけましては給与費明細となっておりますので御覧ください。１１ページをお願いします。このページから１３ページにかけましては令和６年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表です。このページ最下段の資産合計と１３ページ最下段の負債資本合計額はともに６２億６９万８０１円の見込みとなります。説明は以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第５７号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第５７号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第２２、議案第５８号令和６年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第３号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第５８号、令和６年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第３号について提案致します。第１条 令和６年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算第３号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。それでは議案第５８号について説明致します。まず第２条から読み上げます。第２条 令和６年度あさぎり町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入 第１款 下水道事業収益 補正前の額６億３，６４０万３，０００円 補正額１４万９，０００円 計６億３，６５５万２，０００円。支出 第１款 下水道事業費用 補正前の額５億６，２６３万９，０００円 補正額４８万１，０００円の減額 計５億６，２１５万８，０００円。３ページをお願いします。第３条 予算第４条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億５，６９２万４，０００円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額８６４万３，０００円、損益勘定留保資金１億９，１７１万１，０００円、利益剰余金処分額５，６５７万円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額

を次のとおり補正する。収入 第１款 資本的収入 補正前の額２億５，１１１万９，０００円 補正額４７万８，０００円 計２億５，１５９万７，０００円。支出 第１款 資本的支出 補正前の額５億５２６万４，０００円 補正額３２５万７，０００円 計５億８５２万１，０００円。４ページをお願いします。第４条 予算第５条で定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。建設債 補正前の額５，０００万円 補正額３０万円 計５，０３０万円。資本費平準化債は変更ありません。計 補正前の額９，７００万円 補正額３０万円 計９，７３０万円。第５条 予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費 補正前の額２，９５６万２，０００円 補正額４８万１，０００円の減額 計２，９０８万１，０００円。第６条 利益剰余金のうち５，６５７万円は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填に処分するものとする。詳細につきましては１５ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入となります。３目 他町村下水道流入負担金 節１他町村下水道流入負担金は、年間の流入実績により増額をするものです。次の１目 受取利息及び配当金 節２基金利息は、減債基金の一部運用に伴い現在の定期預金解約時の利息を計上したものです。１７ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。１目 下水道事業債 節１下水道事業債 説明欄の１行目 特定環境保全公共下水道事業債は、マンホールポンプや舗装工事の実績により減額をするものです。その下、球磨川上流流域下水道事業債は、県による下水道建設事業の一部変更により流域町村負担金が増額となったため不足分について計上したものです。目の２つ目 １目 国庫補助金 節１突貫下水道国庫補助金は、起債同様補助対象事業の実績により減額をするものです。目の最下段 １目 突貫下水道分担金 節１突貫下水道分担金は、下水道接続戸数が当初の見込みを上回ったためその差額分を計上したものです。１８ページをお願いします。支出になります。５目 流域下水道建設負担金 節１流域下水道建設負担金は、収入でも説明をしておりますが流域町村負担金の増額によるものです。次の１目 建設改良企業債元金償還金 節１建設改良企業債元金償還金は、令和６年度実施の舗装工事に伴い、１月に借入れた起債の償還金が不足するため計上するものです。目の最下段 １目 基金積立金 節１基金積立金は、収入で説明しました基金利息を積み立てるために計上しております。ページ戻りまして９ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。右側の下から３行目 資金増加額１，５０８万５，０００円。最下段の資金期末残高は１億１４５万９，０００円となる見込みです。１０ページをお願いします。このページから１２ページにかけまして給与費明細となっておりますので御覧頂きたいと思います。１３ページをお願いします。令和６年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表です。右下の二重下線分の資産合計と次のページ最下段の負債資本合計はともに９９億２，５１０万２，８７３円の見込みとなっております。説明は以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第５８号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第５８号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第２３、議案第５９号令和７年度あさぎり町一般会計予算についてから日程第３０議案第６６号令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてまでを

一括議題とします。お諮りします。議案第５９号から議案第６６号について本日１１日は提案理由のみの説明を行い、１０日に税務課分を除く総務建設経済常任委員会所管課分、１３日に税務課分を含む厚生文教常任委員会所管課分についての説明、質疑を行い、採決は２１日に行いたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって本日１１日は、提案理由のみの説明を行い、１２日に税務課分を除く総務建設経済常任委員会所管課分、１３日に税務課を含む厚生文教常任委員会所管課分についての説明質疑を行い、採決は２１日に行うことに決定しました。なお御手元に配付した文書のとおり、各課の課長補佐も説明員として出席しますので報告しておきます。それでは提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第５９号令和７年度あさぎり町一般会計予算。令和７年度あさぎり町の一般会計の予算は次に定めるところによる。第１条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１２９億5,８８５万9,０００円と定める。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第６０号令和７年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算。令和７年度あさぎり町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。第１条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２０億5,８２３万4,０００円と定める。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第６１号令和７年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算。令和７年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。第１条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億２３４万9,０００円と定める。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第６２号令和７年度あさぎり町介護保険特別会計予算。令和７年度あさぎり町の介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。第１条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２０億９０万4,０００円と定める。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第６３号令和７年度あさぎり町水道事業会計予算。第１条 令和７年度あさぎり町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第６４号令和７年度あさぎり町下水道事業会計予算。第１条 令和７年度あさぎり町下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第６５号令和７年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算。令和７年度球磨郡障害認定審査事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第１条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ７４９万4,０００円と定める。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第６６号令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算。令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第１条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,０９２万9,０００円と定める。

●町長（北口　俊朗 君）　以上、提案いたしますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第３１、議案第６７号あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第６７号あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定について提案致します。提案理由を申し上げます。指定の期間が満了するため地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって同条第６項の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては

担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい、議案第６７号あさぎり町ふれあい福祉センターの指定管理者の指定について説明をさせていただきます。２ページをお願い致します。施設の名称 あさぎり町ふれあい福祉センター。指定管理者所在地 あさぎり町岡原北９２９番地。名称 社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会。指定の期間 令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までとなっております。以上、説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第６７号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第６７号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第３２、議案第６８号あさぎり町農産加工センターの指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第６８号あさぎり町農産加工センターの指定管理者の指定について提案致します。提案理由を申し上げます。指定の期間が満了するため地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって同条第６項の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。それでは議案第６８号について説明を申し上げます。２ページをお願い申し上げます。施設の名称 あさぎり町農産加工センター。指定管理者所在地 あさぎり町上北１９７２番地の１。名称 株式会社あさぎり商社。指定の期間 令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までとなっております。本町の特産品開発やネット販売、物産振興に携わる株式会社あさぎり商社に３年間の継続更新をお願いするものとなります。内容については、農産加工センターの管理加工場におけるみそ・豆腐製品の製造販売などを委託するものです。なお指定管理料につきましては、昨年１２月議会に一般会計補正予算において債務負担行為として承認を頂いたところですが、令和３年度から令和５年度の３年間の決算額をもとに今後の見通しを立て指定管理料を算定したところです。説明は以上となります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第６８号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第６８号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第３３、議案第６９号令和６年災 林道烏泊線災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第６９号令和６年災 林道烏泊線災害復旧工事請負契約の締結につ

いて提案致します。提案理由を申し上げます。令和６年災 林道烏泊線災害復旧工事請負契約の締結について。あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。それでは議案第６９号につきまして説明を申し上げます。本件につきましては、令和７年２月２０日に入札を行いまして落札業者との仮契約を締結しているところです。今回の契約の内容になりますが、１ 工事名 令和６年災林道烏泊線災害復旧工事。２ 工事内容 大型コンクリートブロック積工。３ 工事場所 球磨郡あさぎり町皆越地内。４ 契約金額 5,６１０万円。５ 契約の相手方 球磨郡あさぎり町免田西３,１３９番地 株式会社永村ブルドーザ 代表取締役 新堀 重隆。６ 契約の方法 指名競争入札であります。なお工期につきましては、令和８年１月までを予定しているところです。説明につきましては以上となります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第６９号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第６９号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会致します。

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。

午後5時２２分　散　会

令和６年度　あさぎり町議会第１０回会議会議録（第２０号）							
招集年月日	令和７年３月１１日						
招集の場所	あさぎり町議会議場						
開閉会日時及び宣告	開議	令和7年3月12日　午前10時00分		議長	小見田　和行		
	散会	令和7年3月12日　午後 6時00分		議長	小見田　和行		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○ 出席　△ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別	
	1	小松英一	○	8	森岡　勉	○	
	2	加藤　弘	○	9	豊永喜一	○	
	3	小谷節雄	○	１０	山口和幸	○	
	4	岩本恭典	○	１１	皆越てる子	○	
	5	難波文美	○	１２	溝口峰男	○	
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井英治	○	
	7	橋本　誠	○	１４	小見田　和行	○	
議事録署名議員	６番　加賀山　瑞津子　　７番　橋本　誠						
出席した議会書記	事務局長　山本祐二　　事務局書記　溝口久志						
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職　氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別	
	町長	北口俊朗	○	農林振興課長	万江幸一朗	○	
	副町長	土肥克也	○	農林振興課長補佐	田口宏幸	○	
	デジタル政策審議監	長沼宏季	○	商工観光課長	深水昌彦	○	
	総務課長	山内　悟	○	商工観光課長補佐	高田将一	○	
	総務課長補佐	白石和博	○	建設課長	酒井裕次	○	
	危機管理監	橋本啓之	○	建設歌謡補佐	小田　淳	○	
	企画政策課長	沖松勝彦	○	上下水道課長	鬼塚拓夫	○	
	企画政策課長補佐	上渕浩規	○	上下水道課長補佐	中神啓介	○	
	財政課長	伊津野博子	○	農業委員会事務局長	橋本英樹	○	
	財政課長補佐	中村光成	○	会計管理者	上田日和	○	
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						

議事日程（第２０号）

日程第　１　議案第５９号　令和７年度あさぎり町一般会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
日程第　２　議案第６３号　令和７年度あさぎり町水道事業会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
日程第　３　議案第６４号　令和７年度あさぎり町下水道事業会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）

本日の会議に付した事件

日程第　１　議案第５９号　令和７年度あさぎり町一般会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
日程第　２　議案第６３号　令和７年度あさぎり町水道事業会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
日程第　３　議案第６４号　令和７年度あさぎり町下水道事業会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。

◎議長（小見田　和行 君）　本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は、税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１、議案第５９号令和７年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とし説明を求めます。伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。それではまず予算書の説明の前に資料のほうから説明をさせていただきます。送信をさせていただきます。ただいま送付致しました資料は、令和６年度当初予算と令和７年度当初予算を性質別に分類し比較したものでございます。まず１番下の合計を御覧頂きたいと思います。令和７年度当初予算額は１２９億５,８８５万９,０００円となりまして、前年度と比較して７億１４４万５,０００円の増となっております。それでは増減の主なものにつきまして説明をさせていただきます。まず１番上の町税ですが、個人住民税の増などによりまして町税全体で３,２１４万４,０００円の増となっております。次に地方譲与税、その下の

利子割交付金から地方特例交付金までの各交付金につきましては、多少増減はありますがその中で地方消費税交付金及び地方特例交付金につきましては、令和７年度地方財政計画における伸び率を考慮し、地方消費税交付金が４，６００万５，０００円の増、地方特例交付金が１，０４０万５，０００円の減となっております。次に地方交付税ですが、まず普通交付税につきましては１億５，６４５万９，０００円の増となっております。これは当初予算における財源調整によるものでございまして、本年度の交付見込みとしましては若干増加するものと見ております。また特別交付税の増につきましては、地域おこし協力隊等の実績見込みを踏まえ２，８００万円の増を見込むものです。次に国庫支出金及び県支出金につきましては、右に記載しております交付金補助金等により国庫支出金が減、県支出金が増となっております。次に財産収入ですが、各基金利子の増などにより１，０４３万２，０００円の増となっております。次に繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入れ等により２億８，９１１万４，０００円の増となっております。次に諸収入につきましては、デジタル基盤改革支援補助金の増などにより３，２８０万円の増となっております。１番下の町債ですが、屋外放送設備整備事業債や河川改修工事に伴う河川債の増加等により１億３，２９０万円の増となっております。次のページをお願い致します。続きまして歳出について説明致します。まず義務的経費につきましては、扶助費のうち施設型給付費負担金や児童手当の増などにより全体で１億８，２９８万６，０００円の増となっております。次に投資的経費ですが、林業施設災害復旧事業の減などにより１億８９５万５，０００円の減となっております。次にその他の経費ですが、まず物件費につきましては備品購入費におきまして公用車更新や小型動力ポンプ積載車などの増により２，５２１万５，０００円の増。委託料では、標準化共通化に係るシステム改修や地域おこし協力隊活動支援委託料などの増により１億５，６５１万９，０００円の増。その他使用料等では、総合行政システム使用料等の増により３，５３３万１，０００円の増となっており物件費全体では２億１，６４２万４，０００円の増となります。次に補助費等ですが、保育所等整備事業費補助金や生活応援給付金、農林業資材等高騰対策支援金の増などにより７，０８３万９，０００円の増となっております。最後に積立金につきましては、産業活性化基金積立金の増などにより３億５５３万３，０００円の増となっております。以上で、当初予算の性質別分類比較表の説明とさせていただきます。続きまして令和７年度一般会計予算書について御説明いたします。２ページをお願いします。第１条 第２項から読み上げさせていただきます。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第１表歳入歳出予算による。第２条 地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表 債務負担行為による。第３条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第３表 地方債による。第４条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１５億円と定める。第５条 地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。９ページをお願い致します。第２表 債務負担行為です。３件の事項について債務負担行為の設定をするものです。詳細につきましては担当課より説明致します。次のページをお願い致します。第３表

地方債です。令和７年度借入予定の事業につきまして限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。ここで１４９ページをお願い致します。地方債の現在高見込に関する調書でございます。地方債の区分ごとに前々年度末現在高、前年度末現在高見込額及び当該年度末現在高見込額を記載しております。１番下の合計を御覧頂きたいと思います。中ほどですけれども当該年度中起債見込額の合計が１１億９,７７０万円、当該年度中元金償還見込額が１０億６,７４２万８,０００円であり当該年度末の現在高見込額は１２３億７,９７４万２,０００円となる見込みです。続きまして財政課所管分の歳入について説明を致します。１４ページをお願い致します。歳入について御説明申し上げます。２枠目の目１地方揮発湯譲与税から１番下の目１地方道路譲与税までの各地方譲与税につきましては、国税として徴収したものを一定の基準により地方に譲与されるものでございまして、国の地方財政計画により算出した額を計上しております。次のページをお願い致します。１番上の目１利子割交付金から次のページの２枠目、目１環境性能割交付金までの各交付金につきましては、県税として徴収したものを一定の基準により地方に交付されるものでこちらも国の地方財政計画により算出した額を計上しております。次のページをお願い致します。次の３枠目、目１地方特例交付金は、恒久減税による地方税減収分について一部補填されるもので同じく国の地方財政計画により算出した額を計上しております。次の目１地方交付税ですが、まず普通交付税につきましては地方財政計画から算出し今回当初予算の財源調整により計上しております。その下の特別交付税につきましては、２億７,８００万円を計上しております。次１８ページをお願い致します。目１総務使用料の行政財産使用料は、使用を許可する行政財産の使用料を計上しておりまして主に自動販売機設置使用料でございます。次に２６ページをお願い致します。２枠目の目１財産貸付収入 節１土地建物貸付収入は、普通財産の貸付収入の現年度及び過年度分を計上しております。その下 節２その他普通財産貸付収入の物品貸付収入は、町で使用していない物品の貸付料でございます。次のページをお願い致します。４枠目の繰入金 目１財政調整基金繰入金ですが、財源調整分として３億７,０００万円及び産業活性化基金積立金として３億円を繰り入れるものです。次のページをお願い致します。１枠目４行目の目６減債基金繰入金は、個別施設計画事業に係る地方債元利償還金のうち交付税措置額を除く残り３割分について繰り入れるもの。また令和５年度１０号補正予算及び令和６年度８号補正予算で、臨時財政対策債償還基金費分として積立てた積立金を２か年にわたり半額ずつ繰り入れるものです。１枠目最下段の公共施設整備基金繰入金は廃目となります。３枠目の目１繰越金は前年度繰越金として３億円を計上しております。次３０ページをお願い致します。目４雑入の説明欄中ほどの施設光熱水費は、旧庁舎等貸付けに伴う電気料及び上下水道使用料です。以上で歳入の説明を終わります。続きまして、歳出について主なものを説明させていただきます。３８ページをお願い致します。まず目４財政管理費ですが、財政課職員の人件費のほか中ほどの節１２委託料では、地方公会計に伴う財務書類の作成支援及び固定資産台帳システム保守業務の委託料を計上しております。次のページをお願い致します。目６財産管理費で財政課所管分としましては、主に旧庁舎及びその他普通財産と公用車の維持管理費を計上しております。次のページをお願い致します。中ほどの節１２委託料の上から２つ目公衆トイレ清掃委託料、その下の財産管理作業委託料は、財政課が所管する施設の清掃作業委託料及び除草作業委託料を計上しております。

次のページをお願い致します。１番上、庁舎等跡地活用調査業務委託料は、庁舎跡地をはじめとする低未利用公有財産の活用に関する官民連携手法の導入可能性調査委託料を計上しております。節１７備品購入費では、公用車更新に伴い自動車２台分を計上しております。次４５ページをお願い致します。１番下の目１４基金費の積立金ですが、説明欄の３行目 公共施設整備基金積立金は基金利子分を、次の財政調整基金積立金は基金利子前年度繰越金の予算の２分の１に相当する額を計上しております。次のページをお願いします。説明２行目の減債基金積立金は基金利子分を計上しております。次１２７ページをお願い致します。３枠目ですが公債費の目１元金及び目２利子におきまして長期債元金及び利子また一時借入金の利子を計上しております。次の予備費につきましては前年度と同額でございます。以上で歳出予算の説明を終わります。次１３６ページをお願い致します。債務負担行為に関する調書でございます。債務負担行為として設定した事項ごとの限度額また前年度までの支出見込額及び当該年度以降の支出予定額とその財源について記載しております。１４８ページまででございます。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　続きまして総務課所管分の説明を行います。９ページをお願い致します。債務負担行為です。番号１ 庁舎用高速カラー印刷機賃借につきましては、令和８年度から令和１２年度まで複数年の契約を行うため債務負担行為を計上するものでございます。限度額は記載のとおりです。次に１６ページをお願い致します。歳入でございます。１番下の枠 目１交通安全対策特別交付金は、令和６年度までの交付額により見込んだ額を計上しております。次２０ページをお願い致します。２枠目の目１総務費国庫補助金 節４防犯対策費補助金の空き家対策事業補助金は歳出で説明します老朽危険空き家除却促進事業の補助金として受け入れるもので補助率は２分の１でございます。次２２ページをお願い致します。２枠目の目１総務費国庫委託金 節１総務管理費委託金は、自衛官募集事務委託金を交付見込額で計上致しております。３枠目の目１総務費県負担金 節１派遣職員負担金は、地方自治法に基づく県との職員の相互派遣いわゆる人事交流での本町からの派遣職員１名の給与に対する県負担金を計上するものでございます。次に２３ページをお願い致します。２枠目の目１総務費県補助金 節１総務管理費補助金の説明欄１行目の権限移譲事務交付金は令和６年度交付額に基づき算定した額を計上しております。次２５ページをお願い致します。下のほう目７消防費県補助金 節１消防費補助金は、歳出で説明します球磨川水系の流域における洪水による災害の防止または軽減を図る整備事業に対する補助金を計上しております。補助率は３分の２でございます。その下、消防体制強化推進事業交付金は消防組合が行う事業について構成町村で交付を受けるもので上球磨消防組合の運営経費等に要する交付金でございます。次に２６ページをお願い致します。１枠目の目１総務費県委託金 節４選挙委託金は、令和７年度中に任期満了となる参議院議員通常選挙費に係る県委託金を受け入れるものでございます。次に２８ページをお願い致します。１枠目、目８ 節１の防災基金繰入金は建設課で行います危険ブロック塀等安全確保支援事業と総務課で購入します災害対策本部用の地図印刷の財源として繰り入れるものでございます。次に３０ページをお願い致します。目４ 節１雑入では説明の欄の８行目の雇用保険個人負担金その下の職員健診個人負担金は、収入見込額を計上するものでございます。下から６行目で県派遣職員住居借上負担金は派遣する職員からの住居負担金を

計上するものでございます。その２ つ下 派遣職員人件費は、令和５年度から７年度まで職員１名を派遣します熊本県後期高齢者医療広域連合から受け入れる職員の人件費でございます。その下 国派遣職員住居借上負担金は、国派遣の職員からの住居負担金を計上するものでございます。次に３２ページをお願い致します。目６消防債 節１消防施設整備事業債は消火栓工事負担金と消防積載車、小型動力ポンプの導入に係る事業に充てるため起債を借り入れるものでございます。その下 防災基盤整備事業債は、マンホールトイレ工事と教育教育課で実施します深田高山体育館照明ＬＥＤ化工事について起債を借り入れるものでございます。以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出予算の説明を行います。３３ページをお願い致しますまず令和７年度の職員数及び給与費について説明致します。令和７年度の職員数は１８１名となるものでございます。また令和７年度の再任用職員は７名を任用するものでございます。令和７年度におきましては県の人事交流及び熊本県後期高齢者医療広域連合とくま川鉄道再生協議会にそれぞれ合わせて合計３名を派遣し、県からの人事交流職員１名の派遣を受ける予定としております。以上の職員の給与費については、配置する各会計各科目に計上していることから各会計・各科目での給与費の説明は省略させていただきます。それでは歳出の主なものにつきまして目１議会費から説明致します。議会費は、議員１４名の報酬などおおむね前年度と同様の議会運営予算の組立てとなっております。３４ページをお願いします。２枠目の目１一般管理費では、前年度比較で８，９５８万９，０００円の減となっておりますが主な要因としましては節３の退職手当等の説明欄の中ほど退職手当組合負担金について、定年延長により定年退職者が出ない年度につきましては特例措置で負担金が４分の１となることから令和７年度は９，５００万程度の減となっております。節１報酬では、新たに法定雇用率達成のため障害者雇用の会計年度任用職員１名分の報酬を計上しております。次に３６ページをお願いします。上のほう節１２の説明欄５行目の区長業務委託料は、５３地区の区長の委託料を計上しております。その下 節１３使用料及び賃借料の説明の欄４行目の住宅借上料は派遣職員の負担軽減を図るため派遣における住居として使用する経費を計上しております。その下 節１８負担金補助及び交付金の説明の欄中ほどの派遣職員負担金は、人事交流により受け入れる県職員の給与に係る負担金の見込額を計上するものでございます。その下 目２文書管理費は、前年度の実績により計上するものでありますが節１報酬の文書配達員報酬は、３名の会計年度任用職員分を計上するものでございます。次に３７ページをお願い致します。節１３使用料及び賃借料説明の欄クリッピングサービス使用料は、新聞記事の著作権許諾に関する使用料を計上するものでございます。その下 節１８文書管理電子決裁システム負担金は、県内１１市町村で共同運用する負担金を計上するものでございます。次３９ページをお願い致します。目６財産管理費では庁舎など所管する財産の維持管理に係る経費を前年度実績から見込んだ額を計上しております。節１０需用費 電気料は総務課分としまして９０２万２，０００円のうち本庁舎福祉センター・第二庁舎分として８０８万円を計上するものでございます。次４１ページをお願い致します。節１４工事請負費は総務課分として３１６万５，０００円のうち本庁舎受電設備のキュービクルトランス取替え工事として２４６万３，０００円を計上するものでございます。その下 節１７の備品購入費は、４９９万７，０００円のうち総務課分として電話通話録音機器５台分として２０万３，０００円を計上するものでございます。次に４４ページをお願い致します。目９支所費は、支所

運営に要する経費を計上しております。その下 目１０公平委員会費は前年と同額でございます。その下 目１１交通安全対策費は節１２委託料で交通指導員の業務委託料を計上しております。節１４では道路中央線や路側帯などの白線の引き直しや、カーブミラー等の設置に係る工事請負費を計上しております。次４５ページをお願い致します。目１２防犯対策費ですが節１０需用費では防犯灯及び防犯カメラの維持管理経費を計上しております。節１４工事請負費は通学路等への防犯灯の整備費、その下 節１８負担金補助及び交付金は、３行目で行政区からの申請に対応する防犯灯設置助成金。その下、老朽危険空き家除却促進事業補助金として５件分を見込み計上致しております。その下 目１３諸費では説明欄記載の各負担金を計上するものでございます。その下目１４基金費では、次４６ページ。上の枠下から３行目 防災基金積立金を計上しております。次５３ページをお願い致します。下のほう２枠目、目１選挙管理委員会費及び次の５４ページ 目２選挙啓発費は、毎年経常的に要する経費を計上致しております。目３参議院議員通常選挙費は、令和７年度中に任期満了となる参議院議員の通常選挙執行に係る経費を前回の実績をもとに積算した額を計上致しております。次の５５ページ１枠目 町議会議員一般選挙につきましては廃目でございます。次５７ページをお願い致します。上の枠、目１監査委員費は、昨年度と同様の運営内容で必要経費を計上しております。次に大きく飛んで１０３ページをお願い致します。３枠目、目１消防総務費は説明欄記載の各負担金を計上致しております。次１０４ページをお願い致します。目２非常備消防費では前年度比較で２，１６８万６，０００円の増となっておりますが、消防積載車や小型動力ポンプの備品購入費を計上していることが主な要因となっております。基本団員５３６名の報酬や出動時の費用弁償等、消防団活動に要する経費を計上しております。節１７備品購入費においては、消防ホースや消火栓格納箱、ラッパ隊のラッパや小型動力ポンプ積載車の更新費用を計上しております。なお令和７年度は人吉球磨消防ラッパ吹奏大会の開催が予定されております。下のほう目３消防施設費では、例年同様施設維持管理費に係る費用を計上しております。１０５ページをお願い致します。節１４工事請負費では防火水槽１基の撤去工事、消防詰所１か所の解体工事、消防防災倉庫の物置棚の増設工事を計上しております。節１８では消火栓設置の負担金を計上しております。その下 目４防災管理費では、引き続き災害に強い安全で安心なまちづくりを推進し、地域防災計画を実行するための予算を計上しております。令和７年度におきましては、節１０需用費で防災ハザードマップと災害対策用本部用地図に係る印刷製本費を計上しております。１０６ページをお願い致します。節１３使用料及び賃借料の説明の欄２行目の機械借上料は、須恵川瀬地区の浸水排水対策として水中ポンプ等の機械借上料を計上しております。節１４工事請負費は上総合体育館に計画しますマンホールトイレ設置の工事請負費を計上しております。節１７備品購入費は防災対策としてマンホールトイレ用建具などの購入費用を計上しております。節１８負担金補助及び交付金では町防災士会への活動補助金、その下 防災士資格取得講習負担金は、ひのくに防災塾の受講料として１０名分を計上しております。次に給与明細につきまして説明致します。１２９ページをお願い致します。まず特別職における給与費明細でございます。各区分の職員数、給与費の総額及び前年度との比較は表に示すとおりでございます。次１３０ページをお願い致します。一般職でございますが会計年度任用職員以外の職員をここに記載するものでございます。１３１ページをお願い致します。この総括表は会計年度任用

職員の給与費の額を記載するものでございます。１３２ページをお願い致します。給料及び職員手当の増減額の明細は前年度からの増減を事由別に分類し記載するものでございます。１３３ページをお願い致します。１３３ページから１３５ページまでは給料及び職員手当の状況について、各表に定める事項を記載するものでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　上田会計管理者。

●会計管理者、会計課長（上田　日和 さん）　はい。それでは会計課所管分を説明致します。歳入です。２６ページをお願い致します。２枠目下段の目２利子及び配当金は、各基金における基金運用収益を計上しております。基金の運用は説明欄２７ページにかけて記載する１２の一般会計基金と２つの特別会計基金を一括して運用するもので、令和７年度の運用収益の総額は３,５２２万７,０００円と見込み、その額を各基金の１日当たりの現在高によって配分する額をそれぞれの基金に計上しております。２９ページをお願い致します。２枠目、目１町預金利子では、支払準備金に余裕がある現金を運用する短期の定期預金利子を計上しております。３０ページをお願い致します。目４雑入 説明欄２行目 各種保険料控除事務手数料は、職員の給与から控除しております生命保険料等の事務手数料として保険会社から受け入れるものです。続きまして歳出です。３４ページをお願い致します。２枠目、目１一般管理費には、次の３５ページの節１０需用費の消耗品費４４９万２,０００円のうち１００万円、印刷製本費９９万６,０００円を庁舎の用度管理分として計上しております。３８ページをお願い致します。目５会計管理費は、会計課職員の給与費のほか公金の収納及び支払いに係る経費を計上しております。次の３９ページ、節１１役務費 説明欄３行目 口座振込手数料、４行目 データ伝送手数料、節１２委託料の口座振替データ伝送業務委託料は、昨年１０月から導入された内国為替制度運営費に係る経費として令和７年度は１年分を計上したことから、前年度と比較しまして３００万円程度の増額となっております。以上で会計課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。それでは企画政策課所管分の御説明を致します。歳入です。１８ページをお願い致します。１枠目の目１総務使用料 節２総務施設使用料 説明のテレワーク施設の使用料ですが、テレワーク施設のコワーキングスペース・シェアオフィス等の利用料金を受け入れるものです。次に２０ページをお願い致します。２枠目の目１総務費国庫補助金 節１地域脱炭素移行再エネ推進交付金は、戸建住宅・事業所及び畜舎等に太陽光パネル蓄電池を設置する費用に対する交付金を受け入れるものです。次に節２地方創生臨時交付金は、生活応援給付金給付事業と農林業資材等高騰対策支援事業に充当します交付金を受け入れるものです。次の節３社会保障税番号システム整備費補助金の説明の２行目 社会保障税番号システム整備費補助金は、中間サーバープラットフォームに係る国費措置分を受け入れるものです。ひとつ飛びまして次の節５特定地域づくり事業推進交付金は、あさぎり地域づくり協同組合の事業費に対し国から４分の１の交付金を受け入れるものです。次の節６新しい地方経済生活環境創生交付金は、昨年度までデジタル田園都市国家構想推進交付金と呼んでおりました名称が変更となり、昨年度に引き続きテレワーク施設を拠点とした地域課題の解決に向けた地方創生に資する取組を交付金として２分の１の財源を受け入れるものです。次に２３ページをお願い致します。２枠目の目１総務

費県補助金 節１総務管理費補助金の説明２行目の土地利用規制等対策交付金は、国土利用計画法で１万平米以上の土地売買の取引があった場合に国に届け出る義務がありますので、その事務費を受け入れるものです。その下の生活交通維持活性化総合交付金は、町内を走っております路線バス運行の赤字補てんに対する交付金となります。その下のグリーンニューディール創造支援事業補助金は、ひごラボネクストとして被災後における地域の課題に解決に向けた人吉球磨地域の共通の研修会等の実施を伴う横展開事業の支援や町独自の伴走支援事業に対しまして１０分の１０の補助金を受け入れるものです。その下の高校魅力化コンソーシアム補助金は、昨年１０月８日に町と南稜高校との連携協定を締結し、高校の魅力化に向けたコンソーシアムを構築するための補助金として２分の１の財源を受け入れるものです。２６ページをお願い致します。１枠目の目１総務費県委託金 節１統計調査費委託金は、各調査の事務費の委託金となります。５行目の国勢調査交付金は、令和７年度におきまして大規模な国勢調査が実施されますので調査員等の報酬など必要経費に対する委託金を受け入れるものです。２枠目の最下段の目２利子及び配当金 節１利子及び配当金の説明最下段のまちづくり基金利子、次の２７ページをお願いします。２行目のふるさと基金利子、その下のまち・ひと・しごと創生推進基金利子をそれぞれ受け入れるものです。２枠目の目２物品売払収入の節１物品売払収入の説明の物品売払収入は、地デジ難視聴対策の機器の売払収入となります。３枠目の目１指定寄附金 節１指定寄附金 説明１行目のふるさと寄附金とその下の企業版ふるさと寄附金ともに前年と同額で計上するものです。４枠目の目２まちづくり基金繰入金は、前年度と同額を計上しております。２８ページをお願いします。１枠目の目３ふるさと基金繰入金は、光ブロードバンド整備事業や農業振興事業などへ充当するものです。その下の目４まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金は、デジタル推進事業などへの充当を行うものです。３０ページをお願いします。２行目の目４雑入 節１雑入の５行目のくま川鉄道再生協議会派遣職員人件費負担金は、あさぎり町から派遣しております職員分について関係市町村から負担金を受け入れるものです。その下の節２デジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体の情報システムの標準化共通化に係る事業に対する補助金を受け入れるものです。３１ページをお願いします。２枠目の目１総務債 節１光基盤整備事業債は、令和５年度から３か年事業で取り組んでおります光ファイバー整備補助金の財源として起債を借り入れるものです。その下の節２屋外放送設備整備事業債は、令和６年度末の屋外放送機器のメンテナンス終了に伴う新たな放送機器を整備するための財源として起債を借り入れるものです。次に３２ページをお願い致します。１枠目の目８災害復旧債 節２その他公共施設・公用施設災害復旧事業債は、令和２年７月豪雨により被災しましたくま川鉄道の災害復旧事業に対します市町村負担金を借り入れるものです。以上で歳入予算を終わります。次に３７ページをお願い致します。続きまして、歳出につきまして主なもののみを説明致します。２行目の目３文書広報費 節１０需用費の２行目の印刷製本費は、毎月発行しております広報あさぎり５,４００部の印刷経費となります。節１２委託料は、令和６年度末において新たにリニューアルしましたホームページの管理委託料となります。節１３使用料及び賃借料は、ソフトウエア使用料及びメール配信システムの使用料となります。節１７備品購入費は、広報用のノート型パソコンを１台導入するものです。次に４１ページをお願い致します。２行目の目７企画振興費 節１報酬は、各審議会等の委員報酬となります。４２ページをお願

い致します。節１２委託料の１行目地域おこし協力隊活動支援委託料は、地域脱炭素事業における事業推進のために２人分の協力隊の人件費及び活動費となります。その下の総合計画運用支援業務委託料は、施策の評価や実施計画書兼予算要求書運用に係る支援業務、マネジメント基盤構築に向けた職員研修の費用となります。その下のバイオ炭製造業務委託料は、令和６年度に引き続きバイオ炭の実証実験に向けて取組を継続するため計上するものです。その下の自治体経営システム保守業務委託料は、令和６年度から導入しましたシステムの保守費用とひとつ飛びまして政策立案支援業務委託料は、エビデンスに基づいた政策立案と評価する仕組みを導入するため職員の研修会等も含めた伴走支援の費用を計上するものです。その上の食の連携事業と最下段の高校魅力化コーディネーター委託料は、南稜高校の魅力化に向けた取組を実施するために計上するものです。節１８負担金補助及び交付金 説明１行目の地域脱炭素推進補助金は、令和５年度より事業に着手しております太陽光パネル蓄電池設置時費用を事業者へ補助するものです。その下の地域未来留学事業負担金は、先ほど御説明致しました南稜高校の魅力化の取組とあわせて、地域外から高校生を受け入れるための取組に対する費用として地域未来留学へ負担金を計上するものです。その下のひごラボプラットフォーム負担金は、歳入でも御説明しましたひごラボネクスト事業に対する負担金となります。ひとつ飛びまして地方バス運行等特別対策補助金は、町内を走る路線バスの赤字補てん分に対し補助するものです。４３ページをお願い致します。３行目のくま川鉄道経営安定化補助金は、くま川鉄道の安定した運行を確保するとともに地域住民の利便性向上を図るため補助するものです。次に目８電子計算費 節１２委託料の電算システム改修委託料は、地方公共団体の情報システムの標準化共通化に係る改修費用を計上するものです。その下の電算機器保守委託料以下につきましては、職員が使用しますシステムなどの必要な経費となります。次に節１３使用料及び賃借料は、職員が使用しますソフトウエア、電算機器、クラウドサービスなどの使用料を計上するものです。次に節１７備品購入費につきましては、現在使用している職員のタブレット１０台を更新するため計上するものです。４４ページをお願い致します。次に節１８負担金補助及び交付金の３行目の自治体中間サーバープラットフォーム利用負担金は、マイナンバーに係る全国プラットフォームシステムの負担金となります。４５ページをお願い致します。最下段の目１４基金費 節２４積立金 説明１行目のふるさと基金積立金は、ふるさと寄附額２億円と債券運用収入及び利子分、次のまちづくり基金積立金は、債券運用収入分及び利子分を積み立てるものです。４６ページをお願いします。同じく節２４積立金 説明の３行目のまち・ひと・しごと創生推進基金積立金は、企業版ふるさと寄附金と利子分を積み立てるものです。２行目の目１５地域情報通信基盤整備推進事業費 節１２委託料の１行目 設計委託料は、屋外放送機器の更新設備工事に伴う工事監理業務の委託料となります。その下の光ファイバー設備保守委託料は、防災ＩＰ告知システム保守料と地上デジタル放送再送信設備の保守料を計上するものです。次に節１３使用料及び賃借料の２行目の防災ＩＰ告知回線使用料とその下の地上デジタル回線使用料をそれぞれ計上するものです。次に節１４工事請負費は、地デジ難視聴対策工事費分と屋外放送設備整備工事分をそれぞれ計上するものです。次に節１８負担金補助及び交付金は、令和７年度で最終年度となります新規光ブロードバンド整備事業に係る補助金となります。最下段の目１７ふるさと寄附対策費は、次の４７ページにかけまして歳入で説明致しましたふるさと

寄附額に対します返礼品の購入費、受付発送業務などに係る費用を計上しております。４７ページを御覧ください。次に節１１役務費の２行目 広告料につきましては、寄附額を伸ばすために効果的な広報手段を活用する費用を計上するものです。最下段の目１８地方創生費は、次の４８ページをお願いします。総務省の外部専門人材制度を活用し任用しております地域プロジェクトマネジャーの人件費が主なものとなっております。次に節１８負担金補助及び交付金の特定地域づくり事業推進交付金は、あさぎり地域づくり協同組合の派遣職員人件費、事務局運営費に対しまして交付するものです。２行目の目１９デジタル推進費 節１報酬は、デジタル推進協議会時の委員報酬となります。次に節１２委託料は、デジタル社会の実現に向けた自治体が取り組むべき事項や内容を具現化するために必要となる実装業務の費用を計上するものです。最下段の目２０テレワーク施設運営費 節７報償費は、テレワーク施設利用促進検討委員会の開催費用を計上するものです。次に節１２委託料の２行目の地域おこし協力隊関係人口創出事業につきましては、地域おこし協力隊２名がテレワーク施設を拠点とした業務を実施するために計上するものです。４９ページをお願い致します。２行目のまちづくり業務委託料は、歳入でも説明致しましたデジタル田園都市国家構想交付金が新しい地方経済生活環境創生交付金に名称が変更となり国の交付金を活用しテレワーク施設の有効活用を図るため、町外からの関係人口の創出を図り各種イベントを開催するなど町民との交流事業を実施するために計上するものです。２行目の目２１生活応援給付金給付事業費は、物価高騰対応の生活者支援のために全町民を対象とした１人５,０００円と合わせて１８歳以下の子供にさらに５,０００円を追加する給付金事業を計上するものです。５５ページをお願いします。２枠目の目１統計調査総務費から５６ページをお願いします。目６国勢調査費は、５年に１度となる国勢調査の本調査の年であるため計上するものです。その下の国勢調査準備経費は廃目とするものです。次に１２７ページをお願いします。１枠目の目１その他公共施設公用施設災害復旧費 節１８負担金補助及び交付金は、令和７年度分の災害復旧事業費に対しましてくま川鉄道経営安定化補助金を交付するものです。以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明の途中ですがここで１０分間休憩致します。

（休憩）　午前１０時５９分

（再開）　午前１１時１０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本　英樹 君）　はい。それでは、農業委員会所管分について歳入から説明致します。１９ページをお願いします。１枠目４段目の目 農林水産手数料 節１農業手数料 説明１行目の耕作証明等手数料は農家の耕作面積の証明や農家台帳の証明等の発行に対する手数料

になります。２４ページをお願いします。３段目、目４農林水産事業費県補助 節１農業委員会費補助金 説明１行目の農業委員会交付金は、農業委員の活動を支援するため交付されるものです。２行目 機構集積支援事業補助金は、担い手への農地集積・集約化を推進する活動費などに対して交付されるものです。３行目 農地利用最適化交付金は、農業委員会及び農業委員の活動実績と成果実績に応じて交付されるもので主に委員報酬の能率給と会計年度任用職員の人件費に充てることとしております。４行目 国有農地管理処分事業事務取扱交付金は、深田地区の国有農地に対して事務管理費用として交付されるものです。２９ページをお願いします。３枠目３段目の目２農林水産費受託事業収入 節１農業委員会費受託事業収入 説明１行目 農業者年金受託事業収入は、独立行政法人農業者年金基金から委託を受けて行う農業者年金の業務に対して交付されるものです。２行目 農業公社受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受けて行う農地の売買業務に対して交付されるものです。節２農業費受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受けて行う農地の貸借業務に対して交付されるものです。次のページをお願いします。目４雑入 説明の下から７行目 情報活動交付金は、全国農業新聞の普及活動に対して交付されるものです。次に歳出を説明致します。７８ページをお願いします。２枠目、目１農業委員会費 節１報酬 説明１行目の農業委員報酬は、農業委員２６名の年報酬で基本給と能率給を合わせた額になります。２行目 会計年度任用職員報酬と節３職員手当等、節４共済費に事務補助を行う会計年度任用職員に係る人件費１名分を計上しております。節８旅費の費用弁償は、３年の任期中に１回実施する管外先進地研修として、関東方面への２６人分の旅費と各種研修会、農業委員会総会等の費用弁償になります。次のページをお願いします。節１１役務費の通信運搬費は、委員のタブレットの通信費。３行目の遊休農地調査手数料は、遊休農地利用状況調査時に支払うものになります。節１２委託料は、農業委員会で利用する農地台帳と農地地図情報システムの保守及び運用支援のための委託料と３行目の農地台帳自治体情報システム標準化対応業務委託料は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき町の基幹業務システムが標準準拠システムへの移行が進められておりますが、移行後は現行の農地台帳システムでは住民基本台帳データと固定資産台帳データとの定期的な更新に対応することが出来なくなるため、標準準拠システムから出力されるデータに対応できるよう農業台帳システムの改修を行う委託料になります。節１３使用料及び賃借料 説明１行目のバス借上料は、農業委員２６人で参加する農地利用最適化推進に係る県大会参加時のマイクロバスの借上料になります。２行目 機械借上料は、耕作放棄地解消事業時のアーム型式草払い機の借り上げを見込んでおります。３行目のソフトウエア使用料は農業委員が利用するタブレット端末の使用に必要なソフトウエアの使用料になります。４行目と５行目の使用料はそれぞれの農地地図情報システムと農地台帳システムの使用料になります。目２農業者年金事務受託事業費は、農業者年金基金からの受託事業として行う業務に必要な経費を計上するものです。次のページをお願いします。１段目 節１０需用費の印刷製本費は、農業委員会で使用する封筒と農業委員会だよりを年２回６月１２月に発行する経費となります。最後に８４ページをお願いします。２段目、目１０農地中間管理事業費は、主に農業公社から委託を受け農地の貸借業務を行う会計年度任用職員の人件費になります。以上で農業委員会所管分について説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　万江農林振興課長。

●**農林振興課長（万江　幸一朗 君）**　はい。それでは、農林振興課所管分の説明を申し上げます。各費目の主なものについて説明を申し上げます。歳入になります。上段の枠 目３農林水産業費負担金 節１農業費負担金は、国営川辺川総合土地改良事業の償還に係る農家負担分となります。次に下段の枠 目１農林水産業費分担金 節１農業費分担金は、農業農村整備事業で実施する仁王地区取水堰の改修に伴うものとなります。次のページをお願い致します。目４農林水産使用料の農業施設使用料は、所管課管理の３つの施設と薬草加工場の収入見込額となります。次のページをお願い致します。上段の枠 目４農林水産手数料については、節１農業手数料で、農業振興地域証明手数料とその下 林業手数料の入山手数料を計上しております。２１ページをお願い致します。目４農林水産業費国庫補助金 節２林業費補助金の農山漁村地域整備交付金は、令和６年度に５年に１回の林道点検診断を実施しましたが、改修が必要な橋梁について設計委託に要する経費の２分の１を受け入れるものです。２４ページをお願い致します。下段の目４農林水産業費県補助金 節２農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金は、新型コロナ対策により必要となった資金の借入れに対するもの。次の中山間地域等直接支払制度推進補助金は、事務費分となります。次のページをお願い致します。最上段の中山間地域等直接支払交付金につきましては、令和７年度計画に基づき国県を合わせた事業費の４分の３を計上するものです。次の農業次世代人材投資事業補助金につきましては、新規就農者に対する補助金として受け入れるものです。また経営所得安定対策推進事業費補助金は、地域農業再生協議会への事務費となりますが実績に基づき歳出と同額を計上しているところです。次の多面的機能支払制度推進費補助金につきましても事務に要する補助金となります。また多面的機能支払交付金は、令和７年度計画に基づき国県を合わせた事業費の４分の３を計上しております。次の環境保全型農業直接支払推進費補助金は事務費分となります。また環境保全型直接支払交付金は、環境保全効果の高い営農活動を行う団体への交付金で、国県を合わせた事業費の４分の３を計上しているところです。次の水田産地化総合推進事業費補助金は主食用米生産状況の把握や米政策の新たな仕組みの周知などを推進するものと、産地戦略作成における土地利用計画や地域振興策の調整などの事務費となります。また農業農村整備事業推進交付金は、団体営事業における国県補助金を受け入れるものです。次の農業制度資金保証料助成費補助金は、農業者が借入れた新型コロナ対策緊急支援資金に対する保証料について、県負担分を受け入れるものです。次の経営開始資金事業補助金についても新規就農者へ対するものとして受け入れるものです。次に節３林業費補助金の有害鳥獣駆除補助金は、鹿・イノシシ・猿などの捕獲に対するものとなります。次の造林事業補助金及び間伐等森林整備促進対策事業費補助金は、例年どおり見込額により計上しているところです。次のページをお願い致します。上段の枠 目２農林水産事業費県委託金 節１農業費委託金の広域基盤整備推進調査委託金は、川辺川総合土地改良事業に関連する農地の利用状況調査等経費となります。次のページをお願い致します。２段目の枠 目１不動産売払収入 節２その他不動産売払収入の素材生産売払収入は町有林の間伐等の売払いにおける素材生産収入を見込んだものです。３０ページをお願い致します。目４雑入の枠の下段、薬草加工場光熱水費につきましては、あさぎり薬草合同会社が薬草加工場を使用する際の施設光熱水費の負担分を受け入れるものです。また皆越水利組合電気料は、皆越地区災害復旧事業完了に伴い、河川からの取水に必要となるポンプ電気料の地元負担分ということ

になります。次のページをお願い致します。下段の枠 目３農林水産業債の節１農業施設整備事業債は、斉堂地区排水路改修に伴うものとなります。また節３林道整備事業債は、改修を要する林道橋の工事設計業務委託に伴うものです。次に４５ページをお願い致します。歳出となります。歳出につきましても各費目の主なもの、新たなものについて説明を申し上げます。最下段の目１４基金費 節２４積立金で、次のページをお願い致します。上段の枠 下段の森林環境譲与税基金積立金及びその下の林業振興基金積立金につきましては、債権分と預金利子分を積立てをするものです。８０ページをお願い致します。目３農業総務費です。ここには職員の人件費や各種負担金を計上しております。節１８負担金補助及び交付金につきましては、例年どおりの負担額となっております。次のページをお願い致します。目４農業振興費です。ここでは、農業振興における全般的な経費や各種補助金等を計上しております。節１８負担金補助及び交付金の３行目 法人組織育成支援金は、令和６年度に設立された農事組合法人須恵かちゃあに対し支援を行うものです。１つ飛んで農業共済掛金補助金につきましては、例年どおり分が３５０万円また収入保険加入推進事業については３００万円、合わせて６５０万円となります。次の有機農業推進補助金は、有機センター堆肥の購入への助成として関係農家へ支援するものです。また農業振興事業補助金は、農業施設機械施設整備補助事業と国の農業次世代人材投資事業に該当しない親元就農者など農業を開始した方々への支援事業。また生産経費の補填を行う補助金として大豆の種子代の全額補助とライスセンターの乾燥調整の半額を合わせて計上するものです。次の農業次世代人材投資事業補助金については、個人１名分を計上しているところです。次の農業支援センター運営費負担金については、大型特殊免許など農業関連に係る免許の取得を合わせて計上するものです。１つ飛んで経営開始資金事業補助金は、継続者１名と新規夫婦１組分を計上するものです。また農林業資材等高騰対策支援金は、物価高騰対策として町内農林業者に対して実施するものです。次に目５農業経営基盤強化促進対策事業費です。この費目については、町農業振興に関する審議のため総合農政協議会の経費と地域計画検討会の経費を計上しております。次のページをお願い致します。上段の節１８負担金補助及び交付金の認定農業者協議会補助金及び次の認定農業者女性の会補助金については、令和６年度までの活動実績と各協議会の繰越し額を勘案した額での計上ということになります。次に目６農業後継者育成指導費です。ここには令和２年度より実施をしておりますあさぎり中農業体験ラボの経費を計上しております。節１２委託料及び節１３使用料及び賃借料につきましては、学童農園委託料と学童農園土地借上料ということになります。次に目７水田農業経営確立対策事業費です。水田活用に係る推進費などということになります。次に節１８負担金補助及び交付金で、経営所得安定対策等推進事業費補助金については地域農業再生協議会へ事務費として支出するものです。同じく水田産地化総合推進事業費補助金は、県受入れ分から１５万６,０００円を再生協議会の推進事務費として支出するものです。次に目８農業施設管理費につきましては、農林振興課で管理しております町内の農業施設・農業公園等の管理経費と薬草加工場の管理経費も含め予算を計上しているところです。次のページをお願い致します。節１２委託料で農産加工センター指定管理委託料と岡原農産物処理加工施設指定管理委託料につきましては、契約額で計上をしているものです。また天子の水公園管理委託料は、天子の水公園を守る会に対する年間維持管理委託料となります。次に節１３使用料及び賃借料の仮設トイレリ

ース料は、免田畜産センターに設置する仮設トイレの経費となります。また節１４工事請負費は、所管する農産加工センターの照明改修工事と堂ノ下農村公園の部分的な舗装工事ということになります。次に目９畜産事業費になります。前年度並みの計上となっているところです。次のページをお願い致します。節１８負担金補助及び交付金で下から２行目の畜産振興事業補助金ですが、優良家畜導入保留事業やヘルパー事業など前年度とほぼ同額で計画をしているところです。次に目１１農業振興地域整備促進事業費につきましては、農業振興地域整備促進協議会を開催し、農業振興地域の計画策定変更などを行っており年２回の会議を計画するものです。次に目１２中山間地域等直接支払制度事業費につきましてはあさぎり町内４０集落で取り組まれておりますが、その推進協議会の委員の報酬と交付金の予算を計上しているところです。次のページをお願い致します。節１８負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金は交付対象農用地分となります。次に目１３多面的機能支払制度事業費です。推進費補助金を使った事務費と交付金ということになります。節１８負担金補助及び交付金の多面的機能支払交付金の農地維持資源向上共同交付金と資源向上の長寿命化交付金は、町を一本化し広域協定運営委員会により事業を進めているものです。次に目１４環境保全型農業直接支払制度事業費です。節１８の負担金補助及び交付金につきまして、取組が見込まれる化学肥料、化学合成農薬を低減加えて堆肥の施用と有機農業への取組を予定している活動に対して計上をしているところです。目１５農地費になります。節１０需用費の修繕料は、農業用用排水路や農道の維持管理などとなります。また電気料は、皆越地区災害復旧事業完了に伴い河川からの取水に必要となるポンプの電気料ということになります。次のページをお願い致します。上から節１２委託料の測量設計委託料は、新たに仁王地区取水堰改修に伴うものとなります。節１３使用料及び賃借料の機械借上料は、土砂溜等のしゅんせつ経費等になります。また節１４工事請負費については、団体営事業で実施する鍋塚排水路改修、仁王地区取水堰改修及び単独事業を含む工事請負費になります。次に節１８負担金補助及び交付金の土地改良区負担金につきましては、４つの土地改良区において水路の維持管理や防災機能などを含めて負担をしているところです。次に目１６川辺川総合土地改良事業費です。節１８負担金補助及び交付金の川辺川土地改良区運営補助金は、関係市町村における造成団地の農用地面積の割合で負担するものです。また川辺川地区水利施設管理強化事業負担金は、川辺川総合土地改良区が管理する施設の電気料金の負担分となります。８８ページをお願い致します。目１林業総務費になります。ここでは主に人件費、町有林の管理業務委託料と林業関係の各種団体負担金、森林環境譲与税事業を計上しているところです。節１の会計年度任用職員報酬は、会計年度任用職員１名分の経費となります。次に節１１役務費の森林経営管理保険料は、森林経営管理委託により実施した過去の森林保険料９．４６ヘクタール分となります。次の節１２委託料の町有林管理業務委託料は、球磨中央森林組合に町有林管理業務を委託しているものです。ちょっと飛びまして森林経営管理造林委託料は、森林管理法に基づく私有林における意向調査を踏まえ、間伐や保険事業として上、深田地区４か所で実施をするものです。次の森林経営管理意向調査委託料は、これまで意向調査を実施してきましたが森林所有者追跡が必要な部分についてそのノウハウを有する九州電力送配電株式会社にお願いをするものです。次のページをお願い致します。最上段の鳥獣被害防止ネット設置委託料は、岡原地区桑園のクヌギの管理用に設置をするものです。次のＪ

ークレジット創出プロジェクト登録委託料は、森林Ｊークレジットが国の認証により発行されるまでのひとつのプロセスであり、Ｊークレジット制度事務局が選定する審査事業体へプロジェクト計画の審査を委託するものです。次に目２林業振興費 節１８負担金補助及び交付金の椎茸生産促進事業補助金は、原木や種駒の購入に際し２分の１の助成を行うもので近年の実績に基づいて計上をしたものです。次のページをお願い致します。最上段の林業従事者育成促進事業補助金は、新規事業として林業事業体、林業従事者の労働環境整備のための各種支援について森林環境譲与税を財源として実施をするものです。また森林山村多面的機能発揮対策事業負担金は荒廃が進む竹林の保全管理や資源を活用するための活動組織に対して支援されるもので、令和３年度から要望のあったか所を整備するあさぎり町放置竹林再生協議会に対し国県の補助とあわせて町の支援を行うものです。次に目３公有林整備事業費です。町有林の間伐、下刈り、人工造林などを行う経費ということになります。令和７年度の実施予定面積は９４．１２ヘクタールの利用間伐、２０．０５ヘクタールの下刈りを予定しているところです。次に節１２委託料の素材生産委託料、造林委託料の合計で９，２１４万９，０００円を予定しておりまして、歳入側で素材生産売払収入と造林事業補助金を合わせますと約１億１，８００万円を予定しており、その差額２，５００万円程度を見込んでいるところです。次に目４林道維持費です。節１０需用費の修繕料は森林環境譲与税を活用し、林道路面の破損が著しいか所などを保全するものです。また節１２委託料の設計委託料は、令和６年度に橋梁点検を実施しましたが評価基準が最下位である橋梁分について改修の必要があることから計上をするものです。また節１３使用料及び賃借料の機械借上料は、林道の簡易的な路面補修や封土・風倒木等の撤去に係るものとなります。次に節１４工事請負費は、これまで実施をした災害復旧か所において防護柵の設置が必要と判断されるか所への設置を森林環境譲与税を財源として行うものです。次のページをお願い致します。目５鳥獣被害防止事業費です。あさぎり町内の鳥獣被害防止活動に対して支援するものとなります。節１８負担金補助及び交付金の有害鳥獣駆除補助金は、町内に５つの駆除隊がありますのでその駆除隊に対する補助金。また有害鳥獣被害防止対策協議会補助金は、町で設置をしております有害鳥獣被害防止対策協議会への補助金となります。また有害鳥獣捕獲補助金は、鹿・猪・猿・烏・アナグマを捕獲頭数に応じて交付をするものです。次の鳥獣対策事業補助金は、町の単独事業として農家の方が実施する電気柵などの整備に対して３分の１の補助を行うものです。次に目１水産業総務費です。球磨川漁協稚魚放流事業委託料として３０万円を計上しております。町内の中小河川の上流にヤマメの稚魚の放流をお願いするものです。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水　昌彦 君）　はい。それでは商工観光課所管分について説明を申し上げます。１８ページをお願いします。歳入です。目５商工観光使用料につきましては、コミュニティーセンター使用料とＪＡの家賃収入になります。２５ページをお願いします。目５商工観光費県補助金 節１定住促進費補助金 説明欄 結婚新生活支援事業費補助金につきましては、新規に婚姻した３９歳以下の世帯を対象に住宅取得、家賃、引っ越し等に係る費用の一部を補助するもので事業費の２分の１を受け入れるものでございます。その下、地方就学生支援事業費補助金につきましては、都内からの管内事業所への就職に係る旅費の一部を補助するものでございます。２８ペー

ジをお願いします。１枠目の目５産業活性化基金繰入金につきましては、歳出に計上しております農業支援センター運営費、須恵地区農事組合法人運営費、商工業振興補助金への財源として繰り入れるものでございます。３０ページをお願いします。目４雑入 説明欄４行目の商工コミュニティーセンター電気料は、くま川鉄道とＪＡ分の電気料を受け入れるものでございます。説明欄下から５行目のビハ公園キャンプ場水道使用料は、ビハ公園から民間施設へ供給をしている分について受け入れるものでございます。次のページをお願いします。２枠目、目４商工観光債 節１販路拡大事業債は、あさぎり商社で取り組みます販路拡大事業への財源として借り入れるものでございます。歳入につきましては以上です。４６ページをお願いします。歳出になります。人件費等除いた主なものについて説明致します。最上段の積立金 説明欄１行目の産業活性化基金積立金につきましては、歳入で説明がありました基金利子と新たに基金を積み増すものについて計上しております。９１ページをお願いします。３枠目、目１商工総務費 節１の報酬は、委員会開催時の報酬を計上しております。節２給料の会計年度任用職員給料につきましては、新年度において任用予定の商工観光課所管のプロジェクトマネジャー１名分を計上しております。次のページをお願いします。上段の職員手当等と共済費の会計年度任用職員につきましては任用予定のプロジェクトマネジャー分となります。節８普通旅費の主なものにつきましては国内外の輸出を含めた商談会分を計上しております。節１２委託料 説明欄 地域おこし協力隊活動支援委託料は、商工観光課で所管するあさぎり商社で活動する６名分について計上しております。あさぎり駅周辺整備アドバイザー派遣事業につきましては、今後の駅周辺整備に係るプラットフォーム設置等に向けたアドバイザー事業に取り組むものでございます。事業承継推進事業委託料につきましては、町内における事業承継支援としてマッチングやサポート、セミナー開催等の委託を行うものでございます。地域プロジェクトマネジャー活動支援委託料は、任用予定のプロジェクトマネジャーの活動費を計上しております。節１８負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、１つ目は商工会の運営補助金、店舗改装事業等補助金は６０万円以上の対象工事の３分の１を助成するもので上限１００万円となります。次のページをお願いします。説明欄の上から住宅リフォーム補助金につきましては、新増築及びリフォームにかかる２０万以上の対象工事の１０％を補助するものでございます。地域イベント補助金は、花菖蒲祭り、笑祭、イルミネーション、ひな祭りへの補助金となります。販路開拓強化事業補助金につきましては、あさぎり商社に取り組みます販路拡大に伴う補助金でございます。消費生活相談業務負担金につきましては、広域連携により人吉市消費生活センターでの相談負担金となります。おまけつき商品券発行事業補助金は商工会で実施します商品券補助となります。商工業振興補助金につきましては、事業推進枠として機械設備等の購入費の２分の１上限５０万円、商業事業承継枠として事業開始に必要な費用に対し３分の１の補助をするもので上限が２００万円等を計上しております。続きまして目２商工施設費節１０需用費につきましては商工コミュニティーセンターに係る経費を計上しております。電気料につきましては、ポッポー館、くま川鉄道、ＪＡ分になります。修繕料はポッポー館及び街路灯などの修繕料を計上しておるところです。節１１役務費につきましても、商工コミュニティーセンターに係る経費について計上しております。節１２委託料の施設管理委託料につきましては、平日の時間外及び土・日・祝日の施設管理について委託するものでございます。その他施設管理

に関する委託料について計上しております。次のページをお願いします。節１７の備品購入費はプロジェクターの更新によるものでございます。続きまして２枠目、目１観光費 節８旅費の主なものとしましては国内外への観光ＰＲ旅費となります。節１０需用費 印刷製本費はパンフレット等の増刷分です。電気料から修繕料まで観光施設関連に関して計上しております。節１２委託料の主なものとしましては、おかどめ幸福駅売店指定管理委託料。それと観光振興コンテンツ企画業務委託につきましては本年度策定いたしましたＲＰＧを含めたコンテンツのＰＲ業務委託になります。次のページをお願いします。ウッドデッキの解体撤去につきましては本年度売却致しましたトレラーハウスに設置しておりましたウッドデッキの撤去になります。節１３使用料及び賃借料の花菖蒲公園トイレ借上料につきましては花菖蒲まつり前後の期間借り上げによるものです。節１４工事請負費は、ビハ公園内にあります加圧ポンプの修繕になります。節１８負担金補助及び交付金は、各協議会との負担金を計上しておるところです。２枠目、目１定住促進費 節３ 節４につきましては、結婚対策ほか施設管理業務の会計年度職員１名分について計上しておるものです。節８旅費の主なものとしましましては県が主催する東京・大阪で開催されます移住定住相談会、企業訪問になります。次のページをお願いします。節１２委託料のふるさとワーキングホリデー実施業務につきましては本年度実施しました短期に対し、令和７年度は１期間を１か月程度を目安に実施をするものでございます。節１８負担金補助及び交付金 説明欄 定住促進奨励補助金につきましては、町外からの移住者に対し補助要件を満たす７０歳未満の新規移住者への補助となります。結婚新生活支援事業は歳入で説明しました新規に購入した３９歳以降の対象世帯に対して一部補助をするものでございます。以上で商工観光課所管につきましての説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井建設課長。

●建設課長（酒井　裕次 君）　はい。それでは、建設課所管分につきまして説明致します。９ページをお願いします。債務負担行為を設定するものですが番号３番の清願寺防災ダム整備事業負担金につきまして、ダム設備の更新を令和７年度から令和８年度にかけまして県のほうで行われますのでその負担金としまして８年度分を設定するものでございます。１７ページをお願いします。歳入でございますが、目４土木費負担金 節１道路橋梁費負担金につきましては、町内にごみ処理施設の整備が計画されておりますので、関連事業としまして接続する道路の改良に要する費用を人吉球磨行政組合から受け入れるものでございます。次の１８ページをお願いします。目６土木使用料 節１住宅使用料につきましては、住宅管理戸数３９７戸における町営住宅使用料及び浄化槽使用料の見込みを計上しております。２１ページをお願いします。目５土木費国庫補助金 節１土木管理費補助金で、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金につきましては、個人住宅の耐震化支援事業における補助金になります。次の節２道路橋梁費補助金につきましては、歩道整備、道路改良、舗装補修、橋梁補修、法面改良及び自転車道整備における補助金となります。次の節３住宅費補助金につきましては、町営住宅の下道団地の改修工事における補助金になります。目６災害復旧費補助金 節１公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、令和６年発生の災害で町道立野線と立堀川の災害復旧における補助金となります。次の２２ページをお願いします。２枠目の目３土木費国庫委託金 節１土木管理費委託金につきましては、球磨川の樋門１９か所の管

理委託金として受け入れるものです。２５ページをお願いします。目６土木費県補助金 節１土木管理費補助金につきましては、耐震化支援事業における補助金になります。次の２６ページをお願いします。１枠目の目２農林水産事業費県委託金 節１農業費委託金で、清願寺ダム管理委託金につきましては管理経費としまして所要額の２分の１を受け入れるものです。次の目３土木費県委託金 節１河川費委託金につきましては、県管理河川の堤防除草の委託金として受け入れるものです。３１ページをお願いします。２枠目の目３農林水産業債 節２農村地域防災減災事業債につきましては、県で実施されます清願寺ダムの設備改修に対しまして町の負担金の財源として受け入れるものでございます。目５土木債 節１道路橋梁債につきましては、歩道整備や道路改良、舗装補修事業などの財源として借り入れるものでございます。次の節２河川債につきましては、河川改修の財源として借り入れるものです。次の３２ページをお願いします。目８災害復旧債 節１公共土木施設災害復旧事業債につきましては、災害復旧の財源として借り入れるものでございます。歳入は以上でございます。続いて歳出でございますが、８６ページをお願いします。目１７清願寺ダム管理費につきましては、ダムの管理に要する費用となりますが、主なものとしましては次の８７ページをお願いします。節１２委託料で機械設備の保守点検や清掃、観測業務の費用を計上しております。節１８負担金補助及び交付金で清願寺ダム防災事業負担金につきましては、設備の改修に伴う負担金となります。清願寺ダム農地等災害復旧事業負担金につきましては、令和２年７月豪雨で堆積しました土砂の撤去に伴う負担金となります。９６ページをお願いします。２枠目の目１土木総務費につきましては、職員給与と会計年度任用職員の報酬などを計上しておりますほかに次の９７ページをお願いします。節１８負担金補助及び交付金で、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金につきましては、個人住宅における耐震化支援事業としまして耐震診断や耐震改修、危険ブロック塀撤去に対しての補助金を計上しております。目２環境整備資材等支給事業につきましては、住民協働事業に伴う支出としまして道路や水路などの生活環境の改善に地域住民の皆さんが取り組んで頂くときの費用となりますが例年同様の予算を計上しておりまして、主なものとしましては節１３使用料及び賃借料で作業における機械借上料、それから節１５原材料費で道路舗装に要する生コンなどの材料費を計上しております。次の枠の目１道路橋梁総務費 節１２委託料につきましては道路台帳を修正するものでありまして、令和６年度に行いました道路改良等で変更が生じた部分を修正するものとなります。次の９８ページをお願いします。節１８負担金補助及び交付金につきましては、各種協会や期成会の負担金になりますが３行目で県工事負担金につきましては、国道２１９号の側溝整備に伴うものです。次の目２道路維持費 節３職員手当等の時間外勤務手当につきましては、休日における倒木処理や災害対応分として計上しております。節１０需用費につきましては、道路維持作業における消耗品や公用車の燃料費、町道や公用車の修繕料となります。節１１役務費で産業廃棄物処理手数料につきましては、道路維持作業で発生しました木材やアスファルトがらの処分費となります。登記手数料につきましては、道路改良に伴う未登記分の所有権移転の費用となります。節１２委託料で設計委託料につきましては、橋梁点検を行うものとなります。道路維持委託料につきましては、町道の除草業務の委託料でございます。次の９９ページをお願いします。上段の道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料につきましては、作業員１０名分の費用となります。節１３使用料及び賃借料で機械借

上料につきましては、道路維持補修時の建設機械の借上料となります。仮設資材リース料につきましては、道路災害における応急対応としまして敷鉄板のリース料となります。節１４工事請負費につきましては、舗装補修、自転車道整備、防護柵設置などの維持工事を行うものでございます。節１５原材料費につきましては、町道の維持管理における補修材料としまして、舗装補修材、側溝の蓋などの資材を購入するものでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　説明の途中ですがここで休憩致したいと思います。再開は１３時３０分と致します。

（休憩）　午後１２時００分

（再開）　午後　１時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開します。酒井建設課長。

●建設課長（酒井　裕次 君）　はい。それでは引き続きまして説明を致したいと思います。９９ページをお願いします。目３道路新設改良費 節１２委託料につきましては、道路改良を行うために人中竹下線の測量設計を行うものです。節１３使用料及び賃借料につきましては、工事実績情報システムでありますコリンズの使用料のほか積算業務に使用するデータシステムのリース料を計上しております。節１４工事請負費につきましては、江島田頭川線、瀬戸口線の改良工事を予定しております。節１８負担金補助及び交付金につきましては、新免田線の道路改良に伴う負担金でありまして錦町で計画されておりますあさぎり町との境界付近の道路改良におきまして接続する新免田線の未改良部分の工事を行ってもらうために対象工事分を負担するものでございます。次の目４道路改良費につきまして、次の１００ページをお願いします。節１２委託料につきましては、茶屋西別府線の道路改良を行うための測量設計となります。節１４工事請負費につきましては、歩道整備としまして黒田古町線と岡原免田線を継続して実施するものです。節１６公有財産購入費につきましては、黒田古町線の用地取得となります。節２１補償補填及び賠償金につきましては、歩道整備に伴う電柱移転の補償となります。次の枠の目１河川総務費 節１２委託料で、樋管操作員委託料につきましては、球磨川の樋管１９か所の管理委託になります。県河川除草委託料につきましては、県管理河川７河川の除草について県から委託し実施するものです。水門操作委託料につきましては田頭川放水路の水門の管理分となります。次の１０１ページをお願いします。節１３使用料及び賃借料につきましては、河川に堆積しました土砂や流木の撤去などの機械借上料となります。次の目３河川改修費 節１２委託料につきましては、伊賀川の河川改修に伴って用地測量を行うものです。節１４工事請負費につきましては、堆積土砂の撤去と立堀川の護岸改修、伊賀川の河川改修を行うものです。節１６公有財産購入費につきましては、伊賀川の用地取得となります。次の枠の目１公園費につきましては、主に岡留公園の維持管理に要する費用

でありまして、節１４工事請負費では、公園内のトイレが老朽化のために改修を行うものでございます。次の１０２ページをお願いします。目1住宅管理費 節１０需用費の5行目で修繕料につきましては、住宅の経年劣化などによる壁や床、水回りの修繕を行うものでこれまでの実績により計上しております。節１２委託料につきましては、住宅敷地内の支障木の伐採、それから浄化槽の管理として４０基分の保守点検を計上しております。次の１０３ページをお願いします。目２住宅建設費 節１２委託料につきましては、改修工事に伴う管理委託料と町営住宅長寿命化計画を更新するための計画策定委託料となります。節１４工事請負費につきましては、下道団地２棟１０戸の改修と堀ノ内団地１棟の解体を行うものでございます。１２６ページをお願いします。２枠目の目１公共土木施設災害復旧費 節１４工事請負費につきましては、令和６年発生の災害になりますが道路が立野線の２か所、河川が立堀川の２か所で復旧を行うものです。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　それでは上下水道課所管分について説明致します。２１ページをお願いします。歳入です。目３衛生費国庫補助金 節１保健衛生費補助金 浄化槽設置交付金は、個人が設置する合併浄化槽に交付する補助金でその３分の１の金額を国から受け入れるものです。５人槽１０基分を計上しております。２４ページをお願いします。目３衛生費県補助金 節１保健衛生費補助金 説明欄１行目の浄化槽設置事業費補助金は、先ほどの国庫補助金と同様に合併浄化槽の設置に交付する補助金で３分の１の金額を県から受け入れるものです。なお県補助金については、新設は補助対象外となっており単独浄化槽やくみ取りからの転換のみが対象となっております。続きまして７２ページをお願いします。目３環境保全費になります。７３ページをお願いします。節１８負担金補助及び交付金 説明欄３行目の浄化槽設置整備事業補助金は、浄化槽の設置に対する補助金で５人槽１０基分と設置に伴う水洗便所の改造または新設工事に対する補助金を計上しております。その下 合併浄化槽維持管理補助金は、下水道処理区域外に設置の合併浄化槽で年間の維持管理費が下水道料金に換算した場合にその費用が高額となる場合にその差額分を補助するものです。対象世帯は３９２世帯、公民分館７軒となっております。７７ページをお願いします。目の最下段 目１０水道費 節１８負担金補助及び交付金 水道事業会計補助金は、収益的収入の財源で総務省通知による公営企業繰出基準相当額を補助金として支出するものです。次の節２３投資及び出資金 水道事業会計出資金は、資本的収入の財源で主に起債の償還元金や建設事業費の財源の一部として支出をするものです。１０３ページをお願いします。２枠目、目1下水道費 節１８負担金補助及び交付金 下水道事業会計補助金は、収益的収入の財源で総務省通知による公営企業繰出基準相当額を補助金として支出するものです。次の節２３投資及び出資金 下水道事業会計出資金は、資本的収入の財源として主に起債の償還元金や建設事業費の財源の一部として支出をするものです。上下水道課所管分については以上となります。

◎議長（小見田　和行 君）　追加説明はありませんか。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それで質疑が足りないようであれば一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　それでは最初は総務課及び会計課について質疑ありませんか。難波議

員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　５番 難波です。総務課にお尋ねします。４５ページ点検委託料で、防犯カメラ５４万９，０００円とございました。現在、町内にある防犯カメラの数、設置場所などを教えてください。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。町内の防犯カメラの数につきましては、合計で２５台ということにしております。設置場所につきましてはですね、町村境、主に国道、県道、町村境のほうに設置をしておる状況でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい、ありがとうございます。これがですね、町内の小学生に対して不審者からの声かけなどが１月にあったということをお聞きしておりまして、保護者の方からですね、防犯カメラはどれぐらいあるんでしょうかということをお尋ねでした。で、町、町村境のところにしか防犯カメラがないということですのでその防犯カメラを少し町内のほうのですね子供たちの通学路でございますとか、そういうところに増設などできないでしょうかということですので、その検討というのはございますでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。増設につきましては、今の設置か所のですね、詳細についても、もう一度点検して、あと民間のほうでも事業者のほうでも防犯カメラを設置されているところもあるかとは思いますけど町のほうの防犯カメラの設置については、今の設置か所等も再点検してですね、検討していきたいというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。子供の数はですねどんどん減っていくものですから何名かの方のですね声だけをということには難しいとは思うんですけれども、防犯カメラは皆さん御自宅とかですねそういうところにはつけてらっしゃるんですがやはり通学のところというのは、結構無防備なところが多いということで御心配の声がございましたのでお伝えをしておきたいと思います。今後とも御検討よろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。はい。加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。ページは１０５ページになります、総務課にです。工事請負費で詰所の解体ということが説明がございましたが、再度その解体される場所についてお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。詰所の解体につきましては１か所を予定しております。場所につきましては、岡原の別府の詰所を予定しておるところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。実はですね令和２年の豪雨災害以降、須恵の寺池地区の消防詰所、川瀬の詰所と中島の詰所に関しまして浸水区域内にあるからということで退去の話が出ております。その後もう２年ほど過ぎておりますが、そのまま中々事業のほうが進んでい

ない状況がありますが、今回も予算に上がっていないんですけど今後の予定というのについてちょっとお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。今の言われる消防につきましては、１２分団の１部というところで地区で言いますと覚井地区と寺池地区ということになっております。その寺池地区の中でも中島といいますか川瀬ですね。昔のですね、昔といいますか旧の地区が残っておるわけですけども、特に中島につきましては浸水想定区域等にも今の場所入っておりますのでその場所をどこにするかという話もございます。と、また消防団員の団員数が減ってきておりますので詰所の統合というのも考えていかなければならないというふうには思っております。そういうことも踏まえてですね、また改めて新設するのか統合していくのか。そこにつきましても消防団も含めて話をしていきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。毎年、浸水の被害というか予防というところで消防団は消防詰所に待機したりという場面も結構ございます。もしかするとこれは１２分団だけじゃなく他のところの関係も出てくると思いますので、詰所解体ということだけではなく、総合的に統廃合についてもですね、明確なところを早く出していただければと思います。よろしくお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい、あさぎり町全体でもですね、詰所の数も多ございますので、また団員につきましては減少をしておるという段階でございますので全体的な面も含めて検討協議していきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。１１番 皆越です。１０６ページですけども防災士資格取得講習負担金というようなことで１２万計上されております。昨年は６万だったと思いますけども町政座談会においてもですね、防災士資格の助成は出来ないかというような意見も出ておったと思いますので、昨年のですね実績と今年の１２万、１０万について御説明をお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。防災士をどれくらい受験されたかというのは今ちょっと手元にございませんですけれども、町全体の防災士の数というものは３５名今おられて、男性が２９名内訳、と女性が６名ということで確認をしておるところでございます。今後もですね防災士の資格をどんどん取っていただいて、防災士の数をですね、増やしていきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい、防災士を増やしていくというようなことでございますがその周知に対してはいかがお考えでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●**総務課長（山内　悟 君）**　はい。この受講につきましては広報あさぎりとまたホームページのほうでもですね、周知していきたいというふうに思います。

◎**議長（小見田　和行 君）**　ほかに質疑ありませんか。小松議員。

○**議員（１番　小松　英一 君）**　はい、１点総務課にお尋ねします。歳入が２０ページで歳出４５ページに空き家対策事業でこれは老朽危険空家除除却促進事業補助金が２５０万計上されております。このことについて私ちょっと不勉強で内容がよく理解できておりませんので事業内容についてお聞かせ頂ければと思います。

◎**議長（小見田　和行 君）**　山内総務課長。

●**総務課長（山内　悟 君）**　はい。老朽危険空き家除却事業ということでございます。これは、大変危険空き家が該当するということになっておりまして、住居のみが該当してくるということです。過去、ここ数年ですね、事業取り組んでおりますけれども中々そこに該当しておる老朽危険空き家は中々出てきていないというところになっております。で、補助事業を使っての事業ということにはなっておりますので、そこら付近につきましても内容はそういう老朽危険空き家の解体の助成をするという事業でございます。

◎**議長（小見田　和行 君）**　小松議員。

○**議員（１番　小松　英一 君）**　はい、確か空き家の危険度についてランクというか点数づけをしてその該当するかどうかの判断基準があるというふうに記憶しております。実際にですよ、町内にそういう空き家を所有しておられる方、あるいはもう町外での方が所有しておられるケースもあると思うんですけど、この事業に該当するかどうかを御本人も多分御存じないケースが多いんじゃないかなと思うんですよね。こういう事業の存在そのものをやはり知っていただくことで事前にそういう危険空き家を除去するということも可能になりますし、空き家を解体したいけれどもやはり今非常に経費も上昇しているということで二の足を踏んでおられる方もおられるやに聞いております。ですのでこれについてですね、町のほうで前にこの空き家は少し危険性があるよっていうふうな空き家の世帯数も把握されているというふうに報告を受けております。そういう方々に対する呼びかけといいますか。そういうことはなさっておられるのか。それと私自己負担についてはちょっと記録しておりませんのでもしこの事業に取り組むとした場合の負担についてお分かりでしたら、こちらでお示しを頂きたいと思います。

◎**議長（小見田　和行 君）**　暫時休憩致します。

（休憩）　午後１時５３分

（再開）　午後１時５４分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。今の老朽危険空き家ランクがですね重いといいますか、その方々に対しての直接的な通知というものは今のところをやってはおりません。で、この事業につきましては広報あさぎりとかでは周知をしておるところでございます。と費用負担の件でございますが、３分の２を補助するということで持ち出し個人の負担は３分の１ということになりまして、補助の上限は５０万円を限度に補助を行うというふうにしております。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、ありがとうございます。もしよろしければですね、非常に危険な空き家も４０数件確かあったと思うんですよ。事業の実施の有無に関わらず、こういう制度がありますということは、せっかく制度がある以上、住民の方にお知らせするのもひとつの手だてかなというふうに思いますので、その点再考頂ければと思います。それとすいませんこれが総務課なのかちょっと分からないのでお尋ねだけしますが、２８ページの防災基金繰入金ですね。これについては、総務課担当でよろしかったですか。歳入は２８ページの防災基金の繰入金。よろしかったですかね。これ危険ブロックと確か私記憶してるんですけど、この事業の内容とそれから周知の方法２点についてお示し頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。議員言われました空き家の危険度が高い世帯につきましては、調査内容等の結果もですね踏まえて、もう一度再考、通知出せるかどうかちょっと検討していきたいと思います。それから、今お話ありました防災基金繰入金の危険ブロック等の安全確保支援事業につきましては、申し訳ございません担当課が建設課というふうにしておりますので建設課のほうで内容につきましては説明を致します。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩致します。

（休憩）　午後１時５７分

（再開）　午後１時５８分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。酒井建設課長。

●建設課長（酒井　裕次 君）　はい、防災基金繰入金ということでこちらのほうをですね活用をさせていただきまして建設課で行っております耐震化支援事業、こちらの町の持ち出し分を基金を充てているという状況でございます。事業内容としましては、耐震診断それから耐震の改修の工事、それからブロック塀の改修等の事業の国費、県費を除いた町の負担分をこの基金を充てているという状況でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。山口議員。

○議員（１０番　山口　和幸 君）　はい。１０番 山口です。今あの小松議員と一緒でですね、他の課にまたがるかもしれないんですが、中々どこから入ったらいいかと悩んでおりましたけれども一応１０５ページのですね、防災管理費というところでお尋ねをしたいと思うんでありますが、実は去年か一昨年でしたかね、町長のほうから報告がございましたが皆越地区の皆さんといろんな座談会・意見交換会をされたとというお話がありましたよね。その時の内容等をちょっと思い出しておったんでありますが、実は昨日建設課所管の災害現場の話のやりとりを聞いておりまして、改めて皆越地区の災害リスクの高さというかもう大変な地区だなというのを改めて感じて聞いておりました。そういった中でですね、まず今の皆越地区の世帯数、人口あるいは高齢化率等が分かればその報告とそれからもう一度町長がその皆越地区の皆さんと多分もう集団移転等の話もなされたと思うとですよね。その辺りの感触をちょっと報告頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山口議員、ちょっとお尋ね致しますけどこの当初予算との関連性はどこ辺に。ちょっと、はい。はい、山口議員。

○議員（１０番　山口　和幸 君）　いわゆる防災に対する考え方がいろんなことがあるんでありますが、昨日皆越地区というのは元々そういう災害リスクが高いところなんですよね。そういったことに対して、どう予算上表してくるのかなということを期待しておったと。だから極端に言うとそれに対する予算が上がっていないのはなぜかということ。私の趣旨は。それでよろしいですか。

◎議長（小見田　和行 君）　一応このページ、枠に限ったことではないとは思いますけど一応そういう防災に関する予算が当初予算のどこにあるかということのお尋ねかと思います。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　ただいまの質問にお答えしたいと思いますが、昨年のですね夏だったと思います。確か防災学習会のあと午後から皆越地区に上がりまして防災についてということで危機管理監・総務課と一緒に上がったわけですけれども、その時に集団移転の助成事業についての説明も一緒に行っております。そして、その後は意見交換会という形になったわけですけれどもその集団移転に関してはですね、ほとんど質問等も上がってなかったということで、まだ皆さんの意識としては、まだそういうところまでは行ってないのかなという判断で今のところ進んでいるところであります。ただ区長と話をしますとですね、やはりもう数軒はそういう意向があるという話は伺っておりますので今後もそういった御意見御希望等を聞きながらですね、対応を進めたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　山口議員。

○議員（１０番　山口　和幸 君）　はい、それでは先ほどお尋ねした件はいずれ報告を頂ければ結構でありますが、今、町長がお話しされたようにですね。全体的に盛り上がりがあるのかないかまでは私も把握はしておりませんけれどもただ一部にはですね、そういったことを考えるというようなことを伺っておりましたので、今回の当初予算にはそういう予算は組んでないにしてもですね、これからのことを考えた時に制度的には集団移転等が１番財政的にもいいかもしれません。しかし集団移転等になるとやはり地域の人たちがそこに住んできた愛着とかいろんな思いがあると思うんですよね。だから、中々簡単にじゃあみんなでどこに行きましょうというようなことに

は直ぐさま判断されるとは思いませんが、しかし、これだけ災害の規模が大きいものになるとあの地域が受ける被害は相当なもんだと思うんですよ。だからそういったことを考えると、個別に移転をした。集団ではなく。という人たちが出てきた時の対応策を実は考えて欲しいと思う。それを今回の庁舎跡地等の利用の考え方の予算が出ておりましたが、そういった時にですね、そういう場所を事前に確保しておくということもあるかもしれないということであります。だからそういったところを是非とも今回の当初予算には反映してなくてもですね、しかし内容的にはこの防災を進める上では私は入っていると思ってるんで、これを具体的にそういった人たちの受入れができるような体制づくりは是非作っておいていただければということで、町長よかればそれに答弁を。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。昨日も溝口議員のほうからもありましたけれども、やはり災害において１番孤立化しやすいといいますか厳しい場所だと思っております。ですから私たちもやはり１人も取り残さないためにもですね、やはりその集団移転というものも頭に置きながら、今後用地の確保等も進めていきたいと思っておりますので今後また皆越地区の方と対話をしながら進めていければと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。難波議員。

〇議員（５番　難波　文美 さん）　すいません。今、総務課だけでしょうか。（会計管理者も。）５番です。会計課に１件だけお尋ね致します。３９ページでございます。役務費の中の口座振込手数料が何件かございますが、この口座振込手数料のほうがですね、前回の３００万円増ということで６７７万円というふうにここに現してございます。この振込手数料の値上がりといいますか、これは今回初めてだと思うんですけれども会計課のほうではどのように捉えておられますか。

◎議長（小見田　和行 君）　上田会計管理者。

●会計管理者、会計課長（上田　日和 さん）　はい。この口座振替手数料につきましては、令和６年度は１０月からの半年分を計上させていただいておりましたので、今回７年度は１年分ということで倍増になるということで３００万円と増額になっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

〇議員（５番　難波　文美 さん）　はい、ありがとうございます。内国為替制度運営費というのがですね、２０２１年から始まってるということで初めて私も知ったわけなんですけれども、今後このような形でどんどんと手数料が上がっていく可能性がございます。国のほうはいろいろとデジタル化を進めてますので私たち住民もですね、そのデジタル化に追いつくような形を取られていくのかなというふうに今思っておりましたのでお尋ねをしたところでございます。この振り込みの手数料、今は町のほうがこのように負担をして振り込んで頂いておりますけれども、これが住民側に負担をしてくれというようなことはないのでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　上田会計管理者。

●会計管理者、会計課長（上田　日和 さん）　はい。今回上げさせていただいております収納期の口座振込手数料というのは金融機関から金融機関に振り込んで頂くための手数料でございます。で、個人さん、住民の方が振り込んだり窓口に持ち込んだりっていう手数料につきましては、窓

口収納手数料でありましたりとか口座振替手数料のほうで今、町のほうが負担しておりますが、新聞等で御存じかと思いますけどゆうちょ銀行さんあたりからもお話が上がっておりますけれども、今のところ町のほうでは個人さんに負担をしていただくのではなくて町のほうで負担をしていくということで予算取りをさせていただいております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　総務課に戻っていいんですか。（はいどうぞ。）１０６ページの防災管理費の中で自主防災について若干お尋ねいたしますが、橋本管理監が任期を終えて退任ということを聞いております。管理監がおいでになってから自主防災の意識というのはですね非常に高まってきたなというふうに思ってます、私は。その基礎を本当にゼロベースからここまで引上げていただいたということは、私は感謝を申し上げたいなというふうに思います。いろんな意見があることも私は承知しておりますが、そこで町長やっぱりいろんな形で町が委嘱をする人材というのがあると思うんですね。で安易にやはりその組織の長を町が委嘱をする。それは１番たやすいことだろうと思うとですよね。やる方法からすると。しかしながらここで問題があるのは、いろんな今ＳＮＳであったりフェイスブックであったり情報発信が個人でどんどん出来るような時代に入ってきました。やっぱりそういう町の役職の方々がですね、町のイメージを壊すようなといいますかね、そういった情報は必ず全国から人々が見るわけですけれども。非常にやっぱり町にとってはマイナスな情報が発信されている部分が私は見受けられるんですね。このあたりはやっぱり考えていただいて、やはり委嘱をする以上はですよ、しっかりやっぱり人物像も考えていただいて、安易にその組織の長だから任命するとかいう形は私は見直しをしていただきたいというふうに思うんです。特に自主防災に関しては、それぞれ地域の皆さん方が頑張ってやっていただいておりますから、やはりその影響というのは私は大きいというふうに思います。その辺りの考え方をお伺いしたいというふうに思います、１点。２点は、数年前自主防災に関しての活動についての保険を一円保険をお願いした経緯があるわけですが、確認しましたら、今、上球磨消防署で一括してかけておられると。大変ありがたいというふうに思いました。ただ、このあたりのですね周知が私も初めて今行政区の中の自主防災の会長をしておりますが、中身を知りませんでした。資料を頂いてから分かったんですが。ここをですねもう少し周知をしていただいて、区長さんあたりあるいは自主防災会長あたりにはしっかりと内容を教えていただいて、そして区民の皆さん方にもこれが理解していただくようにすると私は安心して自主防災訓練等に参加頂くような状況になるんだろうと思います。やはり年配であったりそれから障害をお持ちの方々、やはりそういった心配事があったりあるいはまた避難訓練をする間に途中でですね、事故に遭ったりケガをしたり、これは必ずつきものですから。そういうものがちゃんとした補償がありますよということをやはり区民の皆さん方にお知らせをしていただくことが自主防災に対する参加というのが非常に高まってくるんではないのかなというふうにも思います。ただその時点でですね思うには、事前に訓練計画書を出さなければ補償の対象になりませんって書いてあります。ここはですね私はその様式等が揃えられているのかどうか分かりませんが、そこを詳細を確認したいと思います。どういう様式で申請をすればいいのか。もう、うちも今月避難訓練やるんですけれども、まだそういう初めてのこの情報を得たばっかりですから分かりませんのでしっかりと御回答

頂ければと思います。防災管理監においては、この５年間の思いが一杯あるだろうと思います。その辺り、自分の経験を踏まえて次の方にバトンタッチする上において、どのような思いで今日来られたのか、あるいはまた次にバトンタッチをしていく上において是非ともこのあたりはもっと力を入れて欲しいとかいろいろあると思いますので、その辺の御見解を伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長、まず初めの１点お答えできますか。はい。

●町長（北口　俊朗 君）　まずその会長の任命に関してはですね、やはりその任意団体の中で決められて名前が挙がってくるということですので、ちょっと町のほうがその方を指名するということはないかというふうに思います。ですからその任意団体の中で選ばれた方ですので、その方が代表として町のほうに報告があるということだと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。自主防災組織の保険の件でございますが、周知につきましては区長会と今後ですね行っていきたいというふうに思っております。それから訓練計画の様式につきましては、どういうものかということでちょっと手持ちがございませんので、これにつきましては総括の時でもですね、お示しさせていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　それでよございますか。はい、危機管理監。

●危機管理監（橋本　啓之 君）　はい、計画の話よろしいですかね。私のほうから１点、先ほどの。石坂区は、地区防災計画を作っておられます。その中に避難マップが入っております。地区防災計画に基づき今訓練を実施すると言ったものがあれば紙があればですね、それとその訓練の目的と日時と場所。そういったものが１枚Ａ４あれば十分ではないかと思います。もう既に地区防災計画がございますのでそれに準じてやるということで十分かと思います。よろしいでしょうか。はい。次の御質問なんですけど非常に重たい質問ですが、私も今ですね４年８か月という勤務をさせていただいて振り返りを実施しております。それはもちろん自分のためにとあと後任者のためにですね、しっかりと申し送りが出来るように言ったところで今振り返りをやらせてもらってます。その中で私がですね、４年８か月本当に勉強させていただいたと、まずは。もうこの感謝の気持ちでいっぱいでございます。もちろん、ここにいらっしゃる皆さんですね、本当に勉強させていただきました。まずはその感謝の気持ちをですね、皆さんにお伝えしたいと思います。その中で私が１番学んだことはですね、やっぱり最近はいつも町民の皆様のとか学校とか行かしてもらった時に最初にお伝えしてる文言があるんですけど、やっぱり防災というのは郷土愛に基づくまちづくりだと。もうそれが私が４年８か月の結論ですね。まちづくりなんですよね。まさしくそこにいろんな課題があるわけです。ひとつは、よく言われる少子高齢化とかですね。あるいは人付き合いのその疎遠化とかですね。そういったものがあるわけで。そこにどうやって平時から取り組んで行って地域のコミュニティーを強化していったところの手法は、もういっぱいはあるわけですね。あさぎり町に合ったやり方。何々区に合ったやり方と言ったところまであると思います。そういうところではこのあぶり出し明確化するには、やはり私のようなものが来て私だけでは無理なんですね。やはり地域のほうにその土足で上げてもらって、そういう人たちと膝を交えてですね、話しながらキャッチボールしながら、じゃこの地区はこういった地区防災計画がいいですねとか、あるいはこの保育所はこういうタイムラインがいいですね。言ったものがそこ

の土足で上げてもらって、ようやくキャッチボールしながらしか出来上がっていかないと。これが１番勉強になりました。私が１番嬉しかったのは皆越区にですね、ようやく去年暮れにあげてもらって、支え合いマップを作って、その時にチューリップの球根植えですね、これを社協の職員さんと２人で手伝って、その後にやりました。その時に初めてですね１２世帯２０名の方が住んでおられる。９０歳の、１番高齢が９０歳の独居老人の方がいらっしゃると。男性のですね。そういった情報が分かった時めちゃくちゃホッとしました。今まで僕も全然分からなかったんですね。でそこに入り込んで。それがですね、私のここで学ばせたこと。何度も言いますけど、やはり地域に土足で上げさせてもらって信頼関係を築いてやっていくと。これしか平時のまちづくりイコール防災は一歩一歩進めて行くことは出来ないと。そういったことを学ばせていただきました。本当に改めてですね、感謝の言葉をお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

〇議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。後の方がですねその思いを引き継いで、しっかりとあさぎり町の自主防災あるいは町全体のですね防災に取り組んで頂けるものというふうに思います。そこでもう１点今の管理監のお話を聞きながら思ったんですが、１０４ページの非常備消防が予算を組んで消防団の予算があるわけでありますが、資料を私請求致しまして貰いました。地域おこし協力隊の消防団加入状況それから職員の消防団の加入状況というのを頂きました。職員の皆さん方の消防団加入というのが非常に高いなと思って。今、総務課長が職員は１８１名だというふうにおっしゃいましたが加入者が７５名が消防団に加入しているということであります。大変ありがたいことであります。これについてはまた一般質問が出ておりますんでその辺はもうこれ以上言いませんが、１点だけ地域おこし協力隊の加入状況が今現在２名と。しかしながら新年度１名が入っていただくというようなことが書いてあります。私、消防団のですね活動あるいは見ておりまして、やはり地域おこし協力隊の方々が地域にいち早くなじむということは大切なことで、その第一歩が私は消防団の加入ではないのかなって思うんですね。やはり他所から来られて全く分からない中で仕事をして行かれるわけでありますが、やはり消防団に入りますといろんな友達が出来ていろんな情報が入ってきます。そういった中で私は一つ一つを経験しながら協力隊の役割を果たしていかれる大きな早道ではないのかなというふうに思うんですね。強制っていうのは中々難しいのかも分かりませんが、しかしながら是非ともですねこの辺は協力隊の消防団加入は条件はつけるわけにはいかんかも分かりませんが強い思いを持ってですね、お願いをして行くということが私は協力隊員そのものにも私は非常にいい結果をもたらすもんだというふうに思いますが、その辺りはどのようにお考えですか、町長。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。私も全く同感でありまして、やはり同じ年代の方たちがいっぱい集まってる消防団でありますのでいち早く地域に溶け込めるんじゃないかなというふうに思いますので、そういった地域おこし協力隊の面談の時にはそういった話も進めていきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩致します。

（休憩）　午後２時２５分

（再開）　午後２時５７分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　質疑ありませんか。永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい、ページは１０５、１０６になると思います。災害時のマンホールトイレの設置ということでですね説明を受けました。これ年次的に年次計画的にやっておられると思いますけども災害時にこれは使うマンホールトイレですね。そういった時に体が不自由な方、それから老人の方あたりに対する災害時や要配慮者と言いますけども、その辺りの利用は考えておられますか。質問致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。令和７年度は上総合体育館のほうにマンホールトイレのほうを設置する予定でございます。施設設備の内訳としましては、健常者用については９か所、それから車椅子用として１か所を設置する予定でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい、ありがとうございます。そういう話がですね、即答で来るとはちょっと予想はしてなかったんですけども本当にそういったですね、要配慮者に対するそういった何といいますか予算をつけてちゃんと災害時に本当にこれまでの東日本大震災からいろいろなところの状況をネットあたりでも見てみますとそういった要配慮者に対するトイレというのが大変な課題であったというようなことを聞いております。そういったことでですね、そういった配慮をしてもらうということは大変嬉しいことだと思っております。ありがとうございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、一点お願いします。４４ページでございます。交通安全対策費です。これ確か昨年も言ったかと思いますが、交通安全対策費の中での、今の事業量ですね。反射材とか路側帯、路側線とかあるいは中央線。そういった物理的というか道路の改良とかまでは中々手が回らなくても、路側特に反射材等々はこのあたりでこの予算でですね、対応されると思いますが、現在の町の状況に関して今の事業量で追いついているのか。ちょっと私の感覚ではですね、この部分少しいつまでたっても路側線は中々回復しないな、非常に見にくい。こども中学生議会でもですね、反射材等の話が中学生議員からもあってたんですが私も全くその点同感でございまして、一言で言いますと、ですからこの事業量で現在町のお考えとしては、ある程度対応出来ているというふうにお考えなのかどうかだけお願いをしたいと思います。それともう１点すいません。もう１点確認作業をですね夜間等を実際されるようなことがあるのかどうか。その２点をお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●**総務課長（山内　悟 君）**　はい。交通安全対策費の工事請負費で毎年ラインといいますか道路のラインを引いてるところでございますが、今年はちょうどこの役場から庄屋のほうに行く道路の中央線を引いておるというところでございます。で、まだですね、他にもそういうところがあると思っております。確認はここが薄くなってるとか、そういうものについては事前にですね調べてはおるんですが、一概にこの予算だけで十分に薄くなってるところを引けておるという状況ではございません。それから、夜間に調査をするということはやっておりませんけれども、例えばですね私についても夜間道路を通った時に非常に雨が降ったりしたらですね、真ん中、中央線も分からないというところがあれば線を引くか所の候補としては報告しておる状況でございます。

◎**議長（小見田　和行 君）**　小谷議員。

○**議員（３番　小谷　節雄 君）**　今課長が最後におっしゃったですね夜間実際走ってみるとですね、非常にん？ここはというのは私個人的にもいろいろ思うところございます。やみくもにですね、何でもかんでもその予算をつけますよという話ではないと思うんですが、交通安全この名の通り交通安全対策費でございまして、道路のそのハード的にですね、何千万何千、何千万何億かけてですよ、ハード整備をしてハードというか改良工事をやっていくのももちろん大事なんですが、今現在あるその生活道の安全度を高めるためにはですね、この部分の対応をですね、やっぱり意味をなすものと私は思っておりますので、ちょっと今後の課題としてですね御検討を頂いて一言で言いますともうちょっと事業量を増やしていただくようなですね、お考えも進めていただいていいんじゃないかということで思ってるところであります。

◎**議長（小見田　和行 君）**　山内総務課長。

●**総務課長（山内　悟 君）**　はい。中々今は予算の範囲内で行っておるという状況でございますので線を引くか所が需要といいますか、そこら辺を見極めて対応していきたいと思います。

◎**議長（小見田　和行 君）**　ほかに質疑ありませんか。会計課、総務課、質問質疑ありませんでしょうか。

◎**議長（小見田　和行 君）**　では次に企画政策課分について質疑を行います。質疑ありませんでしょうか。岩本議員。

○**議員（４番　岩本　恭典 君）**　はい。ページは２７ページです。指定寄附金の中のふるさと寄附金と企業版ふるさと寄附金についてちょっと質問させていただきますけど、その前にですね先ほどの説明の中で課長私ちょっと聞き違いかもしれないですけどこの計上している金額は前年度と同額を計上していますって言われたと思うんですけど間違いないでしょうかね、そこちょっと確認をお願いします。

◎**議長（小見田　和行 君）**　沖松企画政策課長。

●**企画政策課長（沖松　勝彦 君）**　はい。ただいまの岩本議員の御質問ですけども、ふるさと納税額が２億円そして企業版ふるさと納税分が１，０００万円ということで計上しております。ただ同額って言いまして一部ですね観地協に寄附をされたといいますか一部の企業がございますのでその分はちょっとうちのほうではまた別の課、企画とは違う商工観光課サイドの目的のある寄附となっておりますので、企画で通常受け付けております企業版ふるさと納税額は同額というところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。まずふるさと寄附金に関してですけど２億円ですよね、計上してあるのがですね。これは４年の補正と５年と６年の補正でマイナス７，０００万、９，０００万、７，５００万ってなってるんですよね。これが果たしてその正確な見込みの金額なのかという。例えば２億円必ずそれを見込んでここに計上してあるんですけど、馬刺しじゃないですね、あれがなくなったために大きな金額が減ったということもあってですね、金額が減ってることもあるんですけど、それでこれが２億円そのまま上げてあるというのは、この見込みの金額が正確でないと活用内容に関してもちょっとやっぱ変わってくるんじゃないかなということもあってですね、その２億円というのはもうこれで間違いなく今年度見込まれますよというそういうもとに２億円を計上してるのか。それをお聞きしたいと思います。それと企業版ふるさと寄附金ですけど、これ１，０００万ですね計上したのがですね。今回の補正ではマイナス８６０万ということで３９０万３００何十万か９０万ですかね、企業版のふるさと納税があったと思うんですけど、もう年々減ってるわけですよね。令和３年度から始まって１，１００万、１，０００万からですね。これはある意味ですねふるさと納税一般のやつは返礼品によって変わってくると思うんですけど、企業版ふるさと納税というのはあくまで企業がやっぱ町の魅力にある政策に対して納税をしてくると思うんですよね。そんな中で減ってるということは、魅力がないっていうことにも等しいと。またもうひとつがですね、ある意味このパンフレット等々見ますとやはり他所の町村と変わったような魅力のパンフレットづくりですね。それと町長が今回施政方針の中で言われたそういった例えばＲＰＧで今度入れましたよとかそういう南稜高校とこうやって協力し合ってしますよっていうそういう魅力あるようなことをやっぱ載せていって、そしてこれが１番大事と思うんですけどやっぱ町長の営業活動と思うんですよね。中々待ってても来てくれないんでそこは町長の人脈を使ってもらって、魅力をアピールして企業版ふるさと納税をやってもらうということが必要だと思うんですけど、その２点についてお答え頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいま岩本議員から御質問がありましたふるさと納税の２億円の根拠といいますかその金額についてですけども、令和４年度においてですね、馬刺しの寄附額が大幅に伸びたということで４億円を記録した年もありましたが、その後、馬刺しの寄附商品としては取扱いが出来ないというようなことで、その商品からはですねちょっと魅力としては落ち込んできているという状況下にあります。ただあさぎり町の商品も季節物の商品はあるといえどもですね、６００点を超える商品がございますし、またその食品を全国の方々に知っていただくという趣旨で各種のサイトを活用してＰＲ等も行っているところではございますがここ５年度６年度においてはですね、２億円という目標数値に対して達成出来てないという現状にあります。今後ですねこの目標を達成するためにということで、あさぎり商社とも連携をしまして来年度に向けてふるさと納税の寄附額が伸びるような取組もですね、今後進めていきたいということで考えているところでございます。また企業版ふるさと納税につきましては、今年度令和７年度で計上しますのが１，０００万円です。ただ６年度の補正予算においてはですね減額をさせていただいておりますが、５年度と６年度を比較してみますと一口大きい企業さんからの寄附がで

すね減ったために、ちょっと寄附額が減り落ち込んでるという結果になっております。そういうひとつの企業さんが大きな寄附額を頂きますとその目標数値も達成することもあるんですが、今後この辺の取組等については、先ほど岩本議員からもおっしゃっていただきましたとおり、町長をはじめですね、企画政策も一丸となってこの営業活動やＰＲ活動にも取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　（議長。）はい、町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。ただいま企画政策課長のほうからありましたけれどもふるさと納税一般のふるさと納税につきましてはですね、今回商社と連携してポータルサイト、新たなポータルサイトがありまして、そこがですね、実績としてかなり上げられていると。聞くところによると倍額まで伸ばしたという業績があるところでありまして新たな展開も今回提案しているわけでありまして、目標ということで今回も２億円ということでさせていただきました。企業版につきましては、確かに議員が言われるようにトップセールスによって企業版を増やすということも頭に入れながら、名刺にはですね、ＱＲコード載せているんですけれども、中々向こうから来ていただけないということであればこちらから出向いてお願いに行くというようなこともやっていきたいと思いますので、７年度は少し期待していただければと思うところであります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい、ふるさと納税に関してはですね今言われたとおりでどんどん２億円目指してやっていってもらいたいと思いますので、その中でですね食べ物とか以外のものですね。いろんなものが魅力があると思うんでツアーを企画したりそういうのもあると思うんですけど、そういう魅力を出せる自然のあさぎり町のいいところを出せるような３３観音めぐりですかね、そういったのとか企画してそれを返礼品にするとか。現在もあると思うんですけどそういうものの考え方も出来るんで、いろんなアイデアを出してもらって返礼品としてそれを提供していくことも大事だ、選択肢を広げるということで大事だと思います。企業版の場合は、これ企業版は当然寄附したら税制上の優遇措置があって大体もう１割、企業は１割の負担で済むということなんでもうどんどんトップセールスやってもらって、企業も全然そんな何ていうかな金額的に多くなっても１割ぐらい負担ならば負担がないと思うんで、そしてその地域が喜んでくるなら、それはもう企業にとっても喜ばしいことだと思うもんですから、是非もう町長にはあさぎり町の魅力をどんどん伝えてやって、是非先ほど言われたように期待してますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに企画政策課に質疑ございませんでしょうか。加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　ページは４６ページの屋外放送設備と３７ページのメール配信システム使用料、２つについてになります。今後、屋外放送設備のほうがひとつひとつの性能がよくなり設置台数が少なくなるっていうことです。そのひとつの対応策としてメール配信システム、あさぎりナビの有効活用っていうのが出てくると思うんですが、このあさぎりナビ、例えば電波障害とかがあった時の利用っていうのは想定されてるでしょうか。太陽フレアの問題とかいろいろ考えが今後出てくると思うんですけどいかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　長沼デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（長沼　宏季 君）　はい、あさぎりナビに関してですね、まず前提としてこのメール配信システムというものから直接このあさぎりナビを管理しているシステムにつながって同期がされていてこのメール配信システムで情報を流すと同じ情報があさぎりナビでも配信されるというような仕組みになっています。これらの通信経路に関してはインターネットを通じて使っていますので、インターネットが使えない環境だとこのメール配信システムあるいはあさぎりナビでの情報っていうところは取れなくなってしまうというところはあります。ですので例えばスマートフォンでの場合、使っているキャリアの基地局が崩れてしまうとか、あるいは電気が通じない状態でちょっと電線が切れていてかつ発電機の燃料がなくなってしまうというような場合には使えなくなってしまうんですが、そのような場合に備えてやはり多重的な情報伝達手段の確保というところで防災ラジオとも実はこのシステムが連携していて、同じ内容を流すようになっています。というところで、ひとつの手段が取れなくなってもほかの手段で情報をし入手することができるように整えていくという意味で今準備を進めているというところと認識しています。また一応お話のあった太陽フレアに関してではあるんですが、太陽フレアに関しては中々発生のタイミング、すいません、発生のその太陽フレアの種類によって地球に到達するその周波数が結構種類がいろいろありまして、それによって影響のある機器っていうところは変わってくるものではあります。が、余りこう携帯電話のインターネットを見るために使われている移動通信用の周波数というところに影響があるっていうのは、かなり珍しい事例だというふうに認識しているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。今後先ほどの屋外放送のほうにも関わってくるんですけれど、実際に今ある屋外のを撤去する前にちょっとパーツパーツでした時にどこぐらいまでちゃんと通じるのかっていうのも当然新年度ですね確認していただきながら撤去に入りまた新しいのに設置になると思うんですけれど、もういつ南海トラフが起きてもおかしくない状況っていう中で、今起きてもおかしくない状況の時にやはりその様々な対応策っていうのに関しては私たちももっと危機を持たなければならないかなっていう思いがあります。先ほどデジタル政策審議監のほうからありましたけど、幾つかの手段を使ってできるっていうのをやっぱり日頃からお伝え頂きながら事業のほうを進めていっていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいまのですね加賀山議員から屋外放送施設の今回の更新に伴う放送についてということですけども、一応来年度新規に整備をする予定でおりますが、既存の施設もですね、当然今ある場所に立てるケースもありますし違う場所に立てるケースもありますので、そこら辺を見極めながらですね、旧型の放送を使いつつ新しい設備を整備しながら部分的な竣工がもし可能であればですね、その分を共用として早めに放送が出来るような環境を目指していきたいとは思っておりますので、その辺は技術的なことも踏まえてですね、今後検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんでしょうか。難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　企画政策課に１点お尋ねいたします。ページは４２ページにな

ります。委託料のところで食の連携事業委託料それから高校魅力化コーディネーター委託料ということでございました。南稜高校に対してということでお聞きしたとは思うんですけれども、そこをもう一度確認したいというところですね。委託先が南稜高校ということでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松企画政策課課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はいただいま難波議員から御質問がありました食の連携事業とそれから高校魅力化のコーディネーター業務の件でございますけども、南稜高校に直接委託をするというものではなくてですね、そういった組織や事業所あたりにですね、高校との魅力化に向けたまずコーディネーターの人材を人材といいますか委託をやっていただけるところに委託をするというのがひとつがこの高校魅力化コーディネーター委託になります。また、もうひとつの食の連携事業といいますのは、過去に町制施行２０周年のイベントで開始しました南稜高校との球磨農林学という事業ですね。さらにあさぎり町内の農林産物を活用したそういう地域にある食材等を活用してですね、魅力的な授業の一環として、そういった事業所さんに協力頂きながら球磨農林学の授業のコマを担っていただくというような事業を続けておりますので、そういった普段高校生が授業の中では学べない部分をそういう事業者、何て言いますかね。専門的な知識を有する方に業務を委託しながら、魅力的な授業の駒にしていくと。そういった取組を想定しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

〇議員（５番　難波　文美 さん）　ありがとうございます。食の連携事業で今お聞きしながらですね思い出しました。有名なレストランのシェフを招いての授業でありますとか、そういうことかなというふうに今感じたわけでございます。はい、そこは確認致しました。この高校魅力化コーディネーターということなんですけれども、いろいろお調べしましたらそういうＮＰＯ法人でありますとか、そういう業務を請け負っているところはたくさんあると思うんですが、南稜高校は十分今でも魅力的だと私は思っておりますし、学校側がですね、この事業というのをもう是非ともという形で受入れたいという形で待っていらっしゃるんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。はい。実はですね、南稜高校のほうでは令和６年度から新しい校長先生が来られまして、町との取組の中でどちらかというと南稜高校としてはそこまで熱烈なオファーというのはなかったんですけども、町のほうで連携協定を１０月８日に結びましてから町の何て言いますか活性化も含めて、地元に必要な高校として町も応援をしながら魅力的な高校作りをやっていきましょうというそういう趣旨を御理解頂きながらですね、この事業に取り組もうということで一緒に今取組を進めているところでございます。先日もその魅力化に向けた体制づくりといいますか受入れづくりについても議論を重ねたところでございますし、またゆくゆくは人吉球磨地域の生徒さんだけではなくて域外からの生徒さんたちの受入れについてもですね、前向きに検討を始めていきたいという意思合わせをしているところでございますので、そういった形で準備を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　はい、難波議員。

〇議員（５番　難波　文美 さん）　はい、高校側とですね意思確認ができているのであれば良いか

なと思うんですけれども、世に公金チューチューという言葉がありますが、このように交付金などが来たものにですね、群がるという言い方おかしいんですけれどもやはりそこを狙って業者がたくさんいるというのも今の世の中でございますので、本当に南稜高校がこれからもっと魅力を増すために、そしてあさぎり町にそういう新しい交流人口が生まれる。そのためにこの事業がなされるのであれば、私も１町民として応援をして行きたいと思っております。町長の施政方針の中にもですね、交流人口ということはもうずっと書いてございますのでその辺りも考えながら町長の意識がここに込められたのかなというふうに思っておりますが、今私がお話ししたようなことをですね、気をつけていただきながらそして学校がやっぱり１番求めているものをいつも意見交換しながら進めていただきたいと思います。答弁は結構です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんでしょうか。溝口議員。

〇議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。２点だけ。４２ページの脱炭素モデル事業においてバイオ炭の実証実験を今年も実施されるということがあります。今回のこの脱炭素モデル事業は１２年度が最終年度になってるわけですが、この最終年度までにどれだけ。この目標は書いてあるんですがこの達成が出来るんですか。要はこのバイオ炭の製造がですよ。出来上がるような準備をするための実証実験だろうとは思うんですけれども、間違いなくその目標達成に行き着くような計画で進めておられるのかどうかということ。それからデジタル審議監にお伺いいたしたいと思うんですが、４８ページの推進費がございます。前の審議監にもお願いをした経緯があるんですが、目に見える形でどういう目標でどの本年度でどういうふうなものが出来上がるというような設計図といいますかね計画をお示していただけませんかという話をした経緯がございますが、先般玉名市の行政手続をラインで全て実施をするという新聞記事が載ってありましたが、非常に先進的なところであります。こういったものがあさぎり町においてどこまでいつ頃まで出来る、出来るんだろうかということです。聞きたいのは。あさぎり町は、わざわざですね総務省からおいで頂いて力を入れているわけでありますんで、町民の皆さん方にもそれだけの効果といいますかね、是非とも１日も早く出していただきたいというのがもう私はもうそういう願いを持ってるわけですが、審議監としてはどういう思いで取り組んでいこうと考えておられるのか、具体的に教えていただければと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいま溝口議員からですね御質問がありました町が取り組んでおります脱炭素事業のこのバイオ炭の取組についてでございますけども、今年度ですねひごラボネクストという事業にもちょっと一部着手しておりまして、この中でも今回あさぎり町が取り組もうとしている今後将来的にですね、取り組もうとしてるバイオ炭の支援等を今頂いているところでございますが、やはりこのバイオ炭を製造するに当たってそのバイオ炭の製品として農地に還元するためにいわゆる農地の還元した後のですね作物がどのような効果あるいは影響があるのかというところがまずまだ実証が出来ておりません。そこら辺の実証が出来てこないことにはその裾野を広げていくっていう横展開と言いますか、広い面積を拡充していくという取組が今のところ厳しい状況にありますので、まずはその実証実験という部分については、農地に還元した後の農作物に対する影響あるいは効果そこら辺を見極めていく必要があるかと思いますの

で、そこら辺を今後進めていくというところで計画をしているところでございます。ただ還元といいますかね、農地にバイオ炭を活用していただくためには、やはり農家さんの協力を頂かないことにはあるいはその理解を頂かないことには広がっていきませんので、まずはそこの農家さんにも理解していただけるような取組を優先的に取り組んでいく必要があるというところでございます。一時的にですねこの取組とあわせて昨年においては南稜高校ともですね、バイオ炭の製造を一緒に事業の中で取り組んだという実績もございますのでそういったバイオ炭の出来上がった炭を今後農地等にどう還元していくかというところについても、順次南稜高校あるいはその農家さんともですね、協議を重ねながら試行的に着手出来ればというふうに思っているところでございます。で、最終的なその目標年度までに達成できるかっていうのは、やはりこの脱炭素っていう取組が町民あるいは農家さんの皆さん方にも理解を頂かないことにはですね、裾野は広がっていかないというふうに思いますのでそこら辺の効果等も含めて町民の皆様にお伝えをしていけるように努力していきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　長沼審議監。

●デジタル政策審議監（長沼　宏季 君）　はい、あさぎり町におけるデジタルトランスフォーメーションに関する取組に関して、いつまでにどのようなことというようなところを示すべきというようなお話と認識しておりますが、昨年の令和６年３月にこのあさぎり町地域ＤＸ推進計画というものを策定しておりまして、この中でですね令和６年度から９年度を計画期間として具体的に何年度にどういった取組を行うというところを施策ごとに全て記載しているところであります。まさにですね令和６年度中に行った取組、例えば体育施設予約システムの刷新に関する取組ですとか、それからこども家庭センターでＬＩＮＥの相談窓口を設けるといった取組が令和６年度中も実際に実施されているところですが、そういった取組もこの計画に基づいて実施しているところというところです。ですので、いつまでに何をというところはこちらのほうで示しておりますので、私としてはこの作られた計画を着実に実施していくように庁内ですとあさぎり町の役場内ですとかそれから住民の方との調整を図って、間違いなく実施していく確実に推進をしていくというところが私の使命だというふうに認識しております。

◎議長（小見田　和行 君）　はい、溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　バイオ炭についてもう１点確認しますが、実証実験でその効果が出るまでまだ出てないんでという話ですが、バイオ炭の全国の先進事例というのはないんですかね。私はあるような気がしてなりませんが、あさぎり町の竹の質が違うのかなあ。全国、竹の質がですね。そういう中で実証実験を改めてまたしていかなければそれが地域の皆さん方に農家の皆さん方に説明が出来ない状況なのかなあって思うんですが、そういう情報というのはお持ちではないんですか。１点。それと確かに計画が上がっていることは事実です。ただ私が申し上げたいのは、もっとですね、スピードアップをしていただきたいなって思うのがあるんですね。やっぱり今からの中で私は町民の皆さん方にもっと早くサービス提供が出来るように確かに庁内でのデジタル化は徐々に進んで、中野審議監がどれだけの効果が上がったかというのを人件費かなんかで計算されて出されたような気がしたような気がするんですが、中々その金額で示せって言ったって難しいところがあると思うんです。ただやはり町民の皆さん方は、日々の生活の中でデ

ジタル化にされて、こぎゃん便利になったね。いち早くそういうものを得たいものがあるんですね。やはり新聞紙上では、今、玉名の問題をお話ししましたが、こういった情報というのはもう町民の皆さん方がもう早く得ておられるんですよね。ですから、あさぎり町はどうなんだというのが非常に思いがあるんじゃないのかなと思うんで、確かに今の計画があるということは分かりますがやはり延ばすことは難しいんであっても縮めることはですよ、期間をいち早く取り組んでいくということは私は大切なことじゃないのかなというふうに思うんですがそういったもうしゃいもで作られた計画に沿っていかなければならないということでありましょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいま溝口議員からですね御質問がありましたこのバイオ炭の実証効果というところで先進地のそういった資料等はないのかということで御質問頂きましたが、今年度取組ましたひごラボネクスト事業というところでこの伴走支援っていうのを頂いておりまして、その実証は取組つつそういった先進地の事例とか情報等については、年度末にはきちんとした資料としてまとめていただくような形を想定しておりますので、そういった資料をもとにまた積極的にですね、効果等についても町民の皆様方にお伝え・お知らせしていきたいというふうに思っております。特にあさぎり町の農地を考えてみますとやっぱり土地利用型の米・麦・大豆の作物もあれば、たばこ・ミシマサイコ・複合施設的な施設園芸等々もありますのでどういった作物に効果的なのかあるいは逆に影響を及ぼすのか、そういったところを適切に見極めながら、農家さんの貴重な収入につながる生産地になりますので、生産する場所になりますのでその辺はしっかり見極めていく必要があるというふうに思っております。ですから、まずは先進地事例等の資料収集も含めてですね、早急に対応していきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　長沼審議監。

●デジタル政策審議監（長沼　宏季 君）　はい。この地域ＤＸ推進計画に関してはあくまで令和６年３月に策定されたものでありましてその時の検討結果が反映されているものでありますが、やはりデジタル技術に関するものというのは特に技術の進展というところが非常に速い分野だというふうなところは認識しております。また当然その時その時の住民の方のニーズですとか必要性っていうところも本当に目まぐるしくというか、まさに今も目まぐるしく変わっているなというふうに感じているところでありますのでそういった事情変更というところに関しては、柔軟に対応していくことは当然必要になってきて必要なものというふうに考えておりますし、そういった事情に応じたこのＤＸ計画の見直しっていうこと自体もまた選択肢の中にも入ってくるのかなというふうに思っているところです。また御指摘のあったスピード感のある対応というところですね、こちらについてもやはりこの利便性の向上というところに関してやはり町民の方に知ってもらうというところが理解の促進にもつながる部分だと思っておりますので、この点についてもやはり意識しながら推進を進めていきたいというふうに考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、１点お尋ねを致します。４２ページの委託料の最下段で高校魅力化事業についてお尋ね致します。先般ですね国会において高校授業料の無償の授業料とい

うか高校の無償化、このことは賛否両論ございまして特に地方の公立高校は、進学する子供が少ない中で、なおかつ都市部の高校に力負けしてしまう。果たしてこれが完全な公平化なのかなっていう疑問を持たれる方も非常に多いと聞いております。私も似たような考えを持っておるんですけど、まさにそれをですね、今この高校魅力化事業でどのように南稜高校の魅力化を際立たせて、そして入学していただく生徒数を増やしていくのかという大きな対策だろうと期待をしているんですよ。問題はコーディネーターの役割っていうのは、果たして高校に魅力を持たせるどのようなやり方なのか、地域を巻き込んだというふうに、先般、全協で課長おっしゃいましたけど、果たして南稜高校の独自性、なおかつそこに進学してこようとする生徒、その方々をきちんと把握しておかないとですね、中々コーディネートは出来ないと思うんですよ。これ非常に何か難しい仕事だなと思って私見てるんですけど。その点についてまずは課長のお考えをお示し頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいま小松議員から御質問頂きました高校魅力化コーディネート業務委託についてですけども、以前もちょっとお話をさせていただきましたが、やはりこれまでですね、高校の学校現場といいますのは学校内でいわゆる学校の運営協議会という組織があってですね、そこにはいろんな参画団体の方々でどうやって学校を運営していったらいいかという協議がなされてきたんですけども、それと別に新たに今回この学校の魅力化に向けたコンソーシアムという、いわゆる民間団体とか各種団体、地元の小中学校、ＮＰＯ等々のですね、いろんな方々の参画でもってどう高校の魅力化を図るかっていうことにはなるんですが、そこにやはりあさぎり町が得意とする農林業をベースとした魅力的な学校づくりを地域の方々のそれぞれの立場の意見を反映しつつ、どういう学びの場を作っていったらいいかという議論をする組織をですね、まずは作っていく必要があると思います。その組織をうまく機能的に町と学校と地域をうまく橋渡しをしていただくコーディネーターという方の人材が必要となりますので、そういった方にその業務を委託しつつその環境整備に取り組んでまいりたいと、そういったイメージを持っているところでございますし、また高校の無償化になることで都市部に進学をする子供たちが拍車がかかるんではないかというような危惧する意見もございますが、やはりこの自然豊かなあさぎり町の農業をベースとしたこの資源を有効活用する。そういう資源を活用する学びの場をですねいかに提供していくかがこの取組のですね、キーワードになっていくんではないかなというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　中々課長とは意見が平行線みたいな雰囲気で今聞いたんですけどね。いや私も全く同じことを考えてるんですよ。南稜高校がもちろん校長先生もできるだけ１人でも多く入学してきて欲しいと。やはりこの人吉球磨だけではない熊本県内あるいは県外、いろんな選択肢のある中でですね、南稜高校を選んで頂きたい。私たちも実際そう思っていることには間違いないと思うんですよ。その上でコーディネートするっていう役割は非常にこれは難しいということを私は言いたいんですよ。いろんな組織の方が集まることはそれはいいことかもしれませんけど、それを総括していくというのがコーディネーターの役割であればですね、その方の

担う重責というのはとてもこの金額ではできる話ではないと私は思います。要は、南稜高校にどのような魅力を持っていただけたら、生徒さんが選んで頂けるのかというそういうポイントづくりをですね、していって、そのことに対してどうすれば近づけるのか、もちろん県立高校ですからやはりいろんな制約はあると思うんですけど、その魅力を持たせるということについてはですね、関わり方っていうか、非常に難しい問題があるなと。もちろんやっていただきたいんですけどその手段というところは是非是非慎重にやっていただきたい。これはもう町長に是非お願いしたいんですけどですね。課長が全員協議会でおっしゃった地域未来留学事業、私もこの島根県の島前はですね、直接現地には行ってないですけど、もう１０数年前から見させていただいてます。全国から生徒が集まってきて寮生活といいますか、そのあと社会人としても定着しているという事例は見てるんですけど、こういう即効性のある留学生の招待っていうのはこれはいいですよね、もちろん。やっていただけるんであれば人吉球磨に限らず、全国から留学生を募集出来るということですので。それはそれとしてやはりコーディネートするっていうよりも南稜高校そのものにどのような魅力を持たせるか。これに知恵を絞っていただきたい。それが私は最終的な目標じゃないかなと思うんですけど。町長そこんところはいかがお考えですか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい、確かに高校無償化ということになりますと非常に地方の公立高校は厳しい状況になるというふうに私も思います。今年のあさ中の３年生も３０％は管外の高校に出るというふうに伺っております。当然くま川鉄道も全線開通しておりませんので通学にも非常に不便な思いをされているところも関係していると思いますけれども、そういった状況が今後も続くんではないかなというふうに危惧されるところであります。この高校魅力化につきましてはですね、やはり生徒が減っていれば、要するにもう南稜高校が衰退すれば町の衰退にもつながるということで、ここは何かひとつ手を打たなくちゃということでこのコーディネーターということで取り組むことにしたんですけれども、やはり上球磨地区にもひとつということになりましたので、町村長会の中ではですね、例えば湯前町が漫画で名前を出してますので高森高校の二番煎じではありますが漫画科であったりとか、そして南稜高校で焼酎つくってますので醸造科をつくるとか、そういった話も話題の中では出てくるんですけれども、そういったところも含めてですね、新たな学科の新設とかそういったのも含めたところで魅力化が図れればなあというふうに感じております。そして南稜高校には、寮がございまして、その寮を活用して留学する。学生を取り込もうという考えでありますけれども、こういったことでやはりそういった交流関係ということも含めて魅力化を図っていきたいというふうに思っているところであります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　やっと何か町長に私の言いたいことを理解していただけたようで安心したところです。いや課長が理解してないと言ってないんですけどね。私なりに一生懸命こう伝えたかったので、町長にお尋ねといいますか、お願いをしたところです。南稜高校にですよ、もう今まさに町長がおっしゃったように新しい科を作る。それは農業に限ったことではなくてですね。どういう学科どういう高校であれば生徒さんが選んでくれるのか。極論を言えば、そこまでいかないと高校の魅力化というのは中々こう発見、発掘できないというかですね。あると思う

ので是非この事業をですね、そういう有効な事業として考えていただいて、そして取組みも非常に高校も巻き込んでのことですので学校教育あるいは県、熊本県との関連性もあるとは思うんですが、是非南稜高校にこういう魅力がっていうのをふたつでも３つでも新たにあるいは今の組織の拡大化というか、何かヒントを頂いて、そしてそれを学校の募集、募集の要項の中に取り込めるような、そういう内容にしていただくことを期待をしたいと思います。答弁は結構です。

◎議長（小見田　和行 君）　企画政策課に質疑ありませんか。小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。お尋ねいたします。４２ページでございます。先ほどからいろいろ委託料等出ておりますが、まず１２の委託料 総合計画運用支援業務委託料３６０万の件でございますが、私の記憶が間違いでなければ令和３年度から総合計画の新たな取組方法ということで診断業務委託というのが令和３年度からここで始まっております。そして今年度、今度は支援業務委託料と。この総合計画関係あるいわトータルシステム関係で、だということを私ここは理解してるんですが、この委託料がいつまで続くのか。私の認識は、最初の総合計画を策定するまでというふうに説明を受けたというような理解を私はしておりました。ということでまたこの点の確認をお願いしたいと思います。もう１点がその下の１８の負担金補助及び交付金、先ほどから出ておりましたが地域脱炭素推進補助金。さっきバイオ炭の話出ましたがこの１億６，５００万等のこの補助金で実際執行される事業、計画というか予定。そういったものがどのような形なのかですね。先ほど若干御説明頂いたんですがちょっと内容を教えていただければと思います。それが１点。もう１点でございます。それからもう１点が４８ページでございます。テレワーク施設。目の２０ですね。これ昨日の補正予算でも若干申し上げましたので多くは申し上げませんが、今年度の当初予算の中で出ております特定財源の中に１００万１，０００円上がっております。歳入のほうでも御説明ありましたが施設使用料というふうに御説明があったと思いますが、ということであればこれが令和７年度の利用利活用に伴う使用料だろうというふうに思ってるんですが、これは何かそれなりの根拠があってこの数字が上がっているのか。それとも何かこのぐらいは頑張って利用していただきたいなというものなのかですね。要するに私が言いたいのは昨日もちょっと触れたんですが、本来の使用目的にですね近づけていくべきだろうというふうな認識を私しておりますので、この１００万１，０００円ですか。これの出どころと申しますか、これあのガチガチの算定がされているものじゃないとは理解しておりますが、要するにそれなりにこのぐらいはいけるような何かな算段があるのかどうかですね。とあわせてですね次のページにまたがりますが、委託料の中にまちづくり業務委託料があっております。これも御説明ありましたがこれがテレワーク施設との関連性。これも私本来のテレワーク施設のありようというのにこだわっているんですが、それとこのまちづくり業務委託料。この付近の絡みでちょっと私よく分かりませんのでその点の御説明、ちょっと多くなりましたけどよろしくお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。まず１つ目ですね総合計画の運用支援業務委託料についてということですけども、これは小谷議員がおっしゃるようにですね以前トータルシステムという新たな仕組みを導入するためにスタートした取組ではありまして、昨年度ですねその考え方等に基づいた総合計画の策定が終わったところでございます。今年度からその総合計画に基づいた

運用という形でスタートをしておりますが、その運用に当たってはですね、新しく出来たその総合計画に基づいた運用ということになりますので、その施策の評価等をですね、実際各事業ごとに評価をしていく必要がありますし、その評価に基づいて今後予算査定等に反映していくという運用が必要になってくるかと思います。そこの取組が今年度からですね、令和７年度から正式な運用の開始という形になりますのでその費用等を予算化しているところでございます。それから年度途中に毎年ではありますが町民アンケートというものを今年度も実際無作為で各年代ごとに男女ごとにそして地区ごとに無作為抽出を行いましてアンケート調査を行ったところでございます。これは１月１７日から３１日までの約２週間という限られた期間で回答をお願いし、町のほうに返信を頂いたところでございます。その結果については、今その業者にですね、集計作業を取りまとめを行っていただいているところでございますのでそういった費用を今回予算化計上させていただいているというところでございます。次にですね、脱炭素事業についてでございますけども令和５年度の交付金がですね、昨日も申し上げましたが９，９７１万２，０００円と。今年度６年度分の交付金額が３億４，５６２万５，０００円ということになっております。で、令和７年度ですね、の予算規模としましては１億６，５１４万２，０００円ということで、予算の計上をしておりますが７年度分につきましては一般家庭住宅を２０戸分　３，３９１万７，０００円分を想定しております。と、もうひとつがですね、令和７年度から荒廃農地等を活用したソーラーシェアリングを２件計画を上げておりまして、こちらが１億３，１２２万５，０００円という事業規模で今予定をしているところでございます。次にですね今回当初予算において施設の使用料ですね、計上をさせていただいておりますが一応この６年度の実績に基づいた積算とはなっておりませんが一部そういった実績状況を加味しながらですね施設の使用料を計上させていただいております。コワーキングスペースがですね、基本的に３時間利用と６時間までの利用と６時間以上の３つのパターンの利用がございまして、やはり１番利用が多いのは３時間以内の利用が１番多い利用となっております。こちらの見込みとしては、一月あたり今のところ２５人の利用を見込んでおるところです。それから３時間から６時間までが１５人そして６時間以上が１０人と一月当たりの利用を見込んでおります。あとシェアオフィスの施設の利用を１法人既に今入居されておりますのでその方の分の施設使用料を見込んでおりますし、また現在未利用となっておりますサテライトオフィス、シェアオフィスもですね、今後施設の第２期工事が終わりましてから工事の影響がない状況になりましてからですね、その営業活動等によって施設の利用を促していきたいということでこちらの利用も１法人ずつちょっとカウントをさせていただいております。その合計が１００万１，０００円ということで積算根拠を持っているところでございます。ちなみにですね、テレワーク施設の２月末までの利用状況ということで集計をしておりますが、テレワーク施設の利用が７９０人となっております。これは４月から２月末までの利用になります。これは会議室を含めた利用者数ということで上げ集計をしているものでございます。そして最後にまちづくり事業の予算化してる部分になりますが、こちらについてはですね、デジタル田園都市国家構想推進交付金という今年度までそういう名称で使ってきておりました事業になりますけども、元々テレワーク拠点施設というのは、やはり地域外の方にも利用頂く施設として考えておりますので、やはり関係人口を創出していく必要がありますし、またその施設に地元町民の方もですね、利用し

ていただきながらやはり地域の課題を解決する。あるいは域外からあさぎり町のこの施設を使って仕事でテレワークをされるだけではなくて、あさぎり町の課題を解決するためにシェアオフィス、サテライトオフィスの入居を頂きながらあさぎり町の課題を解決していく。そういったマッチングをする場面が必要になってまいりますのでそこのソフト事業の部分をですね、様々な地域課題のテーマに掲げたイベント・ワークショップ、そういったものを開催しながらですね、地域の課題を解決していただく事業者さんとのマッチングを今後進めるためにこのソフト事業に取り組むというものでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、ありがとうございました。トータルシステムの件ですが、昨年のこの議会。私じゃなくて同僚議員のほうから同様の質問がございまして、その時に当時の担当課長は、私は会議録を確認しました。その時点ではちょっと明確なお答えがなくて後日回答するという答えがございました。そしてその時に町長のほうからお答えがあっております。予算査定の段階では今年度限りと説明を受けている。これ令和６年予算に対してですね。それからもうひとつ、私が記録しておりますのは令和５年度に、そのまた１年前２年前。主な主要事業説明会の中で委託業務は令和５年までの予定。これ担当課が御説明、お答え頂いている。それが私が１番最初スタートした時に策定までというような前提でこの業務委託がスタートした、そういう説明を私は受けたと記憶してるんですよ。今のこの予算その中でですね。私が心配しておりますのは、心配というかちょっと懸念しておりますのは、支援という言葉を入れてですね、支援業務という表現が最近非常に増えております。今回もこの支援って入ってますね。要するに業務をする時に委託業者さんから支援を受けないと仕事が出来ない。そういう形になってしまっているというふうに私は受け止めてるんですね。実際トータルシステムが動き始めたら職員さんはやっぱりその業者さんにずーっと支援を受けないとそれが回していけないというふうになってしまってるのではないか。ですから毎年、今年度までですて言いながらまた翌年も支援業務委託、支援。私のざっと計算では、予算額ですが実績額と違うか分かりませんがこのことに関してもう３，０００万です委託料。金額の大小はともかくとして。ですからこれ必要であれば仕方ないんですが、こういう形でですね何か今業務が大変なのは理解できますが、そういった支援を受けながらやっていくと職員さんのスキルがややもするとですねそのシステムに取り組まれてスキルが下がってしまうんじゃないかというな、そういう懸念もついついしたくなるようなこの５年間のこの委託に関してそういう受け止め方を私はついついしてしまっているところです。という意味で今お尋ねをしてるところです。今の状態で必要であるとおっしゃればですねもうそれでそうなんですが、どうも最初からの話をだんだん話が変わってきてるもんですから、ちょっとそういう懸念を持ってお尋ねをしているところであります。それからすいません、テレワーク施設についてはですねさっき言いましたように１００万１，０００円が明確な根拠がないといかんということを私は言ってるつもりございませんので、要するに本来の施設の使用目的の頻度をですね、増やしていく。そういう方向性はですねやっぱり持っておられて、今おっしゃるような今度は何ですかまちづくり業務でそのそういった交流人口を増やし云々。それはそれで理解できるんですが、やっぱり本来１番最初のこれも１番最初この施設整備に入られた時の話からまたちょっと何かこう話が動い

ているようなイメージを私はどうしても取ってしまうもんですから昨日もだったんですけど今日もこの本来の施設の在り方を考えていただくべきじゃないかなあという、そういう認識を私持ってるもんですからこういう質問をしているところです。脱炭素についてソーラーシェアの話が出てまいりました。これ１２月の一般質問で言ったと思いますが、ソーラーシェア先ほど脱炭素の中でもありましたが、幾ら行政がこうやってもですね、受入れというかその対象の例えば農家さんとかですね、きちんとそれが相互の理解が深まらないと前に進まないと思うんですが、ソーラーシェアにつきましてもですよ、相手方というのがこちらが一方的にそこにっていうわけにはいかないでしょうからそのあとの営農とかも含めてですね、きちんとしたそういうのが話が進んでいって何かめどが立つような状況まで今行っているのかどうかをちょっと確認をさしていただきたいと思います。１２月も言ったと思いますが、それと併せて執行体制。企画政策課今物すごく今私が質問した３つも含めてですけど業務量がですねあって、そのソーラーシェアで農業関係のほうとのですね農研計画等も含めてきちんとした何ていうんですかね。それを踏まえてですね、ソーラーシェアとしての事業の進展が出来るんだろうかとこれはもういらんことですけど心配をしているという点もございます。ということでその点の御回答もお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。まず総合計画への業務支援委託の件ですけども、確かに議員がおっしゃるようにですね、令和５年度においては総合計画を策定するということで支援業務ももう５年度で終わりだろうということで発言した記憶がございます。ただそのあとですね、この総合計画を作って終わりではなくて、この総合計画に基づいた運用が大事なんだということをですね、先進地視察研修でも小林市の事例を踏まえながらですね伺っておりますし、またそこでは本来はその携わる職員がですね、もう専属でやってる小林市さんの事例もありましたけども、あさぎり町においては専属でやれる環境ではないというところもありまして、やはりその委託業者からの支援を頂きながらそのノウハウをしっかり職員がまず学んで、その学んだノウハウをいかにこの職員間で共有していくかっていうところにおいては、やはり支援が必要だということで今回も予算をお願いしているところでございます。それからソーラーシェアリングの件ですね。こちらにつきましては、２月の６日７日においてですね、千葉県の匝瑳市というところに議員の皆様方が行かれた後にですね、私たちも研修に行かせていただきました。そこで取り組んでおられるある学校のその３アール５アールぐらいの小規模の面積でしたけども子供たちが学童農園的に使えるような場所にですねソーラーシェアリングを設けて、学校の教育の一環としても何か取り組んでおられたという事例を参考にして参ったところでございます。そういった情報も頂いておりますので、すぐすぐに農地にそういったソーラーシェアリングを展開するというやり方もありますがそういった学校現場の取組的なものもちょっと視野に入れつつ取り組んでいければなというところで今考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。もう先ほどのあれで終わるつもりでしたけど、今の課長の最後のお答えを聞いてちょっと追加でいきます。ソーラーシェアリング、そもそも遊休農地の利活用ということを出されてたというふうに私は理解してるんですが。ですから遊休農地の利活用

とソーラー、その両立が非常に難しいんじゃないかなというふうに。要するに遊休農地って言ったら条件悪いところですからね。ですから営農の問題とかいろいろあって、どう両立するのかなという疑問が私は農業サイドあんまりよく分からないんですが私なりにですねその疑問がずっとあったんですよ。そこで今、教育関係。それはそれで一部あってもいいんですけど、本来スタートした時にソーラーシェアリングの話はそういうことでスタートしていると私は捉えてるんですが。だからそれに対する何か目指していくのが今年度そういう計画が上がっているんであれば、ちゃんとその体制というか進んでいるのかなあという疑問があるから最初の御質問したんですよね。その点についてはいかがですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。この脱炭素事業につきましてはですね、あくまでも事業主体はあさぎりエナジーでありまして、町は交付金をこう横流すって言ったら表現悪いですけれども、あさぎりエナジーに送るという形になりますので事業主体はあさぎりエナジーで町としては何をしますかということじゃなくて一応確認はしますけどどういった事業をするかというのは、ただ町が事業主体でそういったソーラーシェアリングをやるということではありませんので、あくまでもバイオ炭に関しましては町の単独費を入れてやりますけれども、ソーラーシェアリングにつきましてはあさぎりエナジーが事業主体ということでそういった事業を直接町が関わることはないということですね。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩致します。

（休憩）　午後３時４８分

（再開）　午後３時５７分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長から発言の申出があっておりますのでそれを許可します。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。先ほど小谷議員の御質問に対して脱炭素の件ですけれども、もう町は関係ないというふうなニュアンスでお答えしましたけれども、町も協力しながらやっていくということで御理解頂ければと思います。どうもすいませんでした。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいま企画政策課に対する質疑を行っておりますがほかに質疑ありますですか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に財政課分について質疑を行います。質疑ありませんか。加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。２番。ページがですね４１ページです。１番右上でございますが、総務費総務管理費委託料 庁舎等跡地活用調査業務委託料２，０００万円この件でお尋ねを致します。この件については、公共施設マネジメントの特別委員会か全協の中で説明があってお

ります。その時に最終的には国の補助事業として申込みを致しますということで終わっていたと思うんですが、今回の予算の中ではまだ申込みだけで予算には上がっていないんだろうと私自身は思っておりましたがこの当初予算に上がってですね、そして財源は全部一般財源。その時には１００分の１００で国庫補助事業ということで聞いておりましたのでこの経緯をちょっとお尋ねを致したいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。こちらの庁舎等跡地活用調査業務委託料につきましては、議員御指摘のとおり今回は一般財源ということで組ませていただいております。こちらの進捗につきましては、３月４日に国交省の官民連携支援事業補助金。こちらが国１０分の１０ 上限２，０００万の補助金でございますけれども、こちらを既に申請済みでございます。採択は４月に判明する見通しとなっております。御説明のとおり国交省の補助金を財源に可能性調査を進める想定でおりまして、採択されましたら財源更正を行うということを想定しております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。私たちも採択されることをもう信じてというか祈っておりますが、もしですね採択されなかった場合、この予算書そのままでいくと一般財源で執行してもいい状況になりますが、もし、もしですね、運悪く採択されなかった場合はどのように進めていかれるわけですか。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。私たちもそのようなことがないように全力を尽くして申請書を作って提出をしたわけですけれども、残念ながら採択されなかったということが仮に発生した場合は、また公共施設マネジメント調査特別委員会に御協議をさせていただきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。財源充当につきましてはですね、０か一般財源が２，０００万かの大きな金額の動きですので。しかしですね、その時に協議と言われましてもですね、予算は通過してるわけですね一般財源で。その時の対応は非常に難しいと思うんですがもう一度その辺お尋ね致します。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。私の執行部の思いとしましては、町長の施政方針の中でもうたっている大変重要な事業と考えておりますので、是非一般財源でも進めたいという気持ちはございますけれども、やはり大きな金額でございますのでそこは勝手に進めたというようなことがないように御相談をしながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　（加藤議員の、３回質問で終わりですよねの問いに）はい、終わりました。ほかに質疑ありますか。皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。１１番 皆越です。４０ページ公衆トイレ清掃委託料。昨年よりも若干経費が上がっておりますがその説明をお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野課長。

●**財政課長（伊津野　博子 さん）**　はい。公衆トイレの清掃委託料の増額につきましては、こちらは人件費単価の増となっております。以上です。

◎**議長（小見田　和行 君）**　皆越議員。

○**議員（１１番　皆越　てる子 さん）**　昨年よりも若干上がっておりましたのでお尋ねしました。これは、委託契約する時にトイレの掃除をですね、通しで週１回していただくものか、そのトイレの回数もですね、頻度が多いところは２回していただくとかその辺のところの詳細については把握はされておられますでしょうか。

◎**議長（小見田　和行 君）**　暫時休憩です。

（休憩）　午後４時０４分

（再開）　午後４時０５分

◎**議長（小見田　和行 君）**　暫時休憩前に引き続き再開致します。伊津野課長。

●**財政課長（伊津野　博子 さん）**　はい、トイレの契約につきまして、その例えば週何回とかどういった契約の体系になっているのかにつきましては、ちょっと調べて、また総括質疑の際にでも確認して答弁をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎**議長（小見田　和行 君）**　皆越議員。

○**議員（１１番　皆越　てる子 さん）**　はい。私もですね、ちょっと呼ばれてですね、トイレを見に来ていただきたいというようなことで行きました。そこはですね、ちょっと頻度が多いもんですからちょっと汚れていたんですよね。そしたらシルバー人材センターにも行ってお尋ねしたんですけどもそこ辺のところはちょっと分からなかったもんですから、やはりちょっと頻度が多いところはやはり回数を多くして掃除していただくようにお願いできないかなあ、そんな思いがしたもんですから質問させていただきました。

◎**議長（小見田　和行 君）**　ほかに財政課質疑ありませんか。はい。小松議員。

○**議員（１番　小松　英一 君）**　はい４１ページ、先ほど２番議員がお尋ね頂いた業務委託 庁舎の跡地活用ですね。このことはやはり業務委託をするという前提で進めておられますけど、全くの白紙の状態からこの利活用についてどう考えるのかということではないと思うんですよね。もう既にある程度のマスタープランといいますか、こういう方向性で色づけをしていきたいという意思は持ち合わせて業務委託に出されるんだろうと思うんですが。仮にですね、役場の中ではっきり言うと職員で跡地の利活用計画というのは出来ないのか。その点をまずはお尋ねをしたいと思います。

◎**議長（小見田　和行 君）**　伊津野課長。

●**財政課長（伊津野　博子 さん）**　はい。今回委託料ということで予算は組ませていただいており

ますけれども、あくまで業務委託ということですので職員も主体的に関わりまして地域に交わって調査を行っていくということを想定をしております。調査の流れをちょっと御説明しますけれども、必要となる機能ですとか事業のスキーム。これは今まで議員の皆様からも御意見を頂きましたし、座談会地域座談会などでも必要となるニーズというのを確認をしております。必要となる機能や事業スキームを検討して民間事業者等へのヒアリング。それから地域住民や団体等の対話を通して最適な事業スキームがどういうものなのか。それから幾らかかるのか、概算事業費の算定、収支シミュレーションの実施などということを想定をしております。でこのうちですね、地域住民ですとか地域の団体との対話によって地域のニーズを把握するといったことは、こちらはですね町の職員も主体的に関わって対応をしていくべきものと考えておりますけれども、この官民連携手法の導入というような部分に関しましては、全国各地で様々なスキームがございまして専門性が非常に高いものと考えております。職員が自前でそういう官民連携の手法を考えるというところが非常に難しい面がございますので、こちらの部分につきましては専門の会社に委託することを考えております。先ほど国交省の補助金を活用して想定していますと申し上げましたけれども、こちらの国交省の補助金につきましてはこの補助対象経費がこのコンサルタントや研究機関への委託料となっておりますので申し添えさせていただきます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。もちろん職員だけで何もかもやることはもう今の時代ですので厳しいのは重々私も理解してるつもりです。ただアウトソーシングをするポジションであったりとかボリュームっていうのはですね、年々やはり肥大化すると言ったら言い方失礼ですけど、大きくなってるのも事実だろうと思うんですよ。となれば、３番議員も前の質問質疑の中であったように職員のやっぱスキルっていうのがですね、非常に問われてくる場面で、やっぱりちょっと厳しい場面が生じないかなっていう懸念もあると思います。出来上がったその何て言いますか成果本をですね、成果品を頂いてこれに基づいて事業を実施しましょうというのでは、職員のスキルは磨けないと私は思っています。だから業務委託が全て悪いとは言いませんけど、今回ですね１０分の１０というのは確かに魅力のある財源ではありますが、それだけに拘らずに先ほど２番議員が言われたやはり特定財源があるからじゃあ委託をするのか。順番がですね。財源ありきだから委託をするんだというふうに私たちは全協で説明を受けた。しかし実際は一般財源で提案されている。そこのところがですね、ちょっと均衡がとれないというか。そのことについてはこれは仮の話ですけれども、国交省の補助が内示でもあれば、それをもとに補正予算でも対応出来るという考え方もあったのではないかなというふうなことも私は考えられるのかなというふうに思っております。町のほうが予算をつけてないと補助申請が出来ないとかっていうルールがひょっとしたらあるのかも分かりませんけれども、やっぱり財政課ですから、この２,０００万という一般財源をどう考えるかっていうのは慎重にやっておられると思いますけれども、今言いましたようにこの業務を果たしてその白紙の状態から進めるわけではなくて、町としてはこの公共施設はこういう色合いで利活用あるいは課長は利活用という面を全面的に出しておられますけど、一方ではこれを手放すというですね、選択肢もあると思うんですよ。だからまずはですね、そこんところを議会の中にも特別委員会ありますけれどもそこを１回確認をされたと思いますがこの業

務委託をもし実行されるとするならば、やはり全協であった予算が特定財源があるということもせっかくおっしゃってるんですから、そのことは尊重していただくべきじゃないかなというふうに理解しますけれどもいかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい、庁舎の跡地を活用するという上で非常に幾つもこう案が出てきたわけですけれども、やはり個別計画の中で総量を縮減するという１番の目的もあります。その中で例えば分譲地であったり、そして中央公民館の機能を持った施設といった要望も上がっておりまして、中々こう私でも判断がつかないような状況がありましたもんですから、やはりここはやはり駅前もそうですけれども官民連携といった手法をとって考えてみてはどうかということで、今回の国交省の交付金に申請をしたわけですけれども。確かに職員のスキルがという問題もあるかと思いますけれども、この庁舎跡地の活用の問題につきましては非常に悩ましいところがありますので、ここはちょっと外部からの提案をもらおうということで今回応募に至りました。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。町長が悩んでおられるのはもう重々私も理解しております。最後ですけど特定財源をどう見るかっていうことは、１番役場の中枢 財政の中枢を担っておられる財政課ですから、そのことを遵守していくということは大事なことだろうと思います。先ほど課長が答弁された万が一万が一ですよ、国交の補助がいただけないとしたならば、じゃどうするのか。そういういわゆる次のプランを持ち合わせてこの予算に上げたんだということで答弁されましたので、そのことはきちんとここで確認をしておきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。事前にですね、国交省にも相談申し上げまして実は土地だけでは駄目だという話になりまして、国交省側では例えば学校の廃校跡地とか、そういった活用を含めたところで申請を出してもらえないでしょうかというような注文がありました。そういったところであさぎり町にはそういった施設がもう須恵中学校の校舎しかなかったということで須恵中学校の校舎も含めたところで申請を上げさせてもらっているところです。一応国交省の注文といいますか、こういったふうにやっていただければということで私どもも考えて提出しておりますので、どうか通る方向でというそういう確信もあってですね、今回当初予算に計上させていただいております。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。ページは４１ページでございます。上段の目の１７備品購入費 公用車でございますが、先ほどの脱炭素じゃありませんが脱炭素宣言のやってる町としてですね、公用車のＥＶ化。これ前も１回お尋ねしたことあるんですが、その部分についてのお考えがど今、今現在どうなってるかをちょっと１点確認をさせていただきたいと思います。それからもう１点でございますが７１ページ。これ議長から了解を頂きましたが許可を頂いておりますが、７１ページとの範疇ではございませんが、その中の１８の負担金の病院事業負担金につきまして財政課の立場でのですね、お考えを確認をさせていただきたいと思っております。あくまでもこ

れは負担金ですので一部事務組合側の云々はちょっと今回さておきまして、町の公営企業への繰り出しの考え方でございます。という視点でお尋ねをしたいと思います。公立病院の負担金は公営企業法に基づいた繰出金というふうに私は理解してるんですが、これまでのいろんな負担金の算定等で病院だとか他の４町村との議論もあったと思いますが、以前私はこの場面で一般質問とかいろんな予算の審議等でも聞いたことあるんですけど、国が言うところの繰り出し基準。これについての考え方の町のスタンスについてお尋ねをしたいと思っております。現時点で、繰り出し基準についてどういうふうなスタンスを持ってこの公立病院の負担金についての算定会議等に臨まれて行ったのか。若干関連しますけど７７とか１０３ページですね、上下水道の補助金とか投資、経費等にも同じような考え方がなされてると思いますがその件について財政課のお考えをお願いをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。まず１点目の公用車のＥＶ化につきましては、令和７年度に導入する公用車２台につきましては環境性能を満たした自動車２台の購入を計画をしております。電気自動車の導入につきましては、併せて公共施設における充電設備の整備もあわせて検討していく必要があると考えておりますので、まず令和７年度につきましては環境性能を満たした公用車ということで検討をしております。それから病院事業負担金と関連して上水道・下水道に関する事業に対する繰出金の考え方ということですけれども、地方公営企業として運営される病院にしても水道・下水道につきましても、地方公営企業ということになりますので独立採算制の原則が適用されております。一方で公営企業繰出基準に定める経費につきましては、独立採算制の原則の例外ということで開設自治体の一般会計からの負担が認められている状況でございます。令和３年の６月議会だったかと思いますけれども、小谷議員のほうから繰出基準の考え方ということで同様に質問があったということで承知しておりますけれども、公立多良木病院企業団の繰り出しの考え方につきましてはですね、構成町村の共通認識のもと協議を進めていく課題であると認識をしております。現在のこの病院事業負担金６,２３９万５,０００円。こちらにつきましては、今年の１月に関係課長会議で提案があった額を計上させていただいているという状況でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。１番最初申し上げたとおり一部事務組合企業団のことでございますのでその内容については、この場で議論すべきじゃないということは重々承知しております。町の財政負担という視点からのことであくまで申し上げますが１点だけ。公営企業の収支、赤字黒字の判断基準は公営企業法で言うところの繰出基準が１００％出されているという前提の中で収支の赤字黒字を判断すべき、すべきというかするというのが国の公営企業法での考え方というふうに私は理解しております。それを明確に出しているのは財政課御承知と思いますが毎年４月１日に総務副大臣通知で毎年出ております。繰出基準についての考え方が。そして現状これ本来立ち入るべきじゃないですけど事実として申し上げておきますが、毎年５億幾らの基準額の中で約５５％から６０％の繰り出しになっておる。その分が２億幾らある。実はこれを申し上げたいのは、令和６年度がですね公立病院が赤字の見込みが出ておる。これも決まっておりません

が１億５，０００万のマイナス程度あるいは２億程度のマイナスの可能性がある状況の中で、それを前提に今回公立病院が予算編成をされた。これは何遍も言いますけど公立病院の問題ですけど、予算編成する中で人件費に手をつけられた。その時に構成町村としてですね、の財政の担当課の中での繰り出し基準の考え方がどうなってるかっちゅうのは非常に大きな問題であって、先ほど言いました繰出金が１００％であれば、以前厳しかった時代もマイナスじゃなかったんです。黒字だったんです。繰り出し基準が１００％であれば。という状況があるという前提で構成町村としてですね、地域の医療体制をどうするかということで、町は構成町村は、それは病院が考えることだということではないと私は思ってるもんですから今日の御質問をしたところでございます。今日あのですから負担金にこの今回の負担金云々っちゅうのはもうこの場で議論しても仕方ないんですが、是非ですねここはきちんと現実を踏まえていただいて、何ていうかな議論を他所の町村ともしていただかないと大変厳しいことになるような気が人材の問題で。何遍もですけどこれはここで議論することじゃなくて。ですから私が申し上げたいのは、そういう構成町村の責任があるということを是非前提にいろんな議論をしていただきたいというのをこの場で申し上げたいところであります。ということで再度財政課としてのお考えをお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中村課長補佐。

●財政課長補佐（中村　光成 君）　はい。お答え致します。今の点につきましてはですね、平成２９年度におきまして関係市町村の合同会議におきまして繰り出し基準と交付税措置額との差額っていうことを議題に３回ほど協議が行われまして、私もたまたまそこにですね、課長の代理として参加した記憶がございます。そういったことから病院と構成市町村の間ではですね、その課題については共通認識が図られているというふうに思っております。ただその平成２９年度の会議の中では、その差額について具体的にどのように解消していくかということにつきましては結論が出ていなかったと認識をしております。その後公立病院に対するですね経営支援ということで特別交付税あたりもですね、拡充がされております。そういった中で病院事業のほうも少し黒字がですね、経営が改善しまして黒字が続いておりまして以後その議論が具体的に合同会議の中ではなされてないというふうに認識をしております。ということでその差額についての認識ははっきり持っております。ただその２億円を解消するにはですね当然追加の財政負担が必要になるわけですから、それはもう各町村の財政事情を無視して進めることはできないというふうに認識をしているところでございます。そういったことから、その合同会議においてまた今後地域医療の在り方も含めてですね、議論がされる中で私たちにつきましては繰り出し基準と財政的な負担の部分についてですね、意見を述べさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに財政課につきましての質疑ありますでしょうか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。先ほど庁舎跡地の調査の問題で町長から建物を含めなければということで須恵中学校跡地の建物を入れたという話を聞きました。できればですね皆越分校、旧皆越分校のあそこの活用策も調査対象に含めてもらえないものかなあと。方向性は分かっておりますが都会の人から見れば魅力ある建物かも分かりません。利用価値があるかも分かりません。そういったことも含めて調査対象の１つに加えていただくわけには出来ないものか、伺い

たいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。こちらのこの跡地活用調査業務につきましては、昨年の１１月に定めました公有財産利活用方針区分をされたこのＢとＣに区分をされたものを対象とするということでマネジメント委員会でも御説明をさせていただいたところです。そこで、例えばその上校区公民館についてはＢということで、須恵中学校についてはＣということで対象にしておりますけれども皆越分校につきましては個別施設計画でもちょっと解体というようなこと耐震性の面からも解体というようなことにしておりますし、こちらの利活用方針の中ではこの地区防災の在り方等とともにセットで検討するということにしておりますので、非常に申し上げにくいんですけれども中々難しいというふうには考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

〇議員（１２番　溝口　峰男 君）　もう１回確認しますが防災とセットで検討するということはどういう意味でしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。個別施設計画においては、令和７年解体をするというふうに明示をしているところでございますけれども、もう解体ありきということではなくて先ほど皆越地区の在り方というようなことで議論もなされたところでございますけれども、そういったことで皆越分校の在り方、皆越分校の活用の仕方というのは、そこと切離して考えることは出来ないというような意味でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

〇議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。８年度に解体の個別計画ではなってるんですけれども、解体ありきではないというお話を今された以上は、その活用策を検討する価値があるということですかね。今まだ今言われるように全体の地区のありようを含めたところで結論を出すと。解体ありきじゃありませんよっていうお話を今されたんで、んなら、ある面その地域の中あるいはこの町内の中、いろんな意見があるかも分かりませんが東京あたり、どこが委託がされるかとられるか分かりませんがそういった際先進的なお考えをお持ちの方がもし意見があるとするならばですね、私は参考として活用ができるんではないのかなあという思いがあって、だからこの施設対象にならないものかということを考えたところです。今解体ありきじゃありませんというお話ですし、地域全体の中で考えていきますというお考えをお答えでしたから、再度伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい、皆越分校につきましては、やはり耐震性の面から課題があるというふうに考えておりますのでその解体の時期を明示をしているわけですけれども、そういった面も解体の時期がもうその時期に必ず解体というようなことではなくて、その地区が先ほどは集団移転とか個別に移転というような話もありましたけれども、そういった在り方とセットで検討するということで、庁舎等の跡地活用についてはちょっと想定をしていないところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに財政課に向けた質疑はありますですか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に農業委員会及び農林振興課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。豊永議員。

○議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。農業委員会と農林振興課にまたがって３点お伺いしたいと思います。まず７８ページの農業委員報酬につきまして、農業委員の役割のひとつとして、地域の農業の将来の在り方や農地の利用に関する目標を定めた計画いわゆる地域計画でございますけれども、この策定にも大きく農業委員さんは関わっておられると思います。地域計画のまずは地域計画の策定状況をお示し頂ければと思います。それから２点目。ページ８１ページの法人組織育成支援補助金６８９万1,０００円というふうに計上されておりますけれども、この事業内容と事業費の内訳をお示しください。それから同じく８１ページの農林業資材等高騰対策支援金５,０００万というふうになっておりますけれども、農家にとりましては資材高騰物価高の中で大変ありがたい事業だと思っておりますけれども、交付要綱の中で支援対象経費第３条でありますが、飼料費、肥料費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費の合計額となっておりますけれども、例えばですね、水稲の育苗あるいは田植、稲刈り等を作業を委託されてる場合の委託料は含まないのかどうか。その３点につきましてお尋ね致します。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本　英樹 君）　はい。地域計画の中の目標地図の件につきまして、農業委員さんのほうには大変御足労といいますか御支援を頂きまして目標地図を令和６年度において作成してまいりました。内容としまして、令和６年度におきましては令和５年度におきました農地をお持ちの方々のアンケート等の回答を反映させまして規模縮小を希望される農家の農地、あとおおむね８０歳以上の方々の農地につきまして新たな引受け手という方々を農業委員のほうで選定をし、それで引受け手の方々にも意向を確認しながら現在目標地図のほうを作成しております。内容につきましては、熊本県あと土地改良区あとＪＡ、農業公社等々の御意見もし反映しながら、２月には認定農業者協議会のほうにその結果のつきましても説明を行ったところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。地域計画の策定状況ということで、そうですね今農業委員会局長から申し上げた内容でその進捗状況といたしましては、３月中にですね完成と公告まで行うということになっておりまして、現在公告を行っている状況でございます。ですのでそれで完成ということになると思います。今後はですね目標地図とあわせてそうですね、次のステップとしましては、それをどのように活用していくのかというところで協議を致しまして、例えば個別にですね、地域ごとに以前過去に実施しておりました地域の話合いとかですね、そういったものに活用しながら取り組んで内容をですね１０年先の未来についての話をですねしながら、地域農業の未来について検討していかなければならない、生かしていかなければならないというふうに思っているところです。それから２点目のかちぁあへの補助金の内訳ですが、今年度にですねかちゃあが設立されまして今年度１回目の支援を行っているところです。２年目につきましては、１年目と同様にですね、計画書をかちゃあのほうから上げていただきまして、投資に係る部

分初期投資に係る部分それから機械施設整備に係る部分それから経常経費ということで報告を受けておりますので、それぞれの経費につきまして４分の３、３分の２、２分の１ということでですね、積み上げたところで今回の予算額となっているところです。ちなみにそうですね、初期投資につきましては、覚井地区にあります倉庫の改修です。それから機械施設整備につきましては、自脱型のコンバインそれから播種機、畔塗り機の導入ということです。経常経費につきましては事務的経費なものが主でありまして、あとは人件費に係るものということで積み上げた結果が今回の予算額となっているところです。それから３点目の農林業資材等高騰対策支援金というところで５，０００万円の予算を計上しておりますが、以前要綱について説明を致しております。確かにここにですね、対象となる経費ということで種苗費それから肥料費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費の合計額ということで計上させていただいております。議員からありましたのはそういったものをですね、委託した場合の経費とはどうなるのかということでしたが、基本的にはですね税の申告上その委託料という部分をですねちょっと今ちょっと頭に思い浮かべることが出来なくてですね、明確な回答はできませんが、１回そこをですね確認をしまして、そういったパターンもあるのかというところで計上する欄があるのかということを確認致しまして、また最終日でもですね回答したいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　豊永議員。

〇議員（９番　豊永　喜一 君）　はい。地域計画につきましては答弁にありましたように非常に１０年後の将来の農業の姿ということで位置づけられております。今後の補助事業の中でもですね、地域計画の中に位置づけられないと補助対象にならないというようなことも出てくるというような話であります。ただ懸念を致しますのが今後今から事業を進めていく中でですね、今後、地域の方にも周知していくんだろうというふうに思いますけれども、現状起きている、例えばですね条件不利地等の取扱いですね。現段階でももう条件不利地はもうこぎゃんとこは要らんと非常に個人のですね農家経営されてる方も、規模拡大をしても条件のいいところしかもう買えないよというような現状が起きているところも事実であります。そういった点を今後地図上に落としていくわけですけれども、それは地域の話合いで解決していくしかないというふうに思いますけれども、そういったところの今度は地域で解決できない問題あたりの対策あたりもどういうふうに捉えておられるのかということもひとつお聞きしたいというふうに思います。それから法人組織の育成については２年目これからというなことでございますけれども、できればですね、須恵地域が主になるだろうというふうに思いますけれども出来ますならば球磨川北部あたりの営農振興にも是非つなげていただかないと、球磨川北部のほうの農地が荒れてしまう懸念は持っていますのでそこら付近の指導といいますか、もお願いしたいというふうに思います。それから３番目の資材高騰対策交付金事業につきましては、申告する際にこれは農家でそれぞれ上げ方も違うかもしれませんけれども、例えば農協の育苗センターあたりを頼んでるやつを種苗費で上げている方もいらっしゃるかもしれませんし、もうまとめて委託料で上げておられるということも可能性としてあるんではなかろうかと思います。ただ、こういった作業委託をされる方もですね、物価高騰で悩んでおられる。結局、受託作業料も上がっている部分もありますので、是非その辺りも調査をしていただいて検討頂ければというふうに思います。その３点もう一度お願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。１点目につきましてですが、まだあの地域計画も策定したばかりと。３月をもって完成するという状況でございます。ですので今後ですね、議員から御指摘のあった部分、その不利地ですね。そこにつきましては、今現状としてはまだそこに対しての案というのはございません。今後ですね、そのさっき言われた地域の話合いとかいろんな場において、そういったことが出てくると思いますのでその都度ですね、十分に審議をして考えていきたいというふうに思います。それから２点目ですが、かちゃあは設立されて間もなく１年を迎えるというような状況でございます。経営の面積についてもですね、まだ３町から４町あたりといったところでもちろん数年経って経営も安定するようになればですね、北部台地のあっちのほうも川辺川に絡むところもですね、想定はされるんだろうというふうに思っておりますが、現時点ではまだそこまではですね、言えるような状況ではないと思います。それと町からですね、強制的にと言ったらおかしいんですが余りこっちのほうもお願いしますというようなことは軽々しくはまだ言える段階でもないというふうに思ってますので、時期を見ながらですね、そういったこともお話をさせていただければなというふうに考えております。それから３点目ですが、確かに個人の自己申告の話で申告というのはそういったものだというふうに思っておりますが、上げ方が違うという場合についてですね、とにかく申告書をもとにうちのほうで算定をするようにしているところです。ですので、申告書を持参頂いた際にですね、聞き取りをしながら経費について計上して算定をしていくというスタンスでおりますので、そこについてはある程度解消できると。豊永議員が心配されている部分については、解消できるのかなというふうに考えているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。１点質問致します。農林振興課ですね。はい。ページは８２ページ、学童農園の委託料の５０万について質問を致します。まずですね、この５０万円の使われ方といいますか委託された先の使われ方ですね、運用され方はどうなっておりますか。委託される先はＪＡ青壮年部と思いますけどもＪＡ青壮年部に一括して５０万を委託っていうことになるんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。学童農園委託料についてのお尋ねですが、以前からですね学童農園については、各旧町村ごとの青壮年部ですねＪＡの青壮年部の各支部にお願いをしているところです。金額がその規模によっても内容によっても異なるんですが、例えばですね１番大きいのがやっぱり上、岡原がですね金額的に申しますと１０万円から１１万円程度。それから他はですね、９万円から１０万円の間ぐらいであんまり差はないところです。その使われ方としましては事業の実績報告書っていうのを提出頂いてますが、例えばですね上地区で申し上げますと米を植えたりですね、からいもを作ったりそれから餅つきをしたりというような活動状況。あとは免田地区で申し上げますとモチ米ですねを作ったり、役場の真ん前前にもありましたけど毎年ありますけど案山子のコンクールですね、そういったもの。それから収穫祭として餅つきを行っていると。そういったことで各支部ごとに多少のばらつきはありますけど、活動されている

内容というのはあんまり差はないというところです。その先ほど言いましたそうですね、予算の配分ですが均等割ですね。均等割を基本として、あとは各人数、人数割、人数割っていうのがこれはその対象となる児童の児童・生徒の人数割というところで金額を振り分けているような状況となっているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

〇議員（１３番　永井　英治 君）　はい、分かりました。これはですねこの私が言いたいのは、今からですね、私がたしか議員になってからですねもう１０丸６年経ったんですかね。１７年経ったっか。この５０万円という額は確かに変わっておりません。はい、それでですね、とにかく今課長がおっしゃられたよく配分の方法も分かりました。ここ数年ですね今さっきもありましたけども物価高騰ですね、資材高騰こういったことを考えた時に、このままでこのままでっていうかですね本当もう上がっております。私が今ちょうど確定申告の時期でまだ提出しておりませんが、もう正直というか当たり前に当たり前が当たり前ですよ。経費を上げた時にですね、１．５倍とかもうちょっと信じられないような物価、資材代の値上がりです。そういったことを考えた時にですね、このままこの学童農園、私もそこのすぐ免田の場合は、私の家もこの役場からもすぐ近くですよね。あそこに数回顔を出しますけども、このままでよう何かこう実績としてですねそれこそ。青壮年部から何かこう声が掛かっとらん、いろいろな話がなかとかなってよく思っておりまして、でもその実績に基づいての予算だからそれはそれで結構ですけども、今年もですね今年１年またこの５０万で行かれると思いますけども、また現場等の青壮年部ともですね、いろいろこう話とか実績とかのとにかく話をしていただきまして、それからまた来年再来年とですね、またよりよい学童農園になるように期待を致します。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　貴重な御意見を頂きました。確かにですね子供たちにとっても貴重な体験の場ということで、もう１０数年もこの金額で変わってないということですのでそうですね、今まで青壮年部からですね、そういった声というのが中々こう言い出しにくかったのか、うちのほうまで届いてなかった部分もありましたのでそうですね、うちのほうからそういった話もですね、持ちかけてみたいというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　午後５時を過ぎることが予想されますので時間の延長を宣言致します。

◎議長（小見田　和行 君）　農業委員会及び農林振興課に対する質疑。加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　はい。２番 加藤です。８１ページをお願い致します。目４の農業振興費の１８負担金補助及び交付金の上から５行目ですが、農業共済掛金補助金６５０万の中で質問を致します。この６５０万の中には農業収入保険が入っているという説明でございました。この農業収入保険につきましては、この人吉球磨地域そしてあさぎり町がどんどんどんどんこう人口が減っております。その中で中々その企業誘致とか望めずに、あさぎり町ではこのあさぎり町を将来に残すために農業の存続は絶対必要だと思います。そのためにこの農業収入保険というのは本当に大事な大事な制度だと思います。多分６年度からという聞いておりますが、この農業収入保険の加入者がどれくらいの方があさぎり町で加入されているのかなあということと、それからこの農業収入保険は非常に掛金が高いと聞いておりますがどれくらいの補助率っていうかな、

町からの支援の率があるのかをお尋ねを致します。それからまた一緒にたくさん言っておきますので3回までとなっておりますので。そこでですね、この農業収入保険もいろいろ農家の方に聞いてみますと、さすがにあさぎり町だなと非常に農業を大事にされていると。この農業収入保険があればですね、大雨とかいろんな災害、高温障害があっても何とか本来得られる収入の何割か来るということで加入されている方は安心されてですね、後継者の方もそういうことであればという話を聞いておりますんで、まずは今の２点についてお尋ねを致したいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。収入保険につきましては、本年度から実施を５００万の予算で実施をしてきたところです。あさぎり町の収入保険の加入者としましては、令和５年度までで１３０名の方がいらっしゃいます。令和６年、今年から今年度から推進を図っておりますが２８名の新規加入者があったということで合計１５８名ということで聞いているところです。あとはですね因になんですが、これは令和５年度まで先ほど１３０名と申しましたが、これの状況球磨人吉管内の状況を申し上げますと人吉球磨全体で３４１名の方が加入をされております。令和５年度までですね。そのうちにあさぎり町が１３０名の方が加入されているということで球磨人吉管内全体を見ても３８％があさぎり町というような状況になっております。今回の事業に対する補助率ですが、これは共済掛金の農業共済の掛金の補助ということで要綱のほうで5分の２以内ということでしておりますので、それに合わせる形で5分の２、収入保険のほうも5分の２以内ということでしているところです。ただ収入保険については、金額が高うございますので、個人についての新規者の上限が8万円と法人については２５万円と、それから今まで継続をされてきた方いわゆる１３０名の方々ですね。こちらについては個人については1万円と法人については3万円ということになっているところです。以上となります。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。未加入の方もまだ結構いらっしゃるということですよね。今後のですね、本町の人口を考える時に農家だけはどうしても残ってもらい農業を続けたいという人は残ってもらうという意思が非常に強うございます。ですからできればですね、補助率を上げてでも農家の方には収入保険にかたっていただいてですね、ずっと長く本町で農業していただくようにすると農業農家のですね、農家だけじゃなく全体の人口も減り方が少し緩やかになるんじゃなかろうかなあというふうに思いますが。その収入保険とその助成につきましては、農家のためじゃなくてですね、町のためにという捉え方でいくとですね、町長の施政方針の中にも４０年後には7,０００ぐらい約半分になるだろうという話が出てこの収入保険のことも施政方針の中に書いてありましたが、7,０００人にもしなった場合ですね、どういうその人口のその例えば７０代が何歳若者が何歳てそこまでは分かりませんが、どのように何かこう考えたら恐ろしくなるような人数です。7,０００人というのはですね。ですから農家はですねあさぎり町これだけ優良な農地がたくさんありますので、農家は是非続けていってもらいたいなあという思いでですね、この収入保険の補助率を増やしてなるべく１００％を目指して収入保険にかたっていただいて存続ができればなというふうに思っておりますが町長その辺どのようにお考えでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。この収入保険によって農業振興が出来るということであればですね、やはりこういった助成も継続していかなければならないというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい、ここに町長の施政方針も持っておりますが、収入保険制度への加入促進を持続しますと、という形でしっかりと農業政策に共感同意されて進めていかれるようですので、今後ともこの収入保険のますますの保険制度の補助の充実も重ねてですね、推奨も加入の促進も図っていただければと思います。以上質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩致します。

（休憩）　午後５時０１分

（再開）　午後５時１０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議長（小見田　和行 君）　農業委員会及び農林振興課についての質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　ページ９１ページ、鳥獣被害の被害の防止事業についてです。捕獲補助金が今回１，９８４万円ということになっております。昨年まで１，２００万台だったわけですが、鳥獣がいきなり今増えてきているのか、またはハンターの方が頑張って捕獲してくださるのか。それとそのハンターの数としてはどれぐらいいらっしゃるのかちょっとお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。まず最初にですね、捕獲狩猟者は５２名と。５隊で５２名の方が従事されているということになっております。それから予算が増えたという原因、その原因ですけども、捕獲数が増えたということでありますがその原因と致しましてですね、令和５年度までは狩猟期１１月の１日から明けて３月の１５日までは狩猟期ということで設定をされておりますが、その間の捕獲されたものについてはこの報償費を支払いをですね、今まではしておりませんでした。ただ近隣町村の状況を勘案してその期間の捕獲されたものへの報償費ということで人吉市とあさぎり町のみがですね、その対象としてこなかったという現状がありまして協議会のほうで協議がなされましてですね、それに準じる形であさぎり町もその期間に捕獲されたものに対しても支援をするということで今回の増額となったものということでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。ハンターの方の高齢化の中で資格を取って若い方がハンターの資格を取られているっていうお話も聞いておりますが、さっき課長の説明で狩猟期の

分もちゃんとお出しするということで、少しは頑張ってくださる方の励みになるかなという気がしております。ただ本当今後もし１人で頑張ってらっしゃる方が１人掛けるとその分また獣害が増えるのではないかという不安もありますし、出来ましたら担当課のほうでどの獣害が多くてっていうのが分かってくるとまた対策のほうもそれなりに取っていけるのかなと思いますので、今後とも対応のほうよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。確かに高齢化、隊員さんの高齢化というのは課題以前からの課題でありまして、その件につきましては少しでも対策というところまでは行っておりませんが南稜高校に出向きましてですね、講習会であったりまた食のほうのジビエの実際調理をしてですね、っていうようなことも今までやってきております。と、後はですね中々鹿それからイノシシについては、捕獲はかなり上がってきているような状況ではありますが猿ですね、については中々以前から言われております人間にも近いということから、捕獲が頭数が上がってこないという状況です。これについては、今後についても中々難しい部分があるということです。それからその他にカラス、アナグマについてもカラスの最近はですね、特に目立つんですがそれについてもそれからアナグマについても中々捕獲数は上がっているものの、目に見えての改善が出来ていないというような状況ですので、引き続きもう頑張っていくしかないのかなというところで考えているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに農業委員会及び農林振興課についての質疑はありませんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に商工観光課分について質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　すいません。９３ページになります。商工コミュニティーセンターポッポー館ですが今回も修繕費として計上されております。実はあそこを利用される方から音響の問題っていうのがずっと出ておりまして令和６年で改修があるのでっていうことを言っておりましたが、全く音がですね、きちんとこう出ない状況が続いておりますがその分の確認っていうのは取れているんでしょうか。お伺いです。

◎議長（小見田　和行 君）　深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水　昌彦 君）　はい。機器の入替えをしてですね私どもも改善したというふうに確認・認識をしておったんですが、そのあと音の具合が不具合があったということで再度確認をさせていただきました。そして機器の入替えの際の配線といいますか、そういったコードの配線のミスがあって繋ぎ間違いですかね。それを再度もう１回見直していただいたところで改善を現在はしているという状況でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　それはいつの確認ですか。

◎議長（小見田　和行 君）　深水課長。

●商工観光課長（深水　昌彦 君）　はい。１月に新春の集いをしておりましてその時もありましたのでそれ以降になりますね。はい。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に建設課分について質疑を行います。質疑ありませんか。（議長。）橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　やっと回ってきました。建設課にですね２点のことにちょっと伺いたいと思います。ページ９８の道路維持 節１２委託料の中で橋梁点検の話はちょっとなかったと思います。委員会の中ではですね、免田川の石田橋の橋梁点検のことを話されたんで今回それがなかったのがちょっとあれなんで。実際この中にあるのかどうかとですね、もう１つのもう１点はですね、ページ９９の同じく目２の道路維持 節１４工事請負費の中で９，９９０万の中で自転車道の整備の説明がありました。この場所とですね、今後どうやっていくのかというのはある程度分かれば教えていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　酒井建設課長。

●建設課長（酒井　裕次 君）　はい。まずは１点目のですね、石田橋につきましてですがこちらは設計委託料の中にですね橋梁点検ということでございますが、この中に石田橋の点検も入っているということでありまして、今通行止めしてる状況でかなり老朽化ということでありますので、一旦はですね点検を行いまして特に橋脚等のですね、健全度よく調べましてですね、それから今後の存続というか活用というか、その辺を進める段階にいきたいというふうに思っております。それから２点目でございますが、道路維持費の中で工事請負費 この中に自転車道の整備ということで上げておりますが、自転車道の整備につきましては球磨川のサイクリングロードがございますがそちらから県道の錦湯前線にサイクリングコースということで設定してございますので、それを繋ぐ路線としまして球磨川から免田川の左岸の堤防の自転車通行空間の整備ということで進めております。ここ何年か進めておりまして令和７年度も同様に計上しておるわけでございますが、先だっての国の補正予算でですねその分で配分がありました分を前倒しということで町の令和６年度予算にも計上してございますのでその差額分をですね、町で計画建設課で計画しました差額分を令和７年の予算ということで計上させていただいてます。施工の場所としましては、７年度においては、ちょうどヘルシーランドの前後ですね、石田橋周辺までに差しかかるんではないかというふうに思っておるところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　お答えありがとうざいました。ですね、石田橋に関してはですね橋脚と橋梁の点検をするということで、今後何でか言いますとですね総務建設経済の中で委員として私も趣旨採択をしました。要望書も上がりですね、この橋に関してはですね世界灌漑遺産であります百太郎をサイホンが通って珍しいとこでもありますし、学校教育にもそういうのが必要だというのもありますんで、出来ればこれはですね、何でかといいますと今両方の２つ私が飛ばしていただきましたが、これを結んでですね、やっぱし点を線に結んで例えばこのヘルシーランドのほう見てですね、ただヘルシーランドから今の石田橋を渡って戻ってくるとかですね。サイクルロードで休憩をするとこも設けるとか、そういうやっぱ考え方をしてですよ、町を活性化するためにはそういう必要があるんじゃないかなと思いまして今回説明させてもらいました。また町長もですねこの施政方針の中にですね、やっぱ魅力ある生活基盤の構築の中で安全性の向上のた

めに道路改良、老朽化した橋脚の点検や舗装・補修を計画で進めていきます。また人吉球磨地域におけるサイクルルートとの提携し、町内の周遊ができるコースを整備するとうたってありますんで、出来ればですねそういうことはやっぱ考えて町長そういうのを考えた上で石田橋のこともですね、考えていただければと思うんですが、町長ここは町長にしか聞かれんですよね。そうですね。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですね今回橋梁点検を実施しまして、現在のどういう状況なのかというものを確認したいと思います。確かにサイクルロードにつきましてはですね、国交省管轄。それで灌漑遺産ということで文化庁管轄。それで観光ルートということで官公庁。そういったものをいろいろ組合せてみてですね、特定財源をいろいろ当たってみたいなというふうに考えております。ですから整備するしないに関しましてはまたそういった結果を踏まえたところで考えて御提示したいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　今後のことをやっぱしですね町の活性化するためには必要でありますんで整備が必要だと思いますんで、どうかそこらを考えて今後進めていただければと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　答弁をということでございますけど。はい、町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですね、はい、いろいろな方面から御提案等頂いておりますのでそういったことを参考にしながらですね、活性化に繋がればということで考えていきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　建設課につきまして質疑はありませんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　最後に上下水道課分について質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　各課について質疑頂きましたけど全課にわたって質問があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第２、議案第６３号令和７年度あさぎり町水道事業会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。それでは議案第６３号令和７年度あさぎり町水道事業会計予算について説明致します。まず２ページの第２条から読み上げます。第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。（１）月平均給水件数 事業所等を含む５，８８９件。（２）年間総給水量１５６万６３３立方メートル。（３）１日平均給水量 ４，２７５立方メートル。（４）主要な建設改良事業 水道施設更新・配水管新設工事他 事業費４億１，９１０万円。第３条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入 第１款 水道事業収益 ４億４，５９３万４，０００円。支出 第１款 水道事業費用 ３億８，０９３万１，０００円。３ページをお願いします。第４条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額８，８１２万９，０００円は過年度分損益勘定留保資金５，９６４万８，０００円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額２，８４８万１，０００円で補填するものとする。収入 第１款 資本的収入 ５億３６６万１，０００円。支出 第１款 資本的支出 ５億９，１７９万円。第５条 起債の目

的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的 上水道整備事業 限度額４億円。起債の方法 利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。４ページをお願いします。第６条 一時借入金の限度額は４，０００万円と定める。第７条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。（１）営業費用及び営業外費用の款の流用（消費税及び地方消費税に限る。）第８条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。（１）職員給与費 ４，５８３万４，０００円。第９条 水道事業会計経営基盤安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、３，２４４万２，０００円である。第１０条 棚卸資産の購入限度額は７００万円と定める。詳細につきましては２９ページをお願いします。予算説明書の収益的収入及び支出の収入の部です。主なものについて説明致します。１目 給水収益 節１ 水道使用料、これは令和６年度の水道使用料の実績によりまして現年度分の水道料金を計上したものです。次に３０ページをお願いします。目の２つ目、２目 他会計補助金 節１他会計補助金は、説明欄に記載の負担区分に基づく一般会計繰入れ及び償還金利子に係る一般会計繰入れをお願いするものです。次にその下、３目 消費税還付金 節１消費税還付金は、重要給水施設配水管敷設替や水道施設再編整備事業等の実施により年間の借受消費税と仮払消費税を試算し計上しているものです。次に最下段の４目 長期前受金戻入につきましては次の３１ページをお願いします。最上段、節１長期前受金戻入は資産取得の際に受入れた国費や一般会計からの補助金を資産の減価償却に合わせて収益化するものです。中ほどの７目 資本費繰入収益 節１資本費繰入収益につきましても、先ほどの他会計補助金と同様に旧簡易水道起債償還元金を繰り出し基準に基づき算出した繰入れ額となっております。次に３３ページをお願いします。支出になります。１目 原水及び浄水費は、取水施設や浄水場の維持管理に伴います経常経常的な経費で毎年必要なものを前年度までの実績により計上したものです。次の節３修繕費につきましては、次のページをお願いします。説明欄 最上段の浄水設備等修繕は、各浄水施設が経年劣化により不具合を生じているため発電機や滅菌装置、また高圧受電設備機器等の修繕費用や急な故障に対応するための経費について計上しております。次の２目 配水及び給水費につきましては、配水及び給水にかかる経常経費を計上したもので主なものとしましては３５ページをお願いします。節４委託料の説明欄１番下の水道施設整備実施計画見直し業務は、近年の台風や豪雨等により水道施設が被災し断水等が発生していることから、上地区の施設整備計画について見直しを行い災害に強い施設整備を計画するものです。次に節６修繕費は説明欄１番目の給排水関連修繕料は、過去３年間の修繕実績により見込まれる配水管の漏水修理の経費を計上したものです。次の量水器交換及びその下の量水器交換に伴う量水器につきましては、８年ごとに量水器の交換を行っており、今回１，２００か所の更新経費を計上しております。次の３６ページをお願いします。１番下４目 総係費ですが、事業活動全般に係る一般管理費を計上しております。主なものとしましては、このページと次のページ３７ページにあります職員の給与費等に係るものです。１番下の節７旅費 説明欄の２番目 普通旅費は、現在水道技術管理者の資格を取得した職員が１名おりますが異動等により資格取得者が不在とならないよう新たに資格を取得してもらうための研修旅費を計上しております。次の３８ページをお願いします。節の最下段 節１５会費

負担金 研修会負担金ですが、先ほど旅費にて説明しました水道技術管理者資格取得のための研修費用等を計上しております。３９ページをお願いします。５目 業務費につきましては、次の４０ページをお願いします。節２委託料 量水器検針業務及び水道施設管理業務委託につきましては、上水道と下水道の業務案分によりまして計上しております。次に６目 減価償却費 節１有形固定資産減価償却費は、令和７年度分の減価償却費を計上したものです。次に７目 資産減耗費は、水道施設の更新工事によりまして除却される資産の償却残を計上するものです。減価償却費並びに資産減耗費ともに実際に現金が動くものではありません。４１ページをお願いします。１目 支払い利息及び企業債取扱い諸費 節１企業債利息は、公営企業債の償還利息を計上しております。目の最下段、２目 過年度損益修正損は過年度使用料収入分を漏水等により減免を行った場合の還付金となります。収益的収入及び支出の予算については以上となります。続きまして４３ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入となります。上段の１目 企業債 節１企業債は、配水管敷設替や水道施設再編整備事業等に係る公営企業債となります。次の１目 出資金 節１一般会計出資金は一般会計からの出資金です。主に簡易水道事業債の償還や建設事業に充てることとなっております。次の１目 工事負担金 節１工事負担金は、配水管布設替に伴う一般会計からの消火栓工事負担金です。免田地区の３機分になります。４４ページをお願いします。２目 国庫（県）補助金 節１国庫（県）補助金は、免田地区の重要給水施設配水管布設替の国庫補助金で補助率は３分の１となっております。次に４５ページをお願いします。支出になります。１目 配水設備整備費の主なものとしましては、建設担当職員の給与費等と最下段の節６工事請負費となります。４６ページをお願いします。説明欄の１行目 水道施設更新工事は、免田地区の配水管布設替工事で延長で５３７．３メートル、給水工事１３件分の工事費を計上しております。その下、配水管新設工事は、岡原地区の再編整備事業に係るもので新設の岡原配水ポンプ場から南へ県道錦湯前線の既設配水管までの配水管の新設で延長３，５５０．５メートルを予定しております。その下、送水管布設替工事は、令和６年度に岡原配水ポンプ場までの送水管を新設しておりますが鍋塚放水路の改修工事により本設ができなかったため一部仮設にて対応しており、その部分の敷設替工事分を計上しております。その下、舗装復旧工事につきましては、過年度に配水管敷設替工事を行った免田地区２か所分となります。１番下の１目 企業債償還金は、建設改良事業債及び災害復旧事業債の償還元金を計上しております。４７ページをお願いします。１目 投資 節１基金 基金積立金は基金の運用益を積み立てるものです。資本的収入及び支出は以上となります。次の４８ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。１番右の欄当該年度末現在高見込額は、上水道企業債が１９億９，２８３万４，０００円。簡易水道企業債が６億１，１６２万１，０００円となる見込みです。ページ戻っていただいて１１ページをお願いします。令和７年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書です。右側下から３行目の資金増加額４，３６６万９，０００円。最下段の資金期末残高は７億３，３６０万６，０００円となる見込みとなっております。次の１２ページから１７ページにつきましては、給与費の明細を載せております。御覧頂きたいと思います。１８ページをお願いします。債務負担行為に関する調書になります。量水器検針業務及び水道施設管理業務ほか６業務、合計７つの業務につきまして記載をしております。１９ページをお願いします。１９

ページから２１ページは令和７年度あさぎり町水道事業当年度予定貸借対照表です。１９ページ最下段の資産合計と２１ページの負債資本合計はともに６４億８,７７９万８,０６３円の見込みとなっております。２２ページをお願いします。このページと２３ページに注記として重要な会計方針、予定貸借対照表に関する注記について記載をしております。２４ページをお願いします。令和６年度の予定損益計算書です。２５ページをお願いします。最下段 当年度未処分利益剰余金は４,５６９万５,５０８円の見込みとなっております。２６ページをお願いします。２６ページから２８ページは令和６年度の予定貸借対照表です。令和７年３月３１日で２６ページ最下段の資産合計と２８ページ最下段 負債資本合計はともに６２億６９万８０１円の見込みとなっております。説明は以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第３、議案第６４号令和７年度あさぎり町下水道事業会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。中神上下水道課課長補佐。

●上下水道課長補佐（中神　啓介君）　はい。それでは令和７年度あさぎり町下水道事業会計予算の説明をさせていただきます。まず２ページの第２条から読み上げさせていただきます。第２条 業務の予定量は次のとおりとする。（１）年間排水件数 事業所等を含む ４,２７１件。(２)年間総排水量 １１０万１,７６２立方メートル。（３）１日平均排水量 ３,０１９立方メートル。（４）主要な建設改良事業 汚水管渠建設費 事業費 ５,０９８万円。流域下水道建設負担金 事業費５,０８３万６,０００円。第３条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入 第１款 下水道事業事業収益 ６億５,５５１万５,０００円。支出 第１款 下水道事業費用 ５億８,４８５万８,０００円。３ページをお願いします。第４条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 ２億５,２２７万８,０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額９２５万７,０００円、当年度分損益勘定留保資金１億９,０５７万３,０００円、利益剰余金処分額５,２４４万８,０００円で補填するものとする。収入 第１款 資本的収入 ２億５,０５５万９,０００円。支出 第１款 資本的支出 ５億２８３万７,０００円です。４ページを御覧ください。第５条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。建設債限度額 ６,６００万円。資本費平準化債 ４,２００万円、合計の１億８００万円。起債の方法、利率、償還につきましては記載のとおりとなっております。第６条 一時借入金の限度額は１,０００万円と定める。第７条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。（１）営業費用と営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）第８条 次に掲げる経費は、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。（１）職員給与費 ２,７２２万６,０００円。５ページを御覧ください。第９条 下水道事業の経営基盤安定のため、一般会計からこの会計補助を受ける金額は、３億５,０７６万６,０００円である。第１０条 利益剰余金のうち５,２４４万８,０００円は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填に処分するものとする。詳細につきまして２７ページをお願いします。予算説明書の収益的収入及び支出の収入の部でございます。１目 下水道使用料 節１特環下水道使用料、次の節２簡易排水施設使用料、これは令和６年度の下水道使用料の実績

によりまして現年度分の下水道料金を計上したものでございます。２目 雨水処理負担金 節１雨水処理負担金につきましては、免田地区の一部に雨水処理の管路が整備されており総務省通知による繰出基準に基づいて一般会計から負担金として受け入れるものです。次の３目 他町村下水道流入負担金 節１他町村下水道流入負担金につきましては、錦町からの汚水流入分の処理費用として受け入れるものです。２８ページをお願いします。目の枠の上から１番上の１目 受取利息及び配当金 節２基金利息につきましては、下水道減債基金の利息を計上しております。次の３目 国庫補助金 節１特環下水道国庫補助金につきましては、下水道接続の排水設備設置促進事業費の補助率２分の１を計上しております。次の５目 他会計補助金 節１特環下水道他会計補助金につきましては、総務省通知に基づく基準内と基準外の繰入れとして一般会計から補助金として受け入れるものでございます。次の段の節２簡易排水施設他会計補助金につきましては、施設の維持管理にかかる費用で使用料で賄えない部分につきまして繰入れをお願いするものであります。最下段の６目長期前受金戻入につきましては次の２９ページにて説明致します。最上段の６目 長期前受金戻入 節１国庫補助金長期前受金戻入から節７その他長期前受金戻入につきましては、下水道管工事などの施設整備について資産取得の際に受入れた国費や分担金などを資産の減価償却に合わせまして収益化するものでございます。次の３０ページをお願いします。予算説明書の収益的収入及び支出の支出の部でございます。目の１目 汚水管渠費でございますが、このページは下水道施設の維持管理に伴います人件費や経常的な経費でございます。主なものは次の３１ページをお願い致します。節の欄の最上段、節１３委託料の下水道施設委託料でございますが町内４６基のマンホールポンプの保守点検料、町内６か所の伏せ越し管の清掃委託料。また下水道管渠及びマンホールの法定点検業務委託料などを計上しております。その２つ下の節１６修繕費の下水道施設修繕でございますが、下水道管路敷設後の道路陥没などを発生した場合の補修費用や加算メーターの交換などを計上しています。次に３目 簡易排水施設費につきまして、草津山地区の排水施設の維持管理に要する経常経費となっております。次の３２ページをお願いします。目４ 総係費につきまして、３２ページから３５ページにかけて事業活動全般に係る一般管理に係る費用を計上しております。次の３５ページをお願いします。このページの中段５目 業務費 節１８委託料につきましては、量水器検針業務委託を上水道と下水道の検針業務の案分によりまして下水道事業分を計上しております。また次の下水道事業経営戦略策定業務委託につきましては、財政計画などの内容の見直し作業を行うため業務委託を行う経費を計上しております。次の３６ページをお願いします。節の欄の１番上の節３３排水設備助成金は、住宅の新築による下水道への接続の助成金を計上しております。次の６目 流域下水道維持管理負担金 節１流域下水道維持管理負担金につきましては、球磨川上流流域下水道の維持管理負担金として令和７年度の計画流入量の処理費用と資本費分、令和６年度の実績排水量に対する精算分の合計額を計上しております。次の７目 減価償却費 節１有形固定資産 節２無形固定資産につきましては、それぞれ令和７年度分の減価償却費を計上したものでございます。次の８目 資産減耗費につきましては次の３７ページで説明を行います。上段の節１固定資産除却費につきましては、令和７年度にマンホールポンプ更新工事に伴う除却資産を計上しております。次の第２項 営業外費用 １目 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、節１企業債利息につきましては、下水道事業債並びに簡易排水施設事

業債の償還利息及び一時借入金に行った場合の利息を計上しております。次の２目 消費税及び地方消費税につきましては、令和７年度収支見込みや特定収入見込額を算定基礎として消費税納付予定額を計上しております。次の第３項 特別損失につきましては次の３８ページにて説明致します。上段の５目 過年度損益修正損につきましては、過年度使用料収入分を漏水等で減免を行った場合の還付金でございます。収益的収入及び支出の予算は以上でございます。続きまして３９ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出の収入の部でございます。１目 下水道事業債 節１下水道事業債につきましては、舗装本復旧工事、マンホールポンプ更新工事及び流域下水道建設負担金に係る下水道事業債と過疎債を計上しております。２目 資本費平準化債 節１資本費平準化債につきましては、起債償還の財源となるものでございます。次の１目 他会計出資金 節１他会計出資金につきましては、一般会計からの出資金でございます。主に下水道事業債の償還や建設事業費に充てることとなっております。４０ページをお願いします。目の欄の１番上の１目 国庫補助金 節１特環下水道補助金につきましては、舗装本復旧工事及びマンホールポンプ更新分を計上しております。次の１目 特環下水道分担金 節１特環下水道分担金につきましては、下水道接続に伴う分担金を計上しております。最下段の１目 基金繰入金 節１基金繰入金につきましては、減債基金の一部を取崩しまして起債償還の財源とするものでございます。次の４２ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出の分でございます。１目 汚水管渠建設費 節１９工事請負費でございますが舗装復旧工事、マンホールポンプ更新工事や新築等で依頼があった場合の新規の公共汚水枡設置工事を予定しております。５目 流域下水道負担金 節１流域下水道建設負担金につきましては、球磨川上流浄化センターの汚泥脱水機改築更新工事、施設設備等の耐水化工事、管渠点検調査など２２の事業が予定されており、その事業費に対してあさぎり町負担分を計上しております。次の１目 建設改良企業債元金償還金については、特定環境保全公共下水道事業と簡易排水施設事業に係る償還元金を計上しております。最下段の２目 その他の元金償還金 節１その他の元金償還金でございますが、資本費平準化債償還元金と次のページ４３ページの上段にあります公営企業会計適用債の償還元金に計上しております。次の１目 基金積立金 節１基金積立金につきましては、減債基金積立金の利子配当金を計上しております。資本的収入及び支出は以上でございます。次４４ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しております。１番右の欄の当該年度末現在高見込額建設債が１７億３，４３２万５，０００円、平準化債が１３億７１０万６，０００円、簡易排水施設事業債が２０６万１，０００円、災害復旧事業債が６７万６，０００円となる見込みでございます。戻っていただいて１１ページをお願いします。令和７年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。右側の下から３段目の資金増加額２，３９３万４，０００円。最下段の資金期末残高１億２，５６０万３，０００円となる見込みでございます。次に１２ページから１７ページにつきましては給与明細について記載しております。１８ページを御覧ください。債務負担行為に関する調書でございます。マンホールポンプ施設保守点検業務ほか６業務、合計７つの業務につきまして記載しております。１９ページを御覧ください。１９ページから２０ページは令和７年度あさぎり町下水道事業当年度予定貸借対照表でございます。１９ページの資産の部の右下段の資産合計と２０ページの最下段の

負債資本合計はともに９６億４,３４５万９６１円の見込みでございます。２１ページを御覧ください。２１ページと２２ページには注記として重要な会計方針、予定貸借対照表に関する注記について記載しております。２３ページをお願いします。令和６年度の予定損益計算書でございます。２４ページをお願いします。上段から４行目右側の１番最下段なんですけれども、当年度末処分利益剰余金は１億７０９万９,５２７円の見込みでございます。２５ページを御覧ください。２５ページから２６ページは令和６年度予定貸借対照表でございます。令和７年３月３１日で２５ページ１番右端の数値で下から２番目の資産合計と２６ページの負債資本合計はともに９９億２,５３１万３,８７３円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。

午後６時００分　散　会

令和６年度　あさぎり町議会第１０回会議会議録（第２１号）						
招集年月日	令和７年３月１１日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和7年3月13日　午前10時00分		議長	小見田　和行	
	散会	令和7年3月13日　午後 4時33分		議長	小見田　和行	

応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○ 出席　△ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小松英一	○	8	森岡　勉	○
	2	加藤　弘	○	9	豊永喜一	○
	3	小谷節雄	○	１０	山口和幸	○
	4	岩本恭典	○	１１	皆越てる子	○
	5	難波文美	○	１２	溝口峰男	○
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井英治	○
	7	橋本　誠	○	１４	小見田　和行	○

議事録署名議員	６番　加賀山　瑞津子　　７番　橋本　誠
出席した議会書記	事務局長　山本祐二　　事務局書記　溝口久志

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職　氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口俊朗	○	教育長	椎葉勇二	○
	副町長	土肥克也	○	教育課長	林　敬一	○
	町民課長	中竹健次	○	教育課長補佐	林田考功	○
	町民課長補佐	塚本浩史	○	教育課指導主事	吉川　巧	○
	健康推進課長	荒川誠一	○	学校給食センター長	樅木寿礼	○
	健康推進課長補佐	桑原雄一郎	○	生活福祉課長	蓑田輝幸	○
	高齢福祉課長	尾方　圭	○	生活福祉課長補佐	緒方理恵	○
	高齢福祉課長補佐	吉武哲雄	○	救護施設施設長	早田愛一郎	○
	税務課長	高田真之	○	介護認定審査会局長	前田和博	○
	税務課長補佐	早川　幹	○			

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり

議事日程（第２１号）

日程第　１　議案第５９号　令和７年度あさぎり町一般会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
日程第　２　議案第６０号　令和７年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
日程第　３　議案第６１号　令和７年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
日程第　４　議案第６２号　令和７年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
日程第　５　議案第６５号　令和７年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
日程第　６　議案第６６号　令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）

本日の会議に付した事件

日程第　１　議案第５９号　令和７年度あさぎり町一般会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
日程第　２　議案第６０号　令和７年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
日程第　３　議案第６１号　令和７年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
日程第　４　議案第６２号　令和７年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
日程第　５　議案第６５号　令和７年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
日程第　６　議案第６６号　令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は税務課分と厚生文教常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１、議案第５９号令和７年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とし各課からの説明を求めます。高田税務課長。

●税務課長（高田　真之 君）　はい。それでは、税務課所管分について説明させていただきます。１３ページをお願い致します。歳入になります。１枠目、目１個人 節１現年度分は、令和３年度から令和５年度までの３か年の調定額の平均実績額に徴収率９８％を乗じて計上しております。節２滞納繰越分は、令和６年度調定見込額に徴収率１５％を乗じて計上しております。目２法人 節１現年度分は、令和６年度調定見込額に徴収率９５％を乗じて計上しております。節２滞納繰越分は、令和６年度調定見込額に徴収率８％を乗じて計上しております。２枠目、目１固定資産税 節１現年度分は、令和６年度調定見込額に徴収率９９％を乗じて計上しております。節２滞納繰越分は、令和６年度滞納繰越額に徴収率１０％を乗じて計上しております。目２国有資産等所在市町村交付金は、熊本県九州森林管理局九州財務局の固定資産税相当額が交付されるものです。３枠目、目１種別割 節１現年度分は、令和６年度調定見込額に減収額を見込み徴収率９８％を乗じて計上しております。節２滞納繰越分は、令和６年度調定見込額に徴収率の１０％を乗じて計上しております。目２環境性能割 節１現年度分は、熊本県が賦課徴収を行い徴収金を町に交付するもので、令和６年の２月から９月までの実績額と令和元年度から令和５年度までの１０月から１月までの平均額に９０％を乗じて計上しております。１４ページをお願いします。１枠目、目１市町村たばこ税 節１現年度分は、令和６年度調定見込額に９６％を乗じて計上しております。１９ページをお願い致します。１枠目、目１総務手数料 節１徴税手数料 説明欄の町税督促手数料とその下 町税督促手数料過年度分は、令和２年度から令和５年度までの４か年平均の徴収実績額に徴収率８０％を乗じて計上しております。またその下 税務関係証明手数料は、令和６年度徴収見込額に徴収率９５％を乗じて計上しております。２６ページをお願い致します。２枠目、目１総務費県委託金 節２徴収費委託金は、納税義務者見込み６，７１０人で１人当たり３，０００円を計上しております。２９ページをお願い致します。１枠目、目１延滞金 節１延滞金の町税延滞金は、令和６年度予算額と同額で計上しております。５０ページをお願い致します。次に歳出になります。主なものを説明致します。１枠目、目１税務総務費になります。節３職員手当等の時間外勤務手当は、納税相談事務、各種税の賦課事務、申告準備及び申告時の事務などの時間外手当を計上しております。節１２委託料 固定資産土地評価業務委託料は、３年に１度の評価替えに備えて適正な評価額の見直しを行う作業を行うものです。次回は令和９年度が評価替えになります。その下、地籍図修正委託料は地籍調査後の地籍図に錯誤が発生した場合の地籍図修正の委託

料になります。その下、固定資産家屋評価業務委託料は新増築家屋や倉庫等の現地調査を不動産鑑定士が職員と同行して行い、評価調書の作成業務を委託するものになります。６４棟分を計上しております。節１３使用料及び賃借料の統合型土地情報システム使用料は、土地情報のクラウドサービスウェアの使用料と保守料になります。節１８負担金補助及び交付金は、各種団体への交付金になります。５１ページをお願い致します。１枠目の最下段 デマンド交通無料乗車補助金は、申告相談時に自宅から申告会場まで交通手段がない方への往復乗車補助金を計上したものになります。２枠目、目２賦課徴収費になります。節１０需用費の印刷製本費や納付書や封筒などの印刷代を計上したものです。節１１役務費の車両運搬手数料は、車両を差押えた場合に役場や公売会場へ運搬するための手数料です。その下、錠前開錠手数料は、滞納者の家を捜索する際、出入口があっせんされていた場合業者に開錠を行ってもらうために計上しているものです。節１１役務費の備考欄の４行目 軽自動車税納付情報提供業務手数料は、軽自動車協会から移動情報の提供を受けるための手数料で１件当たり６０円の手数料になります。その下、軽自動車税環境性能割徴収取扱費は前年度徴収額の５％を熊本県に徴収取扱費として納付するものです。節１２委託料の電算システム改修委託料は２つございます。１つ目は電子申告申請の手続拡充に係る対応分と２つ目は個人住民税の電子化対応に伴うシステム改修でございます。節１３使用料及び賃借料の地方税電子申告支援システム使用料は、申告書等のデータをそのまま送信するサーバー間連携対応エルタックス利用料と軽自動車税や固定資産税などの税目に拡大された地方税共通納税サービス利用料になります。その下、預貯金照会システム使用料は、預貯金口座の有無の調査及び取引明細取得に係るシステムの使用料になります。節１８負担金補助及び交付金の地方税共同機構負担金は、地方公共団体が共同で運営する団体でエルタックス会費及び運営負担金、地方税共同機構負担金を負担するものです。その下、軽自動車税通報事務負担金は、軽自動車協会事務に対する負担金になります。節２２償還金利子及び割引料は、町税の過年度分の還付金となります。実績見込みで計上しております。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹町民課長。

●町民課長（中竹　健次 君）　それでは、町民課所管分を説明します。９ページをお願い致します。第２表 債務負担行為です。番号２ 戸籍総合システムガバメントクラウド運用補助保守業務です。令和７年８月から戸籍総合システムがガバメントクラウド対応になるために保守委託を契約するものです。期間は令和８年度から令和１０年度まで、限度額は８９３万２,０００円です。１７ページをお願い致します。歳入です。１枠目、目２衛生費負担金 節１保健衛生費負担金は、墓地公園の管理負担金２６件分となります。次のページをお願い致します。３段目、目３衛生使用料 節１保健衛生施設使用料は墓地公園永代使用料１件分です。次のページをお願い致します。１枠目、目１総務手数料 節２戸籍関係手数料は、令和６年３月より戸籍の広域交付が始まり、本籍地以外でも戸籍の請求ができるようになったことにより請求数が大幅に減少いたしましたので、令和６年度実績予想をもとに計上しております。節３住民登録関係手数料から節５諸証明手数料までは、過去２年間の実績をもとに計上しております。目３衛生手数料 節１衛生手数料 犬登録手数料と狂犬病予防注射手数料は、過去の実績を参考に登録６０頭、予防注射は７１０頭分を計上しており、一般廃棄物処理業等清掃許可手数料は、令和７年度に許可期限を迎える６事業所と車両３１

台分を計上しております。次のページをお願い致します。２枠目、目１総務費国庫補助金 節３社会保障税番号システム整備費補助金の法務省分は、戸籍氏名のふり仮名の通知書の作成と郵送に係る経費を受け入れるものです。節７戸籍住民基本台帳費補助金は、補助対象となるマイナンバーカード交付事務に係る人件費やカード取得促進事業分を受け入れるものです。２２ページをお願い致します。２枠目、目１総務費国庫委託金 節２戸籍住民基本台帳費委託金は、外国籍の方の転入転出等の処理に関する委託金で目２民生費国庫委託金 節２国民年金事務委託金は、国民年金事務に係る人件費、協力連携事務費に対する交付金を計上しております。２６ページをお願い致します。１枠目、目１総務費県委託金 節３住民基本台帳費委託金 人口動態調査事務委託金は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の５つの届出に係る調査事務費分です。３０ページをお願い致します。２段目、目４雑入 節１雑入説明の証明書郵送料は、代理人がマイナンバーカード入りの住民票を窓口に取りにこられた場合、代理人に渡すことが出来ないために住民票を郵送する必要があります。そのために切手代を受け入れるものです。続きまして歳出です。４６ページをお願い致します。主なものを説明致します。３段目、目１６旅券費 節８旅費はパスポートの取扱事務説明会等を計上しております。５２ページをお願い致します。目１戸籍住民基本台帳費です。節１１役務費の郵送料は、戸籍氏名のふり仮名を通知するための郵送料とマイナンバーカードを郵送で交付する５２０件分を計上しております。節１２委託料は、説明１行目 戸籍システムの保守委託と４行目の住基ネットバージョンアップ支援委託が主なものです。次のページをお願い致します。説明の３行目がガバメントクラウド運用委託は、令和７年８月から戸籍システムがガバメントクラウドに対応するために運用保守を締結するものです。その下、４行目 戸籍システム標準化・共通化業務委託料は、地方公共団体に標準化基準に適合する基幹業務システムの利用を義務づける法律が施行されましたが、その業務のひとつの戸籍附票に関するシステムの標準化となります。歳入は企画政策課が予算計上したデジタル基盤改革支援補助金となります。５行目 戸籍ふり仮名通知書作成業務委託料は、今年５月２６日から戸籍に氏名のふり仮名を記載する法律が施行され町からあさぎり町に本籍がある方に通知が発送されますが、その通知書を作成する委託料となります。節１３使用料及び賃借料は、説明１行目 マイナンバーカード対応記帳台と４行目戸籍システムの使用料となります。また２行目 戸籍システムと３行目 住基ネットシステムのリース料です。説明５行目 ガバメントクラウド使用料は、戸籍システムの使用料となります。６２ページをお願い致します。最下段 目５国民年金事務費、次のページをお願い致します。国民年金事務費は、国民年金の手続について申請受付や相談業務を行い、年金事務所や年金機構へつなぐ業務に関する人件費が主なものです。７２ページをお願い致します。２段目、目２予防費 節３職員手当等の時間外勤務手当は休日の野良犬捕獲、迷い犬の保護業務や狂犬病集団予防接種に関するものです。節１２委託料の動物措置処理業務委託は、町道や公共施設内で死んでいる動物の処理委託となっております。目３環境保全費 節３職員手当等の時間外勤務手当は、環境出前講座や公害等の苦情対応分です。節７報償費は、環境美化監視員１０名分と各行政区より選出頂いております廃棄物減量等推進員５３名分を計上しております。今年度から廃棄物減量等推進員報酬については、リサイクル活動実績に基づき加算するようにしております。節１２委託料の説明１行目 ごみ収集業務委託料は、家庭から出される可燃物及び不燃物の収集運搬に係るものです。４行

目と５行目の生ごみ収集運搬及び生ごみ処理委託は、町内１５行政区と事業所から出された生ごみを収集運搬するためのものとなっております。次のページをお願い致します。説明１行目 家庭系有害ごみ収集運搬は、各行政区のリサイクル倉庫に家庭から出された有害ごみを処理する費用となっております。２行目 不燃物選別処分運搬業務は、家庭から出された不燃物を資源有価物回収事業所において有価物を選別し、残った不燃物をクリーンプラザへ運搬する業務となります。３行目 容器包装プラスチック分別収集委託料は、リサイクル倉庫から収集し、保管倉庫で圧縮し保管する業務となります。その下、容器包装リサイクル再商品化業務委託料は、保管倉庫に集められた容器包装プラスチックの再商品化を行う業務委託となります。節１７備品購入費は、不法投棄監視カメラセット２台を購入する費用となります。節１８負担金補助及び交付金で、町民課所管分は説明５行目の資源有価物回収事業交付金で、行政区や協力団体が出された有価物の回収重量により交付金として交付されるものです。その下の生ごみ処理容器等設置事業補助金は、各家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥として資源化を図る目的で生ごみ処理機３０台分、生ごみ処理容器５０台分の購入に対する補助金となります。７８ページをお願い致します。１枠目、目１塵芥処理費 節１８負担金補助及び交付金のごみ処理費及びし尿処理費、斎場費に係る負担金は、１月から１２月までの利用実績等により算出された額を計上しております。前年度より増額になっている理由は、免田葬祭場の修繕費と赤池ごみ処理施設公債費の増加と新ごみ処理施設整備事業費が新たに予算計上されされたことが主なものであります。なお赤池ごみ処理施設費は、前年よりごみ搬入実績が約１７６トン減っており負担金が１２３万４,０００円減少しております。以上で町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　生活福祉課所管分の令和７年度当初予算につきまして説明をさせていただきます。１７ページをお願い致します。歳入になります。１枠目、目１ 節２ 説明の地域活動支援センター事業市町村負担金は、相良村の負担金を受け入れるものでございます。節３ 説明保育所負担金過年度分は、過年度分の利用者負担金を受け入れるものです。節４ 説明の養育医療費保護者負担金は５名 ２か月分の負担金を計上しております。１９ページをお願い致します。１枠目、目２民生手数料ですが、過年度分保育料の督促手数料を計上しております。２枠目、目１ 節２ 説明の障害者医療費負担金は、更生医療、育成医療費、療育介護医療費に係る国の負担分を受け入れるものです。その下、障害者自立支援給付費等負担金は、障害者介護給付費及び補装具費に係る国の負担分を受け入れるものです。節４ 説明の子どものための教育・保育給付交付金は、認定こども園・保育所の運営費について公定価格に算出された金額に対する国の負担分を受け入れるものです。その下、障害児給付費等負担金は、障害児の通所支援サービスに係る国の負担分を受け入れるものです。その下、子育てのための施設等利用給付交付金は、無償化による１号認定の児童の午後の預かり保育利用料における国の負担分を受け入れるものです。２０ページをお願い致します。１枠目、節５児童手当事務費負担金は、高校生以下の児童に支給されます児童手当の国負担分を受け入れるものです。節６養育医療事業費負担金は、低体重児の出産後にかかる医療費について国の負担金を受け入れるものです。２枠目、目２ 節１社会福祉費補助金は、重層的支援体制整備事業への移行準備に対する補助金を受け入れるものでございますが、

生活福祉課所管分としましては生活困窮就労準備支援事業費等補助金、重層的支援整備事業と２１ページになりますが説明最上段の２番目 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（地域づくり事業）となります。節２障害者福祉費補助金は、地域生活支援事業と障害者総合支援事業費に係る補助金を受け入れるものでございます。節３説明の子ども・子育て支援交付金は、一時預かり、子育て援助活動支援、延長保育、放課後児童健全育成、病後児保育の各事業について国の補助金を受け入れるものでございます。その下、就学前教育保育施設整備交付金は、須恵保育園の大規模修繕工事に係る国の負担分を受け入れるものです。その下、出産・子育て応援交付金は、妊娠時出産時にそれぞれ５万円を支給する事業の国の負担分を受け入れるものでございますが、令和７年度からは交付金の名称が２段下の妊婦のための支援給付交付金へと変更となります。令和７年３月３１日生まれの児童までは、旧交付金名での受入れとなりますので見込額を計上しております。その下、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、上中球磨巡回支援専門員整備事業の補助金を受け入れるものです。その下、妊婦のための支援給付交付金は、先ほど説明しましたとおり出産・子育て応援交付金が名称変更となったものでございます。妊婦のための支援給付費補助金は、口座振替手数料に対する補助金を受け入れるものでございます。２２ページをお願い致します。２枠目、目２ 節１説明の特別児童扶養手当事務委託金は、受給者数に対します事務費を受け入れるものでございます。３枠目、目２ 節２ ２３ページになりますが節４、節５、節６につきましては、県からの歳入となりますが国からの歳入にて説明しました県の負担割合による歳入となります。節７救護施設費負担金は、事務費の支弁基準額、保護費の基準額に基づきそれぞれそれぞれ受け入れるものでございます。２枠目、目２ 節１説明の民生委員協議会活動費補助金は、協議会の委員数に対する定額分と推薦会運営費に係る県の補助金を受け入れるものです。その下、住まいの再建支援事業補助金は、令和２年７月豪雨の住宅被災世帯１世帯分の補助金を受け入れるものでございます。節３説明の障害者住宅改造助成事業費補助金は、障害者の方の自立促進や介護の負担軽減を図るための住宅改造費用に対する県の補助金を受け入れるものでございます。その下、重度心身障害者医療費助成事業費補助金は、重度の障害者の方の医療費について県の補助金を受け入れるものです。その下、地域生活支援事業補助金は、国の補助金同様県の負担分を受け入れるものです。説明の４段目になります。難聴児補聴器購入費助成事業費補助金は、軽度・中度の聴覚障害のある児童の補聴器購入に係る県の補助金を受け入れるものでございます。２４ページをお願い致します。節４ 説明の多子世帯子育て支援事業費補助金は、２歳児までの第３子以降の保育料について県の補助分を受け入れるものでございます。その下、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金は、認定こども園の施設型給付費に対しまして県の補助金を受け入れるものです。その下、子ども・子育て支援補助金は、国の交付金同様県の負担分を受け入れるものです。その下、教育の質の向上のための研修支援事業費補助金は、保育士向け研修会の事業費に対する県の補助金となります。その下、保育対策総合支援事業補助金は、保育補助者の雇い上げに対する県の補助金を受け入れるものでございます。その下、出産・子育て応援交付金は、国の交付金同様県の負担分を受け入れるものです。その下、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、国の交付金補助金同様県の負担分を受け入れるものです。その下、県地域療育センター事業補助金は、人吉球磨圏域地域障害児支援体制強化事業に係る県の補助金を

受け入れるものです。その下、妊婦のための支援給付費補助金は、口座振替手数料に対する県の補助金を受け入れるものです。節５説明の乳幼児医療費補助金は、未就学児６歳までの医療費と中学生までの入院費について県の補助金を受け入れるものです。節６説明のひとり親家庭医療費補助金は、ひとり親世帯の医療費について県の補助金を受け入れるものです。２９ページをお願い致します。４枠目、目１　節１　説明の自己負担金は、救護施設利用者の負担金を受け入れるものです。３０ページをお願い致します。目４　節１　雑入　説明のしらがね寮職員給食費は、宿直職員の給食費を受け入れるものでございます。３１ページをお願い致します。１枠目、目１　節１の説明災害援護資金貸付金は、令和２年７月豪雨において被災され借受けをされた償還金を受け入れるものです。２枠目、目２民生債につきましては記載されております４つの事業につきまして地方債を受け入れるものでございます。５７ページをお願い致します。歳出となります。２枠目、目１社会福祉総務費の節１報酬は、民生委員推薦委員会に係ます委員報酬となっております。節７の報償費は、戦没者合同追悼式謝金、社会を明るくする運動作文の副賞の費用を計上しております。５８ページをお願い致します。節８旅費につきましては、民生委員推薦会委員の費用弁償と職員の会議等出席の普通旅費となっております。節７需用費　消耗品費は、社会を明るくする運動や戦没者合同追悼式、関係書籍に係るものが主なものとなります。食糧費につきましては、戦没者合同追悼式時の弁当代が主なものです。印刷製本費はデマンド交通パンフレット作成の費用を計上しております。節１１役務費につきましては、成年後見申請に係る手数料と戦没者合同追悼式に使用しますシーツのクリーニング代を計上しております。節１２委託料につきましては、社会福祉協議会に勤務します地域おこし協力隊への活動支援委託料と同じく社会福祉協議会に委託します重層的支援体制整備への移行準備に係る委託料、災害時避難要援護者支援システムの保守や改修委託料、地域福祉支援システム改修の委託料となっております。節１３使用料及び賃借料は、デマンド交通システムのサーバーや車載機の使用料、災害時避難要援護者支援システムのリース料となります。節１８負担金補助及び交付金は、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、デマンド交通、遺族会への補助金や５９ページになりますが成年後見制度利用事業への助成金、熊本県英霊顕彰会の負担金となります。６０ページをお願い致します。目４障害者福祉費　節１報酬は、保健福祉総合計画委員の報酬となります。節３職員手当は、相談業務等における職員の時間外手当となります。６１ページをお願い致します。説明の最上段　節７報償費は、障がい・知的障がい者相談員への謝金となっております。節８旅費は、職員の各会議出席に伴います普通旅費となります。節１０需用費は、書籍購入や受給者証・資格証に係る消耗品費と印刷製本費となっております。節１１役務費は、更生医療、障害介護、療育介護医療の審査手数料や医師意見書、成年後見制度事務の手数料となります。節１２委託料はシステムの改修や地域生活支援事業や地域活動支援センターへの委託料となります。節１３使用料及び賃借料は、障害福祉サービス請求内容チェックシステムの使用料となります。節１８負担金補助及び交付金は、６２ページにまたがりますが各障害者協議会や支援センター等への負担金や補助金、成年後見制度利用支援事業の助成金となっております。節１９扶助費は重度心身障害者の医療費や障害者の方々が利用されます医療介護や移動、移動手段、補装具、住宅改造、自動車運転免許取得などの費用に対する助成金・給付金となっております。節２７繰出金は、球磨郡障害認定審査会へ繰り出すものでご

ざいます。６３ページをお願い致します。目７社会福祉施設費ですが、生活福祉課所管分としましてはヘルシーランド・ふれあい福祉センターに係るものとなります。施設管理消耗品費、町直営部分の上下水道料と電気料、修繕料、６４ページになりますが説明最上段のヘルシーランド・ふれあい福祉センターの指定管理委託料、工事請負費、備品購入費、温泉協会への負担金が主なものとなります。工事請負費につきましては、ふれあい福祉センターの高圧機中開閉器及び高圧ケーブルを更新工事に係るもの、ヘルシーランドの屋内消火設備の更新工事に係るものになります。備品購入費につきましては、ヘルシーランド監視カメラの増設とＡＥＤの更新に係るものです。２枠目、目１児童福祉総務費ですが、節１報酬は保健福祉総合計画の委員報酬となっております。節３職員手当等は、相談・面談業務に係る時間外手当を計上しております。節７報償費は、８０人分の出生祝い金と保育士研修時の講師謝金となっております。節８旅費につきましては、関係会議や研修会への出席に伴います旅費が主なものです。節１０需用費は、書籍購入用の消耗品費や公用車の燃料費、標準化用納付書用の印刷製本費となります。節１１役務費は６５ページにまたがりますが、社会福祉士が連絡相談用と使用しております携帯電話料や国保連合会への審査手数料と口座振替手数料となっております。節１２委託料は、こども家庭センター事務室の警備委託料となります。節１８負担金補助及び交付金は、保育園・認定こども園・放課後児童クラブへの運営費補助や病児・病後児保育事業、病後児保育事業への負担金と補助金。妊婦支援給付金、障害児支援に係る負担金となります。この中で保育所等整備事業費補助金につきましては、須恵保育所の大規模修繕工事に対します補助金、施設型給付費負担金となっております。６６ページになります。先ほどの６５ページの施設型給付費負担金と６６ページの最上段の副食費補助金につきましては、保育料、副食費の無償化に伴う予算を計上しております。節１９扶助費につきましては、障害児及び発達障害児に対する通所支援事業に係るものとなっております。目２児童手当事業費は、高校生までの児童に支給されます児童手当に係るものとなります。目３子ども医療費助成事業費は、職員の時間外勤務手当、医療費のネット申請に係るシステムの保守委託料と事務委託料、高校生までの医療費に対する給付金を計上しております。目４ひとり親家庭福祉費は、球磨郡母子寡婦福祉連合会への負担金とひとり親家庭の親・子供への医療費に対する助成金を扶助費として計上しております。目５養育医療事業費は、低体重児の医療に係る経費につきまして助成するものとなります。２枠目、目１救護施設総務費ですが節１報酬は、会計年度任用職員の報酬、宿直手当、特殊勤務手当としらがね寮移譲先候補者選定委員会の委員報酬となります。６７ページをお願い致します。節１０需用費につきましては、６８ページにまたがりますが施設事務所側の光熱水費５か月分と修繕料が主なものとなります。６８ページ節１１役務費は、電話料、各種手数料、公用車の自賠責や施設の賠償補償の保険料となっております。節１２委託料は、電気保安協会や防火設備等設備管理上必要な委託料と調理業務や救護施設医師の委託料となっております。節１３使用料及び賃借料は、コピー機や防犯カメラセンサーに係るものが主なものです。節１８負担金補助及び交付金は６９ページにまたがりますが、各救護施設協議会や県社会福祉協議会と研修時の負担金となっております。６９ページです。節２６公課費は公用車の重量税となっております。目２救護施設事業費です。節７報償費は、利用者の健康や体力維持などの目的で実施されております音楽や３Ｂ体操における講師謝金となっております。節１０需用

費は利用者支援に必要な消耗品費や施設の７か月分の光熱水費と修繕料、利用者の食事にかかります賄い材料費となっております。節１１役務費は、利用者の健診手数料や厨房換気扇の清掃手数料、交流会時の災害保険料とクリーニング代となっております。節１３使用料及び賃借料はテレビの受信料やモップ、社会見学時のバス等の使用料となります。節１８負担金補助及び交付金は、各種大会や予防接種に係る負担金となります。節１９扶助費は、障害者年金を受給しております利用者以外の利用者に対し、日用品等施設生活に必要な物品の購入に対し給付金を支給するものでございます。７０ページをお願い致します。１枠目、目１　節１８　説明の住まいの再建支援事業補助金は、令和２年７月豪雨の住宅被災世帯１世帯分の補助金を計上しております。その下 福祉避難所運営負担金は、災害時において福祉避難所を利用された場合においての事業所側への負担金を計上しております。節１９説明の災害見舞金は、火災等における災害に対しての見舞金となります。節２２災害援護資金償還金は、令和２年７月豪雨において被災され借受けをされた１件分の償還金を県へ支出するものとなっております。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩致します。

（休憩）　午前１０時４８分

（再開）　午前１０時５８分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開します。尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　それでは、高齢福祉課所管分について説明致します。１７ページをお願い致します。歳入です。１枠目、目１民生費負担金 節１老人福祉費負担金の養護老人ホーム入所者負担金は、令和６年度の実績見込額をもとに１か月当たりの対象者１４名で計上しております。現在の入所者は１８名ですが低所得者の方は負担金が発生しませんので入所者総数より少なく計上しております。１８ページをお願いします。目２民生使用料 節１社会福祉施設等使用料は白寿荘の使用料を計上しております。１９ページをお願いします。２枠目 目１民生費国庫負担金 節１老人福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金は、介護保険料段階の３段階までの方を対象に介護保険料軽減措置した額の国庫負担分となります。負担割合は、国２分の１、県４分の１、町４分の１となっております。２１ページをお願いします。最上段の目２民生費国庫補助金 節１社会福祉費補助金 説明１行目 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、成年後見制度の相談業務等の費用に対する補助金となります。２２ページをお願いします。３枠目、目２民生費負担金 節１老人福祉費負担金　２行目の低所得者保険料軽減負担金は、先ほど１０ページで説明しました国庫負担金と同様の県負担分となります。２３ページをお願いします。２枠目、目２民生費県補助金 節２老人福祉費補助金 説明１行目の老人クラブ活動等事業費補助金は、前年度の

実績見込額をもとに計上しております。説明その下 高齢者住宅改造助成事業費補助金は、申請件数１件分を計上しており補助率２分の１となっております。その下、低所得者利用者負担対策事業費補助金は、介護サービスを行う社会福祉法人等が低所得で生計が困難な利用者に対し負担軽減を行う事業の補助金で、軽減額の４分の３を県が補助するものです。その下、権利擁護人材育成事業補助金は、人吉球磨成年後見センターが行う市民後見養成等の費用に対する補助金となります。続きまして歳出です。５９ページをお願いします。目２老人福祉費です。高齢福祉課で計上しております主な事業について説明致します。節７報償費 敬老祝金ですが祝い金１０万円の１００歳が２１名、２万円の９０歳１１８名、１万円の８０歳１１７名となっております。節１２委託料 ２行目の人吉球磨成年後見センター運営業務委託料は、センターの運営費として委託先である人吉市社会福祉協議会へ支払うあさぎり町負担分です。２行下の生活管理指導短期宿泊事業委託料は、家族の冠婚葬祭等などの理由により６５歳以上の介護保険未申請者の方が短期で施設を利用される場合の委託料です。その下、緊急通報システム管理業務委託料は、独居で携帯電話がない人などに緊急通報装置を設置し緊急時に対応するための委託料で、現在１６人に設置しております。６０ページをお願いします。節１８負担金補助及び交付金の説明中ほど老人クラブ補助金は、あさぎり町老人クラブ連合会への補助金です。会員数1,７０１名で計上しております。その下、低所得者負担軽減補助金は、介護サービスの利用者負担軽減を行っている社会福祉法人等への補助です。その下、介護人材育成事業助成金は、介護人材不足により介護が必要な方がサービスを受けることができなくなる現実が目前に迫る中、特に深刻であるケアマネジャー不足に対応するよう令和７年度から新たに取り組む事業です。助成の内容は、新規の資格取得や更新研修にかかる費用を助成するものとなります。その下、シルバーヘルパー活動助成金は、老人クラブ連合会で取り組んで頂いておりますひとり暮らし高齢者等の見守り、声かけ活動等に対する助成金となります。その下、敬老会助成金は７５歳以上の3,５３５人の方が対象となりますが、令和７年度からは式典開催の委託料ではなく各地区でのそれぞれの活動に対しての助成金と変更し、物価高騰なども影響を踏まえ１人当たり単価を1,３６２円から1,５００円に増額しております。その下、運転免許自主返納者支援事業補助金は、高齢者の運転免許証自主返納を支援し、デマンド交通への利用転換及び交通事故の減少を図ることを目的とし、デマンド交通の１年間無料乗車券を交付するものです。現在３４名が申請されており今年度の見込みにより計上しております。節１９扶助費 高齢者住宅改造助成事業費は、申請件数１件分を計上しております。節２７繰出金 介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計における給付費等の負担割合分と事務費の繰り出しとなります。目３老人保護費 節１９扶助費の老人施設入所措置費は、対象者を月平均２５名と見込んで計上しております。６３ページをお願いします。目７社会福祉施設費の高齢福祉課分は、高齢者コミュニティーセンター白寿荘の維持管理分を計上しております。節１０需用費の１５５万5,０００円のうち電気料３９万6,０００円、修繕料５万円など計５３万1,０００円になります。節１１役務費の消防設備法定検査手数料 節１２委託料の清掃委託料などが白寿荘分となります。高齢福祉課所管分の説明は以上となります。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　それでは、健康推進課所管分について説明致します。１８ペー

ジをお願い致します。目３衛生使用料 説明の２行目 保健センター使用料は過去３年の平均を見込額としまして計上しております。１９ページをお願い致します。２枠目、目１民生費国庫負担金 節３国民健康保険事務費負担金は、国民健康保険保険者支援のために低所得者層の保険税軽減による税収の減に対し、国が２分の１を負担するものです。２０ページをお願い致します。１枠目、目３衛生費国庫補助金は、新型コロナワクチン接種予防健康被害救済給付金で、令和６年度中に１件の認定がありましたので申請後の医療費、医療手当分として計上するものです。２枠目、目２民生費国庫補助金、２１ページをお願い致します。節４老人福祉費補助金は、子ども・子育て支援制度の施行に向けたシステム改修に対する国からの補助金です。節３衛生費国庫補助金は、説明の２行目は出産後間もない産婦健康診査、１か月頃の乳児の健康状態や育児相談、健康診査費用に対する国からの補助金です。２２ページをお願い致します。３枠目、目２民生費県負担金 節１老人福祉費負担金は、説明の１行目 低所得者等の保険料軽減分に対し、県が負担するものでございます。２３ページをお願い致します。１枠目、節３国民健康保険事務費負担金は、国保の保険税軽減分に対し、県が負担をするものでございます。２４ページをお願い致します。目３衛生費県補助金 節１保健衛生費補助金 説明の２行目は、心の健康相談やメンタルヘルス相談などに係る補助金です。次は、乳幼児の歯科健診や保育園等・小学校・中学校でのフッ化物洗口事業に係る補助金です。次は、妊婦や妊娠を希望する女性、その家族の風疹の抗体検査や予防接種に係る補助金です。次は、乳児の家庭を母子保健推進員の方に訪問していただいておりますので費用に対する補助金となります。次は、不妊治療の人工授精や妊娠検査に係る少子化対策の補助金となります。次は、健幸教室、健康相談や健康診査に対する健康増進事業補助金となります。次は、がん患者の医療用ウイッグ等の購入に対します補助金となります。最後につきましては、産後ケア事業の補助金となります。節２母子保健事業費補助金は、ハイリスク妊婦において居住地から周産期母子医療センターまでの移動に６０分以上を要する場合の交通費、宿泊費に対します補助金となります。２８ページをお願い致します。２枠目、目１特別会計繰入金は、歳入で説明致します健幸運動教室に係る経費のうち参加者が国民健康保険の被保険者の場合にその費用相当を国民健康保険特別会計から繰り出すものです。２９ページをお願い致します。３枠目、目１民生費受託事業収入は、後期高齢の健康診査を熊本県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施するものでその委託料となります。目２衛生費受託事業収入は、こちらも広域連合から委託を受け高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業分となります。４枠目、目２衛生費納付金は、集団健診の個人負担金となります。３０ページをお願い致します。目４雑入、説明の上から１３行目 運動教室会費は、入会時の会費や月の会費分となります。次の岡原保健センター光熱水費は、事務室を外部団体に貸付けを行いますのでその利用料分となります。次の乳幼児発達相談等事業負担金は、人吉市、錦町、あさぎり町の３市町で実施しております事業で令和７年度におきましては、あさぎり町が事務局となりますのでその負担金を受け入れるものでございます。５９ページをお願い致します。次に歳出です。主なもののみ説明致します。目２老人福祉費 節３職員手当等 説明の最下段 時間外勤務手当のうち健康推進課分といたしまして２２万４,０００円を計上しております。保険証更新時の発送や保険料の本算定通知に係る分となります。節１２委託料説明の１行目は、後期高齢者の特定健康診査の委託料となります。６０ページをお願い致し

ます。節１８負担金補助及び交付金 説明の１行目は、後期高齢者医療広域連合の会議費や職員の人件費、事務経費等に係る負担金です。次の後期高齢者医療広域連合特別会計への共通経費で事務費等に対する負担金となります。ひとつ飛びまして後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金は、保険給付費や高額療養費等の支払いに係る負担金で、医療費の自己負担額を除いた金額の１２分の１を市町村が負担するものでございます。節２７繰出金 説明の２行目は、後期高齢者医療特別会計の事務経費と保険基盤安定負担金そして歯科健診分として繰り出すものでございます。６３ページをお願い致します。目６国民健康保険事務費 節３職員手当は、資格確認証等発送事務、国費県費の申請などに伴う時間外手当分となります。節２７繰出金は、国民健康保険特別会計への保険基盤安定繰出金や財政安定化支援事業、出産育児一時金、未就学児均等割保険料の法定内分となります。７０ページをお願い致します。２枠目、目１保健衛生総務費 節１報酬は、保健師の産休育休代替職員分としましての人件費となります。７１ページをお願い致します。節１２委託料 説明の１行目は、健康診断や予防接種の管理等を行うシステムの保守費用となります。次の健康管理システム標準化に伴います改修となります。節１３使用料及び賃借料は、健康管理システムリース料とシステム使用料となります。節１８負担金及び交付金 説明の１行目は、公立多良木病院への負担金となります。次は、人吉医療センターと公立多良木病院の休日夜間の救急外来対応への負担金となります。下から４行目鍼灸治療費助成金は、１枚５００円で４００枚分を予定しております。次は、休日における医療確保のための当番医療機関への負担金となります。７２ページをお願い致します。説明の１行目 アピアランスケア推進事業費補助金につきましては、令和７年度ウイッグ等４件、胸部補整具等２件分を計上をしております。７３ページをお願い致します。目４健康増進事業費 節１報酬は、集団検診時に会計年度任用職員に早朝の対応をお願いしますのでその時の時間外手当分となります。節３職員手当等は、集団健診通知の発送や当日の早出対応、結果説明や次年度申込みの通知や取りまとめ時、職員の時間外手当分となります。節１２委託料 説明の上から集団検診時の駐車場整理業務、次につきましては集団健診、がんセット検診等の委託料となります。最後につきましては、令和４年度から健診会場を１か所にしたことからシャトルバス運行を行っておりますのでその必要経費を計上しております。７４ページをお願い致します。目５母子保健事業費 節１報酬は、乳幼児健診時の医師報酬です。節３職員手当等は、発達相談対応、母子保健事業の訪問後の整理業務や夜間の会議・検討会などに係る時間外手当となります。節７報償費は、説明の２行目 歯科衛生士や言語聴覚士、発達相談時の心理士分の謝金となります。次につきましては、推進員の赤ちゃん訪問、育児学級、３歳児健診等の謝金となります。節１２委託料 説明の１行目は、妊産婦健診に係るもので対象者８０名を見込んでおります。中ほどの産後ケア事業委託料は、通所型・宿泊型・訪問型の委託料となります。節１８負担金補助及び交付金 説明の不妊治療補助金は、生殖補助２０件、一般不妊治療１０件分を見込んでおります。下から３行目産婦健康診査助成金から７５ページをお願い致します。ハイリスク妊婦交通費等助成金は、歳入で説明致しました事業で令和７年度から助成を行うものでございます。目６予防接種事業費 節３職員手当等は、高齢者のインフルエンザや新型コロナウイルスに係る業務の時間外勤務手当となります。節１２委託料は、小児用の各種予防接種や高齢者のインフルエンザ、新型コロナ、肺炎球菌、帯状疱疹等の検査と接種の医療機関への委託料となります。節１

８負担金補助及び交付金 説明の２行目は、里帰り出産され県外でワクチンを接種された方へ償還払いで助成を行うものでございます。次は、歳入で説明致しました接種被害者への給付金となります。目７健康づくり推進事業費 節１報酬は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における栄養士の報酬となります。節３職員手当等は、健康づくり出前講座、糖尿病関係や生活習慣、健康２１計画、食育推進計画変更時等の対応に伴う職員の時間外勤務手当となります。節７報償費は、心の相談にかかる医師の謝金、７６ページをお願い致します。説明の心理士と口腔ケア健康教育時の謝金となります。節１２委託料説明の健幸ポイント事業事務委託料は、健幸応援券の交換業務をあさぎり商工会に委託するものでございます。節１８負担金補助及び交付金は、食生活改善推進協議会への負担金となります。目８スマートウェルネスシティ事業費 節３職員手当等は、運動スポーツ習慣化促進事業実行委員会や運動教室デジタル健幸ポイント運営事務にかかります職員の時間外勤務手当となります。節１２委託料 説明の１行目は、令和６年度よりあさぎり商社に３名の協力隊の雇用をお願いしておりその費用となります。次は、令和２年度からの事業で令和７年度で６年目になります。１期生から４期生のうち１１４名が継続して自主活動を実施。現在、運動教室には６年度の５期生５４名が参加し、個々の状態に合ったプラン設定を行い、活動に取り組んで頂いているところでございます。７年度の６期生は６０名を見込んでおり、１０月から教室をスタートする予定で健康づくりのデータ収集を行い、町全体への健康づくりを広げ、また令和６年度８月からデジタルポイントを付与するあさぎり健幸プログラムをスタート。ポイント交換も現在の商品券に加えてデジタルギフトへの交換など、若い世代への運動習慣を目指しているところでございます。次につきましては、運動教室における運動指導員の委託料となるものです。７７ページをお願い致します。節１７備品購入費は、体組成計リーダライターを各種イベントで使用したく、新たに購入をするものでございます。目９保健センター管理費は、免田・岡原の保健センターの管理費用になります。節１０需用費は、水道・下水道、電気、ガスの使用料、修繕費が主なものでございます。節１２委託料は、電気保安管理業務、清掃点検委託料が主なものでございます。節１４工事請負費は、免田保健センター外壁修繕工事で横風が強い時に壁から雨水が染み込み窓付近の床が水浸しになっておりましたので、修繕工事を行うものでございます。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　林教育課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい。はい。それでは、教育課所管分を御説明致します。１７ページをお願いします。歳入になります。１枠目下段の目５教育費負担金 節１小学校費負担金と節２中学校費負担金の日本スポーツ振興センター負担金は、学校の管理下で起きる事故による医療費を給付する制度の保護者負担金です。１人当たり４６０円の負担となります。１８ページをお願いします。最下段の目７教育使用料 節１学校施設使用料は、町内小・中学校の体育施設使用料です。節２教職員住宅使用料は、ＡＬＴが入居しております深田地区にあります教職員住宅の使用料です。節３生涯学習施設使用料は、須恵文化ホール、せきれい館、上校区公民館、生涯学習センターの使用料です。節４保健体育施設使用料は、町内の体育施設の使用料です。２５ページをお願いします。最下段の目８教育費県補助金 節１教育費補助金　１行目の水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金は、各小学校５年生を対象に水俣を訪問し学習するための補助金です。補助率は２分の１で

す。その下、地域学校協働活動推進費補助金は、中学校３年生を対象として学習支援を行う地域未来塾と家庭教育に関する保護者の相談業務など支援を行う家庭教育支援員を設置する事業に対する補助金です。補助率は３分の２です。その下、中学校英語検定チャレンジ事業補助金は、英語検定を受験する中学校３年生を対象として受験料の３分の１を県が補助するものです。２６ページをお願いします。２枠目の目２利子及び配当金 説明欄の３行目 奨学基金利子及び次のページの最上段 学校教育施設整備基金利子は、それぞれの基金利子を計上しております。２８ページをお願いします。１枠目の目７学校教育施設整備基金繰入金は、あさぎり中学校管理棟ほか整備事業の財源として繰り入れるものです。３０ページをお願いします。最上段の目３給食事業収入節１学校給食費は、給食費を町の歳入として受け入れるものです。令和７年度につきましては、学校教職員、給食センター職員、調理、受託業者社員の給食費となり前年度比較で児童生徒分が減額となります。その下の目４雑入 説明欄の６行目 英会話教室参加料は、一般向け英会話教室の参加料です。その４行下の太陽光発電売電収入は、各小学校に設置しておりますソーラーパネルによる売電収入です。その６行下の学校給食センター廃食油引取料は廃油の引取りにかかるもの。その下の自主事業入場料は、令和７年度予定しております須恵文化ホール自主文化事業２回分の入場料になります。３２ページをお願いします。中ほどの目７教育債 節１学校施設整備事業債につきましては、あさぎり中学校管理棟ほか整備事業の財源として借入れを行うものです。その下の節２社会教育施設整備事業債につきましては、生涯学習センター屋根改修工事分及び井上区の公民分館建設の町補助分の財源として借入れを行うものです。１０６ページをお願いします。歳出になります。前年度と比較して新規や増減の大きな事業を主に説明させていただきます。下の枠 目１教育委員会費は、教育委員会の運営費になります。節１７備品購入費は、教育委員用のタブレット４台購入を計画しております。１０７ページをお願いします。目２事務局費は、教育長、学校教育担当職員、指導主事等の人件費などを計上しております。下段の目３教育振興費ですが節１報酬は、主に説明欄の医師・外国青年・英語サポーター等の報酬を計上しております。１０８ページをお願いします。中ほどの節８旅費 費用弁償は、ＡＬＴ１名が７月帰国帰国予定でありまして帰国旅費と次の１名の招致旅費の分が増額となっております。その下の節１０需用費の修繕料は、電子黒板が購入後８年から９年経過しており故障が増加傾向にあるため、修繕料を計上しております。令和８年度以降電子黒板の更新を計画しております。１０９ページをお願いします。中ほどの節１３使用料及び賃借料は、学校の校務用端末などの利用料となります。最下段の節１８負担金補助及び交付金 説明欄の２行目 学校創立記念事業補助金は、７年度１５０周年を迎える上・免田・深田小学校への補助金となります。１１０ページをお願いします。説明欄の最上段 子ども育成奨励交付金は、６年度の実績により申請件数・予定件数を増やして計上しております。次の目４教職員住宅費 節１５原材料費は、ＡＬＴが入居しております深田教職員住宅２棟について、住宅周辺の除草などの管理が困難であるため防草シートを張るための原材料費を計上しております。下の枠 目１学校管理費は、町内小学校５校分の管理運営費を計上しております。節１報酬は、主に学校医報酬と特別支援教育支援員１４名分の報酬です。１１１ページをお願いします。上段の節１０需用費 説明欄の最上段 消耗品費は、昨年度は小学校の教科書改訂用の消耗品を計上しておりましたので１，８００万円ほどの減額となります。１１２ページをお願い

します。中ほどの節１４工事請負費は、上小、免田小の高圧機関連設備の修繕工事、免田小のプレハブ解体工事、深田小学校図工室床修繕工事を計上しております。その下のほうの節１７備品購入費 説明欄の一般備品購入費は、小学校の教職員用椅子が全般的に老朽化しており、今回全小学校を対象に１００脚分２６４万円を計上しております。その下の節１８負担金補助及び交付金 修学旅行旅費補助金は、旅費が高額化しており保護者の負担軽減のため、１人当たり補助単価を２,０００円から１万円に増額計上しております。その下の節１９扶助費 要保護準要保護児童就学援助費は、給食費の無償化に伴いまして減額となっております。１１３ページから中学校費となります。中ほどの節７報償費 制服検討委員謝金は、中学校における制服の在り方が課題となっていることから教職員のほか保護者、有識者などにより検討委員会を設置し、検討するために計上するものです。委員は１０名以内で謝金は５名の８回分を計画しております。その下の節１０需用費 説明欄の消耗品費は、来年度が中学校の教科書改訂となっておりますので教師用指導書など４０４万円を計上しております。１１４ページをお願いします。節１２委託料の説明欄の下のほうの設計委託料は、中学校管理棟ほか改修工事の監理業務委託費を計上しております。その下の節１４工事請負費は、中学校管理棟、音楽室、渡り廊下などの改修工事請負費です。最下段の節１７備品購入費 説明欄の一般備品購入費は、小学校同様教職員の椅子が老朽化しておりますので４４脚分を計上しております。１１５ページをお願いします。上段の節１８負担金補助及び交付金 最上段の修学旅行旅費補助金は、小学校同様１人当たり補助金額を１万円から３万円増額のため３００万円ほどの増額となります。下の段、目２スクールバス運行費は、中学校のスクールバス運行に要する経費を計上しております。下の枠から生涯学習費となります。目１生涯学習総務費は、社会教育委員会の運営と社会教育担当職員の人件費が主な経費となっております。１１６ページをお願いします。中ほどの節１８負担金補助及び交付金は、各社会教育団体への補助金を計上しております。説明欄の５行目 人吉球磨人権教育研究協議会事務局負担金は７年度の協議会事務局が錦町とあさぎり町となりまして、錦町に１名人員配置して事務局業務を主に担っていただくように予定しており、費用の３分の１の１０９万円をあさぎり町が負担するものです。１１７ページをお願いします。目２公民館費になります。公民館活動や成人式、地域学校共同活動、青少年健全育成、せきれい館の維持管理費等を計上しております。中ほど節７報償費 説明欄の講師謝金は、生涯学習講座の講師謝金のほか家庭教育に関する保護者の相談業務など支援を行う家庭教育支援員を令和６年度から配置しておりますが、１日３時間週３日の体制で保護者の対応や関係機関との連携がとりにくい状況が見られておりましたので、１日３時間の週４日体制で対応するように計画し、謝金は若干の増加となっております。１１８ページをお願いします。中ほどの節１８負担金補助及び交付金 説明欄の最下段の公民分館等施設整備費補助金は、井上区の公民分館建設が計画されておりますので事業費の９０％を補助金として計上しております。そのほか３つの分館のエアコン設置工事などの３分の１の補助を予定しております。下段から目３文化財保護費です。節７報償費の講師謝金は、文化財講座講師２名分、来年度は本目発掘調査３０周年記念事業に関連した講師を計画しております。文化財調査謝金は、丸池のリュウキンカ保全対策に係る調査の費用となります。最下段の節１２委託料 説明欄の上段の警備委託料は、国指定重要文化財の荒茂毘沙門堂及び同様に文化財的価値が大変高いと評価されている阿蘇釈迦堂につきま

して、今現在赤外線による警報装置は設置されておりますが実情は防犯対策上非常に課題がありますので、今回、民間警備会社への警備委託費用を計上するものです。最下段の看板作成委託料は、町内各文化財の看板作成費用となります。１１９ページをお願いします。説明欄の５行目の文化財輸送業務委託料及びその下の節１３使用料及び賃借料 説明欄の展示ケースリース料は、才園古墳出土品里帰り展示にかかる費用となります。下の段から文化ホール運営費です。須恵文化ホールの維持管理、自主文化事業等の経費などを計上しております。１２０ページをお願いします。最上段の節１２委託料 説明欄の最上段の空調機器保守点検委託料は、須恵文化ホールは業務用エアコンとなり３年に１度の定期点検が義務づけられておりますので計上するものです。説明欄の最下段 自主文化事業委託料は来年度も２回の自主文化事業を計画しておりまして、その委託料となります。１回分は本年度同、熊本県立劇場のネットワーク事業として落語会を計画しており、県立劇場から委託料の半額助成を予定しております。あと１回は著名人の講演会を計画中でございます。下のほうの節１４工事請負費は、文化ホールの支所側入り口エントランスホールのエアコン修繕が主なものとなります。下の段から目５図書館費となります。図書館の管理運営に関する経費を計上しており特に増減はございません。１２１ページをお願いします。中ほどから目６生涯学習センター事業費となります。生涯学習センターの維持管理に係る経費を計上しております。１２２ページをお願いします。最上段の節１４工事請負費は、生涯学習センターの西棟くま川鉄道再生協議会が入っております棟の雨漏りがひどくなっておりますので、屋根改修工事を計上しております。その下の枠から目１保健体育総務費となります。スポーツ推進に係る経費及び社会体育担当職員の人件費等を計上しております。最上段の節１報酬 会計年度任用職員報酬は、中学校部活動地域移行業務の増加に伴いまして職員１名分を新規に計上しております。次に下のほうの節８旅費 費用弁償は、来年度スポーツ推進委員の九州大会が沖縄開催となりますので増となっております。１２３ページをお願いします。節１８負担金補助及び交付金の最下段 奥球磨駅伝大会負担金は、来年度で第４回目となりますがこれまでの男子駅伝に加えて来年度は女子駅伝も計画しておりまして、負担金は倍増で計上しております。中ほどから目２体育施設費となります。最上段の節１報酬は、Ｂ＆Ｇプール監視員８名分の報酬となります。１２４ページをお願いします。下段の節１３使用料及び賃借料は、説明欄の下段の体育施設予約管理システム使用料は６年度導入しましたシステムの使用料となります。本システムにより体育施設の予約がスマートフォンからも可能となります。最下段の節１４工事請負費は、主に高山体育館照明改修工事ＬＥＤ化でございます。これに２，３００万円及び森園カントリーパーク木柵改修工事２，０００万円で木柵改修は森林環境譲与税の活用を予定しております。１２５ページをお願いします。１枠目の２行目 節１７備品購入費は、除草作業用の自走式草刈り機１台、Ｂ＆Ｇプールの券売機１台、Ｂ＆Ｇプールのレクレーション機材としてサップ７機の購入を予定しております。サップは立って漕ぐサーフボード型のものでＢ＆Ｇ財団から６５％以内の助成を予定しております。下の枠から目１給食センター運営費です。現在主に給食費徴収業務のため会計年度任用職員１名を配置しておりますが、無償化となりましたので配置は本年度までとなります。節１０需用費 説明欄の１番下 賄い材料費は、給食の材料費です。１食単価が小学生２８６．１６円、本年度２７０．８２円から１５．３４円の増。中学生３４２．２１円、本年度３２５．２２円から１６．９９円の増。

基準回数は１８４回で計上しております。１２６ページをお願いします。中ほどの節１４工事請負費は、スチームコンベクションオーブン更新工事1,０８０万円。これはオーブンにスチーム機能がついた加熱調理器で熱風と蒸気で様々な調理が可能であり、給食センターでは主流となっています。次に蒸気温水製造ユニット更新工事1,４６３万円。これは蒸気を熱交換器に送り調理や作業用の温水をつくり出す機械で、いずれも設置から１８年を経過し交換が必要となっているものです。最下段 節１８負担金補助及び交付金の学校給食費補助金は、特別支援学校在校生やアレルギーにより給食を食べることが出来ない児童生徒の家庭を支援するため、給食費を基準とした補助を行うものです。以上で教育課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　追加説明はありませんか。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それで質疑が足りないようであれば一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　それでは最初は税務課分についての質疑を行います。質疑はありませんか。永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。１３番です。質疑というよりも確認にもなるかと思いますが、ページは１３ページの個人町民税のことでこれには均等割と所得割があると思います。この額のですね、前年度よりも3,７００万ぐらいこう上がっていると。この要因については、単純に町民の所得が上がっていると考えてもよろしいんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　高田税務課長。

●税務課長（高田　真之 君）　はい。お答えいたします。所得も上がっていると存じますけれども、今回令和６年度は定額減税とかもありましたので。ただ、この計算につきましては、３か年の平均の徴収率の９８％計上しておりますのでそちらで少し伸びがあったのかなと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。まず、定額減税とかが関係してくるんですか。とにかく均等割はもうあんまり関係ありませんよね、計算の中に町民の１人当たりの均等割というのは。私はだから従業員さんあたり勤めておられる方それから個人事業主さんもですけども、その所得が上がる見込みっていうよりも前年度の所得ですたいね。これが上がっているから3,７００万。私はこの3,７００万結構な額上がってるなと。これはいいことだなですよ、本当に。はい、町民の皆さんの所得が上がってるのはいいことだなあって考えておりますけども、そういった答えが出るのかなと思っておりましたがいかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　高田税務課長。

●税務課長（高田　真之 君）　はい、すいません。確かに所得も上がっているということではありますけども、年々やはり人数が減ってきておりますので。ただ今回は先ほども申し上げましたけどもちょっと定額減税等で昨年度はですね、所得割のほうが下がっておりました。今回はその分を今のところは元に戻した形で計算をさせていただいているところで伸びているということになっております。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに税務課に対して質疑ありませんですか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。今の質疑にも若干絡んでくるかと思いますが、今回の予算計上なのか。今、先ほどの説明から今の御説明聞きますと３か年の平均的な実績に基づいた計上というふうに私は受け止めたんですが、ここでお尋ねしたいのはですね。今、国の方の２０２５年の税制改正の中で、よく言われるもうここ半年ぐらいですか。１０３万円の壁云々で。これが住民税に結果的にどのように個人住民税ですね、どのように反映されるかっちゅうのがいろんなマスコミ報道見ててもですね、もうまだ動いておりますので断定的なこと言えないと思いますがそういったまずそもそも住民税でどの程度影響はあるのかがちょっと私も正確に理解出来ておりません。１０万円２０万か。の控除が増えるのかなあというふうな何か漠然とした理解をしてるんですが住民税に関してはですね。そういうことを含めて、恐らくこの予算には反映されてないというふうに私は思ってるんですが。であればですね、恐らくかなりの課題というか補正というか実際の算定の中ではですね、違った数字が出てくるのかなというイメージも捉えておるんですが。現時点でですね、先ほど言いました今、国が言ってる衆議院で通過した今の国の予算に反映されたようなことが住民税にどのように反映されてくるかをちょっと簡単で結構ですので御説明頂いて恐らくそれはこれに反映されてないと先ほど今私は思ってますが、その付近の確認をですね、ちょっと御説明お願い出来ますか。

◎議長（小見田　和行 君）　高田税務課長。

●税務課長（高田　真之 君）　はい。議員おっしゃるとおりただいまのこの予算にはですね、影響といいますか、反映はまだしておりません。今、国のほうでまだ決定がですね、されておりませんし、７年度になりましてですね、また再度決まりましてから計上させて影響が出る場合はですね、計上させていただければなと思っているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。すいません。ここであんまりこだわるつもりはないんですが、現時点で今言われてる住民税に跳ね返る税制改正というのは、どのような要素があるか。今の段階まだ確定してませんでですね一概に言えませんが、その付近がお分かりのところがあったら教えていただけますかね。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいま質問の途中ですがここで暫時休憩も含めて休憩致します。再開は、１３時３０分から行います。

（休憩）　午前１１時５５分

（再開）　午後　１時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　午前中に行われました小谷議員の質問がまた再度申出があっておりま

すので、小谷議員の発言を許します。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、お昼前の私の質疑の中でのちょっとまた改めてちょっと整理をして申し上げておきたいと思います。議長のお許しを頂いて午前中の質疑の内容をまた改めて申し上げたいと思います。趣旨といたしましてはですね、この半年ほど国のレベルの話でございますが税制改正の話があっておりまして、その情報がまだ不確定という前提なんですがいろいろあっておる中で、私も含めて一般の住民の方も中々その付近がまだ分かりづらいところがあるという前提で、今の段階での情報がある程度分かってる部分がありましたらですね、お知らせを頂きたいというのが元々の私の気持ちでございました。ただ、住民税に関しましてはですね令和７年度の直接の影響というかそのが反映されるもんでもないし、もうひとつは、不確定な要素が多分にある内容を答弁を求めるのはこういう場ではあんまり必要じゃないんではないかというような御意見もございますので、最初申し上げましたそういう趣旨の中で、もしこの場でお答えが出来る部分がありましたらですねその範疇でお答えを頂ければ結構でございますので、お答えが難しいというかあんまりこの場で公表できないというようなお話であればその部分はもちろんお答え頂かなくても結構でございますので。そういう意味合いでの許される範囲での御答弁を頂ければありがたいと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　高田税務課長。

●税務課長（高田　真之 君）　はい。それではお答えさせていただきます。まず住民税の影響はということで御質問がありましたけども、今議員おっしゃっ言いましたとおりですね、前年の所得に課税するものでありますので令和８年度から減収が見込まれるということになっております。また控除等が今より引上げられればですね、納税者の税負担が減る分手取りは増えることとなりますけれども、まだ今、国とかでですね、議論されておりますのでそちらのほうの議論を注視しながら町としても対応していきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいま、税務課分の質疑を行っております。ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に、町民課分について質疑を行います。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　７番 橋本です。町民課に１点だけお伺いします。ページ１７と１８のですね、衛生負担 節１保健衛生費負担金の中の墓地公園管理負担金とありますが現在ですね、墓地公園はどのような現状としてなっているかをまずお聞き致します。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹町民課長。

●町民課長（中竹　健次 君）　はい、墓地公園の現状について説明をさせていただきます。まず墓地公園のですね区画なんですけれども、Ａ区画・Ｂ区画・Ｃ区画がございまして建立の実績ですね墓地を立てている実績について御説明致します。全体でですね１８０区画ございまして建立を許可している区画数がですね、ＪＡを含めて８３区画ございます。そのうちですね建立されているのが６８区画でございます。全体が１８０区画ございますので残りのですね１１２区画がですね、現在のところ空き地となっておるところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　要はですね、ただ前回の９月議会の折にもですね小松議員と森岡議員からも質問があったと思いますが、区画の整備がちゃんと出来てないしそのままの状態が進んでいると。年々やっぱし無縁仏じゃなかですけどそういうのに対して樹木葬ですね、やっぱもう墓を建てないってなってけーばですね、樹木葬とかいう管理のやり方をしていけば今後やっていけるんじゃないかと思いますんでそういう検討はしていくということで９月の定例の回答の結果の中に３月３日の全協の折にですね、そういうのを書いてありましたが今後はどういう形でやっていくんですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●町民課長（中竹　健次 君）　はい。今後の墓地公園の将来的な現状、現状というか展望なんですけれども、ＪＡのほうとですね２月通の前半に協議をさせていただきました。今後はですね、まずは墓地公園のですね空き区画の解消につながるようにですね、まずは広報活動。墓地公園に関係するお寺とか、それとか石材店にチラシを置かしてもらうというふうな広報活動を考えました。それと今後は先ほど議員も御指摘があったとおりですね、樹木葬をどうにかしなければならないということを考えたわけなんですけれども、これについてはですね今後検討していくということでございます。３月のですね、実は窓口のほうに前半だと思うんですけれども墓地公園のですね負担金のほうをですね、管理料のほうを口座振替したいというお客様が来られまして、ちょっと口座振替のほうはちょっとできないんですけれども本人さんたちがですね、子供がおられないということで樹木葬をさせていただきたいということで御相談があったわけなんですけれども、そのような子供さんがおられなかったりとか今後墓じまいを考えておられる方がですね、多分多くおられるだろうということで言われました。今後ですね、まずは墓地公園に建立されている方にですね、そのような希望があるかどうかですね希望を取ったりとかですね。それとどのような方法でアンケートとかですね広報活動をするかちょっとまだ分からないんですけれども、今後、樹木葬に対する需要・御希望があるかどうかをですね、検討、検討というか希望調査をとって今後検討が出来ないだろうかということを担当課のほうでは考えておるところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　価格もですね、ＪＡとあさぎり町とちょっと価格も若干違うとこもあるでしょうけど、価格もやっぱ見直すとか、ある程度もう今のままでやって半分までしかまだ出来てませんので、そういうせっかくいい例があるんですから、そういうのをやっぱり生かしていただくような形をとっていただければと思います。樹木葬もですね、やっぱしふるさと納税じゃないですけど例えばＳＮＳで樹木葬に建てて来られんかったら写真を撮って渡すとかですね、いろんなやり方がありますんでそこはやっぱ今後考えていただいてやっていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●町民課長（中竹　健次 君）　はい。利用料につきましてはですね、墓地公園、墓地をですね建立する際の利用料が町のほうが２５万円ＪＡのほうが２０万円となっておりますが、この墓地を建てるための利用料についてはですねちょっと統一できないということになっておりますが、今後樹木葬をする場合は金額等をですね、統一できないかなということは担当の課のほうで考えてお

ります。それと樹木葬のですね、ＰＲとか広報それとふるさと納税を使った整備の仕方についてはですね、まだ全然私たちが情報とか考え方が分かっておりませんので、先進地をですね勉強させていただいて今後検討出来たらですね、いいと思っておるところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほか町民課に対する質問、質疑はありませんか。加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　ページ７２ページです。役務費の動物措置処理業務についてお伺いします。町内の道路全部が対象なのかっていうところと動物は何でも対象になるかというところを教えてください。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●町民課長（中竹　健次 君）　はい。動物措置費の状況なんですけれども、動物は基本的に全て対応しておりますがただですね鹿とかイノシシについてはですね、町獣害の被害の対象となりますのでそこは農林振興課のほうにお願いをしているところです。それと対象になる施設、道路なんですけれども町道とですね、農道とか公衆用道路。町が管理している道路につきましてはですね、町民課のほうで対応しております。その他のですね県道・国道につきましては、熊本県のほうで管理しておりますので地域振興局の道路整備課のほうにですね、連絡をして対応していただいてる状況でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。以前はですね飼い猫さんが道に飛び出してっていう時には自分ところで引取りにっていう形があったと思うんですけど、最近はハクビシンとかですね何か今までないようなのが転がってることがあったので、動物については何でもですかっていう確認とそれから県道・国道について、車で走っていらっしゃる方はここまでが町道ここからが県道というのが分からない状況もあると思いますので一応は役場のほうに連絡をすると対応していただけるということでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●町民課長（中竹　健次 君）　はい、動物につきましては先ほど申されましたとおり猫とか狸・イタチ等が多ございますので対応致している状況でございます。それと今まではですね、車で敷いたり、敷いたりというか跳ねたりした場合は、その人が処理したりとかですね、近所の人が処理・処置をされたり、されてたわけなんですけれども現在はですね、動物でひいた場合とかその動物をですね、ひかれた後、そこに取りかかった方々はですね、役場のほうにですねもう連絡すれば対応するということを御存じに知っておられますので、役場のほうに連絡を頂いたらですね対応致しますので、そのように住民の方々にも周知をしていきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　道路でですね、ちょっと遺体があったときにそれをよけようとして中央線をぱっと越えてこられて前から対向車で来た時にヒヤッとしたこととかもありました。で、出来ましたら今町民課長言われましたように町民の方に町のほうで対応出来ますよっていうお知らせのほうをしていただけるとまた交通安全にもつながると思いますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●町民課長（中竹　健次 君）　はい。広報紙等を通じてですね、早めに周知をしていきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。１１番 皆越です。７３ページ。資源有価物回収事業交付金というのが計上されておりますのでその御説明をお願いしたいと思いますとともに、関連でございますのでこれ1月１５日のペットボトル再生サントリーと協定というようなことで、球磨郡の７町村がこれに加盟しているというようなことであさぎり町がですねこれに加盟していないんですけども、その辺のところも御説明頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●町民課長（中竹　健次 君）　はい。資源有価物の回収交付金なんですけれども、これはですねリサイクルでですね集められた資源有価物を品目別にですね単価を決めて、それをですね業者のほうに引き取っていただいて、それで今２次再生の処理施設のほうに持っていただいております。それとですね、もう１点のペットボトルのですね水平リサイクルにつきましては、あさぎり町のほうにもですね御相談があったわけなんですけれども、現在取引を致しております資源有価物業者のほうでですね、独自のルートで中間処理施設にですね持ち込んでリサイクルが実際行われてますので、わざわざですねそのペットボトルの水平リサイクルはしなくても私たちのほうではもう独自に行っておりますのでそのこともありまして今回の協定の参加に至りませんでした。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。あさぎり町には業者に交付金を出しておるというようなことで加入しなかったというようなことでございますけども、私もですねこれ読んでですね、何であさぎり町は加入しなかったのかなあって不思議に思って窓口に御相談にお伺いにすればよかったんですけども、あえてここで質問させていただきました。了解しました。ありがとうございました。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。はい、小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、５３ページでございます。説明欄の上から６行目ですかね。戸籍振り仮名通知書作成業務委託料。ここだけそれ以外の予算なんかあるのかちょっと私よく把握できませんが、俗に今回からこのふり仮名を戸籍につけるということでその制度が始まる。俗に言うきらきらネームですか。いろいろ適する、適正でないという表現、とにかく制限が掛かるようなケースも見受けられるちゅうことで何か国のほうからガイドラインを示されているという話でございますが、それをベースに判断をされていくと思うんですが最終的にはこれをオーケーか、これあんまり適正じゃないから考え直してくださいということがあるのかどうか分かりませんがそういう判断はですね、町がされるのだろうと思うんですがちょっとその確認をさせていただきますでしょうか。とあわせてですね、それを例えば窓口で届け出を出してそこで仮にちょっとという問題が問題とかですね、検討する余地があるというようなケースがあった場合ですね、その場ですぐ解決というか処理ができるのか。何かちょっと具体的なイメージがちょっと私分からない湧かないもんですから、その付近のことをちょっと御説明を頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　中竹課長。

●町民課長（中竹　健次 君）　はい。戸籍仮名振りのですね今回予算化をしております通知書作成業務委託料ですけれども、今までですね、何度も戸籍仮名振りの業務委託がございましたけれども、今までの分は戸籍仮名振りのシステムを改修するためのシステムの改修料でございました。今回のですね、戸籍仮名振り通知書作成業務については、実際に５月２４日からですね、戸籍の仮名振りが法律がですね施行されて、戸籍のほうにですね戸籍の氏名の仮名振りがされるわけなんですけれども、それに対する通知書を実際にですね通知書を発送するための委託になります。今回はこの分がですね、この分とあと郵送料のほうがですね、役務費あったと思うんですけれども、５２ページの役務費の郵送料がございますけれども、これが一応予定しているのがですね１万２，２００通分。この中身につきましては、あさぎり町に本籍がある人に対して通知を致します。あと次の質問にお答えします。あときらきらネームとかですね、名前の適当でないような読み方をする漢字につきましては、現在のところですねその規定のほうのですね文字の使われ方っていうのが通達のほうで来ておりませんけれども、極端なですね名前を例えば反対に読ませる、二郎を太郎とかで読ませるという等も多分事例に書いてあったかと思うんですけれども、とかですね様々な読み方の事例があったかと思います。これにつきましてはあて字のほうはですね、ある程度オーケーなんですけれどもちょっと疑問がある分についてはですね、戸籍のほうの管轄が法務局になりますので法務局のほうにですね、ちょっと役場のほうで自信がない事例がないという読み方がございましたら、法務局のほうに問合せをして対応するということになっております。で、出生届をですね出された際にそこでちょっと疑義があるっていうふうな名前のつけ方をされているものについては、即答ではですね、その場では受理は出来ない。ちょっと待っていただくということになろうかと思います。以上です。よろしいですか。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はいすいません、今の件は了解いたしました。もう１点お願いします。７２ページでございますが中段ちょっと下の節７の報償費。これあの例でこの場で取上げさせていただくんですが、ここに環境美化監視委員謝金、廃棄物減量等推進員謝金ということで謝金という形で出ております。これたまたまあの町民課の管轄の中で申し上げておりますがここでお尋ねしたいのはですね、例えば区長さんと交通指導員さんが今業務委託に変わっている。何々委員さんで謝金。から元々あるいろんな何とか委員さんで報酬と。今３通りほどそういうパターンになっておりますが、区分けに何か特段意味があるのか。もちろん設置条例とかですね、その組織の設置の根拠があっていろいろあってると思いますがここで言いますと何とか何々委員さんであっても謝金であったり業務委託であったり報酬だったり。その付近なんかたまたまこうなっているのか、何かいろんな検討をされていろんな場面でその結果が今のこの３つの状態になってるのかですね。これ町民課長にお尋ねするというよりも、もしあれだったら副町長あたりですね。その付近の町の方針がっていうこういう形になっているのかをちょっとお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　土肥副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。今お尋ねのあったとおりでございまして、報酬と謝金、委託料

３つでいろいろ関わっていただいております。これあの数年前の国からの通達によりまして自治法の改正もございました。特別職の取扱いが厳格になされまして、報酬で支払いしておる方々につきましては条例で定めるまた法律で定められる附属機関等の委員さんを特別職と。その場合には報酬で支払うことになっております。先ほど例に挙げられました区長また分館長等につきましては特別職に当たらないという通知がありまして、その場合には業務を委託することということで委託料になっております。また３つ目の謝金につきましてはやはり業務を行っていただくことは同じでございますが、日数を決めてといいますか何の業務を行ってくださいという取扱いになっておりまして、その日の労務の対価といいますかについては、謝金謝礼としてお支払いしているところでございます。そのような区分けで今は規定を規定といいますか取り扱っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に生活福祉課分について質疑を行います。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。５８ページの委託料ですね、重層的支援体制整備への移行準備業務委託料。これが６３５万８,０００円ということで計上してあります。先ほど説明の中でこれは社協に委託するということで社会福祉協議会のほうに委託するということになってますけど、６３５万８,０００円の内訳とこの重層的支援事業というのは、もう本格的に始める令和８年度から始める予定であるのかその辺ちょっと質問お願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田生活福祉課課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい。重層的支援体制整備事業につきまして御質問頂きましたが、この移行準備委託料ともうひとつ生活困窮者等のための地域づくり事業業務の委託料。この委託料につきましては、人件費を委託料として支出するものでございます。重層的支援体制整備事業の移行準備業務委託には、その中身としましては他機関共同の取組とアウトリーチ等を通じた継続的支援の取組、参加支援の取組というものがありまして、その部分を社会福祉協議会のほうに担っていただくということになっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。それでですね社会福祉協議会のほうに委託するわけなんですけど、これは今現在、岡原の福祉センター かえで館のほうで社会福祉協議会はいってますよね。その事務所は重層的、来年度から本格的始める時にはこちらに社会福祉協議会の方が来られて、その業務を行うのか。それともかえで館のほうでそのまま行うのか。というのもですね、これこの前社会福祉協議会の職員さんと意見交換会をちょっとやりまして、その時にいろんな話が出てですね、元々社会福祉協議会っていうのは本来ならば庁舎の近くにいなきゃいけないんですよね。っていうのが町民・住民の方がまずそういった例えば生活困窮の相談にこられる時は役場に最初来られるんですよね、大体多いのが。それから社会福祉協議会のほうになる時に、どうしてもやっぱタイムラグっていうか時間かかりますよね。来られた時に。だから大体今本来ならば庁舎のほうの近くにあって元々はここも福祉センターのほうにあったと思うんですけど、それが今は最初がヘルシーになって、その後に今岡原のに行ってるっていうことでこの重層的業務が始まると

社会福祉協議会が担う業務がもうやっぱ多岐にわたって多面的に渡ってくるもんですから、分野越えてですね。だからどうしてもここに例えば出向っていう意味じゃないですけど置く１人ぐらいを置いてするっていうのにはちょっと無理が出てくるんじゃないかなと私ずっと思ってたもんですから、その部分でその辺はどういうふうに考えられておるのか。ちょっとお考えをお示しください。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい。議員おっしゃいましたとおりですね、社会福祉協議会がちょっと本庁舎 役場 行政のほうと離れてる位置にあるっていうことで、何かとですね相談にこられた方にもですねちょっと不便な不便をおかけしているっていうところは実際あるものだと思っておりますし、いろいろと連携していく上でですねこの離れているということが、やはりですね連携にも関係してくるのかなということは前々から思っておりまして、７年度につきましては、社会福祉協議会のほうで社会福祉士のほうを採用頂いて体制の整備を行っていただいておりますけども、７年度からは社会福祉協議会から役場の生活福祉課のほうに今の段階ではですね１名来ていただいて、その中で生活福祉課の社会福祉士や職員と連携を取って行くということでですね、考えているところです。もちろん社会福祉協議会の方とも協議する中ではですね、その相談を受ける部署については、できれば庁舎、役場のですね本庁舎のほうに近いところで業務が出来たらなお一層の連携が出来るんじゃないかなという御意見等もあるわけですけども、とりあえずはそういう条件が今のところ整っておりませんので７年度の当初からは１名の派遣をしていただきまして、派遣といいますか出向ですかね、そこに定期的にこの課長補佐が巡回をしてきていろいろと情報を持って、また社協、社会福祉協議会のほうにかえっていただいたりとかいうようなやりとりをやっていくということで現在は考えているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。町長もですね施政方針の中で重層的支援事業に対しては行っていくということで、その１人だけ社会福祉士これも意見交換会の中でちょっといろいろ聞いてみたんですけど、社協の社会福祉協議会の相談っていうのは大体土日あるいは時間外が多いそうなんですよね。そこで庁舎内にそういった社会福祉協議会があられた場合にですね、対応としてちょっと使いづらいんじゃないかっていうことがありました。で、今課長言われたとおりどっか別にプレハブなっと何かがあってですね、そこで出来れば助かるんだがっていう話を聞いたもんですから福祉センターの目の前の免田のとこの福祉センターですね。これが使われないのか。あるいはグラウンド内にある元々あそこには東庁舎あったとこの何か倉庫かな、あそこがありますけど、あれなんかも使ってやると１人じゃなくてですねやっぱいろんな多面的な相談があった場合に中々そこの１人で対応するっていうのは難しいんですよね。特に生活困窮とか今あの相談というのは多いと聞いてるもんですからそういったもんに対していろんな分野を超えてやる時に、１人で対応していくのは難しいと思うんで。ある意味そういうちゃんとした社会福祉協議会の出先みたいな小さなそういうのがあって、そこにちゃんとこう相談出来るようなとこがあってですね。役場内で相談するっちゅうても中々長時間にわたって時間外とかでするのも大変っていうことを聞いたんで、そういったものをプレハブなんかをやっぱ考えてプレハブっていうか、そうい

ったちゃんとした重層的な支援を行うのに必要な最低限度のものの場所というのはやっぱり確保しなきゃ、これなってからものすごく大変なことになるって私は想像したもんですから。出来ればそういうとこをですねこの準備期間の中で考えてもらって、もうあるもんを利用していいんですからあるもんがその福祉センターの中に空いてる部屋が。あれも当然後で取り壊す計画であるんでしょうけど。ただ、グラウンドの隣のとこの元あったとこのあそこのプレハブなんかも使えればいいのかなっていうことを考えたもんですから。この準備期間中の内でそういったものを整えてもらって、本格的な業務を始めていくっていう考えというのはないのか。ちゃんとそこ。ないのなら是非作って欲しいなということを考えてますけどいかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。昨年４月からですね、こども家庭センターというものを免田の保健センターに開設しておりますがこのこども保健センターも重層的支援体制のひとつだと思っております。ですから、あそこの事務所を中心に今回の事業等は展開されていくと思いますのでやはり免田の保健センターそして今の福祉センターそして役場の会議室等、空き状況がありましたらそういったものを活用していただいて相談業務等対応されていけるように。そして現場との話も伺いながら今後の体制も考えていきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　４番議員との関連になるかなと思いますがページ６０ページ。障害者福祉 職員の時間外手当６１万７,０００円となっておりますが現在何名の職員のほうでの方が対応されているのでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい障害者支援としまして、障害者・障害児ともですけども対応する職員としましては事務職員が３名、社会福祉士が１名で現在は対応しているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。業務内容に関してもお尋ねしたかったんですけれど、実はもう本当に多種多様化、年齢層も幅広い状況でこの予算の変化のほうを見てみましたら令和元年は３１万ぐらいの時間外だったのが今もう倍ほどになっているということは、それだけ仕事のほうがですね、大変になってきてるんじゃないかなと。働き方改革が言われる中にあって、ちょっと専門を有する職員さんの負担が結構あるのではないかと。そのための重層的支援につながると思うんですが、町長やっぱり働き方がある中でですね、やっぱ負担がかかっているのがとても心配な状況であります。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。確かに役場の業務に関しましてはですね、本当事業量が増えて非常に人材不足といいますかそういった状況が続いておりまして、職員でなく会計年度任用職員で対応したりという場面もございますけれども、やはり事業量に応じてですね、適材適所の人材人事配置を考えていきたいと思いますので、今後とも現場の意見を聞きながら配置していきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。生活福祉課にお尋ねします。ページは６２ページになります。扶助費の中で難聴児の補聴器購入助成費事業というものがございまして金額は大きくないんですけれども、町内のですねこの難聴児の数あるいは視覚障害の児童の数などは把握されておりますでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい、児童の方のですね難聴・視覚の障害の手帳所持者ということでございますけども、難聴児につきましては手帳の所持者はいらっしゃいません。と視覚の障害児の方につきましては１名手帳所持者がいらっしゃるという状況でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。ありがとうございます。今回のこの予算を見てみますと児童福祉費総務費というのは非常に大きくなっておりまして、１３億を超えております。例年よりも数億円増額をされてるということでですね子供たちに対しての福祉費が物すごくかかっているということが分かると思うんですが、聴覚の難聴児に対してのですねこの補助などはあるのに視覚障害の子供たちへの扶助費でありますとかそういうものは出てこないのでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい、ここに上がっております難聴児の補聴器購入助成につきましては、手帳を所持していなくても軽度・中度のちょっと聞こえづらい、聞こえづらさがある児童の方に対して診断書を提出していただければその補助金について助成をしますよという制度でございまして、今年は３名の方に助成を行ったところでございます。確かに視覚障害の方へのこういう助成っていうものにつきましては、県のほうの制度の中にもですねちょっと見当たらないわけでございますけども、その部分につきましては特別児童扶養手当等の支給がございますので、その辺の手当てをですねちょっと申請をしていただいて負担を少しでも減らせるようなですね、対策を取っていただければなというふうには考えているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい、ありがとうございました。厚生労働省のページ調べましたら全国でですね視覚障害を持つ子供は５，０００人ほどということなんですけれども、これは非常にデータが古くて平成１８年のものしか出ていこないものですから、あさぎり町の中ではどのようになってるかなということを疑問に思っておりましたのでお尋ねをしました。で６１ページにもですね、人吉球磨視覚障害者福祉協会の負担金というものがございますが、これは児童ではなくて社会人の方のっていうことでですね受け止めておりましたので今回は児童についてのことでお尋ねをしたところでございます。これからもよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに生活福祉課に対して質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　次に高齢福祉課分について質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい１点お尋ねといいますかお願い事も含めて６０ページにございます老人クラブの補助金についてでございます。現状１人に１，０００円ということで１７０万

の予算を計上されておりますけれども、昨今の福祉行政の中では子供あるいは子育て世代への手厚い支援が言われる一方、高齢者に対してですね中々手を差し伸べるじゃないですけど、高齢者福祉行政が難しいといいますか。そのような現状の中で果たしてこの１，０００円の補助金で各地区の老人クラブの運営は、どのように運営されてるのか、窮屈な部分はないのか。そこら辺把握されておられましたら、こちらのほうお示しを頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。老人クラブ補助金の１，０００円につきましても老人クラブ本体からのやはり増額の要望というのは例年あっているのが現状です。補助金審議会においてこの補助金 老人クラブ１人当たり１，０００円というのが上限が決まっているというのは現状でありまして、そのほか老人クラブの皆様がシルバーヘルパー等活動していただく分につきましては別に助成金を出している状況です。各地区の運営につきましては中々全てを把握はしておりませんが、それぞれの地区において老人クラブへの助成もあるところもかなり多いかなと思っております。単位の老人クラブがあるところは各地区からの助成があると思うんですけど須恵地区深田地区とかは合同での老人クラブになっておりますので、そこの補助金が入ってきてるのかっていうところまでは把握はしていない現状になっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。私もですね一応会員としてはもう随分長く会員にはなってるんですけど、実際の活動される方はある程度限定されると言ったら失礼ですけど中々常時参加される方は少ないのである程度助かってるとかっていうちょっと言いづらい部分もあるというふうにお聞きしてます。ところでサロンをですよ各地区行っておられますけどこの経費については社会福祉協議会から一部出されるという、私そこのところが少し不透明ですのでお示し頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　サロンの助成金につきましては１年間の上限１万２，０００円っていうのを１か所当たりに助成しております。これは高齢福祉課の一般介護予防事業の中で社会福祉協議会にサロン運営として委託している部分から出してはおります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、ありがとうございます。私たちもですねこれから老人クラブという言葉に非常に抵抗があるということはもう常々言われてますけど、高齢者の方の生きがいづくりと盛んに言われてる中でやはり老人クラブの会員１人当たりの１，０００円補助で果たして賄いがつくっていうかですね、もっともっと活発に動いていただきたいということであればこの補助金に限らずですよ、何かこう何かしらその地域で活動出来る。そういうことに着目したですね行政の支援というものをこの後というか今後考えていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに高齢福祉課に対しての質疑ありませんか。難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　５番です。高齢福祉課６０ページでお尋ね致します。負担金補助及び交付金で運転免許証の自主返納支援事業補助なんですけれども昨年から始めて頂きまして

好評だということは聞いておりましたが、現在のですねこれまで１年間この事業をされてどのような状況であったのかをお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　現時点におきまして４３名の方が申請をされております。その方々に無料乗車券をお配りしているわけなんですが全ての方が利用されているというものではありませんで、実際今時点では１８名の方が利用されて中央タクシーから高齢福祉課のほうに請求が来ているのが１８名分となっている現状です。回数としましては、その１８名の方全てで４９４回乗り合いタクシーに乗られておりますが、一部１人の方がかなり多く乗られておりますので申請者それぞれの件数としましてはそんなに多くはないのかなと考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　ありがとうございます。この申請をしてこの事業のチケットを頂かれてですね残念なことに使えないままに亡くなられた方とかも結構いらっしゃると思いますが、今年度も引き続きということですので是非ともいろいろ周知を図っていただいてですね、利用していただくようにお願い致します。答弁は結構です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　では次に健康推進課分について質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、１点お尋ねします。７５ページです。予防接種事業費について。総額で２，５００万何がしかの増額になっております。この要因を端的にお示し頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。お答えいたします。この分につきましては、帯状疱疹とかですね肺炎球菌の予防接種が定期予防接種となりましたので、その辺りについてのですね増額になったかというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、ありがとうございます。ところでですね新型コロナについては６５歳以上の高齢者の方まだ干渉が続けられるのか。あるいはその接種に関しての高齢者に対する医療費の助成といいますか、そういう部分は新年度どのようになる予定ですか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。お答え致します。新型コロナウイルス数に関しましても、町のほうでですね一部負担をしたいというふうに思っております。今年度はですね２，５００円の個人負担だったと思います。来年度につきましては、国からの補助金等がございませんので約２，０００円ほどですね増額させていただきまして１件当たり４，５００円というところで今計画をしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　７４ページの不妊治療について伺いますが、これは男性も対象になっておりますか。また男性の場合、その治療をしていただく病院あたりは、産婦人科って言

っても中々これは男性は行きにくいわけで。そこのあたりはどのような形で受ければいいのかお答え頂きたいと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。助成金の対象といたしましては、男性の方も受診をされているという実績は上がっております。病院につきましてはやはりですね奥さんと一緒に産婦人科に一緒に行かれるというところが多いと思いますので、病院につきましてはちょっと具体的なですね内科なのかとかそういうところにつきましては、何とも申し上げにくいところでありますが、基本的には産婦人科のほうに行ってらっしゃるというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。１点お願いいたします。先ほど１番議員からもございましたが７５ページ予防接種事業費です。先ほど課長の御説明もありましたとおり新年度から帯状疱疹も定期接種になるということで、私個人的にこの件は町単独でもやってもらえないかなっちゅうことで１、２回この場で申し上げたこともありますので個人的には非常に喜んでおります。喜んでいるというかいい方向にいったなと思っております。でお尋ねしたいのは、帯状疱疹定期接種で、一応いろんな新聞報道を見る限りでは、６５歳が該当年齢でもう既にその到達者はあと７０、７５の５年５歳刻みでですね対象になっていくというような話をそういうふうに理解をしてるんですが、その場合に具体的な補助内容、補助内容と申しますかがこれ専門的に私もよく分かりませんが生ワクチンと組替えワクチンがあって効果がどうとかこうとかいろいろあってですね、価格も違うと。あさぎり町は国の制度の中に基づいてやると思いますが、具体的などういう補助体系の組立てなのか、数日前もですか熊本市はちょっと市単独で追加の助成枠を、枠というかをするとかそういう話も出ておりますが、あさぎり町の具体的な対応、何ていうかな。補助の体系をですねちょっと教えていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。お答えいたします。これにつきましては、人吉球磨圏域での会議を経ましてそれぞれのですね委託料等を見積りを取りまして算定したところでございます。先ほど言われました生ワクチンにつきましては、接種１回約５年程度の効果があるというところになっております。単価につきましては、８，８００円ほどになっております。このうちの３割を個人負担として徴収をさせていただきますので約７割が町のほうの負担というふうになっております。また、先ほど言われました組替え不活化ワクチンこちらにつきましてが２回接種になっております。期限としましては約１０年間ほど効果は持てるというところになっておりまして、１回のですね価格につきましては、約２万２，０００円ということでこれの約３割の６，６００円が１回について個人負担が必要だということになっております。こちらにつきましても約７割程度は町のほうで負担するというふうな形をとっているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。はいありがとうございます。確認ですが、組替えワクチン１０年ほど効果ある。ただし２回接種であると。これ２回接種で２万１，０００円の３割負担なのか１回２万１，０００円でその２回あるのか。そしてこの補助はどうなるか、ちょっとそこだけま

た確認でお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。申し訳ありません。これにつきましては、１回当たりが２万２，０００円となりますので２回打つということになると４万４，０００円ということになります。ですので１回につき６，６００円の補助となりますのでこれが２回分ということになりますので、申し訳ありません個人負担がですね個人負担が６，６００円の２回分と。残りの７割の１万５，４００円。これをですね、２回分町のほうで補助するということになっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに健康推進課分について質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　ここで１０分間休憩致します。

（休憩）　午後２時２８分

（再開）　午後２時３７分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　健康推進課長より訂正の申出があっておりますので許可します。荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。先ほど小松議員のほうからコロナワクチン接種のですね、個人負担金の額を答弁させていただいたんですけども、先ほど４，５００円というふうに答弁いたしましたが４，８００円の修正ということでお願いしたいと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　最後に教育課分について質疑を行います。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（７番　橋本　誠 君）　５番 橋本です。ページ１１５ページの目１、中学校の管理のやつで学校管理等ありますが、スクールバス運行が節１２ 委託料１，３８６万１，０００円とありますがここのですね利用者数と状況を教えてもらいたいのと、もうひとつはですね、そこは遠距離の通学路、通学者に対してのことですが自転車通学の人たちがですね、雨天時に合羽を着て行っております。そして行った時に自転車置場に合羽をかけるとこがない。そういうのを現状で私も見に行って分かってますんで、今後そういうことをどうするのかの２点のことについてお聞きします。

◎議長（小見田　和行 君）　林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい。まずスクールバスにつきましては新年度の利用者といいますか、はっきりとした数字はまだつかんでおりませんでしたけども今大体５０名ほどですね、町内で御利用頂いているところでございます。あと自転車通学生ですけども８割、生徒の約８割がですね自転車通学ということでございまして、確かに雨天時はですね非常に通学にも苦労されているか

と思いますけども、今多くの御家庭でですね何か車で送迎されておられるということは、現実としてあるようでございます。ただもちろん全員ではございませんので１割か２割かはですね自分でですね合羽を着て通学してるようでございますが、今のところ中学校のほうで特に雨の日の自転車置場からその教室までのですね、移動については特に協議はされていないようでございますけども、今後また何らかその対応ができればですね、考えていく必要があるかなというふうに考えております。例えばハード面は中々難しい部分もありますので、何らかその例えば例えばの話ですけども傘を設置してですね使ってもらったりとか、何らかの方法も検討の余地はあるのかなというふうには考えております。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　橋本議員。

〇議員（７番　橋本　誠 君）　課長、合羽を干すとこですよ。そのままに置いて乾かさずにまた帰る子供たちがおるもんで。できれば合羽を干せる場所をっていうことを話した。要は、校舎のとこに自転車置場離れとるもんで現状分かれとると思いますが、そこから行くも歩くのは傘なり何なりで構いませんけど、合羽を干せる場所。例えば空き教室がもしも将来的にですよ、人数が減って減った時にその教室があれば、教室の一室を合羽置きのスペースにするとか。それはいろいろ考えられますんで、今後ですねそれはやっぱ子供たちもですね、濡れて来るもんおれば私は毎日大体見とるからよう分かっとですよ。だけんそこはですねやっぱりちゃんとしてやっていただければですね、子供たちも。それともうひとつ今のスクールバスなんですが５０人と言いますが、３ルートありますけど５０人ということでだんだん人も減ってきてます。スクールバス自体大きいのが必要なのは分かりますが、通常のスクールバスでは何人ぐらいまで乗れるか、そのルートが今３ルートあるんですかね。そのルートによって３台あるんですが、そこはどういう今後はどういう形をとっていかれるか。今の現状のままでいかれるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　スクールバスにつきましては、今現在各そのバスごとのですね、利用者数ちょっと把握しておりませんでしたのでその付近も把握しましてからお答えさせていただければと思います。また合羽の件につきましてはですね、学校のほうの意見も十分伺いながら進めていきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。難波議員。

〇議員（５番　難波　文美 さん）　５番です。教育課にお尋ね致します。３点お尋ねしたいんですけれども、まず１つ目は１１０ページの特別支援教育の支援員について。そして２つ目は１１３ページの制服検討委員会。で３つ目が１１５ページの英語検定料の補助金支援事業についてでございます。まず１つ目の１１０ページなんですが、特別支援教育の支援員１４名ということで約３,３００万円の予算が組んでございます。こちらはですね、先ほど生活福祉課にお尋ねいたしましたけれども視覚障害児が町内にいらっしゃるということなんですが、年齢がよく分かりませんでしたけれども小学校に上がられたりあるいは中学校に上がられたりという時にですね、視覚障害をお持ちの子供さんでも特別支援のクラスに入られるのか。そこで学習を見ていただけるのかということをですね、お尋ねしたいと思います。２つ目は、制服検討委員会の内容ですね。それ

と、その委員会メンバーの選定について。３つ目の英検については実績をお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　それではまず１点目の特別支援員に関しての視覚障害についてお答え致します。現在、弱視っていうことであさぎり中学校に特別支援学級の弱視のクラスがあります。そこに１名在籍されております。基本特別支援学級が６種別の学級種があってですね、その中で本町にあるのは知的障害学級と自閉症情緒障害学級とそれから弱視の学級があります。あとほかに実はちょっと肢体不自由のお子さんもいらっしゃるんですが、ここ２年申請はしておりますけども県のほうからの設置許可っていうかですね設置は頂けてない状況です。そういった中、弱視のお子さんについてはもうクラスがありますので、マン・ツー・マンで先生がついて御指導頂いているという状況で特別支援員さんが配置されて対応しているという状況ではありません。それから２点目の制服検討委員会についてですが、子供たちの多様性に対応できるようにということと中々子供さんいろんな思いを持ってる児童生徒が自ら口に出していうことが中々難しい状況でもありますので、選択できるような状況を準備したがいいんじゃないかということで、社会情勢にもなってですね、立ち上げてやろうというところで本年度予算を計上させていただいております。人選としましては、保護者の方代表それから学校職員それから地域の方それから制服を１番着用するのは子供ですので、子供の意見を聞いていくっていうことで。ただ会議がですね、いつ行うかというと多分夕方とか夜になるんではないかなというふうに思いますのでそれぞれのところでお子さんをお招きして会議をしていくのが中々難しいので、児童会とか生徒会を主体に子供さんたちの意見を吸い上げながら検討を進めていきたいというふうに思っているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　吉川教育課指導主事。

●教育課指導主事（吉川　巧 君）　はい。３つ目の質問にございました実績ということで、令和６年度の中学校英語検定チャレンジ事業。中学校３年生については、３年生が１５８人おりますが今年度は４８人という実績でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。ありがとうございます。特別支援の弱視のクラスがあるということですけれども視覚障害については特別な資格を持ちの先生がつかなくてもよいということなんでしょうか。それが１つですね。それから制服の検討委員会につきましては、メンバー選定の中で生徒も入るかもしれないということなんですがもちろん男子と女子と入れられると思うんですけれども、内容はですね多様性をということで、インクルーシブの時代ですので選択の自由をということなんですけれどもそのデザインに関しましてもですね、学生らしいといいますかそういうところはなくさないようなものを検討していただきたいなと町民の１人としては思っております。あと英語検定についてですけれども受験者がちょっと少なくはなってるなというところで、ただこの英検の申込みの受付窓口ですね、学校の先生がされてるんでしょうか。それとも事務職員の方がお金の受渡しとかはされるんでしょうか。お願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。まず特別支援の弱視の先生の指導についてですが熊本県のほう

に盲学校があります。やはり専門的な知識も必要ですので、盲学校の先生の御指導を仰いだり、また特別な拡大器だったり単眼鏡と呼ばれるちょっと大きく見えるようなものがあったりします。そういった道具の使い方であったりそういったことは、そういうスキルをお持ちの方から学んでですね、御指導頂いているという状況です。また併せまして特別支援教育に関しては、支援学級の担当の先生だけでなく全ての先生たちがそのスキルを身につけなくちゃいけないということで毎年特別支援学級を新たに担当される先生にはまず１年間通して研修が行われます。また全ての先生に対して４年間のスパンでですね、４年間サイクルで全職員を研修するっていうことで、もう４年間経ってですね、一応それまでの間に採用されてる先生方は、特別支援教育に関しての研修を終えられているという状況です。それからもうひとつ教科書についても普通のサイズではなくて、フォントサイズがかなり大きいサイズがそれぞれ段階にあってそのお子さんに合ったフォントサイズの教科書をこちらからお願いして、それで学ぶという状況になっております。それから制服検討についてのまず前回の御質問で内容についていっていうのでお答えしておりませんでしたが、現在主流としてはブレザーの制服が新しく制服を改定される学校が多いのが状況です。近隣でありますと例えば人吉でありましたら市内全部同じ制服でネクタイとリボンで学校の種類を分けるっていうふうにされていくという状況で、これは熊本市内も同様な状況です。そういった中今持ってる制服もありますので、今持っている制服とのお下がり等もあるからですね、そういったものも併用しながら順次新しい制服に移っていくっていうのが新しく制服を変更される学校の状況としてそんなふうな状況です。そういったことも踏まえまして、子供たちにとっては制服がこういわゆるユニフォームですので、自分たちの学校の一体感の醸成であったりあるいはスクールプライドであったり、そういったことを醸成していくのはとても大事なことなのでデザイン等も含めてですね。ただ価格等もありますのでそういったことも加味しながら検討していきたいというふうに思っているところです。と子供さんの人選については、もう会議自体に参加してもらうんではなくて随時子供さんの意見を取り入れながら、その検討委員会の中で出てきた案をまた子供さんに投げかけながら最終的には幾つかもしも案が出てくるならばその案のアンケートといいますか、そういったものを子供並びにその保護者さんたちに検討頂きながら決定していくという状況になるかというふうに思ってるところです。あと英語の徴収金については、私のほうから少し具体的な把握はしておりませんけども指導主事のほうからかわってお答え致します。

◎議長（小見田　和行 君）　吉川教育主導主事。

●教育課指導主事（吉川　巧 君）　それでは失礼致します。英語検定につきましては、３年生だけに限らず年間３回ございます。本会場と準会場というのがございまして、あさぎり中学校は準会場としてあさぎり中学校で１年生２年生３年生の開催を毎年行っております。お話がございました窓口としてですね、この日にありますというような内容あるいは５級から中学生でいうと２級までを受けますので、そういう募集等については教職員のほうで行って、そして先ほどありましたとおり３年生については３分の１を県が、あさぎり町が３分の１、そして保護者が３分の１、１年生２年生については３分の２を町がそして３分の１を保護者がとしておりますので、お金、徴収金の保管あるいは支払い等については事務職員が行っているという状況でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。明確なお答えを頂きましてありがとうございました。英検についてですね、金銭の授受あたり保管あたりは現場の先生方には非常に大変な作業にもなりますし、苦痛にもなりますし、後々の問題にもつながってまいりますので是非ともそこは事務職員の方にですね、お願いをこれからもしていただければと思いますし、あと制服に関しましては、５つの中学校があさぎり中学校に統合する時もでしたけれども、制服が変わるということで新たな費用が発生する。そこでまた町からもですね、補助をしたりとかいろんなことが検討がですね必要になってくるんじゃないかなというふうには思いますけれども、時代に合わせた制服を検討していただくということで是非よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◎議長（小見田　和行 君）　教育課に対しまして質疑ありませんでしょうか。加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。ページは１２５ページ体育施設 サップの購入ということでありましたがいつどこ使用していくのか、貸出しはできるのかお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい。こちらのＢ＆Ｇプールのほうのですね、備品としまして購入予定でございます。管内といいますかの湯前町さんが購入されておったということで、うちの職員もですねそういった研修等で体験をしまして非常にいいものだったということでございましたので。そしてまたＢＧのほうの助成もあるということでございましたので、それならば是非ということで今回計上させていただくところでございます。主にですね、もうＢ＆Ｇプール内での使用になるかと思いますけども、まだその外部に持ち出して可能かどうかとかですね、その付近まだちょっと詰めができておりませんので今後またしっかりと検討させていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。もう数年前から天草のほうではですね、ユウチューブとかで流れておりましたのでいいなあと。私の体重で大丈夫なのかなっていうのを含めながら気にしていたところです。ここ近年はラフティングのメンバーの方が球磨川でされたりとかっていうので地元でもされてますので、これは結構若い人は大好きかなと。実はですね、モルックもフィンランドのこれももう何年か前から入っておりまして先日の社協のお祭りの時にモルックありまして、これはどこのですかと聞きましたら半分は社協さん半分は教育委員会からお借りしましたっていうことですけれど、モルックはもしお分かりでしたら数は幾らぐらい社協さんのほうとは別に町はお持ちですか。

◎議長（小見田　和行 君）　林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい。すいません所有してる備品の数につきましてはちょっと今把握できておりませんでしたので、また後ほどでも御回答させていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　グラウンドゴルフのほうがですねはやり始めました時に教育委員会のほうでグラウンドゴルフのスティックとかを揃えていただいた経緯がございます。で、町民の方参加の体育イベントの時の貸出しとか町のほうでしていただいてたんですが、それこそ教育長の報告の中でもありましたけど、もうビーチの参加者も減ってきている、グラウンドゴル

フの参加者も減ってきている中で今回のサップっていうのも新しい若い人たちも関心を持つひとつのコンテンツだなと思ったわけですけど、是非合わせましてモルック。これはもう本当保育園児から御高齢の方までできるという非常にすばらしいものをもう既に購入されている部分がありますので、併せて今後の活用のほうを進めていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい、モルックにつきましては多分先ほどの社会福祉協議会のイベントの時だったのか、どのときだったのかですね、教育課の職員も多分競技のですね競技といいますか指導に出とったんじゃないかなというふうに聞いとります。非常にどなたでも楽しめるスポーツ、スポーツだというふうに考えておりますので是非また今後また普及に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに教育課に、はい。岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。ページは１８ページですけど教育使用料の中の生涯学習施設使用料の上校区公民館施設使用料の１，０００円が計上されております。これはですね今元議場ですね、あそこで今あさぎりの和太鼓保存会が練習をされておりますが、その使用料なのかの確認をお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい。こちら上校区公民館の使用料一応１，０００円上げておりますけれども、今お話頂きました太鼓の活動とかですね、ほかに婦人会さんとかあと料理教室とかですね。いろいろとご使用頂いているところでございます。太鼓につきましては、青少年の健全育成に貢献されているということでございますので使用料につきましては、頂かないということにしております。一応そのほかの団体についての使用料を想定しまして一応１，０００円は計上させていただいておるところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。あさぎり和太鼓の保存会はもう活動が３１年経って、今回熊本県で優勝したジュニアコンクールで優勝したこともあってですね、これ非常に盛んに頑張って行われておるわけですね。伝統文化っていうわけじゃないんですけど３１年もやっとればですね伝統文化なら１００年は経たないと伝統とかならないんでしょうけど活動の助成ですよね、太鼓というのは私前も質問したことあったんですけどお金が物すごくかかってですねもちろん保護者の方々の負担もされとる中でですね、ちょっとやっぱ中々足りないっていう面があってですね、そういう活動助成というか活動助成に対しては今教育課のほうからあさぎり和太鼓保存会に対しては活動助成金は出てるんでしょうか。お願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　はい、林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい、今のところですね、通常の活動に対しての補助といいますか助成というものはない状況でございます。先ほど申しましたとおり青少年健全育成に非常に貢献されておられるということで使用料の免除ということがひとつの助成になっとるかなというところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　はい、岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。あそこの公民館もですね、当然解体の計画の中に入ってますんでその後ですよね。太鼓はちょっとやっぱ音が大きいもんですから、中々練習する場所っていうのは大変なんでしょうけど、これ個人で借りるというのも難しいと思うんで出来ればですね、そういう青少年のためのアイデアがあるならば町のほうがですねやっぱそういうのを考えてもらってですね、あそこを解体なった時に彼らが活動できるようなですね場所、あるいは活動助成金っていうかですねそういうのも考えてもらって、もうやっぱこれ伝承されていくべきものだと思うもんですから、そこをやっぱ考えてもらってですね是非応援していただければと。モチベーションが下がらないようにですね、せっかく頑張っておられるもんでそのモチベーションが下がればやっぱり中々お金が張ってくるとなるとその辺のモチベーションも下がってくるのかなということもありますんで、その辺のことも教育課のほうで考えていただければと思います。ほかに教育課に質疑ありますか。

◎議長（小見田　和行 君）　はい教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。はい、ありがとうございます。おっしゃられたとおり本当音が鳴って、もう随分移動されながらの練習場所を探してということでこちらも十分検討を重ねていきたいというふうに思ってるところですけど。まずもってまだ適した場所を見いだしきれないというのが現状です。ただ解体に伴ってもですね、今後ちゃんと出来るような場所があるように検討してまいりたいというふうに思います。また活動助成につきましては今度いろんな催物で参加頂いて活躍していただいてですね、いろんな場所を盛り上げていただいてるんで感謝しているところです。そこら辺の助成につきましても、今後考えてまいりたいというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに教育課に対して。はい、溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　２点だけお伺いします。１１０ページの子供育成奨励金のことでありますが、これはもう昨年質疑をいたしておりまして回答が部活動の移行に伴って見直すという回答が来ておりました。これは頑張る子供たちのための奨励金でありますが、昨年減額をされた経緯があるわけですね。ですから元に戻すべきではないかということで質問をして、その見直しを部活動の移行に伴って見直しますという回答が来ましたが移行に伴う時期とそれからなぜそこまで延ばさなければならない理由を伺いたいって思います。それぞれ子育てしやすい町と言いながら、まちづくりと言いながらこうやって一方では頑張る子供たちの保護者負担を減額をするということは、余りにバランスが取れてないなというふうに思って質疑を致しております。先ほど言ったようにその時期と理由を伺いたいというふうに思います。もう１点は、これは１１８ページに公民分館の建設の予算があげられておりますが、これは今年の６年度それからもう７年度に繰越明許事業で行われておりおります須恵庁舎別館の改修工事がございます。設計費から合わせると５,０００万ぐらいのですね大きな事業を伴って行われるわけでありますが、須恵庁舎別館を改修するに至っては、覚井区の区長さんと覚井区の公民分館建設委員長さん連名でコミュニティ施設の要望が議会にも上がってきたわけですね。その審議をしながら採択はされたわけですが、採択されたから今工事が始まってるわけですが、私は今回それに伴って条例等をですね、提案がされるんだろうなと思っておりました。その完成した暁の管理・運営。その部分の条例等が私は必要ではないかなというふうに思っておりましたんで。しかしながら新たにはそれが出てき

ませんでしたんでどのような形でそれが運営されるのか分かりません。一方ですね、私は、この事業は、先ほど申し上げたように要望を上げられた方々は覚井区の区長さんと公民分館の建設委員長さんということは、私は地域のコミュニティの施設ではないのかなという捉え方をしてるんです。というのは、やはり公民分館と同じような扱いになるんじゃないのかな。そういう受け止め方を私は一方ではしてます。これはどういうふうに執行部が考えられるか分かりませんが、不特定多数の皆さん方が使われる施設ではないんじゃないかという思いがするわけですね、その要望書を上げられた経緯からすると。やはり自分たちのコミュニティ公民分館として使いたいんであそこを改修してもらえないかというような要望ではなかったかなと。それであるならば、条例も当然もう上がってきてないわけですから公民分館としての位置づけをして、行政区に私は譲渡すべきだろうと完成した暁に。いう思いがするわけですね、公民館として私は、扱いにするべきではないのかなというふうな考え方を持ってるんですが。どういうふうに協議がなされておるんでしょうか。伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　まず子供育成奨励支援金でございますけども、いろいろとですね、本年度も御意見を頂いたとこでございます。中学校の部活動移行に合わせてということで一旦御回答しておりますけれども令和７年度ですね、いよいよ中学校部活動移行もしっかりと実現に向けて実際動いていかなければならないところでございます。何分あさぎり中学校は部活動が数が多ございましてですね、全てがきれいに来年度７年度できるのかと非常にそれも難しいとこがございますけども、今、地域の指導者がおられるところからですね、できればと実施できればというふうには考えております。令和７年度においてですね、その付近のところも今の中学生に対しては部活動の補助金ということでしておりますけども、部活動がなくなるとなりますとその事業自体ですね、考え直す必要が出てまいりますので７年度においてその付近はまた答えが出るか出ないかというのはちょっと私のほうからまだ今の時点で言えませんけどもしっかりと協議、併せてですね、こちらのほうも協議させていただければと思っております。また金額がですね、従来の平均額からしますと御指摘のとおり減ったようなことになっております。その金額もですけども若干事前の協議といいますか御説明といいますか、町民の方々への周知自体に若干やっぱ足らない面があったのかなというふうに考えております。今後もしですね、そういった変更等が出てまいりましたら事前にですねしっかりと情報提供しながら進めていければなというふうに考えているとこでございます。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。旧須恵庁舎別館、須恵別館の話になりますがまずあそこを整備するに至っては旧須恵庁舎を使われてたことからが始まりでございます。旧須恵庁舎につきましては、もちろん地元覚井の方も使われますし須恵以外のいろんなサークルであったり教室であったりあの地域の拠点として使われていた経緯がございます。それを踏まえて須恵旧庁舎を解体することになったためにその機能を維持して今後進めていくべきということで地元の方また使っていらっしゃる方といろいろ協議をしてまいりました。で、その協議の中では覚井の公民分館の建設というものもやはりありましたが、いろいろ協議を重ねた上、今整備を進めております須恵別

館を改修することで元々あった機能を維持するということになったものでございます。で、条例の話もちろん今の使い方、考えている使い方につきましては行政財産でございますので条例が必要です。ですが、旧庁舎条例の中に須恵別館という位置づけをしておりまして、それをそのまま行政財産として使用するということで考えているところでございます。ただ、内部の機能を一部拡充といいますか持たせておりますので、その使用料の規定等については、完成に合わせて条例の改正が必要ということで執行部では考えているところでございます。ですから須恵の覚井の方々が中心に使われることは間違いございませんが、今まで同様いろんなサークルまた教室、団体の使用等もあるということで元々使われてた旧庁舎の機能を維持したということで進めているところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。部活動については一般質問が出ていたのを感じがしますんでそちらのほうでしっかりと議論をしていただいて、対応をしていただくようにお願いしたいと思いますが。部活動についての問題については分かりましたが、部活以外でやはりこうやって頑張ってる子供たちがいっぱいおるわけですね。ですからやっぱりそういう子供たちをさらに伸ばしていくということは大切なことですし、できることなら南稜高校の体育コースにも入ってですよ。せっかく体育コースがあるわけですから、そちらに入ってオリンピックを目指して頑張っていくっていうような子供たちが１人でも増えてくれるように、そういう魅力のある高校を作っていかないかんわけですよね本来は。しかしながら今回頑張っていただけるだろうというふうに思いますが、そういった頑張っている子供たちを支援していくということはこれは大切なことですから、そこはやっぱりしっかりと町としても支援をしていただくように。せっかくあったものを減額するようなことでないように是非元に戻していただきたいというふうに思います。また一方言われましたが須恵庁舎の別館の問題については、そのまま名称も含めて、そのままの形でいく予定でおられるんでしょうか。私は、須恵庁舎を利用していた方々が例えば須恵以外あるいはどういう方々が利用してたのか。私は実態が分かりません。不特定多数、文化ホールであったりポッポー館であったり生涯学習センターのようにいろんな方々が形としてですね、ほかの町村からも来て使っていただいてもいい、よろしいですよというように不特定多数の皆さん方が使える施設であるならば、私はもう公的な町の直営でやられてもいいと思うんですが限られたところで人たちで使うんであるならば、私は行財政改革または公共施設マネジメントの観点からして、私は若干違うというふうに思うわけですね。そこはやっぱりしもう少し実態に即した形で、あそこをつくる場合においても議員の中からは公民分館のとしてやはり１割負担を求めるべきじゃないかというような意見も事実出とったわけですね。ですからそういったところも考えたところにやっぱりみんなが納得できるようにして、公的に置くんであるならばみんなが気持ちよく使えるような形にオープンにしないと地域に限られたことでは、それはやっぱり不公平感が出てくるというふうに思います。その辺はしっかり対応していただけるんでしょうかね。

◎議長（小見田　和行 君）　土肥副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。私先ほど行政財産、公の施設という位置づけで申し上げました。ですから、今議員が御指摘頂いた地域に限られた施設ではございません。ということで、もう開

かれた施設っていうことには進めてまいりたいと思います。それと条例につきましても旧役場庁舎条例の中で設置していくものでございますが、そこについての呼称といいますか通称といいますか、そういうものは何かないのかというのは地元との意見交換とかでは出たものでございます。それでまた地元にこだわったという見方をされるかもしれませんが、やはり愛着のあるまた他の地域からも積極的に使われる施設になるように行政財産として進めてまいりたいと考えているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。１０７ページをお願い致します。１０７ページ最下段でございます。学校規模等適正化審議会委員報酬。先の教育行政報告で教育長から報告頂いた中で、１２月２日に学校規模適正化審議会先進地での視察研修ということで、水上学園さんのほうの視察をされたと。いろんな情報収集とかそういうことで行かれたんだというふうに理解いたしますが、この今の学校規模適正化審議会での一応形的には町からの教育委員会からの諮問があってそれにこたえるというのがひとつと、もうひとつは自らのけんぎょう知る事ができる。いろんなことでいろいろ検討されているかと思いますが。現在のですね、学校規模適正化審議会でここで公にできないこともあるかもしれませんが、何ていうかな。メインと申しますかどういう視点での議論が今学校規模適正化という大きな括りの中でやっておりますので、そういうことをされていかれようとしているのかをですね、もしここでおっしゃっていただくことが可能であればですね、お願いをしたいというふうに思います。それが１点でございます。それともう１点は今度は１０９ページでございますが、説明欄の６段目、５行目ですかね。教職員のストレスチェック委託料。もう今、どの世界もですね働き方改革云々とかいろんなことあっておりますが先生方におかれましてもですね、ストレスチェックをこういうことされるところでこれも公表頂くかどうか分かりませんけども、可能であればお答え頂きたいと思いますが。このストレスチェックで何らかの課題が出てくるようなケースというのがある、多少あるのかなと思いつつですね、その付近をもし可能であればお願いしたいと思います。要するに学校の先生方がですね今大変疲弊されているというようなことは一般論でいろいろ聞きますし、個別にも何かちょっといろんな話の中で耳に入ってきたりしますので、そこ辺りのあまりこの場で積極的にという話でもないかもしれませんが、お願いをできればその点お願い致したいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい。まず１点目学校規模適正化審議会の状況でございますがお話ありましたとおり昨年末ですね、水上村のほうに参りまして水上学園のほうも勉強させて頂いたところでございます。今、会長、審議会の会長ともですね、お会いしましていろいろな話もしておりますけれども、実際令和４年度に答申をもう既に頂いております。ただ非常に内容を見させていただきますともう本当に悩まれた末での答申ということで、答申の中でですかねそこの会議の中でも引き続き調査をしてくれということで、保護者の方へのアンケート調査とかですね、そういったものもその後に実施をしております。そういったものをまたお示ししているとこでございますが、実際の答申を頂いたほうから町のほうからしますとですね、今度は町のほうが基本計画といいますか、そういったものを基本計画ですかね、ある程度の計画をですね、お示ししていか

なければならないのではないかというふうに考えております。そういったことで本年度の総合教育会議の中でもですね、町長ともそういった話も教育委員ともですね、教育委員と町長ともそういった話もしていただいておりますので、今後町のほうの計画を作っていかなければならないのではないかということで、町のほうはですね考えておるとこでございます。で、今のところ審議会のほうに次はこれをお願いしますよと、協議しましょうというのが中々その具体的にですね、示すことが出来ておりませんけども、そういったところもまたこちらの次の動きが出ましたらですね、随時また審議会のほうにもお諮りしながら取り組んでいければというふうに考えているとこでございます。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。今課長が申しましたけども水上学園視察研修させていただきましたが、熊本県で４校 義務教育学校がありますけども、山間部の遠い児童生徒数が少ないところが統合して義務教育学校になってるというのは、現状のところ熊本県でそういう状況ですが、全国的には非常に義務教育学校がうなぎ登りで多くなっていて、平成２８年に法改正に伴いながら多くなっています。都会では２，０００人規模の義務教育学校があるというのも現状です。そういった中やっぱ多様な学びとかあるいは育ちと学びをしっかりつないでいくということから小中一貫校っていうかですね、別棟であっても同じカリキュラムを目指してつくり上げて進んでいくというそういったことも含めて研修をさせていただきました。言うなれば統合とかそういうことを抜きにして学び方の充実さはどうなのかということと、また、学校を編成されてますのでそういったことに関しての御苦労等もまたお聞きしたところです。いずれにしても非常に須恵小と岡原小が今年１５０周年を迎えてですね、地域の方それからＰＴＡの方にも多大なる御支援を頂いて１５０周年記念事業を行っております。そういったことから非常に学校それぞれの学校が地域の核となって動いてますので、学校についての在り方については慎重に進めていきたいというふうに考えているところです。それからストレスチェックにつきましては現在町のほうで先生方のストレス状況を把握。それ、まず自分がセルフチェックしていただくということ。また管理者、校長先生も含めてですね、管理者がまた職員の状況を把握頂くっていうこと。併せて設置者の私たちもその状況を把握するという意図でさせていただいております。そういった中身体的しょうそだったり精神的なしょうそがどんな状況かっていうことで見させていただいて、また同僚とか管理職とか周りからの補助とか、相談のしやすさとかってそういったことはどうかというのを事前に掴んでいくということでさせていただいています。現在のところ非常に組織的にもそれぞれの校長先生のリーダーシップのもとですね、うまく運営されていて問題になるようなそういう状況ではないっていうのが現状です。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、ありがとうございました。学校規模適正化については今の御説明を聞く限りでは、特段固定者というか課題を持って集中してやっておられるということではなくて、どちらかというと町教育委員会のほうにボールがあって何かそれなり今後の方向性とかがもしそういうのは、素案的な部分でもいいですけどそういうのが出来たらまたそちらに行くようなそんなイメージを私は思ったんですが、そういう理解で今の現状はそういう理解そういう

現状にあるというふうな理解でよろしかったですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい。ざっくりと申しますとですね、そういうなこと、そのようなことになろうかと思いますけども、お示しする前段階から含めてですねこういったふうに進めていきたいと思いますがというような協議からですね、さしていただくことになるかと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかにありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　各課について質疑頂きましたけど、全課にわたって質問があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　すいません御質問頂いておりました点で２点少し追加でお答えさせていただきます。まずスクールバスの利用についてでございますが、町有のバスが３台ございます。２９人乗りが１台 浜の上線ですね。こちらが令和６年度は２３人利用しておりましたけども、新年度の予定でございますが１８人。から、２６人乗りが２台ございますけどもまず１つが平山荒茂線。こちらが本年度は１３人の利用でしたが新年度では９人の利用の予定。もう１台が２６人乗りが内山鷺巣線。今現在本年度で１４名の利用でしたけどもこれが新年度で１６名。あとジャンボタクシーが１台こちらあの新深田線になりますけども、本年度が８名、新年度で５名の予定です。それからもう１台ですねこれはタクシーでございますが、が１台 皆越線１人おられまして、新年度もお１人の予定でございます。あと１点体育施設の備品でモルックのお尋ね頂いておりましたけど、町のほうで３セット所有しているところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　追加の答弁もあっておりますがほかに質疑はありませんでしょうか。全課にわたっての質疑があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩いたします。

（休憩）　午後３時３１分

（再開）　午後３時４１分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第２、議案第６０号令和７年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。桑原健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原　雄一郎 君）　はい。それでは、２ページを御覧ください。令和７年度あさぎり町国民健康保険特別会計を説明致します。第１条 第２項から読ませていただきます。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。第２条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は２億円と定める。

第３条 地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第１号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。それではまず税務課から予算の説明を行います。

◎議長（小見田　和行 君）　早川税務課課長補佐。

●税務課長補佐（早川　幹 君）　はい。それでは税務課所管分について御説明申し上げます。９ページをお願いします。歳入になります。１枠目、目１一般被保険者国民保険健康保険税ですが、節１から節３までは令和７年度の現年課税分となります。こちらは被保険者数の減少による調定見込額に収納率９７％で計上し、産前産後減免分と未就学児均等割分の減免分を見込んでいます。節４から節６及び目２退職被保険者等国民健康保険税の節１から節３につきましては、滞納繰越し分で令和７年度への繰越見込額に収納率１５％で計上しています。１０ページをお願いします。１枠目、目１督促手数料です。令和３年度から５年度までの実績の平均値により計上しています。２枠目、目１子ども・子育て支援事業費補助金は、令和８年度から始まる子ども・子育て支援金制度の創設に伴う補助金になります。後ほど歳出でもあるシステム改修に伴う国庫補助金になります。次に１２ページをお願いします。３枠目の諸収入になります。目１延滞金 目２加算金及び目３過料になります。続きまして１４ページを御覧ください。歳出になります。１枠目、目１一般管理費 節１２委託料の説明欄 システム改修委託料は、歳入にありました令和８年度から始まる子ども・子育て支援金制度に対応するためシステムを改修するものになります。子ども・子育て支援金制度とは、少子化対策に受益を有する全世代全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い連帯の仕組みとして医療保険の保険料とあわせて拠出頂くものになります。１５ページをお願いします。１枠目、目１賦課徴収費 節１０需用費 説明欄の印刷製本費は、国保税の納付書、封筒、督促状の印刷代になります。１９ページをお願いします。３枠目、目１一般被保険者保険税還付金とその下、目２退職被保険者等保険税還付金につきましては、過年度分の所得更正や社会保険への加入により還付が発生した場合の還付金になります。目３及び目４の還付加算金につきましては、還付に際し加算金が生じた場合に還付金と合わせて支払うものになります。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　桑原課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原　雄一郎 君）　はい。では、健康推進課所管分につきまして御説明致します。歳入になります。１０ページをお願い致します。３枠目 療養給付費等負担金は、長年受入れがないため廃項としております。４枠目、目１保険給付費等交付金 節１保険給付費等交付金普通交付金は、町が支払いました被保険者の医療費に対しまして県が算定した額を交付されるものです。医療費の減少見込みによりまして減額をしております。節２保険給付費等交付金特別交付金につきましては、説明欄の最上段 保険者努力支援分は、特定健診受診率や特定保健指導実施率の向上、収納率の向上など保険者の取組状況に応じて交付されるものであります。説明欄の２段目 特別調整交付金は、市町村間の特殊事情による財政力の不均衡を調整するために設けられているものでございます。３段目の県繰入金は、医療費や所得等の格差を調整するなど市町村の事情に応じて個別に交付されるものです。４段目の特定健康診査等負担金は、特定健診に係る費用に

つきまして国３分の１、県３分の１の合計３分の２が県負担金として交付されるものです。９ページをお願いします。２枠目、目１利子及び配当金につきましては、財政調整基金に係る基金利子の見込額を計上しております。３枠目、目１一般会計繰入金です。一般会計からの法定内の繰入金です。節１保険料軽減分保険基盤安定繰入金は、前年度の低所得者への軽減実績をもとに算定をしております。節２保険者支援分は、軽減世帯に対するもので被保険者数に応じて算定を行っております。節３出産育児一時金等繰入金は、５０万円の１０名分の３分の２を計上しております。節４財政安定化支援事業繰入金は、低所得者世帯と高齢者割合などの関係を要因として算定を行った額を計上を行っております。節５未就学児均等割保険料繰入金は、６歳に達する年度までの国保税の均等割額を２分の１軽減するもので、未就学児９７名分を計上しております。節６その他一般会計繰入金ですが、主なものとしまして、レセプト点検員２名分の人件費や子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費を計上しております。節７産前産後期間保険料繰入金は、出産予定または出産した被保険者の保険税を産前産後期間の４か月分を減額するもので、その軽減分を計上しておるところです。１２ページをお願いします。１枠目、目１財政調整基金繰入金です。県への事業費納付金が減額となったため昨年度より少なく計上を行っております。２枠目、目１繰越金につきましては、財源調整によるものです。４枠目、目１第三者納付金は、交通事故等による医療費を国保で立替えた分を受け入れるものです。１３ページをお願いします。４枠目、療養給付費等交付金は、廃款としております。以上、歳入合計２０億５，８２３万４，０００円となっております。続きまして歳出を説明致します。１４ページを御覧ください。目１一般管理費です。主にレセプト点検員２名分の人件費や令和８年度からの子供子育て支援金制度に各に必要なシステム改修費を計上しております。目２の連合会負担金につきましては、国保連合会からの算定額に基づき計上を行っております。５ページをお願い致します。２枠目、目１運営協議会費は、国保運営委員６名による協議会を年３回開催している分です。３枠目、目１療養給付費と目２療養費につきましては、過去３か年の平均決算額に伸び率を掛けて算出を行っております。また目３審査支払手数料は、国保連合会で実施するレセプト点検の審査手数料分となっております。４枠目、目１高額介護合算療養費につきましては、前年度と同額を計上しております。目２高額療養費は、過去３か年の平均決算額に伸び率を掛けて算出を行っております。昨年度より増額をしておりますが、１件当たりの医療費が上がったことに加えまして、高額な治療件数が増加したことが主な要因となっております。１６ページをお願い致します。２枠目、目１出産育児一時金です。過去３年間の平均１０名分を計上しております。３枠目、目１葬祭費です。前年度予算と同額で２万円の３０人分を計上しております。４枠目、目１傷病手当金ですが、新型コロナ関係で仕事を休んだ場合に所得補償を行う制度で５類移行後も２年間の申請期間が設けられております。５枠目、目１医療給付費分です。県からの算定資料に基づき納付する額となっております。１７ページをお願いします。１枠目の退職被保険者等医療給付費分は、廃目としております。２枠目、目１後期高齢者支援金分は、後期高齢者の医療費を７４歳以下で支える仕組みとなっており、これにつきましても県からの算定資料に基づいて算定額を計上を行っております。次の退職被保険者等後期高齢者支援金等分は廃目としております。３枠目、目１介護納付金分です。こちらも県からの算定書類に基づき計上を行っております。１８ページをお願いします。１

枠目、目１保健衛生普及費の節１２委託料の共同電算委託料につきましては、疾病分類処理や年２回の医療費通知等の委託料となっております。２枠目、目１特定健康診査等事業費ですが、節１報酬から節８旅費までは、主に特定保健指導に係る会計年度任用職員の人件費分です。節１２委託料ですが、特定健診や特定保健指導の委託料となります。これらは国保ヘルスアップ事業等の交付対象となっております。１９ページをお願いします。１枠目、目１財政調整基金積立金です。会計課算定の利息分を計上しております。２０ページをお願いします。１枠目、目１一般会計繰出金ですが、これは一般会計予算で実施を行っております健幸運動教室やデジタル健幸ポイント事業の国保被保険者分を国保特別会計から補填することとしており、その財源は国保ヘルスアップ事業を充てております。２枠目、目１予備費につきましては、昨年度同様２００万円を計上しております。歳出合計は２０億５,８２３万４,０００円です。以上で歳出の説明を終わります。続きまして２１ページをお願いします。給与費明細です。その他の特別職ですが国保運営委員６名分です。２２ページをお願いします。会計年度任用職員４名分の報酬等の額を記載をしております。以上で健康推進課所管分を説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第３、議案第６１号令和７年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、担当からの説明を求めます。桑原課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原　雄一郎 君）　はい。２ページを御覧ください。令和７年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について説明致します。それでは第１条第２項から読み上げます。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第１表 歳入歳出予算による。まず歳入から説明致します。７ページをお願い致します。１枠目、目１後期高齢者医療保険料ですが、節１現年度分特別徴収保険料と節２現年度分普通徴収保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の算定資料に基づきまして、それぞれ見込額を計上しております。被保険者の増加見込みにより増額を行っております。節３の滞納繰越分普通徴収保険料は、過去の滞納繰越額にそれぞれ徴収率を掛けまして算定を行っております。３枠目、目１一般会計繰入金です。節１事務費繰入金につきましては、資格確認証の発行に係る事務経費等を繰り入れるものです。節２保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を繰り入れるものとなります。節３歯科口腔健診繰入金は、高齢者の歯科口腔健診費用の一部を繰り入れるものとなります。８ページをお願い致します。１枠目、目１受託事業収入ですが、こちらは後期高齢者医療広域連合より歯科口腔健診等受託料２６３人分と事務経費分を受け入れるものとなります。３枠目の目１繰越金につきましては、財源調整により計上を行っております。歳入合計３億２３４万９,０００円です。以上で歳入の説明を終わります。次に歳出の説明を行います。９ページをお願い致します。１枠目、目１一般管理費です。主に資格確認証等の発行に係る事務経費と令和８年度から開始されます子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費を計上を行っております。２枠目、目１後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が納めました保険料と基盤安定負担金を熊本県後期高齢者医療広域連合に納付するものです。被保険者の増加と保険料率の改定により昨年度より増額を行っております。３枠目、目１健康診査等事業費です。歯科口腔健診の委託料を計上しております。１０ページをお願い致します。目１予備費を１００万円計上しております。歳出合計３億２３４万

９，０００円です。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第４、議案第６２号令和７年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題とし、担当課の説明を求めます。吉武高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（吉武　哲雄 君）　令和７年度あさぎり町介護保険特別会計につきまして説明致します。２ページをお願いいたします。第１条第２項から読み上げさせていただきます。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表 歳入歳出予算による。第２条 地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第２表 債務負担行為による。第３条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２億円と定める。第４条 地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおり定める。第１号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。７ページをお願い致します。第２表 債務負担行為です。介護保険事業計画策定支援業務委託につきましては、３年ごとに見直しを図っております。介護保険事業計画の第１０期計画策定年度が令和９年度となっているため令和７年度から２か年にわたり計画策定を委託するための債務負担行為となります。１０ページをお願い致します。歳入から説明させていただきます。１枠目の節１現年度分特別徴収保険料につきましては、年金から天引きされる方の保険料で約５，４００名を見込んでおります。節２現年度分普通徴収保険料は、６５歳年齢到達時や修正申告などの理由で特別徴収出来ない方の保険料となっており約５００名を見込んでおります。節３滞納繰越分普通徴収保険料は、普通徴収における滞納繰越分であり、令和７年度の見込み調定額の２５％を計上しております。３枠目の目１介護給付費負担金につきましては、介護保険事業標準給付費合計額の国の負担分で施設１５％、そのほかの分２０％を受け入れるものであります。４枠目の目１調整交付金は、介護保険事業標準給付費合計額に対し見込みで６．３％が交付されるものです。目２ 節１介護予防・日常生活支援総合事業交付金は、総合事業一般介護予防事業の事業費に対し２５％が交付されるものです。１１ページをお願い致します。１枠目上段の節２包括的支援事業・任意事業交付金は、地域包括支援センターの運営事業及び任意事業社会保障充実事業の合計額に対し３８．５％が交付されるものです。目２の保険者機能強化推進交付金及び目４の保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援や重度化防止について各自治体の取組達成状況に応じて交付されるインセンティブ交付金で、国の予算規模などにより増減があることから交付見込額で計上しております。２枠目の目１介護給付費交付金は、標準給付費見込額に対して第２号被保険者負担率２７％を乗じた金額が交付されるものです。目２地域支援事業支援交付金は、総合事業一般介護予防事業の事業費に対し２７％が交付されるものです。３枠目から次ページ１枠目にかけての県支出金は、国庫支出金で説明しました事業の県負担分を受け入れるものです。１２ページをお願い致します。２枠目、目１利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金利子を受け入れるものとなります。３枠目の款７繰入金は、町の負担分として一般会計から繰り入れるものであり、それぞれの事業の負担金割合分を計上しておりますが、目２その他一般会計繰入金

は保険者の事務費分であり全額が町の負担となります。目４の低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減措置を行うもので一般会計で受入れた国５０％ 県２５％の負担金と町負担金の負担分の２５％を含めた軽減総額を繰入れております。１３ページをお願い致します。２枠目の目１繰越金につきましては、財源調整で前年度繰越金の一部を計上しております。１４ページをお願い致します。目１介護予防サービス計画収入は、地域包括支援センターが行う要支援者及び事業対象者のケアプラン作成に係る費用を国保連合会から受け入れるものであります。１５ページをお願い致します。歳出について説明させていただきます。１枠目、目１一般管理費につきましては、介護保険事業に係る事務費でありまして地域包括支援センター運営協議会、介護保険料の徴収、システムの管理に関する経費が主なものとなります。２枠目から次ページ１枠目にかけての目１介護認定審査会費は、要介護認定業務に係る経費として要介護認定の訪問調査を行う会計年度任用職員３名の人件費、主治医意見書作成に伴う手数料や介護認定審査システムの標準化対応に係る経費を含めた球磨郡介護認定審査事業特別会計の繰出金が主なものとなります。１６ページをお願い致します。２枠目の目１計画策定委員会費につきましては、第９期介護保険事業計画の評価及び第１０期計画策定に係る委員会の開催に係る経費、また計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査に係る郵送料と支援業務委託の費用となります。３枠目、目１介護サービス等給付費は、介護認定被保険者が利用する介護サービスや福祉用具購入及び住宅改修をされた場合に支払われる給付費となっております。令和６年度の実績見込額をもとに７年度の計画伸び率により計上しております。１７ページをお願い致します。１枠目の目１介護予防サービス等給付費は、要支援認定被保険者が利用する介護サービスや福祉用具費の購入及び住宅改修をされた場合に支払われる給付費となっております。２枠目、目１審査支払手数料は、国保連合会に委託している審査支払業務に対して手数料を支払うものであります。３枠目、目１高額介護サービス等費は、ひと月に利用した介護サービス費が所得区分に応じた月限度額を上回った場合に支給されるものです。４枠目、目１高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険を利用して自己負担額が年間限度額を超えた場合に支給されるものです。５枠目、目１特定入所者介護サービス等費は、要介護・要支援認定被保険者が介護施設サービスを利用する際の食費や居住費の負担を所得に応じて軽減するものであります。１８ページをお願い致します。１枠目の目１第１号被保険者還付加算金は、第１号被保険者の死亡、転居等により発生する還付金となります。目２償還金は、国や県への過年度償還金ですが令和６年度の精算額が確定しておりませんので費目存置となります。２枠目の目１基金積立金は、準備基金積立の利息分を基金へ積み増すものであります。３枠目から次ページの１枠目の目１介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防のための訪問・通所サービス事業や配食サービス事業、ケアマネジメントの委託料及び負担金となります。１９ページをお願い致します。１枠目、目２一般介護予防事業費は、地域型サロン、介護予防サポーター及び脳いきいきサポーター養成講座、脳いきいき教室等に係る事業費で委託料が主となりますが、高齢者向けのｅスポーツの紹介と推進のためゲーム機本体とソフトの購入に係る費用も計上しております。２枠目から次ページの目１地域包括支援センター管理費は、主に職員３名と会計年度任用職員２名の人件費や介護予防支援の委託料及び管理システムなどの委託料と使用料となります。２１ページをお願い致します。目２包括的支援事業費は、地域の高齢者

の実態把握や命のバトン登録推進に係る会計年度任用職員１名の人件費が主なものとなります。目３任意事業は、町内の居宅介護支援事業所が作成するサービス計画等が適正に作成されているか確認するためのケアプラン点検委託料や低所得者のグループホーム利用に対する家賃等助成と町長申立てによる後見人申請の費用が主なものとなります。２２ページをお願い致します。次ページ１枠目までの目４社会保障充実分事業費は、介護医療が必要な在宅高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう多職種の連携や地域づくりをサポートする体制を整備するための費用で、地域包括支援センター職員２名と会計年度任用職員１名の人件費、生活支援コーディネーターの委託料が主なものとなります。２３ページをお願い致します。２枠目、目１利子につきましては、介護財政安定化基金から一時借入金をする場合の利子を計上しております。以上、令和１７年度あさぎり町介護保険特別会計予算は、歳入歳出総額それぞれ２０億９０万４，０００円とし、前年度より４，５９１万２，０００円減の当初予算であります。２４ページをお願い致します。給与費明細中のその他の特別職につきましては、地域包括支援センター運営協議会委員及び介護保険事業計画策定委員会委員２２名に係るものでございます。２５ページをお願い致します。一般職につきましては、地域包括支援センター職員５名の人件費となります。２６ページをお願い致します。会計年度任用職員につきましては、要介護認定訪問調査員が３名、包括的支援事業に３名、社会保障充実分事業に１名の計７名分の人件費となります。３１ページをお願い致します。介護保険特別会計における債務負担行為に関する調書です。債務負担として設定した事項ごとの限度額、当該年度以降の支出予定額とその財源について記載しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、１点お願い致します。９ページでございます。この事項別明細書の歳出欄で、大ざっぱに私なりの判断は、２の保険給付費 比較で７，５００万ほどのマイナスということで今第９期の介護保険計画の令和７年度はちょうど２年目ということで、昨日ありました令和６年度の決算見込みというか最終補正でも多少計画と比較した場合に、現この予算あくまでもこれは令和７年度予算ではございますが、現在の見込みはこういった形で保険給付費は、対前年度で減をできるということで介護保険計画の令和７年度に見込んだ保険給付費と比較した場合ですね、今回補正当初予算に計上された前提としてのデーターですね、保険給付費の計画との比較、どの程度今回見込まれてこの予算書になっているか。その付近の比較した数字がありましたら教えていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい、令和７年度の計画値としましては、１９億４，１００万円となりますので今回総給付費で上げました１８億２，４００万との差額は１億１，７００万となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、大変あの結果的に結構いい数字と申しますか、それはもちろんそれぞれ関係される町の職員さんもですけど各民間の介護施設の皆さん方も含めていろんな

関係者の皆さん方の御努力の結果、現在少なくとも財政的にはですね、いい方向にこの第９期を動いてるということで理解をしたいと思います。是非この数字がこういう形で何ていうかな。上ぶれしないようにですね、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第５、議案第６５号令和７年度球磨郡認定審査時事業特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。前田認定審査会事務局長。

●認定審査会事務局長（前田　和博 君）　はい。議案第６５号について説明申し上げます。２ページをお願い致します。第１条 第２項から読み上げさせていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第１表 歳入歳出予算によるものでございます。７ページをお願い致します。歳入でございます。款の１分担金及び負担金 節の１認定審査事業負担金でございますが、これは負担割合といたしまして均等割が１０％、障害者数割が３０％、障害福祉サービス支給決定者数割が６０％で町村負担金を積算しております。負担金につきましてはあさぎり町を除きます球磨郡８町村分の数字を計上致しております。款の２繰入金 節の１一般会計繰入金でございますが、これは、負担金相当分につきましてあさぎり町分のものを繰り入れるものでございます。款の３繰越金 節の１も繰越金でございますが令和６年度からの繰越金でございます。款の４諸収入につきましては雑入でございます。歳入合計の本年度が７４９万４，０００円、前年度が７４４万円、比較の５万４，０００円の増でございます。８ページをお願い致します。歳出でございます。款の１総務費 目の１一般管理費でございます。節の１の報酬につきましては、会計年度任用職員１名分でございます。それと２段目が障害認定審査会委員の報酬２０名分でございます。節の３職員手当等から４共済費までは、主に会計年度職員１名分の人件費でございます。節８旅費につきましては、主に審査会委員の費用弁償を計上いたしております。節の１０需用費につきましては、主に総合福祉センターの電気料、上下水道料などを計上致しております。節の１１役務費につきましては、口座振替手数料等を計上しております。節の１３使用料及び賃借料につきましては、パソコン・コピー機のリース料などでございます。節の１８負担金補助及び交付金でございますが、派遣職員負担金ということで時間外手当相当分を計上しております。次のページをお願いします。９ページの款の２予備費でございますが昨年と同額を計上しております。歳出合計が７４９万４，０００円、前年度が７４４万円、比較で５万４，０００円の増でございます。対前年度増加の主な要因につきましては、人件費の増などでございます。次のページをお願いします。１０ページから給与費明細でございます。特別職につきましては審査会委員分の人件費を計上しております。次のページをお願いします。１１ページにつきましては、会計年度任用職員１名分の人件費を計上しております。次のページお願いします。１２ページにつきましては債務負担行為の調書を添付しております。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第６、議案第６６号令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。前田認定審査会事務局長。

●認定審査会事務局長（前田　和博 君）　はい。議案第６６号について説明申し上げます。２ペー

ジをお願い致します。第１条 第２項から読み上げさせていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第１表 歳入歳出予算によるものでございます。７ページをお願い致します。歳入でございますが、款の１分担金及び負担金 節の１介護認定審査事業負担金でございますが、これにつきましては、規約の規定によりまして均等割が１０％、６５歳以上の人口割が３０％、介護認定審査件数割が６０％で算定しております。こちらには、事務局のあさぎり町を除きます球磨郡８町村分を計上しております。説明の欄で上のほうの介護認定審査事業負担金が、通常の運営費でございます。下の段のほうの括弧標準化対応分につきましては、令和７年度のみ計上しております。標準化対応経費に係る構成町村からの負担金でございます。款の２繰入金 節の２介護保険特別会計繰入金でございますが、これは同様の負担分をあさぎり町分につきましては繰入金として繰入れるものでございます。款の３繰越金につきましては、令和６年度からの繰越金を計上しております。款の４諸収入につきましては雑入でございます。歳入合計が９,０９２万９,０００円、前年度が３,８８０万円、比較で５,２１２万９,０００円の増でございます。対前年度増加の主な理由でございますが、令和７年度につきましてはシステムの標準化対応経費に伴います町村負担金を計上しているためでございます。次のページをお願いします。歳出でございます。款の１総務費 目の１一般管理費でございますが、報酬につきましては会計年度任用職員４名分と審査会委員の報酬５９名分を計上しております。節の３職員手当等から４共済費までは主に会計年度任用職員の人件費でございます。節の８旅費につきましては、主に審査会委員の費用弁償を計上しております。節の１０需用費につきましては、コピー用紙・トナーカートリッジ等の消耗品費、また総合福祉センターの電気料、上下水道料等を計上致しております。節の１１役務費につきましては、事務局と球磨郡９町村を結ぶ広域化ネットワーク接続料や口座振込手数料などを計上しております。節の１２委託料につきましては、説明欄で上の段が通常の運営に係ます保守委託料でございます。下の段が令和７年度のみでございますが、システム関連標準化対応業務委託料でございます。次のページをお願いします。節の１３使用料及び賃借料ですが、コピー機・パソコン・プリンター等の事務機器使用料などを計上しております。節の１８負担金補助及び交付金でございますが、派遣職員に係る人件費相当分の負担金につきまして昨年度当初と同額を予算として計上致しております。款の２予備費でございますが昨年と同額を計上しております。歳出合計９,０９２万９,０００円、前年度３,８８０万円、比較で５,２１２万９,０００円でございますが、対前年度増加の主な理由につきましては歳入で説明しましたとおり標準化対応経費分が増額となったものが主な理由でございます。次のページをお願いします。１０ページからは給与費明細でございます。特別職につきましては、審査会委員分を計上を致しております。１１ページをお願いします。一般職でございます。会計年度任用職員４名分の人件費を計上しております。次のページお願いします。１２ページには債務負担行為に関する調書を添付いたしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　お諮りします。明日１４日については委員会等の開催のため、また明後日１５日と１６日は休日のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認

めます。したがって明日１４日については委員会等の開催のため、また明後日１５日と１６日は休日のため休会にしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。

午後４時３３分　散　会

令和６年度　あさぎり町議会第１０回会議会議録（第２２号）						
招集年月日	令和７年３月１１日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和7年3月17日　午前10時00分		議長	小見田　和行	
	散会	令和7年3月17日　午後 3時08分		議長	小見田　和行	

応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○ 出席　△ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小松英一	○	8	森岡　勉	○
	2	加藤　弘	○	9	豊永喜一	○
	3	小谷節雄	○	１０	山口和幸	○
	4	岩本恭典	○	１１	皆越てる子	○
	5	難波文美	○	１２	溝口峰男	○
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井英治	○
	7	橋本　誠	○	１４	小見田　和行	○

議事録署名議員	６番　加賀山　瑞津子　　７番　橋本　誠
出席した議会書記	事務局長　山本祐二　　事務局書記　溝口久志

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職　氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口俊朗	○	教育長	椎葉勇二	○
	副町長	土肥克也	○	教育課長	林　敬一	○
	デジタル政策審議監	長沼宏季	○	高齢福祉課長	尾方　圭	○
	総務課長	山内　悟	○	健康推進課長	荒川誠一	○
	会計管理者	上田日和	○	農林振興課長	万江幸一朗	○
	企画政策課長	沖松勝彦	○	商工観光課長	深水昌彦	○
	財政課長	伊津野博子	○	建設課長	酒井裕次	○
	税務課長	高田真之	○	上下水道課長	鬼塚拓夫	○
	町民課長	中竹健次	○	農業委員会事務局長	橋本英樹	○
	生活福祉課長	蓑田輝幸	○			

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり

議事日程（第２２号）

一般質問（４人）

本日の会議に付した事件

一般質問（４人）

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず４番岩本恭典議員の一般質問です。（議長。）岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい、おはようございます。４番の岩本です。今日から２日間ですけど８人の議員による一般質問が始まります。執行部の皆様方には長丁場になると思いますけどよろしくお願い致します。ところで昨日の熊日新聞のほうにあさぎり町の記事が出てましてＲＰＧですね、その記事が出ておりまして皆さん御覧になられたと思います。その中で町長がインベイダーゲーム以来にしたんだということでその後やられたのかなあというのはちょっと分かりませんけど、出来ればですね、ここにおられる皆様方私たち議員も含めてですね、体験してみられて最後まで行かれて私最後まで一応行きました。そんな長いもんじゃないもんですから、ある程度の時間出きてたので良かったと思います。それで感想がありますけどこの後同僚議員が関連質問がございますのでそこにはもう私は触れません。是非これによってですね九州初なもんですから、観光に訪れたりすることで人口が人口というか観光客が増えればいいなと思っております。それでは通告に従いまして質問させていただきます。まず消防団減少に対する対策と機能別消防などの役割についてですけど。近年消防団員の団員数が減少してですね、その背景には少子高齢化や都市部への人口集中、団員の高齢化、職場の多忙化などがあると思われます。またこの状況下で台風や豪雨、地震などの自然災害が頻発し、地域の防災力の低下が懸念されております。特に大規模災害時には消防団の即応力が求められますが人手不足により十分な対応が困難になる可能性が出てきております。全国的にみましても、１９５６年代には消防団員の数が１８０万人おりました。以上ですね。それが１９９０年になりまして１００万人を切りまして、２０２４年ですね去年で約７４万9,０００人ということでもうやはり倍近く減っております。その中であさぎり町についてですけど、まず消防団員数の推移と団員確保対策についての中で消防団員数の推移についてお聞かせ頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　（議長。）町長。

●**町長（北口　俊朗 君）**　改めまして、おはようございます。２日間の一般質問よろしくお願い致します。岩本議員の御質問に対しましてお答えしたいと思いますが、消防団につきましてはですね、地域における消防防災の要として平常時・非常時を問わず地域に密着し、住民の安心と安全を守る重要な役割を担っています。団員は、非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら自らの意思に基づく参加すなわちボランティアとしての性格も併せ持っています。近年、地震、豪雨、自然災害多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、消防団団員個人の負担も増加しているところであります。消防団は、将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことの出来ない代替性のない存在であります。団員確保のためにさらなる処遇改善の必要性を感じているところであります。詳細につきましては担当課長より答弁を申し上げます。

◎**議長（小見田　和行 君）**　山内総務課長。

●**総務課長（山内　悟 君）**　はい。消防団員数の推移ということですけれどもあさぎり町におきましては、平成の合併当時７０５人の団員数でございました。その後は増減を繰り返しながらもですね減少をしておりまして、平成３０年度以降は減少が続いておるというところでございます。現在の団員数は５３７名というふうになっております。以上です。

◎**議長（小見田　和行 君）**　はい、岩本議員。

○**議員（４番　岩本　恭典 君）**　はい。合併時ですね７０５人、今説明の中で７０５人いた人数が今５３７ということで１６８人ですね、減少しております。地方交付税の算定の中の消防費の基準財政額があると思いますが、その中に国が基準としてですね、定めた基準団員消防団員数の基準団員数が示されてると思うんですが、あさぎり町でいえば何人ぐらいの基準団員数になってますか、お聞かせください。

◎**議長（小見田　和行 君）**　伊津野財政課長。

●**財政課長（伊津野　博子 さん）**　はい。基準の団員数ということですけれども普通交付税の標準額支払い団体数というのがございまして、２３８人となっております。以上です。

◎**議長（小見田　和行 君）**　岩本議員。

○**議員（４番　岩本　恭典 君）**　はい。２３８人ということでこれはいろんな面積とか人口とかそういうのも含めた中で決めてあると思います。その中で５３７人というのは、どうなのかなと思いますけどこれはもう地方自治体の判断でやられてると思いますけど、消防団員数を決める要素としてはそういう実際の判断であったり地域の人口ですね。あと地理的条件とか財政状況も踏まえてですね。それがあると思いますが現在の定数が条例を見ると６５０名となってます。この６５０名という根拠をお聞かせ頂きたいと思います。

◎**議長（小見田　和行 君）**　山内総務課長。

●**総務課長（山内　悟 君）**　はい。合併当時の定数といいますのは、８００名に対して団員数が７０５名ということでございました。その後、年々団員数が減少してきたというところで４～５年に１回ですね、団員数に見合った条例定数というものを定めておりまして、検討した結果現在が定数６５０名ということになっております。

◎**議長（小見田　和行 君）**　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　こういう状況ですので多ければ多いほどよろしいと思います。ただそれに関しては、国からのそういう補助っていうかそういうのが決まってますんで多ければ多いほどいいですけど、逆に町の財政的なもんをに関係があると思ってきますんでその中を含めてですね、やっぱ消防団員の減少というのは先ほど言ったように全国的に地方でもどんどんもちろんあさぎり町でも少なくなっているんですけど、その中の対策ですね、対策としていろんなことが考えられます。１番の対策として手っ取り早いというか、いいのは、報酬処遇の改善ですよね。消防団員の報酬とか手当を増額してやるのもボランティアっていう意味がありますけど現実的にボランティアという今中で中々それを消防団員の数を増やすというのは難しい。あとは勤務環境の柔軟化とか職場の理解促進ですよね。消防団員活動で先ほど町長が言うたように日頃は自分たちの仕事をやっておられますので、勤めの場合は特にですね企業の理解がいります。その中でやっぱり企業と連携しながら協力事業所とかそういうのにしてもらって、理解をしてもらう。あとは、企業に対してこれは中々難しいと思いますけど消防団員の活動を支援するための助成金制度を導入してもらうとかそういうやり方があると思うんですが、現在あさぎり町で消防団員の減少に対する対策っていうの中ではどのようなものがなされてあるのかお尋ねします。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。毎年ですね、団員数・団員の数が減ってきておるということで、当然各地区各部においてもですね新入団の入団の勧誘は当然行っておるところでございますけども、中々勤務の状況でありがですね多様化しておりまして、日曜日等の活動が中々出来ないかなというような理由もあって、団員入団されていない方、若者、そういう者もおるように聞いております。団員が減るということでしてそれはどういうふうに団員を維持していくかという話ですけども、１回退団された方をですね、機能別団員として残ってもらうというふうな勧誘といいますか、お願いはしてきておる状況でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　私たちの頃はですね、もちろん消防団で各分団で適齢者の方々のところに訪問して消防団になってもらう。来年は入ってもらえませんですかっていうことがありました。執行部のほうで今はやっぱり団員の方々がほとんど勧誘されてるのかそれとも執行部のほうで何か手だてを上がってやられているのか、その辺はどうなんですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい、消防団員の勧誘につきましては主にもう地域の部といいますか、消防団のほうで主に勧誘はしていただいておる状況でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　団員のほうで勧誘となりますと中々今の状況であると勤め人の方が都会から来られたり、他所から来られたりして把握するのが難しいと適齢者の把握ですね。それが出来ないんで中々難しい部分があると思います。町のほうで今何も一応任せてるということだったんですけど、ある地域これは長野県っていうとこありまして、消防団員募集って書いてありますよね。これはその地区でやってることですね。町行政がやってる、協会のほうでやられてるんですけど。こういうふうにやっぱり町がですね独自にやっぱりそういうパンフレットなりを

作って、それを周知して減少に備えるっていうことも出来ると思います。後ですね今から配信します。行ったでしょうか。はい。これは消防の個人年金です。これ私も初めて調べてる間知ってびっくりしました。まさか消防団員に年金があると思いませんでした。これ課長。総務課長、把握しておられましたか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。この個人年金、当然個人で掛けておられるということですので数名の方はですね、かけておられるという情報は総務課のほうでは把握しておったというところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　町では、この年金に対しての周知はされておりましたか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。ここにパンフレットがございますけども中々広く周知することはなくてですね、分団長会議とかで過去にはお知らせしたことがあるということでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　私もこれ知ってれば入っとったらよかったなと。何でかと私は国民年金なもんですから中々年齢が達した時少ないのかなと。こういうのを掛けておれば良かったなと思います。これも途中でよく内容を書いてありますんで後で読んで頂ければ分かると思うんですけど、途中でやめられてもそのままかけることも出来ます。途中でやめられて解約してもある程度の金額が戻ってくるということでこういうものがあればですね、消防団員の方々、消防団に入る時にこういうものがあったのかということで非常にやめてもいいしそのまま続けてもいいしっていうことで、助かるのかなあって。これもひとつの消防団勧誘のなか加入の促進に繋げるやり方としては、良いグッズ、グッズては言うわけじゃないですけど手段かなということで思っておりますので、出来ればこういうものを利用してですね、今後町の広報などでこういう年金制度がありますよっていうことをもう少し周知してもらってですね、加入に努めてもらえばと思います。それと一方でですね、これ私２番目にこれ特定分野での専門性の活用と書いております。これは機能別消防団のことですね。先ほど課長が言われました機能別消防団の現在の状況ということでお尋ねしますけど。やっぱ気候変動の影響によるですね、大規模水害とか地震・森林火災など災害の多様化、頻発が進んでおり、通常の消防団が地域住民の防災力の一端を担うという幅広い目的を持つのに対して、特定の役割や専門的な技能を持った人々に参加する形態の消防団。今言いました所謂機能別消防団ですね。この必要性が高まっております。こういう導入することにより効率的な災害対応に対して可能になると思います。これはもともと国がですねやっぱ阪神淡路大震災を踏まえて、上で消防団以外の専門性の部分があるっていうことをやっぱ考えながらその後いろんな計画をして、機能別消防団を各自治体にお願いするという経緯があったと思います。その中で機能別消防団の形態としてですね、民間の方一般の方が組織されている形態。あるいは消防団員の中から抽出されて選ばれて機能別消防団を作るっていうやり方。それと民間の方一般の方と消防団員の方が合わさってつくるやり方があると思うんですけど、その中の民間での機能別消防団員の形態として、あさぎり町の機能別消防団員というのがあると思います。これは

あくまでもその消防団の中に含まれてはいますけど、構成メンバーというのはほとんど民間一般の方々ですね。その中であさぎり町の現在の機能別消防団員の数っていうのをお聞かせ頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。現在の機能別団員の人数につきましては、令和７年１月１日時点で７１名の機能別団員ということになっております。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　７１名ですけどその機能別消防団員の役割というのはどういうものですかね、ちょっと教えていただきたいと思いますけど。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。機能別団員につきましては災害等があった時の初期消火及び後方支援。それから水害時の後方支援。あと機能別消防団員の一定の消防業務に関する要綱の中にはですね、機械器具の取扱い訓練。そういうものが現在の機能別消防団員の職務というふうになっております。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　今言われました要綱の中には機能別消防団員の定数を８０人と書いてあります。この根拠をお聞かせください。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。現在定数８０人というふうになっておりますけれどもあさぎり町が機能別団員の要綱を制定したのが平成の２５年の４月１日から要綱を定めて施行をしております。その前年のですね、平成の２４年に機能別団員についての制度の意向調査を実施しておりまして、当時は人吉市を参考にしてですね、当時ありました人吉市を参考にこの要綱等を定めておりまして、当時、当時の消防団員数の数から検討致しましてこの施行当時は５０人という定数でした。それが今８０人というふうに増やしてきておる状況でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　はい、岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　後ですね、この要綱の中に機能別団員は団長の出動要請に応じて出動し、現場を担当する分団長の指揮のもと活動するものとする。ただし自己覚知は要請があったものとみなすと書いてあります。団員の出動要請にですね、これまで機能別消防団員が出た例というのは何件ぐらいありますか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。基本的に火災等が発生した場合はですね、消防団員等は告知放送もしくはメール連絡等により現場のほうに出動するというふうにしておりまして、その中で場面によっては火災の時の初期消火の後方支援に当たるということが機能別消防団員の役割というふうになっておりますけれども、中々こう日頃もですね、昼間であれば勤務されてる方等もおられまして、実際昨年は機能別団員で現場のほうに出動されたという実績はございません。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　もしですね機能別消防団員が出た場合にこの出た場合の確認とい

うのはもちろん団長が行うんですけど、それが実際可能なのかどうかっていうのはどうなんですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。火災等であればですね火災がある程度鎮火した段階で各その場で集合していただいております。その時に各部長のほうから人員報告をしていただいておりますので、確認、何人団員が出動したのか。そういうことで報告をしていただいておりますし、また行方不明者等の捜索の時もですね、終わりましたら捜索終了時点で人員の確認をしておりますので、その場で団員の数また機能別団員の数というのは確認をしておる状況でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。自己覚知で出た場合ですけど、ほとんどの機能別消防団員の方は自分の考えというか考え方としてはボランティアでっていう意味がありますんで、一々報告は自分から自らはしないと思うんですよね。それがいうとされている部分も私はあるんじゃないかなと思います。それとこの今機能別消防団員の数っていうのは、各地区に何人って割合、各地区の何人っていうことでやられているのか。それとも地区によっては、機能別消防団員がいないという地区もあるのか。その辺の確認お聞かせください。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。機能別団員、あさぎり町の場合はもう退団された方がですね引き続き機能別団員として入っていただいておるというところうでして必ずこう地区に何人いなければならないという状況ではなくて、自主的に機能別団員として入っていただいておるというところですので地区によっては機能別団員がいらっしゃらない、そういう地区もございます。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　火事が起こった場合なんですけど私の地区のとこでも火事が起こりまして、その時に私たちもＯＢだからやっぱり出て後方支援っていうかそういうやり方をやります。それは機能別消防団員じゃないんですね。ＯＢっていうだけです。ただ私この機能別消防団員っていうのは、私はこれはＯＢの方が登録されて何人でも登録されておくのも必要なんじゃないかなと思うんですよね。これは何でかというとやっぱ保険とかそういう面もあって、もしも例えば私が入ってなくて出て何か怪我した場合は、それは大体機能別消防団員の場合は保険がおりますよね。だけど一般の方はそれはおりないということで、入ってない方がですね。だからそういうことでこの機能別消防団員っていうのが８０人っていう定数を決めなくて、もともと消防団のＯＢの方であるならばですね、登録はしてもらっといて、それが年間の報酬が出るわけでもないんで、出たときだけそういう報酬というかですねそういうのがあるのであればですね、何人でも登録してもらって、そして特に各地区の機能別消防団員の方がおられるとＯＢの方がおられるとその地区のことは分かるんですよね。だからやはりそういうＯＢの方々が入ってその地区に何人か入ってもらったほうが１番その地区の火事が起こった時に、その後方支援が出来る。私の場合も特にそこまで火事があった時は、そこで後方支援を行って消防団が来るのまで待って、それから渡すというやり方をやってたんで。そういうのを考えるとこの８０に限定せずに登録は機能別消防団何人でもしていいならば、ＯＢの方に区から区長から話してもらって、そこ登録だけ

は行っとってもらうのは駄目なんでしょうかね。そこはちょっとお尋ねしますけど。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。要綱はですね、まだ団員定数は８０人以内というふうにしております。この人数につきましては、機能別団員数がですね、増えてきた場合は当然ここも増やすことも出来ます。と、出来れば一般の団員がですね減少している状況でございますので、議員言われますとおりなるべくこう退団された方、地域の方でもですね、この機能別団員に入っていただけるような工面といいますか、そういうものは今後していけたらというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。その辺のことは是非これからお願い致したいと思います。機能別消防団というのは、先ほどここであさぎり町にあるだけの機能別っていう意味じゃなくて、特定分野での専門性の活用ということで、例えば医師・看護師さんとか救急医療支援ですね部門とか、災害調査部門によると建築士とか土木技術者等の機能別消防団っていうのもあるところはあるんですね。ただしやっぱこれを組織するというのは現状では中々厳しい難しいっていうところがあります。ただ一方ですね、今度は消防団員での組織形態っていうところですけどこれがですね。今、資料を送りましたけどこれ資料はですね長野県の駒ケ根市っていうとこです。人口が３万１，６００人です。ここには消防団バイク隊というのがあるんですね。消防団バイク隊何をするのかっていうと行方不明者の散策ですね。それから山林火災、豪雨災害時車両渋滞時に先行して、先行してですよ、現場へ到着して車両到達までの初期消火。あるいは人命救助もあるでしょう。ＡＥＤなんか積んでサイレンも積んでいるのでこれ見れば分かると思うんですけどそういう部隊ですね。これが次の資料で、この中にいろんな経緯が書いてあります。この部隊バイク隊をつくった経緯ですね今までの経緯ですね。国からのこのバイクの寄贈とか協会からの寄贈か。協会からこれバイクは寄贈されておりますね。そういった金額的も書いてあるし維持費とかそういうのも書いてあります。これは後で読んで頂ければ、見ていただければと思います。それと次に出しますのがこれは栃木県の市貝町っていうとこ。ここは人口１万１，２００人だそうです。ここには、ドローン部隊、ドローンの消防団ですね。情報収集部隊というのがあります。これはもうドローンを使った情報収集力、活動の効率化団員の負担。これによって活動の効率化をしたり、団員の減少の対策としてこういうドローン部隊があるとそれに興味を持ったから魅力を感じて新入団員が確保出来るということで、ここは１万１，２００人ですからうちとほとんど変わらない人口の中でこういう業務対応が出来てるということですよね。こういうのも機能別消防団の中にあります。ともうひとつ、これですね。これがこれはあさぎり町にももちろんあると思うんですけど先ほど言った駒ケ根市の消防団の中の女性消防団募集という広告ですけど、桜こまち隊っていうそうなんですけどこの人たちが機能別消防団として活動して、これはもう当然後方支援、情報の活動の交流これは広報紙の発行とかですね。保育園２ページ目にありますけど保育園に行ってそういう防災の寸劇とかそういうのを披露して予防広報ですね。それとか災害時の無線傍受などの後方支援を行っているということでこういう消防団が結成されております。何か今もあさぎり町にあると思うんですけど、ここまで充実したもんではないと思うんで民間を含めてですね、こういったものがあるもんですから、こういうものを活用してですねこういうものをしてですね財

政面もあるかもしれませんけど、こういうものがあるということに関してはどうお考えになりますか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。まず機能別消防団員、業態特化した機能別の業務ということでバイク隊もしくはドローン隊というお話をされました。これがそのままあさぎり町の中にですねしっかり当てはまるかどうかというのはまだ検討しなければならないというふうに思っております。消防団の中でもですね、このこういう全国にはこういうのがあるということでまずはその中でですね、あさぎり町でのどういうものが必要になるのか。そういうところを消防団の中でまず議論していければというふうに思います。それから１番最後のほうに言われました女性消防団員の件でございますが、あさぎり町にはですねこれ平成の１８年度から女性の消防団員がおりまして、現在は２３人の女性消防団員があります。この中にはラッパ隊で活躍されている女性の消防団員もおられます。と女性消防団の活動の内容につきましては、保育所での防災絵本の読み聞かせであったり、それから消防の入退団式、また上球磨上消連のですね、放水競技大会での総合司会・放送・競技のアナウンスというところで後方支援またそういうアナウンス等で現在活躍をしていただいておるところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　今発信しました。これは駒ケ根市の組織図です。団長・副団長以下ありまして消防団本部の中にバイク隊、ラッパ隊うちもありますけど、機能別 支援隊・広報隊・学生隊というのがあるんですね。こういった消防団の本部の中に機能別消防団を設けた場合ですよ、先ほど言った基準団員数。基準財政需要額の中の基準団員数の中にこの機能別消防団員数というのは含まれていますかをお尋ねします。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。機能別消防団は年額報酬がありませんのでこちらの団員には含まれておりませんで、機能別団員に関して交付税が交付されるというのが、災害に関する出動手当に関して特別交付税が出るようになっておりますので、実際の機能別団員について財政交付税が出る場合というのがその災害で実際に出たときのみということになります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。そこまで出ないということで年間はもちろん出ないでしょうけど、そこの部分で次のですね財政的運営上の課題と対策ということで、機能別消防団員が出た場合、専門性のあるバイク隊とかそういうのを作った時ですね、当然そこには報酬っていうのが要ると思うんですね。やはり危険なか所に行ったりもします。作った場合ですね。あと現在の機能別消防団員の方にも当然報酬がその行った時の報酬が渡っていると思います。この報酬というのはやっぱり私は必要だと思うんで、私たちもボランティアでっていう気持ちがありますんで行った時はもう報酬なんか要らないよっていう気持ちはありますけど、やはりやることによってですねやっぱそれはぴしゃっとしなきゃいけない、ぴしゃっとしてるんでしょうけどちゃんと後方支援をしなきゃいけないってやっぱ自覚がそこに生まれるんでやはりそういう財政面でもですねやっぱ厳しい部分あるかと思いますけど、出た時だけの報酬なもんですから手当というか。そ

ういうものは町のほうでやっぱ考えてもらってですねそこはちゃんとお渡しできるように、団長以下がそういう機能別消防団が出た場合にもうちゃんと確認してですね、そこの部分を報酬手当をやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思っています。そのあと地域住民への周知と参加促進ですけど。これは機能別消防団っていうのは、現在あの住民の方っていうか町民の方は、機能別消防団というのは理解していらっしゃると思いますか、課長。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　そうですね地域の中での機能別団員ということですので地域の中ではですね、議員言われますとおり消防団員を退団された方がそのままこう機能別団員として残っておられる場合は、消防団員ＯＢの方ということで認識はあるんだろうとは思いますけど、中々現場に行かれた時には機能別団員もヘルメットと法被は着用していただくということになっておりますので、そこら付近のしっかりした認識が地域の方にあるかどうかちょっと微妙なところだとは思います。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

〇議員（４番　岩本　恭典 君）　はい。それとですね、町の防災訓練等を行ってますよね。そういった場合にこの機能別消防団の方々に要請をしておられるのか。地区防災の中にもあります。地区防災計画の中、町の防災計画の中にも同じなんですけどこの機能別消防団の役割というのがちゃんと明記してあるかどうか、そこをお尋ねします。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい、防災訓練等への出動の協力というものはですね、基本幹部にお願いして一般団員の方の要請をしておるというところですけども。場合によってはですね一般団員が人数が少ない、そういう事態が想定されますので、そういう時には各部のほうからでもですねその機能別団員の団員の方ですね、お願いすることも可能ではありますけども現在は基本的に一般団員が訓練等には出ておるという状況でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

〇議員（４番　岩本　恭典 君）　先ほど言いましたように専門性がありますんで多様化するそういう災害の中で、機能別消防団の役割とは役割が大分大きくなってくると思うんでその辺のこともちゃんと計画の中に明記してですね、ちゃんと入れてくれればなと思います。また、この機能別消防団員に対する定期的な研修とか講習とか、そういうものは行っていらっしゃるんですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。機能別団員に特化した研修というものは現在は行っておりません。

◎議長（小見田　和行 君）　岩本議員。

〇議員（４番　岩本　恭典 君）　そのことも含めてですね、機能別消防団の必要性を感じてもらえばそういう講習とかも研修とかも行っていくべきじゃいけないんじゃないかなと思ってますんでよろしくお願いします。最後にですけど、機能別消防団というのは何遍も言いますけど特定の分野に特化し、従来の消防団を補完する重要な役割です。水害対応や救急支援、情報発信など専門的な対応が可能となり、地域防災力の強化に貢献します。一方で財政負担の増加や人材確保が課

題であり、助成金の活用や企業との連携が必要となります。また住民への周知が不十分であるためＳＮＳや地域地域イベントを活用し、若年層や女性の参加を促す施策が求められます。機能別消防団員の導入は限られた人員で効率的に防災活動を行うために不可欠であり、自治体との地域が連携し柔軟な運営体制を構築することが今後求められると思います。最後に町長に機能別消防団にいろんな分野での特定分野での機能別消防団の導入も含めてですね、お考えをお聞きして終わりたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。まず機能別消防団についてですけれども、やはり人口減少、少子高齢化の影響があってですね、私たちが消防団の頃は４０超えればすぐ退団出来た時代が、もう今５０になっても中々消防団員が集まらなくて退団できないという状況もあります。私たちが幹部で退団して、で残ったら今後の消防団が非常にこうやりにくいんじゃないかなということで機能別消防団からも外れたというようなこともあるかと思います。そういったところも年齢的なものも考えてですね、機能別消防団というものも成立していくのかなというふうに感じております。それとバイク隊の話等がありましたけれども、やはり消防団と言えどもですね、防災力の要と言いながらも、やはり安全が１番大事だと思っております。やはり普段からの訓練あってのバイク隊であり、やはり職業としての消防署の職員。こういった方々の活用というものも一緒になって考えていければと思っているところであります。それと機能別消防団と同じ意味ですけれども事業所で協力事業所というものがありますので、そういった職場の理解というものも広めていかなければならないというふうに感じているところであります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　はい、岩本議員。

○議員（４番　岩本　恭典 君）　はい、終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　これで４番 岩本恭典議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですが１０分間休憩致します。

（休憩）　午前１０時４５分

（再開）　午前１０時５４分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に１３番 永井英治議員の一般質問です。（議長。）永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。おはようございます。１３番永井です。通告書に従いまして一般質問を致します。今年１月埼玉県八潮市におきまして下水道の老朽化に起因する大規模な道路の陥没事故が起きました。それから１か月半がたった今でも陥没した穴に転落しましたトラックの運転手の方は見つかっていないという痛ましい事故になっております。水道管は４０年

から５０年を目安に更新する必要があると一般的には言われているということですが、事故の起きた下水道管は埋設されて４２年が経っているとのことでした。ここのと同じような大型の下水道管は地方にはないということではございますが、老朽化した下水道管やまたは上水道管に起因する事故は今でも全国的に発生をしています。そこで今回は、あさぎり町の上水道、下水道が抱え抱えている全般的な課題を質問致します。最初に町長に本町の上水道と下水道の現状の認識をお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　上下水道につきましては、私たちの生活に不可欠なインフラであり、大変重要性があると思っております。特に水道につきましては、公衆衛生日常生活に直接関わる重要な問題だと思っております。しかし全国各地で水道管の老朽化というものが社会問題となっておりまして、老朽化が原因で発生する漏水、断水は日常生活に甚大な影響を及ぼし、経済活動にも悪影響を与えております。ただ老朽化した水道管の維持更新には莫大なコストがかかりまして、人口減少による使用料と相まって経営難を深め、自治体の財政を圧迫していくことになります。今後も町の再編整備計画を見直しながら、経営戦略等により計画的に整備を進めていく必要があると思っております。町においては、管渠が埋設されている道路の状況を日常的に点検及び５年ごとの定期的な点検を実施しているところであります。町の現状や今後の課題につきましては担当課より答弁申し上げます。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。今町長が言われましたことをですね、今度はもうちょっとこう突っ込んで聞いていきたいと思います。まず通告しております（１）番 上水道の有収率の現状と改善に向けた方策を問うということでございますが、まずですねこの有収率、全国の平均との比較でですね、あさぎり町は有収率は決して高くない。多分ですね低いほうではないかと思っておりますけどもその原因はどこにあると考えておられますか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。有収率ですが、まず全国の平均ですが全国の上水道の有収率の平均としては８９．８％。人口ベースでですね人口が１万人から２万人の都市については８０．８％。それから熊本県の平均としては８５％ということになっております。いずれもこれは令和４年度末の数字でございます。あさぎり町の有収率につきましては４年度末は７５．５％ということで、平均よりもかなり下といいますか少ない数値となっております。ただし令和２年からですね、令和５年まで毎年１％程度ですね有収率のほうは増加しておりまして、令和５年度末におきましては７６．６％ということになっております。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。若干ここ近年は上がっているということですね、課長。はい。その上がっているっていう、その原因というのは何か要因というのは考えられますか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。毎年１％程度ですが上がっているのは、ひとつは免田地区の老朽管の今敷設替えを行っておりますのでそれに伴うものと、毎年ですね平成２９年からで

すね毎年ではございませんけども漏水調査を行っておりまして、その発見されたか所につきましては随時修繕を行っておりますので、そちらのほうでですね、かなり有収率が上がってるのかなというふうに考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。それは本当に良いことでありますよね。その有収率には、有収率の低下の原因にはですね先ほど岩本議員のあれに関連するかもしれませんが消防。消防用とかの公共用水の使用ですね、こういったこともあるということに考えられますけども今の課長が言われました漏水。この漏水というのが１番の原因だと思います。その漏水が少なくなったからということでございましょうけども、その漏水か所を探していく。なんて言いますか町民からのいろいろな話とかそういったことの、とにかく漏水か所を探し出すこの方法というのはどういったことでやっておられますか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。先ほどもちょっとお話ししましたが平成２９年からですね、令和６年度までですね、において５回漏水調査を行っております。それによってですね、毎回漏水か所を発見しておりますが、それとは別にですね町民さんからですね、自宅付近で散歩してたら音がするとか、そういった情報提供によりまして職員が出向きましてそのか所を調査するとか。工事か所でもですね、今回もありましたけども敷設替えで掘削したところ敷設替えの前の管ですね、が穴があいててそこから漏水してたというようなこともありまして、そういったところうで実施をしているところです。あとですね、近年ですね今まで調査をやっておりますのが各家庭の家までですね、管の敷設してあるところを歩いて回って、それから漏水がないか確認をして回っているような調査でですね、やっておったんですが近頃はちょっと衛星を使った調査というのもありまして、それにもですね、ちょっとやってみようかというような話は出たんですが金額面のことと、あと漏水か所の特定範囲が数百メートル画での漏水か所の特定ということだったもんですから、現在のところはですねまだ漏水調査の良い方法があればということで今考えているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。そういう本当にですね機械的なことも大切だろうと思いますけども、先ほど課長が言われました漏水が見えてる、町民の方が気づいた。気づいておられてもそれが水道管が破れているとには気づかなかった、こういった経験が私もあります。課長もちょっと私は何年か数年前ありましたよね。ああいったことがありますのでとにかく町民の方には、何かえらい例えば私の場合は田んぼに水が漏れよったという時にですね、何か地下水の水脈が変わったのかなぐらいしか思ってなかったんです。それが２年も３年も続いたということで後からきれいな水が流れますもんで、何でこの水は濁りもせんよねえの話から調べてもらったら水道管の破裂だったんですね。そういったことで中々ですね気づいてもそれがまさか水道管の破裂とか、そういったことに気づかないようなことも私があったもんですからですね。そういったこととか宅内、家の中での水道管の破裂ですね、これにもやっぱり気づかなかったということがありました。水は全部止めておるのにメーターが回っていると。これはおかしいな、そして数万円

毎月の水道料がかかるということで、それも半年ぐらいは気づかんだったんですね。そういったことをやっぱり気づかせる、啓発するということも大変重要なことではないかなと思っておりますけども、そういった点はいかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。そうですね。宅内につきましては特に先ほど言われましたとおり止めてるのに使ってないのにメーターが回っているというようなところは、特に高齢世帯の方とかですね中々気づきにくいところで、検針のお知らせ表を見てちょっとびっくりされて役場のほうに連絡されるというようなこともあるもんですから。そうですね、町としましては、広報紙とかホームページの上でですね「こういったところにお気ををつけください」というようなことで啓発をしていければというふうに考えます。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。そういうことでですね漠然とした質問をしようと、有収率を上げるため何を考えておられますかというようなことを質問しようと思とったっですけども、今のようなもう漏水を食い止める、そういったことを基本的にやっておられれば、おのずと有収率は上がってくると思います。そういった他に何か有収率を向上させるための方策とかは考えておられますか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。もう他にと言いますと現在行っております免田地区の配水管の敷設替ですね。こちらももちろん今後も計画的に実施をしていくようなことで考えておりますが、そうですね上地区のほうもですね整備自体は進んでおるんですが、今、川からの表流水ということで古い施設もあるもんですから、その古い施設、上地区とちょっと須恵地区と免田地区の免田西もございます。この付近をですね、順次計画・整備していくことで有収率は上がってくるものというふうには考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　先ほど課長が答弁の中にありました１万人以上の人口の云々というところの有収率の平均ですね。そういったところには本当に追い越せるような有収率の向上を期待しております。それでは（２）番の下水道の接続の現状とですね接続率向上に向けた方策を問うということで質問を致します。現在のですね、あさぎり町の下水道への接続率。それから球磨川上流流域下水道の近隣町村、ここの接続率と比べてどうであるかをお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。令和６年３月末現在になりますが本町におきましては、接続人口として１万１８０人。接続率としましては８６．８％ということになっております。球磨川上流流域の構成市町村ですね、こちらでいきますと平均で８３．７％ということで本町につきましては、流域町村の中では平均を上回っているというようなことになっております。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。この接続率これを８６．８％大変高いほうとは考えておりますけども、やはりですね、１００％が１番いい。１００％はもう無理かもしれませんけども

やはり数字的には、上げることにこしたことはない。そういうことを考えます時に、今後のですね接続率向上についての方策をお伺い致しますけども下水道供用開始から３年以内にしかいろいろ下水道に対する接続に対する補助金というのはありませんよね。そういったことを鑑みながら考えますとこれ以上接続率が上がるのかなという懸念もするところでございますけども、そういったところのお考えはいかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。接続について今８６．８％ですかね、ということでお話しましたけども、まだまだですね１３％近くですね、まだ接続されていないということで今議員言われたとおり供用開始が平成２７年度ということでもう現在は供用開始から３年以上経過しておりますので、その方々につきましては補助金というのは出ない状況にはなっておりますが、新築での補助金は、今出しております。その他の方につきましてはですね、もうホームページとか毎年９月にですね下水道の日というものがございまして、それに合わせてホームページと広報紙のほうですね、のほうに接続をお願いしますというようなことで記事を載せております。あと令和４年に発行しました「くらしのべんり帳」というのがございまして、そちらにもですね上下水道というところに「下水道への接続をお願いします」というような記事を載せたところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。はい。私も補助金があればまだいいんでしょうけども、補助金をこれ以上出してくれとか、そういったことをこの場ではですね、要望するのはちょっと控えようと思っておりますけども。まだまだ１００に近く、特に１００に近くですねなるように、いろいろな啓発活動なり考えていって欲しいと思っております。続きまして（３）番の上下水道の耐震化の現状とですね、地震発生時の対応策を問うということで御質問致します。まず上水道、下水道どちらもですがその管ですね、水道管。それぞれの耐震化の方法、それからこの耐震化の本町のこの現状をお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。上下水道の耐震化の現状ということでですね、まず上水道につきましてはですね送水管・導水管・配水管というふうにございますけども、まず導水管については、耐震化はされておりません。これ水源から浄水場までの管ですね。それから送水管につきましてはですね、率としましては６１．５％が耐震化されているというような状況です。配水管ですね、こちらにつきましては現在１９．５％ほどの耐震化がなされている状況です。と下水道につきましてはですね、工事建設が平成４年５年から始まっておりますけどもその当時の耐震基準に基づいて整備されておりますので、耐震化率というのはもう１００とは思っておりますが、現在のですね耐震基準と若干違いがありますので現在の耐震耐震基準に合った構造かというところまではちょっと把握出来ておりません。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。今のお答えの最後のほうの下水道管のことですけども、そういったことならばその規模は違えどやはり下水道こっちの先ほど１番初め最初に言いました

埼玉県のあの事故ですね。ああいったことはないにしても、やはりそのああいったことまではないにしてもやっぱり液体が通ると。下水道はですね。そういったことを考えるとあれが漏水したりその腐食したりとか、そういったことは考えられない。ああいった事故はまずないだろうと安心したほうで考えてよろしいんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。埼玉県のですね事故につきましては、ヒューム管で管型が大きくてですね、ヒューム管が腐食して陥没したというようなことで、あさぎり町の管につきましては、塩ビパイプのですね１５０から２００ミリほどの管ですので、これにつきましてはまず腐食することはないかなというふうには考えております。ただし一部マンホールポンプからの圧送管につきまして、硫化水素等によります腐食も考えられますので、その部分につきましては、来年度も予算に上げておりますけども管渠点検ということでマンホールポンプのか所から、次のマンホールとかですね、１番腐食しやすい管路、そしてマンホールについて、環境内を調査しまして、異常があった場合には修理を行うというふうなことで計画をしております。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。どっちかといえば安心致しました。はい。そこですけどもそこでですけどっていいますかですね。でもそういったこの今の大規模地震とかいろいろな災害が起きているこの現状を考えますとまず万が一にですね、大規模地震とかが発生した時に管が破損した場合ですね。地震の時ですね、そういった時の対処法というのは、どういった考えがありますか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい、下水管がですね地震で外れるとか破損した場合ですね、につきましてはですね地中に埋設してある管だもんですから、中々直ぐ直ぐっていうことはできませんので、まずは流下不能になったか所ですね。その１番下のマンホールでくみ取りを依頼して、そのくみ取った汚水を処理場まで持っていくのか。流下できるマンホールのところまでですね、持っていってそこに流すとか、いうようなことを考えてはいるところです。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。これは本当にですね万が一の話になりますけどですね、本当にその時になって慌てるということがないように。はい、日頃からの対処法のお考えなりおまとめになるなり、お願いをしたいと思います。そういった時にですね、これは下水だけではありません。地震が発生した時には上水道、これ断水がまず考えられます。そういった時に断水した時に町民への対応策、またはですね、下水道が今度はもう全く使用できなくなった時、町民の方への対応策。そういったところをお伺いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。まず上水道についてはですね、断水というお話ありましたけどもこれにつきましてはどうしてもまずは被災の状況ですね。状況次第で水道組合とかですね業者様に連絡をして、応急処置をお願いすることが第一になるかと思いますが、その間断水となった場合についてはですね、小規模であれば町で所有しております給水タンク１トンが２つほ

どありますけども、それを職員で給水対応するというようなことになりますけども。大規模とか長期間にわたる場合につきましては、給水支援を行うというようなことで考えております。また下水道についてはですねどうしても流すなとまでは言えませんので、出来るだけ量を少なくとか、いうことで広報するとかして先ほど言いましたとおりくみ取りでちょっと対応するような形になると思います。あと避難所ですね、避難所につきましては各旧行政毎の避難所にですね、給水タンクのほうですね数年前から設置させていただきまして、今年で全て整備終わりましたのでそちらのほうの活用を考えております。下水道についてもですね、同じくマンホールトイレということで現在整備中でございますけども、こちらを活用して避難生活については支障がないようにということで考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。埼玉県八潮市の事故、陥没事故の時もですね、あそこに関係するあそこに流しておられる住民の皆さんには非常に水を使ってくれるなとかいう水を最低限使ってくれっていうようないろいろな啓発とかされたようでですよね。そういったことを本当に今もう生活インフラのもう本当に１番のところのこういう上水道・下水道です。そういったところが本当に災害の時に地震でありそれは何なんでありトラブルがあった時には本当に住民の皆さんが１番困ることだと思っております。そういったところに素早く対応されるようにですね、本当に考えて対応していただきたいと願っております。はい。それでは続きまして（４）番の管路の老朽化による更新の現状と今後の課題を問うということで御質問致しますが、現在ですね水道管の老朽化。一言で言って老朽化って言ってもいろいろあると思いますけども、まずですねその老朽化による衛生上の問題。これあのこういう本がですね「管危ない」とかいう本が出ておりまして、この中にもありましたが昔の鉄管、鋼管ですね、ああいった水道管ならば腐食して、その中の錆とかが飲料水の中に入ってきたりすることがあるというようなことが書いてありました。そういった心配はうちの町ではありませんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。あさぎり町においてはですね、水道管もちろん今言われた鋼管ですね、も使用しているか所がございます。ただメインとなりますのが硬質塩化ビニル管とか鋳鉄管ですね、こちら内面の粉黛塗装がしてあるもので、これについては錆の心配がほぼないというようなことで使っておりますが、その鋼管についてはですね、どうしても今敷設替えをしている最中なんですが、もちろん中に錆とかがある可能性は十分ございます。ただし毎月ですね、各浄水場ごとにですね、水質検査を行っておりまして、これは浄水場内ではなくて各家庭とか事業所とか実際使われるところでですね水を採取しまして検査を行っておりますが、その分につきましてはですね、全て基準内でありまして安全な水であるというようなことで確認をしております。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。安心しました。はい。それではですね、そういった今さっき言われました鉄管鋼管まだあるということでございますよね。はい。そういったもう耐用年数が恐らくこれは過ぎておるんではないかと思っております。水道の免田の時代、免田の上水道

が供用開始されたのされてからもう５５年。はい。早いところで川南地区ですね。が１番早くて６７年経過しておるということでございます。そういったところの更新の状況といいますか進捗状況、こういったところをお聞かせ願えればと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。免田地区これ吉井浄水場の配水区になりますがこちらが今おっしゃったとおり５５年経っておりまして、現在整備の真っ最中でございまして、ただしこちら補助事業がですね重要給水管ということで今やっておりますけども、これが令和１０年までだったですかね。一応事業が完了しまして、その後につきましては、まだ延長かなりあるんですが起債事業として一応やる計画でおりますので、財源的なものもありますのでそちらを見ながらですね、経営状態無理しないといいますか。しないように順次進めていきたいと思います。と川南地区と免田西ですね、こちらにつきましてはまだその免田東も中々事業何年までかかるか分からないというところもありますので、その辺はですね今回特に上地区につきましては再編の見直しということで業務委託をする予定でおりますので、その中で事業費がどれだけかかるとかですね。整備年次をいつにするとかいうことも含めて考えて経営戦略のほうに載せてですね、財政計画のほうを立てていきたいというふうに考えます。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。調べました時に今やっておられる免田の敷設替ですかね。これが県の生活基盤施設耐震化計画とか、違う、違いますか。すいませんね。間違ってれば。そういった事業に乗せてやっておられるというような説明ではなかったですか、今。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい、すいません。今やってる先ほど言いました重要給水管というのは国の補助のメニューでございまして、重要給水施設配水管整備というようなことだったと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。そうでありましてもですね本当に計画的な更新を願っております。そういう更新をする上でですね、これ技術的な問題と思いますけども土質構造の面とか、例えば新しくやっとこいに新しいのはありませんよ敷設替だから。でもそこで今度の何回も言います埼玉県のあのですね、言わば土質が柔らかいところにこう通しとったらばもうおのずとそういう水道管が地震が来なくてもやっぱりこう変形するだろうし、変形するような可能性があるだろうし、そういったところの問題点とかは、そういったところはありませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。土質についてはですね、町内あちこちで土質もですねそこそこで違うと思いますが、現在行っております免田地区の配水管とあと今、岡原地区への送水管の工事も行っておりましたけれども、水が湧いてくるとかいうのはもうほとんどございませんでした。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。それではですね、最後の（５）番に移ります。上水道・

下水道ともに将来の人口減少に伴い需要が原種減少することが予想されているが、水道インフラという住民サービスを低下させずに経営を安定的に継続していく方策を問うということで御質問致します。まずですね、水道施設の再編によって今この吉井浄水場ですね、これが須恵に給水しております。そして今度は岡原にも行きますよね。次にまた吉井の水をどこかにというような考えはあるんでありますか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。現在吉井、今須恵と岡原に須恵はもう現在送っておりますけども岡原にも送水を行う予定ですが、令和６年度においてですね吉井浄水場内の井戸ですね、老朽化によりまして更新工事を行いましたが、１番最初の取水量を確か１，８００か１，９００トンだったと思いますけども、実際今回揚水試験をしてみたところを限界揚水で２，７００トン程度出ておりますので、送水するポンプについてもですね、現在のよりもちょっと大きいやつに変えようということで今計画をしておるところです。上地区のですね再編整備で、表流水のほうを２か所ありますので、水源のほうも見直しを考えていきたいというふうに考えておりますので、上地区のほうに送る可能性もなきにしはあらずかなと。こちらにつきましては来年再編整備計画の成果品なりで確認をしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい、課長、それじゃまず表流水を使う水源は基本的にはなくしていくという方向であるという考えてよろしいですか。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。表流水を水源とする施設につきましては、令和２年と令和４年ですかね、増水によりまして取水施設が浄水ができなくなったということで断水をですね、確か１週間弱ぐらい位だったと思いますけどもありましたので、そういった気候とかですね災害があった場合に影響を受けない地下水を考えたいというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。私も本当に賛成であります。数年前１年１年台風で被害を受けて断水っていう本当につらいですね思いをされたのが、川南地区だったですか。とにかく分かります。はい。そういったところでですね本当にこういった良質なこの吉井の浄水場の水というのは、水質的にもそして先ほど課長が言われました量的にも大変な良好な水と思っておりますのでそういったところをですね、是非この免田以外でも使われるならば使って、あさぎり町の住民の水の確保のためにですね、有効に利用していただきたいと思っております。はい。それから今度は将来のですね人口減少を考えた時、これは経営戦略の中にもいろいろ書いてありますけども、人口減少を考えた時、人口減少いわゆるイコール給水人口の減少ですね。その時の水道事業経営。この展望。それからこれがそのまま水道料金の値上げにつながっていくのではないかと私はちょっと心配を致します。そういった時に今度はこの経営戦略の中にも書いてありますが水道事業の広域化というような文言も入っておりますよね。こういったのがですね、広域化。妥当な選択肢だと思いますけども非常に私難しいとは考えます。そういったところの見解をお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚　拓夫 君）　はい。まずは経営戦略ですね、令和３年度に策定をしておりますがこちらでいくとですね、令和９年度では収支が逆転して料金改定が必要になるのではというふうな記載はございますけども、現在の状況としてですね、その経営戦略の料金収入と実際の料金収入につきまして、令和５年度でですねその経営戦略の数値よりも５００万円程度多いというような状況がございます。それにしても今後料金、当然人口も減ってまいりますので料金収入は当然減少しますし、また物価とかエネルギー高騰ですね、こちらに伴いまして維持管理費とか更新費用の増大が見込まれますので、中間年度でですね令和８年度にですね、水道事業については経営戦略の見直しを行いたいというふうなことを考えております。この見直しの際に、もちろん先ほど言いました上地区の再編整備の見直しというようなことでそちらの事業費とかもですね、考えた上で計画を策定したいというふうなことを考えております。この計画に基づいてですね収支を考えた上で、料金をいつ改定しなきゃならないか、慎重に判断をしたいというふうなことで考えております。２番目の広域化ですね。こちらにつきましてはですね、数年前から熊本県でもその話が出ておりまして、今現在におきましてはですね、県の主導のもと熊本県水道事業基盤強化推進協議会というものがございまして、人吉球磨地区につきましては球磨地域協議会ということで今話合いをですね行っております。広域化についてもですね、もちろんハード的なものソフト的なものいろいろ考えられますが令和６年度におきましては、災害時の相互応援協定の締結ということで実施をしたところです。これはですね災害が発生した際に応急復旧活動とか資機材の提供とかですね、応急給水のが迅速に行えるように協定を結ぶというようなものでございます。今後につきましてもですね、ソフト面・ハード面について広域連携についてまだ引き続き話合いを行っていくわけですが、ハード面についてはですね、中々それぞれの町村で浄水場を持って末端まで配水をしているというような関係で中々ひとつ、ハード的なものでひとつにするのはちょっと今のところは難しいのかなというふうには考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　永井議員。

○議員（１３番　永井　英治 君）　はい。それこそですね、水道管を隣の町ともつなぐというようなこともですね本当に今言われましたように浄水場が幾つもあるのに、それをつないでいくというのも本当に難しいことだと単純に私のような素人でもそういう思います。下水道のようにですね初めから球磨川上流流域下水道。この事業とかでも初めからそういったことを考えてドーンって流したらですね、それこそできやすいかもしれませんけども、そういったことを広域化ということを上水道で一言で考えた時に一言で言えるのかなと。本当にこれはもう本当にハードルが幾つあるのか分からないようなことだろうと思っとります。そういったこともですねしかし先々ではずっと考えなければいけないことと思っとりますので、今さっき課長が災害の時の給水の応援の協議協定などを結んでいるというようなことでありますので、そういったことがですね、一つ一つ小さなことから積み上がって、出来ないって考えたことも出来るような先々ではですね、そういったことも望んでおります。はい。最後にですね最後にっていいますかこの私ども人間、住民がですね生活する上で不可欠な水を提供するという大変こう上水道・下水道は大きな課題であります。今後ともですね、住民の皆さんが満足出来るような水道政策を期待致しまして、質問を

終わりたいと思いますけども構えとったですか。町長お願いします。町長よかですかね、はい。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。議員が言われるとおり水道、上水道、下水道につきましてはですね非常に災害時においても飲用水であったり、トイレの排水であったり非常に貴重なものであります。給水施設につきましては、避難所ごとに整備を進めてまいりましたけれども、やはりトイレに関してはですね、やはり防災グッズ、防災備品あたりで簡易トイレ等の数をもう少し充足して、いかなければというふうには感じております。老朽化した水道管等の敷設替につきましてはですねやはりライフラインの重要な部分ですので、計画的にそしてかつ優先的に整備を進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。（質問終わります。）

◎議長（小見田　和行 君）　これで１３番 永井英治議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで休憩致します。再開は１３時３０分と致します。

（休憩）　午前１１時４３分

（再開）　午後　1時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に６番 加賀山瑞津子議員の一般質問です。（議長。）加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。６番 加賀山瑞津子です。２月２８日に発生しました岩手県大船渡市の山林火災におきましては、山林のみならず多くの方々が被災されました。火と水の違いはありますが災害を体験した者の１人として、胸の痛い思いがひとしおでございます。自宅を離れ今も避難生活をされている皆様の１日も早い復旧と１日も早く皆様に笑顔が戻りますことを心よりお祈り申し上げます。通告に従い質問をしてまいります。今回は町長の施政方針に対してということで町長とやりとりがたくさん出来ることはありがたいことではございますが、まず１点目、３点質問してまいります。魅力ある生活基盤の構築について。地域防災力の強化についてお伺い致します。町長はこの項目について、猛暑、豪雨、大型台風などの気候変動の影響を体感する日が増え、南海トラフ地震に対して地域防災力を高め備えると述べておられます。災害時には電気やガスが使えない状況が想定されます。そのような中で食事や暖を取るために火を起こす技術を知っておくことは生き抜く力を育む点でも重要だと思います。本日は、生き抜く力についてお伺いしてまいります。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　災害時における火のの扱いについてですけれども、やはり体を温めるとか温かい食事を取るというものは非常に心身ともに健康を保つ上では非常に重要になると思って

おります。そして子供たちが自然や災害に対する知識・経験を身につけることで生きる力を育むことが重要だと思っているところであります。私たちもこの場で火おこしをしてくれと言われても中々こう出来ない状況ではございますけれども、やはりそういった生きる力というものはやはり私たちも自然に身につけてきたわけですので、子供たちもそういったものを知識・経験を身につけることというものは大変重要だと思っている次第であります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。町長はこの項目以外にも魅力ある教育文化の構築の項目で、地域づくりの基礎は教育であり未来を担う子供たちが心身ともに健康で豊かな心を育み、輝き続けていって欲しいという文言も述べられております。現在の防災教育の中でライフラインが止まった場合の生活技術、特に火の扱いについて子供たちが学ぶ機会を持つことは非常に大事だと思っております。思い起こすと私たちが子供の頃昭和４０年から５０年代になると思いますが、おうちのお手伝いのひとつとしてお風呂当番っていうのがありました。子供の仕事でマッチで火をつけお風呂を沸かす。日々の生活の中で火を起こし学ぶその体験の場面がたくさんありました。そんな私自身の生活でも湯沸器は灯油ボイラーのスイッチをオンにするだけ、現在は「お湯張りを開始します」の音声とともにＩＨのスイッチを押す方法に変化してまいりました。３月１日 県立大の島谷先生をプロジェクトリーダーとした地域創生の流域治水の伊賀川カメラ関連で研修会に参加した際に、大学生から７０歳ぐらいまでの男女半々２０数名が参加しておりましたので、そのときに「マッチライターを持ってらっしゃる方」とお尋ねしましたら手を挙げたのは男性２名のみでした。理由としては喫煙者の減そして電子たばこの増ということがあると思いましたが、皆さんにお尋ねした後に実は子供たちが火を扱う場面がないのでということでお伺いしましたと言いましたら、熊本から来た大学生の男の子が実を言うと僕も大学に入ってバーベキューで初めて火おこしをしました。彼はちょっとお坊ちゃんだったのかもしれませんけれど、それほどやはり普段からマッチライターを使って火を起こす場面が減っているのだなあというのを実感したところであります。火起こし技術に関しましては小学校にちょっとお尋ねしましたら、小学校の理科の実験の時にアルコールランプに火をつけるっていう場面はあるそうです。しかし、それも年に３、４回。点火部の実験がメインでありますので、実験グループごとにランプに火をつけるだけで全員がマッチライターを持ってアルコールランプに着火するわけでもありません。先ほど申しましたが岩手県大船渡市の大規模な山林火災。本当にこの安全な火の管理について学んでいくことは本当に大切だと思います。町長、今までのやりとりを聞かれてお考えになる部分はございますでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。確かに私たちもですね、子供の頃からキャンプであったり家庭でのバーベキューであったり、そういった場面で火を扱う・火おこしをするということはありましたけれども、今でもそういう機会は作ろうと思えば出来るんだと思いますけれども、やはり家庭の事情等もあってそういう機会がないところもあるかと思います。そして先ほどアルコールランプに火をつけると言われましたけれども、学校ではどうもチャッカマンを使って火をつけるというお話を伺っております。今１００円ライターもですね子供がつけれないよう、簡単につけれな

いようにちょっと重いつくりになってますので、非常にこうそういった道具もないという中で火おこしっていうのは原始的な部分に戻ってしまうと非常に難しくなるんじゃないかなというふうに感じたところです。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。以前愛甲町長の頃だったと思いますが、子供子育ての町の取組の中に自分でみそ汁をつくれるあさぎりの子供っていう項目がありました。この取組さりげない表現ではございますが、意味するものはとても大きいと思います。令和５年４月１日こども基本法が出来ました。第３条　６つの基本理念の中、第３番目に全ての子供について年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関しての意見を表明する機会。そして、多様な社会的活動に参画する機会が確保されることとあります。また防災教育の一環として、その火おこし技術や安全な火の管理についての学びを地域の防災訓練や学校の防災学習の場面で設けていくこと。先ほど町長は、火を使う場面は可能ではないかとおっしゃったんですが、具体的にこのような場面でプログラムに入れていくことは可能でしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい、例えばそのイベントの中でですね、そういった防災特集みたいな感じで実施していただいた中に火の起こし方とか、そういったものを展示なり実演できるような場の設定というのは可能かと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。あさぎり駅周辺整備というのが今後また進んでいくと思いますが、その場合に防災意識の向上であったり、旧庁舎跡地の活用の時に例えば車で避難された方がテントを設置された方が調理される際に敷地内にかまどベンチを設置するということもひとつの直ぐに出来る方法だと思いますが、それについては町長いかがお考えでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。今の段階においてはですね、そういった防災設備を持った公園の整備計画はございませんけれども、今防災グッズと言われる中にですね、カセットコンロとかそういったものは含まれているかと思いますので、現時点での公園整備に関する防災グッズのグッズといいますか施設というものは計画がないところであります。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。カセットコンロもボンベのガスが抜けてしまうとそれで終わりです。買いに行くお店がない場合にじゃ後はどうするんでしょうか。特に今朝は人吉市の記事を見ましたら小雨が小雨ではなく雪が降っていたというのもありまして、本当に気候変動の中でいろんなことが起きております。是非やはり危ないからこそきちんとした教育をするというのは、我が町にとって必要な項目だと思いますので是非例えばかまどベンチであったりといいましても「かまどベンチてなーに」っていうところからのスタートになると思います。そして実は、私の地元でも新年度に梅雨の時期、水害に向けての訓練の中で火起こし炊き出しの中で、子供たちも参加して火を起こしてみましょうという場面をですね、作っていけたらって考えているところですが。是非子供たちの生きる力を身につける場面を作るという点で、町長のこの施政

方針の文言からもとても大事なキーワードだと思っておりますので、御検討いただけないか一般質問ではですね、検討くださいとかお願いしますという言葉は使ってはいけないんですが、今日は教育長に尋ねるわけにもまいりませんし町長のお考えをお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　昨年の８月にですね、日向灘沖を震源とする地震があってその時に南海トラフ地震情報という形で発令されたわけですけれども、その際にもやはりこのあさぎり町もその南海トラフ地震の想定被害区域というふうに指定されておりますので、第一次警戒体制を１週間ほど取らせていただきました。その時にやはり感じたのは、やはり備えというものを再確認させられたという事件でしたので今もやはりそういう気持ちは忘れずにですね、備えというものを常に頭に置いて生活していかなければならないというふうに感じた次第であります。その防災かまどにつきましてはですね、やはり今後公園整備、ベンチ整備等がございましたら十分検討していきたいと思いますので、今後考えていきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい、是非執行部の皆さんもポケットにライターかマッチぐらいは入れていつでもこう火が起こせると。お金もかかりませんので皆さんで意識していただければという思いがございます。２番目に入ります。計画の実現に向けて、ふるさと納税についてです。自主財源の確保は自治体運営において重要なポイントとなります。今後ふるさと納税においてもハード面にあわせてソフト面での工夫が必要だと思いますがそのお考えについて伺っていきます。ここ数年返礼品としての馬刺しの利用制約があり、納税額が大きく減りました。１番多かったのが令和４年４億９，０００万円。そして令和６年度が１億３，０００万円です。馬刺しにかわる目玉商品が中々出てこない中、新しい商品の開発、今ある商品の磨き上げということで努めていただいておりますが、現状について町長はどう受け止めておられるかお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。ふるさと納税につきましてはですね、その寄附額を増やすためにはただ返礼品を出すだけというだけで寄附金が増えるというのは非常に難しくなってきているというふうに感じております。やはり町のＰＲといいますか商品のＰＲも含めて、そういったものに力を入れていかなければならないというふうに痛感しているところであります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。通告書には１番から５番と分けて書いておりますが関連するところも多くありますのであわせながらお伺いしていきます。地域独自の物語を発信、特産品の誕生秘話など納税者の感情に訴えるストーリーを作ること。実はこれは今、地元球磨の地で作られたお米に神代の時代からの祈りをというストーリーを合わせた三日月米というのが出来ました。非常に今は式典っていうかそれも合わせながらですね、この三日月ということをですね、ＰＲしながら進めていただいていて、ふるさと納税の中でもちょっと価値のあるものとして今広がっているかなという気は致します。ただの米なのか価値のある米なのか、石川県の羽咋市に神子原というところがあります。議会でも講師で来ていただきました高野誠鮮さん。この方は、住職であり元テレビのプロデューサーでありＵＦＯ研究家でありと。いろんな元公務員でありと

いろんな仕事をされてるんですが、１番有名なのはローマ法王に米を届けた男っていう本にもなっておりますしテレビにもなりましたけど、神子原っていうのが、神の子の原っぱという字で神子原なので神であればローマ法王かなというところで、皇室ではなくローマ法王に献上したっていうエピソードもあるわけですけれど。この今、神子原米は１キロ１，２００円。そしてその米を使ったお酒、地元の飲食店で提供されるお米、そして米粉ロール、米麹。本当にふるさと納税にも関連してこれは米麹は４２０グラム３袋は１万６，０００円の返礼品でも使われてるそうです。ひとつの商品をそこで止めてしまうんではなく、展開していくことが今後の商品開発にもつながるんじゃないかなという１例で考えております。是非この三日月米もですねそういう展開につながれば面白いんじゃないかなと思いながら、ちょっと紹介してみました。もう１点としてユーチューブやＳＮＳでの発信について、これもエピソードがございます。あさぎり農園さんのビーツ。これは健康にもすごく良い品物だっていうのは、あさぎりが発信したわけでもなく、テレビメディアでも有名なメンタリストの方がユーチューブ動画でおすすめの一言と紹介したことで広がったっていうのがあります。生産者の方自ら発信っていう場面でなく、そこに町としてどういう形で支援出来るのかお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですねやはりその生産者の紹介もそうですけれども、やはりそれに付加価値をつけた例えばレシピであったり、そういったものを一緒に混ぜ込みながらですね、その地域の魅力もプラスしたところでの情報発信というものも重要かなというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。私のほうがたくさんしゃべって町長はいいですねっていう、やりとりしかちょっと私が引き出せてないのが問題かなと思いながらも、返礼品の充実っていう中では、今後宿泊関連であったり、食体験文化、歴史体験、アウトドアアクティビティー、スポーツ健康体験、プレミアム体験等あると思います。宿泊関連に関しましては本当に外部から来られた時にあさぎりは泊まるところがないという課題もございますし、今後の充実を期待するひとつではございます。また文化歴史体験に関しましてはですね、いろんなあさぎり町には文化財がたくさんございます。しかしふるさと案内人会も今も解散してしまっておりまして、そういう紹介をする人たちの育成もですね、あわせながら受入れ体制も考えて行っていただければと思っております。今週の１９日に球磨焼酎の仕込み体験等もございますが、是非そういう情報を皆さんにお伝えしていくっていうところからまず一歩ずつ進んでいけたらなというふうに考えておりますが町長いかがでしょう。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　そうですね、物の消費から事の消費に変わってきているような感じは致します。ですからそういった体験型とか、例えばあさぎり町に訪れていただくために寄附者の方をイベントに招待するとか、そういった工夫も必要だというふうには思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。担当課のほうはですね本当にこういろんな出向いて

ＰＲをしたりという場面もたくさん行っていただいておりますが、まとめとして寄附、法人からの寄附の分も含めトップセールスマンである町長は、アイデアを広く取り入れる体制づくり。担当課だけに頼らない展開の仕方について。もうひとつは、目標額の設定についてお伺いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですね、実は令和５年の１０月にこのふるさと納税については改正されておりまして、募集費用総額の５割以下の基準。そして返礼品割合が３割以下基準という、こういった運用の適正化というものに注意しながら推進していく必要がございますけれども、令和７年度につきましては、一般のふるさと納税額を２億円と設定しております。これにつきましては、目標ですけれども是非ポータルサイトの追加も行いましたので目標達成出来るように頑張っていきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　年末に３億円に達しましたという報告があることを期待して３番目の質問に移ります。魅力ある就業産業の構築について。スマホＲＰＧアプリ「あさぎりリクエスト」の今後の持続的活用・拡大についてお伺い致します。４番議員最初の時に「あさぎりリクエスト」について触れられましたが、今回の大きなポイントは持続的な活用の拡大についてです。令和７年２月２８日にリリースされました「あさぎりリクエスト」は、自治体主体で製作された九州初のものであります。商工観光のみならず域外の広域、球磨、球磨広域の域ですね、域外の交流関係人口の創出につながるものとして期待しております。今後の展開についてお伺いしていきます。先ほど新聞記事の話が出ましたが、３月の８日には人吉新聞そして１６日には熊日新聞。熊日新聞については昨日でしたので、お目にされた方も多いのではないかなと思います。飲食店等のコラボの推進を含めたリアルＲＰＧイベントの開催について。実はそもそもＲＰＧ、ＲＰＧと若者にはなじみのある当たり前の表現ではありますが、ロールプレイングゲーム。参加者がキャラクターを操作して架空の状況下にて与えられる試練・冒険・探索・戦闘などを乗り越えて目的の達成を目指すゲームということでございますが、昨年は２０周年イベントとしてｅスポーツ大会がありました。高齢者向けの「ぷよぷよ」ということで、身近なゲームとなりましたけど私たちの子供たちの世代はですね、ｅスポーツったらストリートファイターであったりとか、戦闘ものの対戦ゲームをしておりました。目の前にいる２人で戦うだけでなく、本当にネットを通した見えない対戦相手と戦ったりとかですね、それがこのはしりかなあと思ったりしておりますが。今回またグレードアップして、クエストあさぎりは進化したわけです。今回ですね９体の魔物のキャラクターというのを小中学生のデザイン募集をしたということでしたが、これは町長も関わって考えていらっしゃったんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。この企画につきましては担当課のほうで企画立案しております。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

〇議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　是非、第２弾はですね、町長キャラクターとした人も参加していただければ、身近なものになるかなという気も実はしております。地元のこの球磨人吉は今回の「あさぎりリクエスト」の前に「夏目友人帳」というのがありました。この聖地巡礼の場

所にあさぎり管内の場所があるのも皆さん御存じでしょうか。１番何か身近なのはポッポー館の展望台３６０度の景観のあの場所っていうのも出てまいりますし、権現谷のラムネ水っていうのも出ております。この漫画とかアニメっていうのはですね年齢に関わらず興味・関心がある方は非常にございます。「あさぎりリクエスト」これは２８日にスタートでしたけれどその前に駅前のポスターを４０代ぐらいの女性が映しておられました。なので何をされるのかなあと気になったもんで後で参加されるんですかって聞きましたら、県外に子供たちが出ているからその子たちにお知らせでメールをしてます。せっかくだからみんなで参加しますというお答えでした。また３月９日に駅前のマルシェがありました。本当にお天気がよく、出店者、来場者、県内外から子供連れの方たくさん来られてたんですが、これのお知らせのポスターは駅前のみでした。このとき担当さんが参加される予定でしたがちょっと急遽参加できないということで不在ということでしたけれど、せっかくのチャンスを生かせ切れなかったのはもったいないなあという気がしております。ランチ中の子供たちに聞きましたらまだ保育園の年長ですっていう子が「僕やりました。ちょっと難しかったんですけれど」て。お母さんのほうも「これ子供たちが作ったキャラクターですね」という答えがありました。是非今回９体のキャラクターデザインを第２弾第３弾で募集していただいて、出来れば自分のデザインがどういうふうにしてこのキャラクターに変化していくのか。その過程を子供たちも一緒に参加しながら見ると次は自分もちょっと考えてみようかなあという、いろんな面で広がるような気がします。学校や地域のクリエーターと今後協力していくっていうことについてはいかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。今回の「あさぎりリクエスト」につきましてはですね、本来でしたらくま川鉄道の全線開通と同時にっていうのが理想でしたけれども、工事のほうが若干遅れているということでこちらのほうが先行ということになりましたけれども、これは実際の地名が出てきます。そしてＧＰＳ機能があります。ですから観光客の方も今どの場所にいるんだというのが把握出来るということ。それと日本遺産とかそういうスポットも出てくるということで、非常にこう初めてこられた方にも十分ためになるんじゃないかなというふうに思ってるところであります。今後の展開としてはですねやはり地元の飲食店であったり、他の事業者であったりそういった方々と連携してクーポン等を多く増やしながら、そしてダウンロード数も増やしていくというような方向をとっていきたいと思いますが、やはりそのゲームの展開もですねやはりもうちょっと広がっていかないともうクリアされた方もたくさん伺っておりますので、そういったことも今後検討しながら進めていきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。私も幸福駅まで行きましたけど何がもらえるのかなと思ったらシールでしたーっていう感じですので、何かせっかくクリアしてもちょっと景品がまだまだ今からグレードアップできるものかなあという気がしております。是非今後はポイントゲットとした時にもうちょっとこう今町長が言われたようにですね、ジュースをいっぱいプレゼントであったりとか、ヘルシーランドに行ったらもう健康がアップしますであったり、福祉センターでは思いやりポイントが２倍とか、何かそういう面白い内容についてはですね、是非全員の皆

さんで御検討頂ければと思います。最後にこの私は持続的に今回一発で終わるのではなく今からだと思います。今後、教育や防災などの学習要素を取り入れていくことについてお伺いいたします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですね、やはりそのそういった教育、防災に関することも一緒になって取り組めていければというふうには思っておりますが、今後の展開についてはですねまだまだ今から検討していく部分もたくさんございますので、そういった中で検討事項として取上げていきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　加賀山議員。

○議員（６番　加賀山　瑞津子 さん）　はい。今回第３次総合計画にのっとったところで町長が施政方針を出され、当然、防災・減災については、町の町民の命を守る中で大切なものではございます。その中に是非子供たちの立ち位置もしっかりと捉えていただいて、そして身近なところで生きる力を身につける。またふるさと納税に関しましては、町のトップセールスマンとして今回２億円という目標を町長が出してくださいましたので、私たちも一緒に取り組んでいければと思います。今後「あさぎりリクエスト」が担当課だけの担当職員だけのものではなく、今回の施政方針により町長が発信された内容でございます。全職員そして町の方含めて、広げていっていただきたいと思います。最後に町長の答弁をお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですね、町民の方皆さんに知っていただきたいし、そして本来でしたらくま川鉄道を復活させるきっかけっていうか、その沿線の人たちにも一緒になって広がっていけばなというふうに感じております。

◎議長（小見田　和行 君）　これで６番 加賀山瑞津子議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩致します。

（休憩）　午後２時０５分

（再開）　午後２時１５分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に１２番 溝口峰男議員の一般質問です。（議長。）溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　本日最後になりますが通告に従いまして質問を致したいと思います。４項目ありますので簡潔に質問を致しますのでよろしくお願い致します。まず健康寿命日本一を目指したｅスポーツ、高齢者のｅスポーツの普及推進について伺います。近年注目を集めておりますｅスポーツは、年齢に関係なく楽しむことが出来るため、高齢者の新たな娯楽や社交

の場としての魅力を提供しております。また高齢者ｅスポーツは認知機能の刺激、健康への効果、新たな挑戦と成長の機会などの特徴やメリットがあります。町制施行２０周年記念事業でｅスポーツイベントが開催され、児童生徒を含めた約６００名の皆さん方がゲームを楽しんだわけでありますが、ｅスポーツの認識についてまず町長、教育長のお考えといいますか、現在の状況について伺います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　昨年３月３日にポッポー館で開催しましたｅスポーツ、ｅタウンあさぎりについてこの開催につきましては大変御好評頂きましてｅスポーツを持つ世代を超えた交流を生み出す力を実感したところであります。特に高齢者のｅスポーツの普及につきましては、メリットとしまして認知症の予防効果がある。そして取り入れるハードルが割と低いため導入しやすい、そして社会的繋がりが多く新しい会話が生まれるといったメリットがありまして、サロンなどのレクレーションに新鮮さも加わり、参加率を上げることで健康寿命あるいは社会参加寿命の延伸が図られると考えております。詳細につきましては担当課より答弁致します。

◎議長（小見田　和行 君）　長沼デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（長沼　宏季 君）　はい。ｅスポーツに関しまして御紹介がありましたとおり、特に高齢者の健康増進やそれから世代間交流の促進に効果があるものとして私のほうもに強く認識しております。先日ですね熊本日日新聞が美里町で実施した実証実験の結果がインターネット等でも公表されておりまして、認知機能ですとかそれから握力の向上に効果があるというところのデータが既に出ていてその点についても確認されているというところであります。あさぎり町においても高齢者向けにｅスポーツを紹介推進する取組を行うことで、認知症予防ですとか転倒予防それから孤立防止というところにつながるというふうに考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。まずｅスポーツについてですが、先だって熊日新聞２月２７日の熊日新聞のほうにも教育とｅスポーツということで掲載されておりました。小中学校のほうで部活動としてｅスポーツをしているというところはまだ私のほうから伺い知るところはありませんけども、高校にはもう既にｅスポーツを部活動として取り入れているところもあるというふうには聞いております。世代間を超えた交流が出来たりあるいは身体的にどうしてもこうやりたくてもスポーツができないっていう状況のお子さんにとっては、とてもまたスポーツを観戦ばかりでなくて体感できるということではとても魅力的なスポーツではないかなというふうに思ってるところです。そういった特にこれからデジタルリテラシーが含めてですね、非常に力をつけていかなくてはならない現代ですので、その大きな養っていく要素のひとつになるんではないかなというふうには考えているところです。ただリスクとしてもゲーム依存症が多いのもまた事実ですので、そこら辺も十分知った上でですね、学校教育のほうには取り入れていくべきものは取り入れていくように検討していく必要があるかなというふうには考えているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。今、教育長が言われたのがこの記事ですね。２７日の２面に大きく掲げてありますが、今日の熊日新聞の記事では、高森町が取り組んでおりまして、こ

こもやはり全５１の公民館へゲームの配備を進めるという記事が載っております。非常に日にちを違えどもｅスポーツのことについてはですね各自治体が取り組んでおられるということで、今あさぎり町でも町長自らこの必要性といいますかね、このｅスポーツの効果というものは理解を頂いて推進をしていきたいということでありますので、出来ましたら予算化していただくなり、社協あたりはもしですね資機材が若干必要になります。しかしながらソフトは安いものが７，０００円ぐらいからありますんで、そういったものを町あるいは社協で購入していただいて、それぞれの公民分館等に貸付けていただくならば、いきいきサロンの充実等も出来てまいります。是非ともその辺は検討頂いて具体的に進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい、令和７年度予算で高齢福祉課のほうで１台。そしてまだ予算審議は終わってませんが社会福祉協議会のほうで１台っていうふうに購入を予定しているところであります。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

〇議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。ひとつ医療費の削減にもですね、つなげていっていただくようにお願いを申し上げるわけでありますが、やはり国保税を上げなければならない時期がもう来るわけでありますんで。そのためには健康寿命を是非とも長く持っていただきたい。当初申し上げてるように日本一のですね、長寿健康寿命が１番長いんだとあさぎり町は。言えるような目標をひとつ設定していただいて、推進をお願いをしていきたいというふうに思います。それでは次の２番目の質問に入りますが、これは何回も私は質問を致しております。デマンド交通のほのぼの号のことでありますが、利用をについては町民の不公平感、地域間格差がございます。このことはもう町長も自ら発言を答弁の中でしていただいております。実はくま川鉄道全線開通が令和８年の夏頃までか延長されるというふうに聞いておりますが、全線の開通によって産交バスの運行系統の見直しが検討されるということは聞いております。人吉球磨地域公共交通活性化協議会で結論が出るのは来年の３月頃ではないかと私は考えておりますが、しかしながら人吉からの産交バスがですね、現在の公共交通計画のようにあさぎり駅が終点になるという確約は今のところないというふうに私は思います。じゃあ協議会の結論が出る早くて１年先ですね。町民の不公平感、地域間格差の解消はしないということでありましょうか。そこをまずはお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。今議員が言われたとおりですね、免田、深田地区の皆さんが非常に不公平感をお持ちであるということは重々承知しているところであります。いろいろこう案もですね、対策案も考えているところでありまして、以前もこの議会の一般質問でも上がりましたけれども、免田の築地のコスモスが１番東になっているということでそこからの公立病院の初乗り部分を助成出来ないかという話もありましたけれども、またそれに変わった案もですね、一応私どもで考えて産交バスのほうに提案をしていきたいと思っておりますので、くま川鉄道全線開通までではなくて出来る限り早い対応が出来ればというふうに考えているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。時期的には明示は出来ませんか。全線開通って言ったら来年の８月ですから、出来るだけ早くその解消をしていただきたいというのはもう町民の願いです。出来ましたらその目標設定をしていただければありがたいんですが。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。非常にこう難しい質問ですけれども、出来る限り早くということで答弁にさせていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。余り先送りのないようにですね。もうこのことはもう１年もかかり私も質問、質問を繰り返しておりますんで、そろそろひとつの結果が出てくればいいがなというふうに期待をして今回質問をしたわけであります。もう１点伺いますがデマンド交通のほのぼの号の質問を繰り返してきておりますが、その答弁の中にこれは６月、去年の６月定例会の回答結果が出ております。産交バスから提供があった乗降者数のサンプル調査、ここに数字があげられてます。その原因を調査する必要があると書いてありますがこの調査の結果をお伺いしたいと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいま溝口議員からですね御質問がありました６月議会におけるデマンド交通及び産交バスの利用者数の状況の検討結果といいますか状況調査ということで回答させていただきたいと思いますが、この産交バスの調査においては令和３年度から５年度までの３か年間のあさぎり町内のバス停から公立多良木病院までの利用者の数をですね、集計したデータを以前調べております。その中で令和４年度から令和５年度にかけまして約１，０００名ほど産交バスの利用者が極端に減っておりました。その結果とあとデマンド交通の利用者数、大体年間当たり１３０回から１４０回のデマンド交通の利用者数といいますか利用回数が出ておりますが、それは３年度から５年度までの３か年調査しておりますが、いずれも大体平均で１３０から４０回ということでさほど伸び等はあっておりませんでした。その因果関係をやっぱり調査する必要があるということで調査をかけておりますが、きちんとした数字が出るかといいますとちょっとそこは想定でしかお答えはできませんが、ひとつ考えられますのは公立多良木病院駅の利用において、その当時令和５年度まではですね、球磨支援学校が公立多良木病院の近くにあったということでその生徒さんが利用された数も一部含まれてることが考えられます。ただ６年度以降はですね当然のことながら多良木高校跡地に支援学校が移動しておりますので、そこで利用される方はほぼいらっしゃらないということが分かりますから、そういったところのデーターも６年度分も検討してみる必要があるかなというところで今調査のところは一旦ストップをしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。その調査をすることもそうでありますが前回から申し上げてるようにコスモスからのワンメーター、これの料金をですね要は町が負担しないとこれはどちらにしても解決しないことでありますが、その辺りの計算。どれくらいの費用が加算されるという試算が今出てるんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩致します。

（休憩）　午後２時３１分

（再開）　午後２時３２分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。先ほど企画政策課長のほうが１３０から１４０というふうに申し上げましたがその回数からしますとですね、初乗り７００円を掛けた金額になりますので１０万弱の金額になるかと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　金額にすればそれぐらいの金額ならばですよ、そらあ開通とか云々とか言ってるようなことではいかんのじゃなかでしょうかね。もうこれはもう半年以内にやろうと思えば出来る話じゃないですか。担当するタクシー会社と協議すればですよ。もう少しスピードアップして実現出来ませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　そうですねタクシー会社とも協議する必要がありますが、現在３台でこう３台を貸し切ってデマンド交通に使用していただいているという状況ですが、その３台を超えた場合の台数確保についてやはりタクシー会社としても人員確保という点で厳しい点があるかと思いますので、そういった点も含めたところで協議を進めなくちゃいけませんけれども、まだ１３０回から１４０回という数字に関してもですねまだちょっと確信がございませんのでそういったところの回数もですね、もう一度精査させていただいてもちょっと違った方法もちょっと考えておりますのでそこもちょっと考慮したところで検討させていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　それでは次回に別の方法があると。方法も検討しているということでありますので次回にまたそのの方法論を教えていただければというふうに思います。それと併せて、どちらが比較して町の財政的にも負担が余りかからないのか。そちらのほうをまずは選ばにゃなりませんので、是非検討結果を御回答をお願いを申し上げたいというふうに思います。それでは３番目に入りますが、指定地域共同活動団体制度の制定について伺います。まず行政区の認可地縁団体の現状と、行政区のですね認可地縁団体にするがためには行政区のメリットというものが私はなからなければ進まないだろうというふうに考えておりますので、そのメリットについてまず現状とメリットを伺います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。認可地縁団体の現状で認可を受けている地区につきましては７

地区ございます。それからメリットということですけれども、これ国に対する直接的なものではございませんけれどもよく言われる認可地縁団体になることによってですね、土地や建物などの不動産を団体の名義で登記管理、登記出来るようになり管理がしやすくなるということがひとつのメリットといえると思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。メリットが区民にはですね、直接ないんですよね。現実は。だからこそこの認可地縁団体が進まないひとつの大きな原因だろうと私は思います。それをなぜ進めようとしているんですか。これは行政の側からですね、要は。それを推進をして、公共施設個別計画の中にもこれ公共施設の中にもうたわれておりますが、その理由をもう１回お伺いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。地域地区にある建物、例えば公民館等をですね、自分ところの建物として管理していく。そういうことで非常に管理しやすさ、そういうものが出てくるのではないかというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。認可地縁団体がですね私は、さらに充実したのが今回私は質問を致しております指定地域の共同活動団体ではないのかなというふうに思いますので、このことについてはまた後で質問を致します。まず次に地区防災計画の現状と課題について伺えますか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。地区の防災計画につきましては令和６年度までにですね、町の防災会議において地区防災計画の承認をした地区というのは８地区ございます。それから令和７年度ですね、の防災会議で承認を受けるために計画素案を提出済みの地区が今先ほどの８地区と別に１地区。それから現在作成中の地区が２地区あるというところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。課題はですねあさぎり町に５３地区ございますけども、地区防災計画を策定中または策定したところについては、今お話しした地区のみということになっております。この地区の防災計画の作成についてはですね、普段からの近所付き合いといいますか、そういうものが結構非常に大事になってきて、その取組をですね、いかにこう地区の防災計画作成のほうにつなげていくということが非常に重要とは感じております。ただ中々現状ではそこがまだちょっと進んでいないというのが課題というふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。地区防災計画については確かに今言われるようにやっぱり自主的にですね、地域がそういう気持ちにならないと私は中々出来ないだろうし、また中身が充実していかないだろうというふうに思います。してくれ、してくれって言って出来るもんじゃないと私は思います。で、そのためにですね。今、今度から質問をしていきますが、区運営費の助成金が現在均等割４万円のうちの自主防災費として１万円。して戸数割の５００円がそのうち

の１４７円ですね、これが自主防災費として区運営費に含まれているという説明を今までしてこられました。各行政区の中でお金が目的に沿って使用されているのかというのを確認されている行政区がどれだけあるのか伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。自主防災費ということでこれは地区の運営費の中に入っておるというものでございますけれども、地区の中でですね自主防災費にその分を使っておられる地区というのは、５３地区中２１地区について決算書等によって確認がしとるところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　２１区以外は目的に沿って使われていない、それ確認が出来てないということですよね。行政区の事業報告及び会計報告が毎年総務課へ提出されておるわけでその中から今確認されての数字が出たんだろうと思いますが、ここのあたりのですね運営費に自主防災費が含まれていると、金額も含めて。これを区長さんあるいは自主防災会長さんたちがどれだけの認識をされているのか伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい、区の運営費の中にこの自主防災費の分が入っておるということについては、毎年の４月に開催しております年度初めのですね、区長会の中でこういう区の運営助成金の中にこの一部がこう入っておりますので地区の防災活動に使っていただきたいということは話はしております。ただ防災、自主防災の会長さんの集まりの中では中々その話まではまだ進めていないというところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　先ほど申し上げたようにですね自主防災計画との関連がやっぱり出てくるのは、こうやって町が自主防災費もしっかり手当てしてますよと、今のげんかい。ですから、行政区の会計の支出の中に自主防災費という項目を入れてくださいと。しっかりと。でないと、そうすることによってですね、やはり行政の区民の皆さん方は、一歩理解されると思うんですよね、総会等で。このお金は何に使おうかと。その自主防災の会長の人件費、手当に使っちゃ駄目ですよ。それをまた別個にしていただくのが私は本当だというふうに私は思います。しかしながら手当に使っているところもおありかと思いますけれども、やはりそういう町もこれだけのことをやってるんで地域の皆さん方も一生懸命自主防災自助・共助にですね、協力をして自分たちで出来るところはやっていただけませんかというような意識改革をするがためには私はそういうふうに区の運営費の中にも区長さん方には支出の項目、支出の明細が四半期ごとに出されるわけでその時にはちゃんとこれだけ自主防災費が入ってますよ。そして必ず年度当初区長会議や自主防災会長の中には説明をして会計報告の支出には必ず自主防災費用の費目を作ってください。そういうお願いは出来ないんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。運営費の中の自主防災費の使い方につきましてはですね、地区によっては土のう袋であったり、砂であったり、先ほど議員言われました自主防災の会長さんの報酬等に出されておるところも地区もございます。今の地区の中でですね、こういうふうにも町

もこう一部として支払っておるのでということについては、改めて区長会の中でもですね、お願いしていきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい、是非そうやって地域の住民の皆さん方の防災に関する意識を是非とも高めていただくように、ひとつの私は方策だろうというふうに思いますので是非お願いを申し上げたいと思います。そこでですね今申し上げたようにその１万円と１４７円ですね戸数で。これでじゃあ自主防災の活動資機材とうちの区も毎年３万円の自主防災費を組みます。しかしながら今年はそれを超えてしまいましたが、地域の皆さん方にはしっかりと説明をしてこの辺は理解を頂かなければならないというふうに思いますが。こういったふうにですねやっぱり自主防災を団体で活発にやろうと思えば、資機材というのは当然必要になってきます。以前、過去そういう制度を設けてたけれどもその利用がなかったということで、今はなくされてますけれども、もうかなりですね地域の皆さん方の住民意識は高まってきてます。数年前とは全然違います。ですから私はもう１回ですねこの辺は改めて行政区で、資機材等々のですね、購入あたりについてはしっかりと手当てをしてもらえないだろうかと。今言うように１万円それから１４７円の範囲ではとても無理だというふうに私は思いますけれども、これについては町長どのようにお考えですか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですねやはり区長会等でそういった要望が上がって来ればですね、十分検討していたはずなんですけれども今の段階では、そういう資機材の補助事業等の要望は今のところはないんですけれども、確かに防災意識の高まりというのは近年のやはりこういった災害の大災害の頻発、こういったところで高まっていると思いますので、そういったところはまた区長会のほうで議題としても取上げて検討してみたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　資機材もですね本当にピンからキリまでありますです。今日も言われてたような簡易トイレ、トイレですよね。水も出ない時にトイレ大変困る。ああいうのはですね、是非ともこれは公民分館においておかないと対応できないと思うんですよ。ですから、ああいったものの整備というのはやっぱ行政に任せるとこは任せて、私はそういうことが１番大事なところじゃないのかなと。中央の校区のあの備品倉庫といいますかね、そういうところに置くんでなくてそれぞれの行政区においたほうが置いてもらったほうが私は町民の皆さん方の意識が高まってくるというふうに思います。ですから説明をされる段階には、こういう品々がやはり必要であります。最低限必要だというような話もされた上で、区長さん方にいかがですかねって投げかけてみないと区長さん方から要望がないからではないと私は思います。その辺はしっかりと今回の４月の区長会では説明をお願いをしたいと思いますが、総務課長いいですか。今度、異動がありますね。はい。引き継いでくださいね。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい、しっかり引継ぎを行いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。どこまで言ったか分からんごとなってきましたが。はい。それでは、少しずつ前向きに御答弁を頂いておりますから、ありがたいと思います。それでは地域活動の後押しをするため今回総務省は、地方自治法を改正し指定地域共同活動団体制度を創設しました。条例を制定し町長が指定することで資金を支援したりお金を払って業務を委託することも出来ますが、まず総務省は地域活動にも様々な取組があると。子供食堂のような住民同士の助け合いや支え合いを後押しする制度であるので積極的に活用して欲しいと言っております。先ほどから申し上げてるような認可地縁団体、それから地域防災計画。諸々備品整備の問題についても私は申し上げた課題ですね、１から４。こういった要件課題を解決できる、対応できる。そのためには、まず指定地域共同活動団体を制度を作って指定したらいいと。ですから認可地縁団体それから防災計画が出来たところをまずはこの指定地域共同活動団体指定をし、そして頑張る地域に支援をしていく。やっぱりそういうふうにいちなみじゃなくしてやっぱりそれぞれの温度差があります。ですから頑張っている地域には、こういった制度を利用して国の金を引き出して支援をしていく。こういった手法は私はとってもいいんじゃないのかなあというふうに思うんですね。ですからわざわざあの総務省が条例改正までしてこういう制度を作りなさい、いうようにやっているわけですから、この辺は検討していただくわけいきませんか。どうでしょう。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。この制度自体まだ勉強不足というところがありますので先進地事例等を参考にしながらですね、前向きに考えてみたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。この指定地域共同活動団体、これは私ども議会もですね、せっかく長沼デジタル審議監もおいで頂いておりますから総務省から、資料等を是非取り寄せていただいて、しっかりと説明を頂いて勉強させていただければと。そして一緒になって勉強してどういう方向が１番いいのか。せっかくこういう法が自治法改正して総務省がやってくれてるんですから、あさぎり町にそれが出来るのかどうかというところからも私は勉強していいんじゃないのかなというふうに思いますので、このあたりの勉強についてはですね、議長に是非取り計らいをお願いしたいというふうに思います。それでは次に魅力ある生活基盤の構築についてということでこれは所信表明にあってることでありますのでここについて質問致します。南海トラフ地震に対して本町の地域防災力を高めて備えをしなければならないと町長は申してあげておられますが、具体的な政策について伺います。第一線でですね町民の生命財産を守るというような崇高な使命を浴びている消防団員の活動拠点である消防団詰所及び格納庫が４０数年も経過し、劣化調査が行われておりますが健全度が最低の４０の施設が数か所あります。特に心配は２階建ての詰所で待機中や会議中に地震が発生すれば逃げ出すにも時間がかかり、１番に消防団員が犠牲となることも想定されます。また消防詰所や格納庫が倒壊すれば、町民の生命財産を守る活動に必要なポンプ車や救援に要する資機材も取り出せない。このような状況ではですね、消防団員に課せられた使命は果たせられないのではないかというふうに私は考えます。町民の生命財産を守るための消防団活動拠点施設、詰所及び格納庫整備が具体的にですね、どこにも示されておりません。しっかりとした備えをするというのであれば、ここも早急にですね整備すべきではないかと

私は思います。これは政府が出してる資料でありますが２番と３番お願いしますが、これは能登半島の大地震の中で、和島市の大災害の報告書が政府から出ております。これにも書いてありますようにやはり消防団の拠点施設詰所等の倒壊等によってですね、消防団車両の出動が困難であったことから当該地区の消防計画どおりの出動部隊が確保出来なかったと。もうひとつは、資機材も取り出せなかったと。そして水道管の破断によりまして多くの消火栓が使用不能となった。そういうことが検証結果として出ております。こういうことにならないようにやっぱりこれだけの公共施設総合管理計画個別施設計画が作られておるわけですから、早急にこれは対応すべきではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか町長。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。消防施設につきましてはですね、個別施設計画におきましては原則として１部当たり１施設に集約。また部の機動力の確保のため団員数が少ない部の統合を進めるということにしております。ということで消防のそういう統合の話も含めたところでの施設の配置計画というふうになるかと思いますので、統合計画がまとまりましたら計画的に整備をしていきたいと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　公共施設個別施設中間見直しではですね１分団１部と２分団１部と２部の統合を推進するとあります。この消防団の部の統合の基準についてまずは伺います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。今のお話のですね、これ明確な基準というものはございませんけれども団員数の減少によりまして将来的に消防活動が支障が生じる可能性がある部についてはですね、統合の可能性がある部同士の団員、消防団員でまず話合いをしていただいて活動の体制ですね、夜警とか体制と。それと主となる詰所をどこに置くのか。そういうものをですね、まず地元の消防団員同士で話合いをしていっておるというのが現状でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　それでは現在のところどこまで進んでるんですか。それと併せて消防詰所、ポンプ格納庫の統合もこの整備計画の中にはうたわれておりますけれども、計画どおりに進んでいるのか伺います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。部の統合の話はですね令和４年の１月４日の議員懇談会におきまして、当時地区の合併といいますか、そこらの話をした時に消防団のほうの部の統合、今後の統合の考え方というものをお示しをしておるところでございます。現状では、今活動消防活動が出来ておるけれども将来的には団員数の減少が見込まれる場合は、同じ分団で部を統合していくという話が出たということを報告をしておるところでございます。それから岡原地区におきましても８分団の１部、２部をもうひとつの部にする。それから１０分団が３部あったものを２部にするというような話はもう今もう進んでおりますので、そういう部の統合を見てから消防団の詰所の計画というのは進めていきたいというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　部の統合それから詰所の統合に個別計画の中には入ってない。ここの部分の詰所の今申し上げたように大変老朽化している４０数年も。ここはもう手つかずの状態で来てるわけですね。ここの計画については、また整備計画も整備、この個別計画にも上げてもない。非常に私はこのあたりについてはですよ、おかしいと私は思ってるんです。消防団に対しての私は何て言いますかねもう消防団の生命財産をまずは自分たちの命を守ってもらわんと町民の命は守れないんですけれども。消防団員の生命を守るという気持ちはおありなんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　当然、消防団員の安全確保というのが第１にはありますので、活動においてもそれを１番に重きを置いて活動もお願いしているところであります。ですから詰所に関しましてはですね、再度消防団のほうでも幹部のほうでも確認頂いて、その結果等を伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　その中で１番古いですね、４分団１部の整備については、消防団から要望書が提出されるというふうに聞き及んでおります。そこの内容をですねよくやっぱり消防団の気持ちを組んで頂きながら、速やかに対応していただきたいというふうに思います。その中でですね、③に入りますが公共施設個別施設計画には、施設の更新、建て替えをする場合は、複合施設を検討するというのが大きく掲げられております。今回、覚井区のコミュニティセンターこれは仮称ですね、１２分団１部の消防詰所が併設されました。今後、町は公共施設の官民連携、ＰＰＰ、ＰＦＩによる事業を推進するという計画で今おられるようでございますが、これに類して行政区の公共施設等、消防詰所の併設も町の財政負担の軽減にもつながる観点から私は検討すべきではないかというふうにも考えますが、これについてまずは伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。基本的にはですね公民分館につきましては、地区といいますか認可地縁団体のほうで建設をしていただく。それから消防詰所につきましては、町が行うものというふうに認識をしておるところでございます。と、後はですね、新しい消防詰所を建設するかどうかというものは、今の消防団員数それから今後の消防団員数の推移とも見てですね、把握していかなければならないというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　消防団員のですねやはり確保というのはそれぞれの部の方々で努力をされて各おられるようでありますからそこはよく調査をしていただきたいと思うんですが、私は総務省消防庁地域防災課に確認を致しましたが、消防詰所については何ら法的根拠はないんだと規制はありませんと。で、消防団員の活動に支障がないように設置していただければよろしいという回答でありました。それぞれの行政区の公共施設との併合ができますかって、それはもうその自治体で決めていただければいいことですよということでした。町がせんばならんとか、民間でせにゃならんとか、そういう縦割りの話じゃなくて、もう公共施設管理計画をつくり上げて財政負担を少しでも少なくしていこうという方向性が出てるんであるならば、それをやっぱりいろんな角度から検討していくということが大事なことでないのかなというふうに思うんですね。

行政区の区民の皆さん方もその中にも入ってきてくれても、自分たちの区の団員だから何ら問題はないよというようなことであればですよ、何もそれを否定して、しっかりとした詰所は、町で何千万もかけてですねやりますよっていうような話になるのかなと私は思うんですね。その辺は再度検討していただけませんか。いかがですか。何かそこに支障があるんですか。

◎議長（小見田　和行 君）　はい、町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。消防施設の場合ですね、格納庫つきでないと消防債の対象にならないという条件はございます。ですから詰所だけの建設については、消防債の起債が借りれないということは伺っているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。時間の配慮をお願いします。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。その辺は今から勉強を私たちはさせていただかなりませんが、何も消防債をからんば詰所が公民分館と一緒になれんというわけではなくて、１割負担の公民分館の中で詰所をくっつけるわけでありますから、何もそのまま改めて借金をしてそれを負担してくれていうわけではないわけですから、その辺りは私はそういうようにしたほうが２，０００万もかけて消防詰所を新しくするよりは、もっと効果が上がるというふうに私は考えておりますので、再検討をしていただいて是非消防団に対しての回答をですね対応をお願いして終わりたいと思います。最後に。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　消防団員の安全確保についてはですね十分留意しながら進めていきたいと思います。当然防災に関する核となる消防団ですので私たちも人員確保も含めて、今後取り組んでいきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　これで１２番 溝口峰男議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。

午後３時０８分　散　会

令和６年度　あさぎり町議会第１０回会議会議録（第２３号）						
招集年月日	令和７年３月１１日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和7年3月18日　午前10時00分		議長	小見田　和行	
	散会	令和7年3月18日　午後 3時16分		議長	小見田　和行	

応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○ 出席　△ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小松英一	○	8	森岡　勉	○
	2	加藤　弘	○	9	豊永喜一	○
	3	小谷節雄	○	１０	山口和幸	○
	4	岩本恭典	○	１１	皆越てる子	○
	5	難波文美	○	１２	溝口峰男	○
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井英治	○
	7	橋本　誠	○	１４	小見田　和行	○

議事録署名議員	６番　加賀山　瑞津子　　７番　橋本　誠
出席した議会書記	事務局長　山本祐二　　事務局書記　溝口久志

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職　氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口俊朗	○	教育長	椎葉勇二	○
	副町長	土肥克也	○	教育課長	林　敬一	○
	デジタル政策審議監	長沼宏季	○	高齢福祉課長	尾方　圭	○
	総務課長	山内　悟	○	健康推進課長	荒川誠一	○
	会計管理者	上田日和	○	農林振興課長	万江幸一朗	○
	企画政策課長	沖松勝彦	○	商工観光課長	深水昌彦	○
	財政課長	伊津野博子	○	建設課長	酒井裕次	○
	税務課長	高田真之	○	上下水道課長	鬼塚拓夫	○
	町民課長	中竹健次	○	農業委員会事務局長	橋本英樹	○
	生活福祉課長	蓑田輝幸	○			

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり

議事日程（第２３号）

一般質問（４人）

本日の会議に付した事件

一般質問（４人）

午前１０時００分　開　会

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず１１番皆越てる子議員の一般質問です。（議長。）皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。皆さんおはようございます。１１番 皆越てる子でございます。冒頭、本日午前５時、震度３の地震が発生し、いつ自然災害が起こるか分からない状況を改めて知らされ被害もなかったようで安心することが出来ました。私の地区も今月２３日午前９時より溝口峰男防災士を会長として避難訓練を実施致します。区民の方も訓練の必要性を再認識されたものと思います。それでは今回健康づくりについて一般質問させていただきますが、従来から使用しているこの健幸ポイントカードについてですけども、まだまだデジタル化ではなく活用されているということを御紹介しておきます。地域で開催されるサロン、１００歳体操は年間を通じて担当の方より３月末配布されますが、毎月各家庭にあさぎり広報が配布されます。大方最後のページにふれあいスポーツクラブあさぎりで野外活動のお知らせが掲載されます。参加料も会員・一般・中学生以下と異なりますがこれも健康づくりのひとつで参加することで従来の健幸ポイントカードに１ポイント押印していただいております。この事業の会員の方も担当課にお尋ねしてみましたら、４５０名の方が加入されているということでございました。また引率していただいてる方も役場退職の方、現職の方等で当日のスケジュール、前日は現場までの下見、町民の健康づくりに変更頂いておられることに感謝申し上げます。また私も２月は福寿草を見に行こうというようなことで白崩平に散策してまいりました。健幸ポイントカードに１ポイント押印していただきました。頂上に着きあたり１面を見回してみましたが残念なことに福寿草は一輪二輪と探さなくては、見当たらない状況下で皆様に写真を提示しようと思いましたが提示できないのが残念でございます。また３月１６日はふるさとの白髪岳登山の計画でしたが、雨のため中止というようなことで残念でございました。また春のウオーキングで３月２０日に健幸ポイント１ポイント。これはデジタルポイントは５０ポイントというようなことで掲載されておりますが、３月２３日はフットパスもですね、実施されるようでございます。では、質問主旨に入ります。

令和６年６月３日全員協議会におきまして説明されております。あさぎり広報令和６年７月号で掲載され、あさぎり健幸プログラムで新しい健康習慣づくりを掲げるデジタル健幸ポイント参加募集先着５００人。募集期間、参加費、対象は町内２０歳以上の人、募集人員５００名。先着楽しく歩いて健康にためてお得にもらう。まさに人を引きつける呼び込むキャッチフレーズであると思います。まず到達目標５００人達成されましたでしょうか、お伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　おはようございます。本日もよろしくお願い致します。健康づくりにつきましては、町全体で健康づくりの機運を高める取組を進めるために運動と食にノウハウを持つ株式会社タニタヘルスリンクと昨年の３月に包括協定を結んでおります。そしてこれまで健康教室等を運営してまいりました。今回見える化ということで、歩数とか測定回数などこういったものに健幸ポイントを付与してきたわけですけれども、このポイントによって使用出来る商品券、町内で使用できる商品券ですけれどもデジタルギフトに交換できるということで非常に健康づくりに対するモチベーションというものが高まっていると感じております。そしてこういった健康づくりということが町民の皆様が取り組まれれることによって医療費等の削減につながるものだと考えているところであります。現状そして課題等につきましては、担当課より説明・答弁を申し上げます。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。ただいまの御質問にお答え致します。このですねデジタル健幸ポイント事業につきましては、令和６年度より３か年の事業計画に基づきましてデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業となっております。本年度につきましては参加者の目標人数を５００人ということで設定しておりまして２月末現在になりますが、４１５名の方に参加を頂いてるというところになっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。５００名に到達しなかった４１５名というようなことでございました。で、この５００名を設定された根拠は何でしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。これにつきましてはこれまでのですね健幸運動教室の参加者とその辺りを踏まえたところとですね、あと人口このあたりもですね参考にいたしまして今回目標として５００名というところで、令和６年度につきましては設定をさせていただいたというところになっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。５００名に達しなかった。で次年度の計画はどのようにされておられますでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい、令和７年度につきましては７００名のですね参加を計画しているところでございます。ですのでトータルといたしまして、目標はですねトータルで１，１００名の参加を頂ければというところで今計画をしているところではございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい、分かりました。現在のですね、加入状況について、年代別、男女別にお分かりであれば御説明お願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。現在のですね加入者になりますが２０代の方で９名、３０代で２１名、４０代で４３名、５０代で６６名、６０代で９８名、７０歳以上の方で１７８名ということで４１５名の方に参加をしていただいているところです。男女につきましてはですねちょっと手持ちのほうに資料がございませんので後ほど答弁をさせていただければというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい、ありがとうございました。７０代が１７８名ということで１番多いように感じますが若い人がこれに加入しないということは、ちょっと分析しておられますでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　お答えいたします。やはりですね、若い方につきましてはですねちょっとこちらのですね、周知が不足してるのかというふうに感じているところもございます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。この目的はですね、やはり若い人に加入頂いて欲しいということでこのデジタル化というのを目的を持ってされたと思いますけども、その若い人への周知が足りなかったという反省はされましたけども今後若い人への加入促進はいかがお考えでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。今後につきましては、わっかもん健診等ですねその辺りでの周知を徹底したいというふうに思っております。またですねこちらのほうで計画の段階ではありますが、やはりですねちょっと年齢層をですね２０歳からですね１２歳以上というところに引下げをしまして、その御家族で加入していただくというふうなですねところも今検討しているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい、加入促進を図っていただきたいと思います。次にですね、この測定スポットが６か所ありますけどもこの利用状況についてお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。スポットといたしましてはですね今６か所スポットを設けているところでございます。データの送信につきましてもですね、実数ですね。実際に送信された方につきましてはですね、トータルといたしまして約３９０名の方が御利用になっているところでございます。やはりですねヘルシーランドにですね機械を２台置いております。またそこでですね、運動教室等も行っておりますのでやはりこちらのほうで約２９０名の方がですね利用

されてるというふうな結果が出ております。その次に多いのがですね、ポッポー館のほうで約５０名程度の方が送信というかですね、機械を利用されているというふうなところの実績が出ているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

〇議員（１１番　皆越　てる子 さん）　あと４か所については把握されておられませんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。残りの４か所につきまして本庁舎がですねこちらも約４０名程度、岡原支所で１０名程度、須恵文化ホールで３名程度になります。あとせきれい館につきましては、１４名程度の方が利用されているというふうな実績が出ております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

〇議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい今後もですね、スポット利用が少ないところも継続しておかれるというようなことでいいでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。そこにつきましては、やはりですね均衡性を持たせるというところもありますのでこちらのスポットのほうには設置したいというふうに考えております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

〇議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。継続して設置しておくというようなことでこの６か所がですね、この健診ですね、役立てていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。先ほども言われたとおりですね若年層の方のですね参加が少ないということがありますので、そちらのほうですね、どういった手段で参加をさせるのかっていうところをですね課内のほうでも検討致しまして、そちらの取り込みもメインとしてですねやっていきたいというふうに考えております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

〇議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい、若年層の人を呼び込むというようなことでございますけども、私ですねこの５年度の決算書をですね見まして、主要な施策の成果説明書というようなことをコピーしてまいりました。で、この成果はですね、やはり参加者から運動の重要性や効果を感じるとの意見が多数もらえたとか。運動による体力年齢や疾病の改善。心の健康度の改善が確認できたというようなことで成果を上げておられます。この課題がですね、健幸運動教室の新規参加者が少ないというようなことでございました。で、１００名を６０名へ募集変更というようなことでございます。で、またですね、他の運動拠点の検討。また若い年代を含む先ほど言われましたが幅広い年代の運動習慣が少ないというようなことで、デジタル健幸ポイントを活用した歩数の増加促進やエアロバイクの一般開放の実施というようなことが掲げておられますので、この健幸運動教室のですね、新規参加者が少ないというようなことで募集をですね、どのようにして今後なされるかお尋ね致します。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。今後につきましては、やはりですね、口コミあたりでの参加がですね、やはり大きな影響を及ぼすのかなというふうに思っております。また協力隊員からのですね情報発信、その辺りにも期待をしているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　分かりました。他の運動拠点の検討というようなことでございますが、どのような検討をされておられますか。お伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい、担当課のほうではですね、一応球磨川がありますので深田・須恵地区に１か所は必要ではないかなというところで今、考えをしているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい、球磨川挟んで須恵・深田に１か所はどうかというようなことを検討しておられるということでございましたけども、以前のですね、同僚議員のですね一般質問でもですね、今、かえで館っておりますけどもふれあい福祉センターのですね、利用促進はという質問もされております。ふれあい福祉センターかえで館でもどうかなというようなことを検討出来ないかというようなことでございました。で、以前のですね、健康推進課長の答弁では、会場を２か所に増設することも考えるということも発言されておられますので、この経緯は、いかが御検討されておられますでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。そこにつきましては、やはり参加者数とかですね、またそこに出向いていただく指導員の先生。このあたりの確保がですね出来るのか。そういったところも検討課題となっておりますのでその辺りがクリアできるのであればですね、そういった会場を増やすということも検討する必要があるかなというところで考えているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。あのですね、これはもう以前からの課題ですよね。拠点の検討ということはですね。この課長の引継ぎはどうなってるのかなそんな疑問も致しますがいかがですか。御検討はされておられるんですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。そこにつきましては、担当者とですね協議をしながら引き継がれたことにつきましては、まだ検討中というところでございます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。皆さんですね、健康づくりを一生懸命されておられますので、どうかですねこの交通手段、拠点のですね、もう早速ですね令和７年度に私立ち上がるのかなあという事を考えておりましたけどもまだまだ検討というようなことで、これ新規加入者も増えるのかということでですねちょっと不安を感じておりますので、いつ頃にこの検討内容が終息するんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。ちょっと具体的なですね年度っていうのがですね、今ちょっと申し上げられないところではございますが、そこはですね、もう前々からですね、拠点を増やすということは答弁でもさしていただいておりますので、早期にですね実現するようこちらのほうでもですね、十分にですね計画をしながら実施に向けていきたいと思っております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。本当に何回も言いますけども本当拠点をですね、球磨川を挟んで須恵・深田で１か所とかまた持ってくるとですね、交通手段もですね、便利になる方も多いと思いますので加入人数も増えると思いますので、もういち早くですね、課題解決に取り組んで頂きたいと思います。次にですね、令和６年度事業でエアロバイクの一般開放というようなことでありました。このエアロバイクのですね、現在の状況についてお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。エアロバイクの利用状況につきましては、１１月から開始をしたところでございます。２月末現在でですね利用者の実人数につきましては４４名の方が利用をされております。回数ですけども４か月で１８９回ということで平均に致しますと１人当たり４.３回を利用されてるというところになっております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　これもですね、エアロバイクの一般開放というようなことであさぎり広報の１１月号でですね、掲載されておりました。これも獲得ポイントがですね、１週間に５デジタルポイント。血圧と体組成測定で最高４０デジタルポイントというようなことですね。そしてまた時間もですね、２０時３０分と昼間利用できない方の時間を設定していただいております。１０月１４日からということでございますけども現在も使用されておられますでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。エアロバイクの使用につきましては現在もですね引き続き利用をされているという状況でございます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。このエアロバイクもですね、利用者募集というなことで広報に掲載されておりますのでどうか普及推進に御努力をお願いしたいと思います。続いてですね、広報１０月号では令和５年度から１０月を健康チャレンジ月間と定め、今年は１０月４日、１２日、１７日、１９日と設定し実施されました。５年度の参加状況また６年度の状況、次年度の取組状況、課題等を伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。健康づくりチャレンジ月間につきましては、これまでですね令和元年度までですがおどんが健康づくり大会を実施しておりました。これにつきましてコロナ禍ということで、中止というかですねいう状況になっておりました。それに代わるものとし

て１０月をですね健康づくりチャレンジ月間と致しております。令和５年度につきましては、トータルでですね約５日間の事業を実施しておりまして延べ１３４名の方に参加を頂いているところでございます。令和６年度につきましては、約７日、４１９名の方に参加を頂いているというところです。またですね、令和６年度につきましては、ベジチェックやナトカリの測定こちらのほうも合わせて実施しておりますので、そちらの参加の人数等もちょっとこちらのほうには入れているというところになっております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。令和５年度１３４名、６年度４１９名というようなことで参加人員も増えているように思います。そこでですね、この親子ふれあい運動遊びというようなことで簡単お団子づくりというようなことで、年少３歳から小学２年生まで参加、親子１０組というようなことで申込みをされておりますけども、この反省点、参加した人の反応についてお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。これにつきましては、９組１２名の方に参加を頂いているところです。このですね事業終了後にアンケートを頂いておりますが、非常に良かったというふうな御意見を頂いているところで。親子でですね、手作りで物を作るとかですね、それを一緒に食べるというふうなところで反省点といたしましては若干のですね、やはり組数が少なかったかなというところで、事業自体はですね非常に実りのある事業だったというふうに感じております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい、分かりました。私も１０組というのがですね、ちょっと少ないのかなあっていうこの広報紙を見てですね感じましたけども、やはりそのアンケートの中にはそういうことも書かれたっていうようなことでございますので今度６年度の取組みもされると思いますので、その辺のところも考慮していただければと思いますがその点についてはいかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。こちらにつきましても、非常に好評でありましたのでちょっと令和７年度のですね、予算等もありますのでその辺りで組数をですねどの程度にするか。あとこちらも食改善推進員さんのほうにもお願いをしておりますのでそちらのほうでですね、対応できる人員とそちらのほう確認しながら募集をさせていただきたいというふうに思っております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。分かりました。７年度の予算もですね、前年度と比較まして増のような健康チャレンジ月間に掲載されておると思いますのでこれがですね、５年度６年度で終わることなくですね、この７年度継続して事業をやっていただきたいと思いますので７年度に向けた新たな取組っていうのをお考えでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。次年度の取組と致しましては今年度同様の事業を実施していきたいというふうに思っているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。これがですね、５年度６年度７年度としてですね、町民にですね、もう参加人数もこのように４１９名というようなことでございますので、多くの参加をみて健康づくりに頑張っていただければと思います。予算の計上も増となっておりますので、町民の周知もよろしくお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい少しでもですね町民の方に参加頂けるよう広報紙、ホームページ、またですね、あさぎりナビ等でも情報を発信していければというふうに思っております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい、健康づくりを継続して実施していただきたいと思います。次にですね、この健幸ポイント事業、ポイント加盟店募集というようなことで掲載されております。このＱＲコードをですね、読み取ってみましたら１０８の事業の方が加入頂いているというようなことで私確認しましたけども、現在のですね加入されてる加盟店の募集についてはいかがだったでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。お答え致します。令和５年度につきましては１０８の事業所の方に参加を頂いているところでございます。令和６年度につきましては、１件の事業者から取消しがあっております。また新規で２業者が参加を頂いておりますので、現在１０９の事業所の方に加盟をしていただいてるというところになります。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。私も読み取った時に１０９かなあということで確認しましたけども１０９の事業者が加入頂いているというようなことで、良かったかなと思います。あえてですね、以前のこのあさぎり２０２２年の３月号ではですね、健幸ポイントをためて商品券をもらおうというなことで、こういう加盟店が掲載されておりましたのでここでですね、あえてこの事業の方がどれだけ加入しておられるかなあということを改めてまた質問させていただいたわけでございます。加盟店についてはどのように公表されるかお尋ね致します。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。加盟店の一覧表につきましては、ホームページのほうで掲載をさせていただいているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。ホームページのみというようなことで確認致しましたが、やはりそれでいいものかどうかちょっと私疑問に思いますけども御検討頂ければと思います。次にですね、健幸応援券の交換の開催についてもですね、それぞれ通知をもらって通知が配布されまして、行政報告にもありましたようにポイント加盟店からですね、提供される抽せん会

もあるようなことでございます。また曜日も問わずですね、交換会を実施していただいております。町民も楽しみながら健康に対する意識が高まってきたのではと思います。健幸応援交換会での要望とは何かありませんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。交換会につきましてはですね、町民の方からの要望ということだと思いますが、このあたりについてはちょっとお聞きしていないというところでございます。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい、分かりました。要望がないということでございますので、私先ほどこの事業所をですねホームページで示すだけとは言われましたので、どうかですね、この加盟店をですね、知らせるためにもですね、１枚でもこの健幸応援券の交換会の時にですね、こういう方がこういう事業所が加入していただいていますというようなことを提示出来ないかなそんな思いで質問しているわけですけども、協力頂いてる方にですね、この感謝の気持ちも示さないといけないのかなということを思いますけども課長としての考えをお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。加盟店の事業所からですね、一応いろいろですね提供していただいて引換えの時にですねまた別のコーナーを設けましてそこで抽せん会をさしていただいてるというところでございます。議員がおっしゃるとおりですねこの一覧表あたりをですね、そこ交換会時に配布するというのもですね、１つの手だというふうに考えますので、そこにつきましては課のほうでまた検討さしていただきたいというふうに考えております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。分かりました。配付するのではなくてですね、１枚でも結構かと思いますので、この交換時にですね、提示していただくと賞品もですねこの出していただくという観点からですね、やっぱり敬意を表しなくてはいけないかなあとそんな気持ちでいっぱいですのでよろしくお願いしておきます。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　次にですね、これは男性の居場所づくりというようなことで、福祉の広場で掲載されておりました。男性向けの憩いの場が新設され認知予防、孤立予防と社会参加の促進につなげるというようなことで、広報あさぎり７年の２月に地区の健康麻雀が掲載されていました。地区ではですね、サロンとか１００歳体操も行われておりますが、どうしても男性の参加が少ないということで取り組まれた事業と思いますが現在の取組状況についてお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。まず、新たな男性向けの通いの場の創出を必要とした背景と致しましては、議員おっしゃられたとおり男性の参加者が少ないということであったり、中々通常のサロンに参加しにくいという意見もありました。そこで男性向けへのアンケートを実施しまして、そこで健康麻雀やボランティア、子供との交流、スポーツなどの意見が多かったことも

ありまして新たな男性の活動に取り組む団体に助成事業を実施したところでございます。広報紙で紹介されました健康麻雀につきましては、覚井地区で実施されたものでありまして１１月２９日開始後も月２回開催されて１１人程度の参加と聞いております。また社会福祉協議会で実施しております健康麻雀教室につきましては、生活支援コーディネーターが中心となりまして令和６年１月に立ち上げております。現在は第２期で１５名が参加されております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。ただいま男性の憩いの場、福祉の場というようなことで御説明頂きました。これはですね、行政区・グループってありますがこの男性６５歳以上何名で活動したらこの助成金を頂けるんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　この助成につきましては特に人数は定めておりませんが活動する構成員の半数以上が６５歳以上の男性というところで設定をしております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　すいません。これは活動補助金の上限は１か所４万円以内ということですけども、これは令和７年度からでしょうか。６年度は、多分丸々１年なっているのかなあという懸念しますけども、６年度の事業からでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい、６年度の途中から実施している事業になります。実際は社会福祉協議会に申請をして助成金をもらうというものになりまして、今年度は４地区の助成の申請があっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。４地区の申請があって実施されているということですけども、今後のですね、周知についてはいかがお考えでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。今年度につきましても区長会等においてこの事業の説明を行いました。来年度も引き続き区長会であったり、広報紙・ホームページ等で周知をしていければなと思っております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい分かりました。男性の居場所づくり仲間づくりがですね、行政区を超えたグループ活動として自ら立ち上がれることを期待致します。ｅスポーツについてはですね、昨日１２番議員が質問されましたので実現されることを期待しております。それとですね、これもですね５番議員が紹介されましたがモルックというこの遊びがですね、今社会福祉協議会で推進されておられるようでございます。私たちもですね、サロンの時にこれをさせていただきましたが、これもですね、室内・室外問わずですね、皆さんで競技する楽しいものとなっておりますので、是非ですね、このモルックについても普及していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。モルックなどのですね様々な道具につきましては、２月に行いましたサロン関係者の交流会でも紹介をしております。社協の広報紙とかですねそういったところでも周知していきますし、様々な場面で町及び社会福祉協議会で皆様に周知をしていければなと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい社会福祉協議会とですね、連携を密にしながらいろんな競技・遊びをですね、町民の方に推進していただき、健康づくりに邁進していただければと考えております。最後にですけども、この携帯をですね、私ちょっと交換したんですけどもこの時にですね、このからだアプリがですね、この会社で移動することが出来ませんでしたのでその辺のところもですね、改善していただきたいなということで申し上げたいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はいアプリの移行についてということになるかとは思います。これにつきましては、やはりですねその携帯の機種でもですね、もう自動的にアプリが全て移動する機種もございます。また基本的なアプリは移動しますが自分で取られたアプリについては、再ダウンロードが必要だというふうなアプリもあるやには聞いておりますので、そこにつきましてはこのスマホのですね機種、本人さんがどういったスマホを使ってらっしゃるかにもよると思いますので、そちらにつきましてはダウンロードが必要な方につきましてまたこちらのほうにお申出頂ければですね、そちらのダウンロード方法などをですね周知、指導というかですねしていきたいとは思っておりますので、そこについては本人さんで基本的にはダウンロードをしていただくというふうな形になるかと思っております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。分かりました。私もデジタル音痴ですので一応質問させていただきました。最後にですね、広報あさぎりがですね皆さんに問われておりますよね。例えば５００名募集とか。で、この状況をですねどうか５００人に達しなかった場合ですけどもこれ１例ですけども、最後にですねまだ２次募集とかこれだけの参加を頂きましたという中間的な広報は出来ないものでしょうか。課長その辺のところはいかがお考えですか。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。募集につきましては随時参加は可能だというふうになっております。しかしながらこちらが計画しました人数に達していないということであればですね、その付近を含めたところで現在の参加人員数等のですね、報告なりをですねさしていただければというふうには思っております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。これもですね、５００人て定めて到達しなかった場合はですね、広報紙の活用もちょっとどうかなと思いますけども、目標を定めた以上はこれまた２次募集とかですね、この広報紙を私たち見ますのでどうなってるのかという疑問が湧いてきますので、そこら辺などのですね、経過等についても掲載出来ればと思って私質問させていただき

ましたが、御検討をよろしく担当者ともですね、考え検討しなくてはならないと思いますけどもいい方向に進めるよう御検討をお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　荒川課長。

●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい、そこにつきましては担当者とですね協議をして前向きに検討をしていきたいというふうに思っております。以上になります。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。健康なまちづくりを実現するために共に頑張っていこうではないでしょうか。これで私の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　これで１１番 皆越てる子議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩致します。

（休憩）　午前１０時４９分

（再開）　午前１０時５９分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に１番 小松英一議員の一般質問です。（議長。）小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、１番 小松でございます。私昨年４月の町議会選挙で初めての議席を頂きました。どうにか定例会ひとつのサイクルといいますか、３月の定例会でこのようにまた一般質問をさせていただくということでございますので、町長以下執行部の皆さん方、明確な御答弁を是非お願いをしたいと思います。私の質問、今回は３点お願いをしてございます。早速でございますけど１点目の中学校部活動の地域移行についてでございます。先般同僚議員から、小学校の今後の入学児童数の見通しというような表を見せてもらいました。同僚議員からですね。非常にショッキングな数字も上がっております。今現在あさぎり中学校における生徒数というのは、もちろん郡市でも抜きんでているというふうに理解はしておりますけれども今後そのように児童生徒数が減少していくということも念頭に置きながらですね、対策を講じる必要があるのかなというふうに理解はしているところでございます。ということでまず１点目でございますけど、移行計画の進捗状況それから今後の計画の進め方について、よろしければ資料に基づいて御案内を頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　中学校部活動移行につきましては、生徒数の減少やニーズの多様化、先生方の働き方改革の面から町においてもしっかりと取り組んでいかなければならない問題だと認識しております。国・県の指針や先進自治体の事例も参考にしながら、学校や関係者と連携を図って取り組んでいきたいと思っております。しかし地域の受皿そして指導者の確保そして財政支

援などの課題も多く、令和７年度からは、会計年度任用職員を任用いたしまして地域移行の推進を図っていきたいと思います。現状につきましては担当課より答弁を申し上げます。

◎議長（小見田　和行 君）　林教育課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい資料のほうを送らせていただきました。まず中学校部活動地域移行の進捗状況ということでございますが、今の御手元に差し上げておりますのは令和６年度の活動の状況でございます。まずこの移行につきましては、令和５年度にもう８月に第１回の検討協議会を開催しておりまして令和５年度は４回ですね、４回の委員会を開催しております。で、中学校の部活動の現状とか、また他の市町村の活動事例等の情報共有を図っておるところでございます。５年度につきましては町内の委員さんのみでの協議が主でございましたので、６年度におきましてはこの２番目に書いておりますけれども県の体育保健課の指導主事を招いて講話を頂きまして、またその次に３番目に書いておりますけども玉名市、玉東町の先進地視察研修を実施したところでございます。また最後に４番目に書いておりますが、教員、保護者、児童・生徒へのアンケート調査を実施しまして、現在集計を行ったところでございます。本年度もこれまで３回の検討協議会を開催しておりますが、本日ですね、本日夜、第４回目の協議会を開催予定でございます。あと今後の進め方ということでございますが、先ほど町長のほうからも少しお話がございましたが、今あの教育課の体育グループのほうで進めておりますが体育グループが職員３名でございまして、それぞれの施設もたくさん抱えておりますし、体育協会の支部もそれぞれ活動頂いております。施設の維持管理であるとか、また地区の体育委員さんとか、スポーツ推進員、ふれあいスポーツの会員さんとかいろいろとですね、連絡調整などもありまして非常に多忙となってなっておりますので新年度で会計年度任用職員１名を配置出来ればということで今あの予算要求の段階でございますので、是非御理解を頂ければというふうに考えているところでございます。今現在も、もう着手しつつありますけども、まずはですね、今現在の中学校の各部活動の運営状況しっかりと現状を把握しまして、今後の移行のですね状況、移行後のそれぞれの運営状況でありますとか、また保護者の負担等ですね、そういったものをしっかりと協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。私はこの質問の要旨のところで４点掲げております。結論を先に言うとですね。この地域移行で部活動にこれまでどおり参加できる生徒、そうでない生徒が出てくるのではないかという懸念があるのでこの質問をさせていただいております。要はですからその対策ということをお話しする前提としていろいろとお尋ねをしたいと思っております。今課長が御説明頂いた今年の２月にアンケートを実施されたということですが、その主な目的といいますか内容。そういったものが御説明頂ければ、この場でお願いをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい、アンケートにつきましては、実施をしまして今のその報告が丁度取りまとめを終わったところでございましてまだ私ども詳細の中身については把握していないところでございますけども、対象としましては小学校の５年６年。それから中学校の１年２年。そして保護者、中学校の先生方に対してアンケートを行っているところでございます。アンケー

トの中身もでございますが、まずはアンケートの冒頭でですね、こういったことで町としましては部活動移行について進めております。まだまだその付近のですね、周知も教育課のほうでも出来ないところもあったかと思いますので、まずはですね、そういった御理解を頂くところをですねまずは冒頭でお示しをしているところでございます。後はですね、それぞれ今後の部活動についての児童生徒におきましては、希望ですね。希望されるか、また希望しない場合はどういった理由であるとかですね、そういったものを把握をしているところでございます。中身につきましてはですね、あと中々今現在入っていない部活動等に入っていない理由等につきましてもですね、一部にはやはりそのやりたい部活動がないとか、そういった御意見も頂いているところでございます。まずは以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。非常にですね、先ほど町長答弁にありましたが文科省のこの移行に関する考え方、私もちょっと読みときましたけどその中でですね、これスポーツ庁の見解でございますが、生徒にとって望ましいスポーツ環境を提供するという観点に立ち云々とあります。で、その後、運動部活動が地域学校競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されるとあるんですけど、非常に曖昧ですよね、地域学校競技種目等に応じた多様な形。いかにももう学校だけじゃないよっていうことを言葉にあらわしてあるんだろうと思うんですが、学校の役割っていうのは今後どのようになるのかっていうのはどのようにお考えですか。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。お世話になります。まず現在、部活動の活動時間というのが先生方の勤務時間終了後と土日っていうことで勤務日でないっていう状態で言うならばボランティアの状況で指導していただいているっていうのが現状です。それと昨今働き方改革のことも大きく打ち出されてますけども、生徒数の減少によって単一校で部活動の一種目が運営出来るのかっていうのも先ほど議員のほうからもお話があったように生徒数の減少からも懸念されるところです。そういったところから、より地域の中で運動ばかりではありませんけど文化部も含めてですね、活動をしていくっていうことで学校が大きなこう活動を担ってきましたが、それを地域移行という言葉から地域展開というような言葉に文科省のほうは変更されましたけども、地域ぐるみで学校が抱え込むんじゃなくて地域ぐるみでやっていこうと。その一部として、学校の役割あるいは学校に勤務頂いてる先生方の役割というのも多大に必要にはなってくるというふうには思っているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、非常に教育課としても悩ましいというかですね。しかしこれはもう国が定めた全国的な流れでございますので。実施に向けてですね、資料を頂いてますけどそれぞれの部活動の外部指導者数もこの資料の中にございます。実際に外部指導者がどれぐらいおられるのかっていうのはもう２番の項目に入っておりますが、それを見て私もある程度まだまだ足りないところもあるしこれで十分という部活動だけではないだろうなというふうに考えております。で、その場合ですね。活動の時間帯、外部指導者のですね。活動の時間帯並びにですね指導者へ謝金はどのようにされているのか。ちなみに謝金が支払われているとすれば、その費

用負担は誰が今行っておられるのか。そちらの点についてもお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい。まず外部指導を頂いている人数については、非常に昨年度の分ですけどもお上げしているとおりです。状況とすれば全部の部活動でありませんが、現在学校において部活担当を先生たちが複数体制でそれぞれの部を担当頂いてます。その担当頂いてる先生においては、そのスポーツにはもう全く門外漢であるっていう先生が御担当頂いている部活動もたくさんあります。そういった中どうしても技術指導とかですね、を含めて外部指導をお願いしなくちゃならないっていうことがあって今お願いされてる部がそこに挙げてあるとおりで、これはだから年によってあるいは学校によって外部指導者の人数が変わったり種目が変わったりするというふうなことがあります。ただ、あさぎり中においてはですね、もう長年にわたって同じ外部指導者の方が御指導頂いているというのが現状です。と、費用についてはですね、私もちょっと申し訳ないんですが把握はしておりませんが、私の経験からいくと学校で年度初めにまず部活動加入費っていうのを集めます。その加入費がひとつともうひとつは、各部活動の種目において消耗品とかあるいは大会参加費とかが違います。各部活動において集めていく保護者会費っていうものと学校で入会時に年度初めに一斉に同率集めるお金っていうその２種類があって、その同率に集める部活動運営費っていう中からもう本当に微々たるものでありますけども外部指導頂いている指導の先生には、年間１万とか２万とかほんとシューズ代とか道具代とかっていう形でお支払いをするというかですね、お気持ちを添えるっていう状況です。私の経験上はですね。ただあさぎり中はどんなふうになっているかは、まだ把握しておりませんので改めてまた御回答させていただければというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。町のほうでもですね、中体連の大会参加料とか必要な道具等について町の一般会計の予算のほうに計上されていると思います。当然それだけでは不足していく、今後外部指導を定着させるためにはですね、その経費を誰が負担するのかっていうのは大きな課題になってくると思うんですよね。私も中学校の時には部活動で大変何ていうんですか、楽しんでスポーツを経験したという記憶があって、いまだにそれをずっと続けてますけど。やはり子供さんにとってですね、費用負担云々じゃなくて純粋に自分がやりたいスポーツあるいは文化活動、そういうものを求められる環境であるのか。これはその教育の過程で義務教育の過程で大変重要な役割を果たす面だろうと思うんですね。ですから今後ですね、地域移行に伴って保護者の費用負担であったりあるいは練習をですね、外部指導者の都合で例えば夜間にある。夜７時８時とか。そうなれば当然子供さんを１人で帰らせるわけにはいかなく、保護者の送迎が必要になるとか。様々に支障といいますか障害が出てくるのではないかなということを懸念しております。で、町でもそのことは当然検討この協議会の中で話をされてると思うんですけど、もし部活動に参加出来なくなる生徒がいるのかいないのか。このことについてはどのように今考えておられますか。

◎議長（小見田　和行 君）　林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい。先ほど案件のアンケートの件もお話ししましたけども、現状と

しましては今そこまでの把握は出来てないというのが現状でございます。先ほど議員のほうからもございましたとおり保護者の費用負担等もこれから出てまいりますので、まずはですね、今現状のあさぎり中学校の各部活動の全ての部活動のですね、経費それから保護者の負担がどうなっているのか。また町のほうの支出はどのようにどれだけ使っているのか。そういったものを全てですね、全て詳細を把握しまして取りまとめていきまして、そしてそのあと指導者ですね。指導者に対してどれほどの謝金をお支払いしていくべきか、出来るのか。そういったところ全て出しましてある程度算出をしまして、その保護者の皆様に御負担を頂くような金額というのもお示ししていかなければならない問題であるというふうに考えております。部活動が参加出来なくなる生徒ですね、がどれだけ出てくるかというのといいますのもこちらの移行のですね、移行後の形態といいますか、この部活動競技は、学校の授業が終わって直ぐ出来るとか、あるいはそれこそ指導者の都合で関係でもうまた６時半とか７時からしか出来ないとかですね。そういったことになりますと当然保護者の方々の送迎に頼らなければならない部分も出てくるかと思います。各活動の詳細が明らかになってきますとですね、そういったものもお示しして、また保護者の方々に御検討頂く、そういった作業がこれからの必要になってくるものというふうに考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。大事な移行期間ですので丁寧に御対応頂ければというふうに期待をしております。保護者の方はですね、子供にいろんな体験をさせたい。これはもうどなたも一緒だろうと思うんですよ。そこで新たな経済格差とかですね、そういう環境の違いが子供さんに与える影響、これはもう教育長が１番お分かりだと思います。私はそのことをですね１番懸念しておりますので、よく言われる「誰１人取り残さない」っていう言葉がありますが、子供たちがそういう心身の発育に本当に大事な経験をできる体験できる、その場は是非守っていただきたいと思います。保護者の方も費用負担だけでなくて先ほど言いました大会あるいは練習の送迎、それから今度は道具のですねどれだけ整備できるのか。あるいは体育施設。そういったものがどれだけですね、町のほうで準備提供できるのか。これも大事な場面だと思いますので是非そこのところをですね、もう単にその地域移行ですからという言葉で終わらせるんじゃないということを是非是非町長含めですね、町のほうにも御理解をして取り組んで頂ければと思います。この関連ではございますけど、ひとつですね、最後の質問の中の体育施設の維持管理の中で私がちょっと気になったのは上総合運動公園の今中学生も利用してますけどテニスコートですね。あそこについて現状はどのように把握しておられますか。

◎議長（小見田　和行 君）　林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい。上総合運動公園のテニスコートにつきましては、部活動でもですね、よく御活用頂いているものと思っております。一方で若干コート自体はですね、一部はオムニコート、一部はクレーコートということで天候等が悪くなりますとちょっと使いづらいといった状況もあるように伺っているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　時間も時間ですので端的に申し上げますけど、あの施設はですよ、看板に書いてありますけどいわゆる誘致企業のウエムラテックの福利厚生という位置づけで旧通

産省の補助を受けて整備されたオムニコートですよね。それまでずっとクレーコートが寄贈されてたんです。で、今現在もオムニとクレーということで利用されてますけど、オムニのほうがどうももう傷んできてるというかですね。競技の技術を磨くのにはちょっと施設面ではもう少し手入れをしていただきたいという声がございます。もうこれはもうテニスに限ったことではございませんので順番ももちろんあるだろうし。ただ、いやそこは少し見ておいていただきたい。ソフトテニスも非常に優秀な成績を収めていただいてるのは私も承知してます。で、ひとつの競技種目にこだわるわけではございませんけどオムニの場合は、少しやっぱりメンテナンスも必要になります。もちろんクレーで出来ない、天候によってはですね、オムニが出来るけれどもという時もあるかと思うんですが、中学生それから一般の社会人の方も随分御利用頂いているので、もう一度点検それからですね、必要な整備等をお願い出来ればと思います。よろしくお願い致します。スポーツ庁がですね、言っているのは地域型スポーツクラブの指導者、この方に資格取得まで求めてくると非常に厳格な姿勢を打ち出してきております。先ほどから言ってるように指導者の確保にも随分地方は振り回されてると言ったら失礼ですけど、困難な場面に来ております。そういったことを本当に国が理解してくれてるのかなというふうな気持ちで私は、読んだんですけど。一生懸命ですね、子供たちのためにボランティアで頑張っていただいてる外部指導の皆さん方にさらに資格取得とか、費用負担のかかるあるいは時間的な制約をかける。そういうのが本当にあるべき姿なのかなというふうに思いますので、より柔軟にですね、対応していただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願い致します。それから２点目の質問に入らせていただきます。農業支援センターの今後の在り方についてということで、まずは現状について課長のほうから資料に基づいた説明をお願い出来ればと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。それでは資料のほうを送らさせていただきます。支援センターの現状ということで、支援センターにつきましては平成２８年７月に設立をされておりますが直近の５年ということで御説明をしたいと思います。まず支援センターの収入支出の状況及び職員数また業務従事者数の状況というところで、表のですね年度的に令和元年度から令和５年度までということで収入それから支出、それから収支の差引き額、それから職員数の推移とそれからパート従業員数が月平均、それから年総計というところとそれから業務ごとの従事者数としましては、令和４年度まではですね、把握が出来ておりませんでした。令和５年度になりましてからですね、これも概数にはなるんですがここに記載のとおりということになっているところです。それから支援センターの主な業務内容ですがこちらは５年度の実績ということになります。主な業務と致しまして１番目多面的機能支払交付金事業の受託ということで１つ目。それから２つ目に中山間地域等直接支払交付金の事務の受託というのが２点目ですね。それから４番目から８番目まで、こちらにつきましては、そうですね実働をパートさんそれから職員も含めて、屋外で実働をしているそれぞれの内容５項目ということで掲載をしているところです。それから参考にですが、こちらの表につきましてはですね、支援センターで使用されている機械ということで内訳を上げているところです。説明は以上となります。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。私も御承知かと思いますけどこの立ち上げに関わった１人として、非常に今もどのような状況なのかということには関心を持っているところです。ところでですね、今課長説明頂きましたけど課長がお考えの農業支援センターの役割、それから今現状のことは今資料をもとに説明頂きました。その本来の役割といいますか、センターの役割と現状は果たして一致しているのか。その点について課長はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい、端的に申し上げますと当初の立ち上げの目的でありました、例えば労働力不足を補うとかですね。それから農家の負担を減らすと。それは事務的なことも含めてなんですが、それを確実に当初の目的どおり実施して出来ているというふうに考えているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、非常に明確にお答えを頂いて、少しだけですね、私が思うのは今現在はそのように最初立ち上げた時の業務をきちんと遂行しているということだと思うんですが、将来に向けての考え方ですね。農業支援センターというのは当然農業法人でございますし、様々な事業の展開の可能性は持ち合わせてると思うんですよ。今後の在り方っていうことについては課長どのようにお考えでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。そうですね今後の在り方ということですが、町の基幹産業であります農業ということで、高齢化などに伴い地域の担い手が減少していく中、農地を守っていかにして次世代へつないでいくかということが大きな町としての課題ということで考えているところです。その対策支援につきましてはですね、町としても以前からあらゆる施策を展開してまいりましたが、この農業支援センターにつきましてはですね、農家の労働力不足を補う組織として設立されたものでありまして、今後もですね町の農業の維持継続をしていくために非常に重要な役割を担っていると考えておるところです。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。中々慎重な答弁を頂いておりますが２番目の項目に入らせていただきます。私が今回の質問をさせていただく大きな目的といいますか意味合いはこの２番３番の部分でございます。私もですね先日先週だったですか、予算審議の中で農業委員会あるいは農林振興課で町内の農地の今後の耕作体系とか維持、そういったもののマップの活用についての議論をお聞かせ頂いて、やはり一生懸命取り組んでおられるなというふうに理解をしております。当然このことは、前から前々からですね取り組んでこられた作業でございまして、やはりもう１番耕作者の年齢が高いとか、耕作に不利な農地であるとか、いわゆる赤信号がともってる農地もあれば黄色信号の農地もあろうかと思います。そのようなですね、農地をお持ちの農家の方が果たして今後自分はもうあと５年だろうか１０年だろうかと精いっぱい地域の農地を守ろうという使命感でですねやってこられた。しかし、もうそろそろ後継者の問題あるいは機械の更新だったり、もう自分の労働力だけではどうにも賄いきれんという場面に行き合わせておられる方は御存じですよね、多数おられます。で、そういった方の農地をですね、今後どのように守ってい

くのかっていうのは、先ほども言いましたけど地域の農業者だけで果たして条件不利の農地も含めて、今後耕作を続けられるのか。これについてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。その点につきましてはですね、やはり小松議員からありましたとおりそのままの状態でいきますと到底守ることは出来ないということで考えております。それでですね最近、例えば農業法人の須恵かちゃあですね、が須恵地区において誕生を致しております。設立においては、５年もの歳月をかけてですねやっと立ち上がったわけですよね。そこで取りあえずは須恵地区においては、地域地域の農業まだ経営も軌道に乗っておりませんが、そこで例えば須恵地区に関してはカバーをしていただきたいというふうな考えはあります。ただその他の地域につきましてはですね、地域ごとに農家の規模とか、あとは後継者の数とか、いろんな面で違いますけどもそうですね、個人で法人化しようというところも聞いているところです。それとともに以前からありました受託組織ですね。この方々の活用をなくしては、到底今の現状を守っていけないということです。それにプラスしてというか支援センターの役割というのが、やっぱり非常に重要になってくるんじゃないかということであらゆる手を尽くしていかないと現状さえ維持することは不可能であるということで考えておりますので、それに基づいた考えでですね、町のほうとしてもいろんな施策を検討、実施をしている状況であります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。これまでもですね、もう同じようなことをずーっと地方ではやり続けて来てるんですよね。農地をどこまで守るべきなのか。いわゆる獣害対策もありますし今のようなですね、農業従事者の高齢化とか。もう待ったなしの部分もある中で、私も今までのあの専業農家がっていう方がもう離農しますということをよくよくおっしゃるのでどうしますか、その農地はっていう話の時に少し口ごもられるんですよ。やはり今までのように個人に作っていただくんではなくて、この土地をどうやって守ってもらえるのかっていう不安感のほうが大きいというような私は印象を受けます。なのでですね、やはりそういうところに、例えばですけれどもこの支援センターがいわゆるその耕作者になると、農業経営体としてですね。関わるということもそこかしこで話し聞くんですよ。さっきおっしゃった須恵の場合も非常に立ち上げに労力そしていろんなですね、エネルギーを使われた。そういうのもは理解はするんですけど、今現在ある法人でですね、一部といいますかこれだけの大きな組織が経営体として耕作をすることが果たして出来ないのか。それもひとつの議論ではないのかなと思うんですけど、このことについてはいかがですか。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。そうですね、議員からありました支援センターがそうですね目標といいますか。何年後かは分かりませんが、おっしゃられたような状況。それから農家の方の不安というのがやっぱり年々年々大きくなってくるということで考えればですね、本当に支援センターの役割と今の労働力を提供する基本的な農業に関しては基本的なところなんですけども、それにとどまるようなことだけでは地域の農業を守っていけないとゆうことは思うところです。ただそうですね、例えばの話なんですが農業支援センターが核となって耕作まで出来る

かということに関しましては、かなりハードルは高い、高いということで考えておりまして、以前議論に上がったことがあったんですが、例えばスマート農業ですね。そちらに関して例えば農業支援センターとあさぎり商社が合併する形になって、そしてそのスマート農業機械等を所有することが出来れば、それによって操作も含めたところである程度いけるんじゃないかというような考えもあったんですが、それを言葉で言うのは簡単なんですがそこにたどり着くまでには非常に大きな壁があるというふうに考えております。ただそういうふうな形で目標を持っていかないと何事も解決にはつながらないということも考えるところも事実でありますので、そうですね、今現状といたしましては、一つ一つできることを確実にやっていきたいというところが本音のところです。回答にはなってないかもしれないですけどすいません。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、ありがとうございます。３番目のところにもですね、国の法人化推進支援政策。それからセンターがそれになり得るのか。そういったところも本来お尋ねしようと思っていたんですけど、今課長がおっしゃったように私もですね支援センターの在り方の中には、やはり最初言いましたように条件不利の農地であったりとか、中々もう大規模農家であったり法人がですね、耕作を継続しないというか、もうその土地の耕作は自らはやらないと。作業受委託はするかもしれないがっていうことで、その経営体がどういうふうな位置づけになるのかっていうのは、今後やっぱりいろんなこう柔軟性を持たせないとですね地域で地域でと言いながらも今度は地域の農家にその負担がかかってくると、ますますその農家の方が今度は離農によって減少してしまうという可能性もなきにしもあらずだと思うので。もう現実に私たちの地区もそうなんですけど、ほぼほぼ専業農家の方がもう数えるほど片手で足りるという地域が多いと思うんですよ。ですからこのことについてはですね、これからもまた御提案をさせていただければというふうに思いますので是非農林振興課だけでなくですね、農業委員会でも今後のあさぎり町の農業についてまた一般質問ででもお話をさせていただければと思います。以上で、この２番目の質問を終わらせていただきたいと思います。課長のほうから何か追加の御答弁ございませんか。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。この一般質問の中でですね、いろんなお話も聞かせていただきましたし、そうですね、とにかくあさぎり町の基幹産業が農業であるということを考えれば、これをそうですね後退させるわけにはいかないという考えを改めて持ったところです。町としましてもですね、おっしゃったその農林振興課だけじゃなくて横との連携も取りながらですね、今後いろんな対策を立てていきたい、実施していきたいというふうに考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、ありがとうございます。それでは最後の質問に入らせていただきます。町長や副町長には非常に耳の痛い質問ではないかなとは思うんですけど、私職員の皆さんがですね、どのような前向きな気持ちで役場の業務に当たっていただいているのかなというところについて、今回はお尋ねをさせていただきたいと思っております。まず新年度で働き方改革に対する新しい取組があれば、御案内を頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。新しい取組ということでございますけども、まず１点目夏季休暇の日数につきましてはですね、４日間というふうにしておりますけれども新年度からは５日にするという計画でおるところでございます。それから、これ新年度に新たなというものではございませんけれども、もうずっと通年でございますが業務の効率化については引き続きやっていきたいということで、特にデジタル審議監も来ていただいておりますので今でもですね、ＣｈａｔＧＰＴ、ＡＩを活用したひとつの業務支援ツールとして活用していくというものも今現在行っているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

〇議員（１番　小松　英一 君）　はい、ありがとうございます。職員の方もですね、夏季休暇が１日多くなるということは、非常に働きやすい環境、福利厚生の面で喜ばれることだろうと思います。国は確かまだ３日だったのかなと思いますけどね。従来３日だったと思うんですけど、このことについては、あさぎり町がそのような取組をしていただける有り難いと思います。ここでですねちょっと通告はしてないって言ったら失礼ですけど副町長にですね、あさぎり町の職員のこれは頑張ってるよっていう、そういういいところをどのように感じておられるかお尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　土肥副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。中々思い立ってこう良いところっていうのは言いづらい部分もありますが、もう議員も御承知のとおり平成１５年にあさぎり町合併いたしまして、２８９人の正規職員でスタートいたしました。で、やはりマンパワーといいますか職員の数が多ございましたので、専門性を高めて業務を行ったというふうに考えております。その後、現在職員数が１８０名でございますので職員数は大幅に減っておりますが、その専門性といいますかひとつひとつの業務を複雑多様化するものをしっかり対応しておると。それぞれがやはり責任と自覚を持って業務に当たっているというものを私は常に感じているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

〇議員（１番　小松　英一 君）　はい。また私も全くですね、町の職員と市役所の職員は質が違うとかっていうふうによく言われる場面があったのを記憶してるんですよ。その能力と言ったら失礼ですけど、事務処理能力もそうでしょうけど専門性とか。そういったもので、どうしても市より町村のほうが劣るようなそういうニュアンスの言葉を耳にしたことも多々あったのでですね。だけどあさぎり町の場合は、さっきおっしゃったように職員数がある程度余裕があった時にその専門性を身につけた。それをそのまま職員の働き方の中に取り入れていただいているということで、私がですねひとつそれを思ったのは、先般の議員研修の時に講師の方がおっしゃったのでですね。類団よりもあさぎり町は職員数が少ないと。類団よりですよ。で、じゃあ時間外が多いんだろうと思ってみたら時間外も少ない。これはひょっとしたらサービス残業じゃないかというふうにその講師はおっしゃったんですよ。私はちょっと首ひねったのが、確かにどの職場においても厳格に時間外をその運用しているというふうには言えないにしてもですね、サービス残業という発想ではなくて、私は職員の職務遂行能力が高いから少ない職員で時間外もそこまで多くなら

なくても、業務が遂行出来てるんだよっていう考え方はなぜないのかなと思ったんですよ。その時ですね。今副町長がおっしゃったように専門性も持ち合わせてる、そして業務量もそれなりのキャパを持ってる。そういう職員が頑張っているんだということをですね、私も見聞きはしてるんですけど、どうも昨今の職員募集では中々応募が少ないというかですね、もう町長が常に頭悩ませておられる通年採用までしないといけない。なぜそこまでなのかなあというぐらいに、もう選ばれる側の中でも非常に順位が下がってきているような気がします。ですから、改めて言うわけではないんですけど、やはり町としてもですね、思い切った働き方改革が何かこう提案出来ないのか。それは労働環境の委員会ですか衛生委員会ですか。その中ででも皆さんの意見を出し合っていただいて、新しい職員の応募がですね、今後少しでも増えてくるような町の在り方っていうか、役場の在り方を考えていただければありがたいなというふうに思います。もちろん、今おいでの職員の皆さんが意欲的に前向きに仕事をしていただく。その中でその姿勢を新たに採用された職員にも引き継いでいっていただくということが大事なのかなというふうに期待をしております。私が一方的に町長・副町長にそういうことをお話ししてもそれなりにやっぱ厳しくせんといかん部分もあろうかと思うんですが、この２番目の質問の中にありますように働きやすい環境だったり、あるいは離職者も全くおられないわけではない。ただ、それはもう今の時勢ですのでいろんな考え方があるわけですので強制ができるものではございませんが、今現在ですね、働きやすい環境っていうのは先ほど総務課長が言われた福利厚生の部分もございますけれども、いかがですかね、例えばですけど昨今話題になってるのは熊本市の週休３日制これフレックスタイムだというふうに聞いております。あるいは連続休暇を取るためのいろんなアイデア。これはひとつ例に出たのは、仕事納め式と始め式を変更したり取りやめる。そのことで連続休暇を取りやすくする。年末年始ですね。そういったのを本当にもう「えっ」ていうような意外性っていうか、その取組をやろうとしてる、あるいは施行しているところがたくさん出てきています。あさぎり町でもそういうものがですね、職員採用の中で目にとまるような福利厚生。何かこう考えられるのかなというふうに思うわけですけども、その点町長何かお考えがございましたらお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　現在ですね、以前は月初めに朝礼が実施されておりましたけれども現在はもう要所要所の朝礼。それもですね、時間内に８時半から窓口残してっていう形で実施している状況であります。先進地といいますかそういった事例のある自治体においてはですね、例えば御用納め御用始め式はもう取りやめたとか、そういう事例もありますので、そういった効果等もですね、ちょっと検討してですね今後考えていきたいと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、もう残り僅かですので、今町長におっしゃっていただいたように私もどこかはちょっと記憶にありませんけど始業前の掃除であったり点呼であったり、これは時間外だというふうなことが問われた記事を読んだことがございます。当然のごとくもう８時半が始業時間であるとすれば、８時半から仕事ができる体制をとっておくというのが当然のことだと思うんですけど、昔だったらですよ、女性の職員が男性職員が吸った灰皿をきれいに洗ってそしてそのあと今度はお茶を出したりとか。本当にもうサービスのサービス延長というような

ことをしていただいた時代がございます。しかし今はもうそういうことではなくて８時半からみんな同じようなスタートでいくと。あるいはひょっとしたらフレックスタイムでですね、育児をされてる職員の方、産前産後に近い職員の方とか、様々な働き方ができる選べるような、そういうこともひとつの考え方だろうと思いますので、是非ですね、町長・副町長には、新しい職員もそうですけど今の職員の皆さんが積極性を持ってっていうか、やりがいを持って笑顔で登庁していただけるような、そういう職場環境を是非つくり上げていただきたいと思います。職員の方は、役場に入るっていうことをひとつの大きな目標に掲げて試験を受けて入庁されております。それは目標達成ということではなくてですね、そこで何をやろうかという新しいテーマを持って仕事に就いておられると思います。そのような自己研さんをしていただいて毎日を楽しくというか、やりがいのある役場であって欲しいというふうに願っておりますので、今後、最後に町長のお考えをお尋ねをして私の質問を終わりたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい、現代がですね、仕事が絶対的な状況じゃないと。要するにそういったライフプランだったり価値観の変化というものが見受けられる時代になってきたということで、そういった変化にも対応しながらですね、職場環境の改善というものを図っていく必要があるのかなというふうには感じているところであります。やはりこれから、少子高齢化の進展そして生産年齢人口の減少ということで非常に職員の人材確保ということも非常に厳しい時代がやってまいりますが、こういった人材確保も含めて職員の要するに教育、こういったものも力を入れていきたいと思っておりますので今後時代に対応した職場になるように努めていきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　林教育課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい。議員からお尋ねがございました中学校部活動の外部指導者の謝金についてでございますが、育成会費ということでこれは保護者の負担の費用でございますがこちらのほうから年間２万円１人当たりを謝金として、お支払いしている状況でございます。以上です。また外部指導者につきましては、本年度は９名の外部指導ということでございます。以上でございます。

○議員（１番　小松　英一 君）　以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（小見田　和行 君）　これで１番 小松英一議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで休憩致します。再開は１３時３０分と致します。

（休憩）　午後１２時００分

（再開）　午後　１時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に２番 加藤弘議員の一般質問です。（議長。）加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。２番 加藤でございます。最後から２番目の一般質問でございます。お疲れのところだと思いますがよろしくお願い致します。それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。今回の質問につきましては、特に住民の方々の現在の町に対しての思いをしっかり聞かせていただいて、ここに立たせていただいております。町民の皆様方が不安を解消され安心して、このあさぎり町で生活していただけるよう次の３項目について質問をさせていただきます。まず１つ目に物価高騰対策給付金についてお尋ねを致します。今回の物価高につきましては、県の統計調査課が２月２１日に発表しております１月の熊本市の消費者物価指数、人吉球磨がありませんでしたので熊本市なんですが前年同月比３．７％上昇の１０９．７で前年を上回るのは３５か月連続。伸び率は、前月の３．３％から拡大したとのことでありました。それは、政府がガソリン価格を抑制する補助金を段階的に縮小している影響、それから米の米価格の上昇コシヒカリ以外のうるち米で７１．９％の上昇、それから電気代の伸び率が２０．９％などほとんどが驚くほど値上がりをしております。もうこのことは皆様御承知のとおりだと思います。そこであさぎり町では、いち早く家計の影響が大きい非課税世帯へ１世帯３万円、子供がいる場合１人当たり２万円が支給される物価高騰対策給付金として今年の１月１７日の第８回会議にて補正予算で議決がなされました。対象者の方々は、この物価足高の時期ですので大変感謝をしておられました。このこともですね、しっかりと町長ほか執行部の皆様方にはおつなぎをしたいと思っております。そこでお尋ねを致します。この給付金の支給につきましては、広報あさぎりに掲載はしてありますが何月頃とは分からないので大まかでいいので例えば３月頃とか４月頃とか５月頃とか６月頃とか分かればという声を多く聞きました。まず、この件についてお尋ねを致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　この物価高騰対策給付金につきましては、令和３年のコロナ禍の生活、暮らしの支援として始まり、現在では物価高騰に対する給付金として非課税世帯に支給されています。今回の支給予定の給付金につきましては、令和６年度非課税世帯とその世帯に扶養されている児童に対して支給されるものとなります。町民の皆様には、長期的な物価高が続いておりまして非常に厳しい状況だと思います。少しでも足しになればということで支給ということになりました。詳細につきましては担当課より答弁させていただきます。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田生活生活福祉課課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい。物価高騰対策給付金につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたとおり広報紙とホームページのほうで周知のほうをさせていただいたところでございます。各提出していただく書類等につきましてはもう既に発送済みということになっております。そのうち通知書が届いた世帯につきましては、この通知書の届いた世帯につきましてはプッシュ型でございますので３月の２６日を支給日として、現在事務のほうを進めているところでございます。それから確認書・申請書がございますがこの２つの書類が届いた世帯の方につきまし

ては、必要事項を記入していただいて生活福祉課のほうに提出頂きましてから１か月程度支給のほうに時間がかかるということですので１か月程度提出後１か月程度内には支給のほうを通帳のほうにですね、通帳のほうに振り込みをするということで現在進めているというところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。今の御説明では早い人は３月の２６日支給ということで、そのあとは確認書が届いてからということで３月末から４月にかけて入金があるというふうに大まかには捉えとっても大丈夫でしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　確認書・申請書の提出が必要な方につきましては、必要事項を記入されて提出頂いてから１か月以内ということで考えております。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。確認書・申請書は、これももう発送し、先ほど説明があった発送済みということですね。大まかには皆さん分かんなされんとですね。今の文章で迷われて大体いつぐらいかなあという形でいらっしゃるもんですから。大まかで結構ですので、じゃあもうその確認書は今届いていると。それを出してから１か月という形ですね。そこは中々わかんなされんだったと思うんですけれども、何といいましょうかもっと分かりやすいようにですね。今から今書類が届いているからその書類を見られた方は今、今分かるんですよね。書類が届いていると今、全部の家庭に。非課税の家庭にその書類が確認書が今届いていると。それ届いたのはいつぐらいですかね。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい。書類の発送につきましては、もう３月上旬には発送を行ったと記憶しております。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。それではその書類が３月上旬に発送してあれば、例えば中旬ぐらいに届いたとして１か月かかって４月の中旬ぐらいには、支給があるというふうに大まかには見ても大丈夫でしょうか。４月中旬ぐらい。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい。この確認書・申請書の提出が必要な方につきましては、１人１人をですね、にその日その日で支給の手続をするわけではございませんのである程度まとまった人数になってからということで１か月程度まとまった数になりましたら支給をするということで１か月程度かかりますということで説明はしているところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。分かりました。確認書・申請書を出してから１か月ということで、具体的に役場のほうから何月の何日ぐらいには、この分については最初からは言えませんよと。書類のやりとりの関係で変わりますよという形でいいんですかね。違いますか。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい。書類の提出が必要な方につきましては、振り込みをする際に事前にですね、振り込みしますという通知のほうもお送りしますのでいつ振り込みがなされるというのはお分かり頂けるものと思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。振り込みの前に通知があるということで通知が来ますよという形で伝えとって大丈夫ですよね。ありがとうございました。皆さんお待ちですので少しでも早くですね、振り込みができますよう、よろしくお願い致します。次にですね今の非課税の方のですね、対象者は何名で町民全体として割合としてはどれくらいなのかお尋ねを致します。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい。対象の世帯数ということでお答えさせていただきますが、今回のこの物価高騰対策給付金の対象世帯としましては１，７３９世帯でございます。あさぎり町の全世帯数の約３０％となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。約３０％の方が今回の対象になっているということですね。残り７０％は何もないということでですね、今回の物価高はこれまでにない厳しい現象でありまして物価高の対象品目数もですね、幅も大きく、以外の方も日常生活に大変大きく影響して生活に非常に厳しいものであると思います。よって支給対象者が令和６年度住民税均等割が非課税だけではなくですね、町民全員の方にもこの支援が必要ではないかと実は通告をしておりました。通告がちょっと先、早めだったもんですから、通告をしておりましたが今回の町長の施政方針１３ページの中で生活応援給付金給付事業ということで町民１人当たり５，０００円と、それから１８歳以下には５，０００円をプラスして支給とのことでありました。質問はそういうことで省きますが対象を町民全員の皆様に対して予算計上された思いをですね、ここで町長に聞かせていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。今回の重点支援地方交付金においてですね、非課税世帯につきましてはこういった給付金を支給ということになりましたが、ただ、この非課税世帯以外でもですね今回の物価高騰につきましては非常に厳しい生活が続いているというのは同じだと思います。そういったところで全世帯を対象に子育て支援もプラスしたところで生活応援券という形で取り組ませていただきました。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。今回のこの支援につきましてはですね町民の皆さん方大変こう喜ばれているかと思います。今のですね、全体のほうはですね、非課税世帯と重複支給でしょうか。その辺お尋ねします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。全世帯対象ですので重複される方もいらっしゃると思います。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。それでは次にですね皆さん御承知のとおり物価は上昇したま

までですね。主食の米の高騰につきましては、備蓄米の初会入札が６０キロ当たり２万１，２１７円とのことですが今後このこともどうなるかまだまだ不透明なままであるようです。町民の方々の生活を考えるとこれまで今２回決定ということですが、この２回決定したことの第２弾が必要ではなかろうかと思いますが町長の見解をお尋ね致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。今後の対応につきましてはですね、やはり国の交付金そして物価高騰の状況、そういったものを見ながら対応を進めていきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。今回ですね、相当な厳しい物価高ですので第２弾も出来るようにどうぞよろしくお願い致します。本町の財政状況もですね、財政係の非常に努力されて安定化しておりますので財源的には無難かなあというふうに思いますので、是非第２弾も執行していただきますようよろしくお願い致します。次にですね。２番目に薬草ミシマサイコ栽培者への支援についてお尋ねを致します。薬草ミシマサイコ栽培は、あさぎり町合併後最初に町が国の緊急支援事業の補助金を活用して取り組んだ新規作物であります。早いものであさぎり町が合併して２０年を過ぎましたのでミシマサイコももう２０歳になったわけだと思います。この間、失敗や研究も重ねられ最近のように栽培技術が安定をしてきたわけでございますが、しかし令和６年今年産ですね。異常気象で高温障害に見舞われ、また水が必要な時期に雨が少なかったということで収量が半分とか３分の１とかある農家では収穫ができなかったというふうに聞いております。軌道に乗り始めたばかりだと思いますが収量が非常に厳しく減少し、次年度からの栽培に精神的にもそれから経済的にも大きなダメージを受けておられます。あさぎり町で栽培面積約９０ヘクタール、栽培者５８農家で農業生産額も大きく占めるようになっております。まだですね今年度６年度産はまだ出荷の途中５月６月まで出荷があると聞いておりますので出荷の途中ではありますが、現在の収量それから作柄とかをですね、もし農業振興課のほうで把握をしていらっしゃれば教えていただきたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。被害の状況ということで、まず現時点での出荷の状況の報告を申し上げたいと思います。種子につきましては、毎年出荷ということで１月から４月までの年４回の出荷がなされます。現状１月から２月の出荷と、また根につきましては２年ごとの出荷で２月から４月までの年３回の出荷で現状２月のみの出荷の状況というところです。このことを踏まえまして申し上げますが、令和５年産との比較ということで種子につきまして現時点で２回の出資があっておりまして、１年物は前年比収量４２．７％。それから２年物につきましては前年比５５．３％の収量。それから根につきましては、現時点で１回の出荷ということですが前年比１２７．８％の収量であるというところになっているところです。原因といたしましては、議員がおっしゃられましたような夏場における少雨の影響、それから高温障害ということであります。種子につきましては確かに厳しい状況であると。ただ根については非常に良好であるということで聞いているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。分かりました。種子については約半分ぐらいで、根については例年よりもいいという捉え方でいいわけですね。分かりました。あさぎり町では、本町の基幹産業であります農業に大変理解がありですね、本年度だけでも畜産農家への飼料代とかですね、施設園芸に対する支援等もなされております。これだけのですね農業に対する支援はですね、他所の自治体ではないかと思いますが非常にあさぎりは農業に対して一生懸命されていると思います。そこで今回はですね、これだけ種子のほうに被害を受けたミシマサイコにもですね、今後の栽培をですね持続して頂くためにですね、やはり支援が必要ではないかと思いますがこの点どのように考えておられるかお考えをお聞かせ頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。そうですね、ミシマサイコへの支援ということですが最終的にはですね、全ての出荷が終わってからになろうかと思います。令和２年７月豪雨以降、また新型コロナウイルスの感染症。さらにウクライナ情勢等による配合飼料や燃油、農業資材等。また為替相場の影響や物価の高騰も高止まりしている現状におきまして、あらゆる手段を講じて支援というものを実施してきました。しかしながら町としましてもですね、限度限界というものも出てくるため農業経営の継続、安定化を考えた場合に第１番に重要となるのは収入の確保という点でそれにあらゆるリスクに対応できるものとして、本年度から収入保険加入推進事業ということで実施を致しております。ちなみに参考としてですがミシマサイコ栽培者における収入保険加入者の状況と致しましてですね、あさぎり町栽培者５７名のうちに認定農業者が３８名いらっしゃいます。そのうちに収入保険に加入されてる方が２０名約３５％いらっしゃるというところで今後はですね、さらに収入保険の加入を推進していきたいと考えているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。収入保険のほうでできれば対応したいというお考えですね。そうですね収入保険、この収入保険を推奨してそれに助成金を出しるのも多分あさぎりだけのような感じがするんですが、非常に手厚い御支援をしていただいて、あさぎりはいいなと思っておりますが。がですね、これだけですねあさぎりの人口が減少しています。こういう時代でですね、企業誘致を望むのも非常に今では難しいと。本町では農家の方がですね、特に精神的にもずっと後継者もいてですね、続けるように続けていただけるように農業の支援が必要だと思います。このミシマサイコだけにとらわれずですね、ほかに薬草はほかに種類もいろいろありますから、今後いっぱい拡大をしてですね、あさぎり町の農業をずっとこう持続できるようなミシマサイコはひとつのですね起爆剤的なものでありますので、今そういうお考えとか構想あればですね、収入保険をあと残りの方もですね、次年度以降進めていただいて、欲を言えば補助金の率をもう少しですねアップをしていただければ、皆さん助かるんじゃなかろうかなあというふうに考えております。農業のほうの大事さというか絶対あさぎりには欠かしていけないぞと言う、ちょっと横道にそれますがここに熊本経済っていうのがあるんですが、ＪＡのですねランキング１００というのにですね、地場法人経常利益額ランキングということで１００番以内に八代地域農業協同組合それから鹿本農業協同組合、熊本宇城農業協同組合、熊本市農業協同組合で県北の農業については非常に熊本県のランキングの中にですね、他の企業と交わってでも上位にあるわけですが球磨

地域農業は出てきません。なぜかというと球磨地域の農業はですね、それだけ経常収支が悪いんだと思いますが、もちろんですね、熊本市周辺の農業については、都会に出荷する時も経費がかからないし、それから農家の方の周囲にも人口がたくさんおりおられますので農業経営については非常にこの人吉球磨地域と比較すると、ここは不利益ですよね。ですから人吉球磨地域の農業は他所の農業と対等に行けるようにするためには何らかの方策が行政の支援がなからんとですね、農家の方に自分たちで都市部の農家と渡り合っていくというのは非常に厳しいものだと思いますのでその点を御理解の上ですね、あさぎり町だけじゃなくて人吉球磨地域の農業にはですね、何らか県南の振興ということで農家の努力だけでは駄目な分は何らかの方策が県あたりに要望していただいてですね守らんと、だんだんだんだんと農家減っていくかと思います。その辺につきましてミシマサイコもそのひとつであると思いますので、町長のお考え、見解をお聞かせ頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。県南の農業振興につきましてはですね、やはりＪＡと連携したところで人吉球磨の農業全体を発展させていくために何をやるべきか、何が出来るかということをしっかりと検討していかなければならないと思っているところであります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。私は常々申し上げてるんですが農家の皆さん方のためじゃなくてですね、地元の産業という形で農業の支援といいますか助成、助成支援ですね。どうぞよろしくお願い致します。それから、このミシマサイコは多分契約栽培だと思いますのでこのサイコを会社に納めているわけですが、その会社のほうにですね、このミシマサイコのこの不作というか収量が少なかったために応援ができないものかですね、町長にお願いしてですね、支援の依頼をしていただくことは出来ないものでしょうかということでお尋ね致します。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。株式会社ツムラ様との契約栽培ということになっておりますが、このツムラにおかれましてはですね、栽培技術の向上のほかにまた違った側面からもあさぎり町に御支援頂いております。このことに関しましては、非常に感謝を致しております。やはり生産者の方の意見を伺いながら何が必要なのかというものを確認した上で、ツムラさんとお話が出来ればというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。あさぎり町がですね本町の農業に対して本当に非常に支援をいっぱいしていただいていることは十分承知でありますので、今後ともですね、本町のためにさらなる支援をよろしくお願い致します。次に防犯対策についてお尋ね致します。熊本県警のまとめで２０２４年の刑法犯認知件数によりますと県内は２年連続の６，７２２件だったとの報道がありました。自転車の盗みとかですね、特殊詐欺を中心に多発しているとのことでありました。また闇バイトによる犯罪などいろんな犯罪が最近多いようであります。町民の方々には、最近は日常生活に恐怖を感じている。近所は高齢者世帯が多くなり何かが起こったときにはどうしようかと不安だらけであると言われております。昼間もですね人が来られたり玄関のチャイムが鳴った

りするだけで不安であると。固定電話が鳴るとですね、もうごく普通の電話１本もないと。意味不明の電話とかですね、何々はありませんかとか物品販売とかの電話ばかりと。また一歩外に出ると児童生徒に不審な声かけなどもあっていると。これらの事件は、解決にはですね、テレビを見てみますと防犯カメラがですね、非常に役立っていると。ほとんど防犯カメラによって犯人というか犯罪が理解して対応されているという状況ですね。この防犯カメラのですね、役割についてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。町が、町がこれ設置しておる場合の話ですけれども、主に町村境のほうに設置しておるということで防犯カメラについては、行方不明者等のですね、捜索等の情報収集ということで今役に立っておるとは思います。それから警察署などから依頼があった場合はですね、それの情報については提供を行っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。あさぎり町にも十分な防犯カメラが設置されていると思います。その効果は非常に大きいものと思っております。設置台数や設置場所等をお尋ねして不足しているようであれば増設をしてという思いで通告をしておりましたが、これも先日の同僚議員ですね、から質問して回答があっておりましたのでこれは割愛させていただきます。十分過ぎるほどのですね、設置をして犯罪の防止に努めていただきたいと思います。例えば、どこどこで児童への不審な声かけがあった際、犯罪に使用された車の移動とか今後心配されます農産物の盗難とかですね、犯罪の特定にかなり有効だと思います。あさぎり町では犯罪は出来ないと思われるように、きめ細やかな防犯カメラの設置で町民の方々が安心してですね生活できるように設置台数を増やしていただければと思います。今後の今ある台数からもう少しですね、例えばですね、役場のそこで声かけがあったと。後で防犯カメラを見ると誰々がどの車がとかですね、例えば岡原のどこかであった場合はってすぐ分かるようにですね、結構多くの台数に設置をして頂ければと思いますのでその点お尋ねを致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。防犯カメラの設置がですね、犯罪等未然に防ぐという抑止力のひとつには当然なりうるというふうには思います。ただ防犯カメラにつきましては自治体が設置する部分とほかにも各事業所さんで設置されているものとか。また場合によってはですね、各家庭で自主的に設置されておられる家庭もあるかと思います。今後町としてこの防犯カメラを増やすかどうかについては、そういう状況等もですね見てみまして慎重に判断していきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。出来ましたら可能な限り設置をしていただければと思います。続きまして今度はですね防犯カメラではなくですね、各家庭に来訪者があって玄関でですねチャイムとかドアのノックがあった際、誰か分からず特に高齢者世帯の家族で怖くて怖くて出れないという話を老人会のいろんな会合の中で聞きます。訪問販売、特に押し売りとかですね、物品の販売、工事の見積りをさせてくれ。また裏にずっと回って物色とかですね、闇バイト関連もある

かと思いますがこのような声を聞かれたことはありませんか。お尋ねを致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい、役場総務課でですね直接そういうふうな話を聞いたことはございませんけれども、これ警察署からですね、他の自治体でもそういう事案があったということの話があれば、告知放送で放送をしたり、また青色青パトですね、そういうものを使っての巡回ということで現在は可能な範囲でそういう防犯の取組を行っておる状況でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　はい。そこで提案ですが、安心・安全であさぎり町で生活していただくためにですね、テレビドアホンというのがありますよね。これを設置していただき購入に対して助成をしたらどうかと思います。これを設置しますとチャイムとかがなった場合にですね、事前に誰が来られたのか分かりますので初期対応が随分と楽になります。あーあの方がこられたと。これは、変な顔をされているとかですね、分かりますので。特に高齢者世帯それから母子家庭では、チャイムでも怯えておられます。もう出れないと。もう顔を合わせてからではどうも引っ込みがつかないので一応顔を見てから出たいという人がたくさんいらっしゃいます。後日の犯罪解決のために録画もできると。ということで、この点についてはいかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　山内課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。今、議員言われることは当然ですね高齢者世帯の方であれば、誰が訪問されてきたのか判断する材料にはそのテレビドアホンですか、あれば非常にこう役には立つというふうには認識はしておるところではございます。はい。ただこれをですね補助を事業としてどれだけ取り組んでいくか、対象者をどういうふうにどの世帯にするのか。また財源がどれくらい必要なのか。またそういうふうな設置をですね、希望される世帯がどれくらいあるのかっていう状況についてはまだこちらも全然把握も出来てないところですので、まずはそこの状況からですね、確認そういうふうな作業が出来ればというふうには思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

○議員（２番　加藤　弘 君）　ありがとうございます。前向きに検討して頂きますようにお願い致します。以上、町民の方々方がですね、不安を解消され安心してこのあさぎり町で生活していただけるようにですね、今の物価高騰とそれからミシマサイコの件と今の防犯カメラと３点を質問をさせていただきました。質問させていただきますというよりも、３項目について町民の皆様方の声を届けさせていただきました。今回の７年度の当初予算につきましても前年と比較して約７億円を超える増額予算でありました。北口町長のマニフェストに沿って職員の方とですね、皆さん一丸となって進んでおられるなということで拝見をさせていただきましたことを町長職員の皆さん方にお伝えして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（小見田　和行 君）　これで２番 加藤弘議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩致します。

（休憩）　午後２時２０分

（再開）　午後２時３０分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　次に５番 難波文美議員の一般質問です。（議長。）難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。皆様お疲れさまでございます。一般質問最後の登壇となりました。５番 難波文美でございます。大変お疲れと思いますけれども緊張感を持って、明確なお答えを頂きたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。今朝５時にアラームで起こされまして、本当に怖い思いをした１日でございましたけれども、まだお天気もですね崩れておりましていろんな御心配をしている住民の方がいらっしゃると思いますが、これで余計に防災意識をですね、高めていけるチャンスになればというふうにも思っております。日本最古の地震は西暦４１６年だったそうです。これは日本書記に記述がございました。余談は置きまして、今回は住民ファーストの目線を持ったまちづくりについてという大きなひとつのテーマで通告をさせていただきました。これから質問する項目は、北口町長の新年度施政方針の中で語られたことに関連するかもしれませんが毎回住民の方から寄せられた声をストレートに質問をさせていただいておりますので、是非ともしっかりと町長と執行部のまちづくりに対する思いをお答え頂ければと思います。自国ファーストを公約に掲げたアメリカの新大統領が誕生しまして２０２５年が始まりましたが、とどまる気配のないエネルギーそして物価の高騰、そして所得の壁問題、株式市場の暴落など全国的に国民生活が厳しく不安定な状況が続いております。実際に国民負担率は４７.８％と昨日のニュースに出ておりました。戦後から約８０年の時代をえてインターネットメディアで誰もが世界中の情勢を瞬時にキャッチできる環境が確立されはしましたが、日本国内の地方自治体はどこを見渡しても急激な人口減少などにより、年々弱体化の一途を辿っているようにも感じられます。どんなビジョンを持って行政運営をしていくのかという点において自治体間での格差も起きているのではないかと危惧されます。町では、昨年末に５つの地区において町政座談会を開催され町民の声を聞かれましたが、現在の町政が住民のためにどのように機能し、その効果をもたらすと考えておられるのか、２つの視点から質問してまいりたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　昨年の１１月末から１２月初めにかけまして町政座談会を開催致しました。今回は、第３次総合計画について概要版をもとに説明を致しました。参加者につきましては５地区で合計８７名の出席で少数ではございましたけれども、多くの質問や意見等が寄せられたところでございます。町政座談会の効果といいますのはやはり町民の皆様の声を広く聞き今後の町政運営に役立てるというのがありますけれども、そして地域課題の解決ということでやはり地域における課題を共有し解決に向けて連携し取り組む姿勢っていうかそれを強化するという意味合いもあります。それと行政運営の改善ということで、効率的・効果的な行政運営の在り方につ

いて意見を伺うと。それとやはり行政への参画意識の醸成、協働によるまちづくりに寄与するといったところを効果として挙げられると思います。詳細につきましては担当課より御説明申し上げます。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　それでは、１つ目の活気ある住民生活のためにというテーマでございます。これはまちづくりアンケートについて質問するものでございますが、今年の１月に住民２，０００人を対象にアンケートを送付されております。回答が返信までの期間約２週間ほどだったと思うのですけれども、人口総数１万４，０００人の町として今回アンケートが送られなかった住民の皆さんにこの場でその調査目的そして回収状況などについてお答え頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいま難波議員から御質問がありました内容についてお答え致します。先ほども御紹介がありましたとおり今年の１月の１７日から３１日にかけまして、町民アンケート調査というものを行っております。こちらは1万４，０００人いらっしゃる町民の中からですね、無作為抽出によりまして満１８歳以上の２，０００名の町民を対象にアンケート調査を実施したものでございます。このアンケートに関する目的としましては、住民の皆様のまちづくり、いわゆる町政に関する評価についてお聞きするものでありまして、また総合計画に基づく今後のまちづくりの参考とさせていただくためにアンケートを実施したものでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　回答の中でですね、返信封筒もあったと思うんですけれども、オンラインのＱＲコードもございましたがオンライン回答はどれぐらいあったのでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。今回ですね、町民アンケートの回答総数が２，０００名のうち８７９件回答を頂いております。そのうちオンライン回答がありましたのは、１６６件いう結果となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。思ったよりも少ない回答だなというふうに今聞いておりまして、オンラインでの回答は割と１６６件多かったですね。オンラインを使うのに慣れてらっしゃる方にもこのアンケートが行ったんだなということが分かります。送付対象者の抽出なんですけれどもＡＩで抽出をされたということでしたが、１世帯に複数届いた方もあったというふうに聞いておりますが、その辺りは把握されているんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。今回のですね２，０００名の抽出に当たりましては、無作為に抽出をしておりますので場合によっては世帯に２人という場合もあろうかと思います。特に多人数で生活をされてる町民の方がいらっしゃった場合はですね、世代ごとに男女間・地区ごとにっていうことで、割り振った時にどうしてもデータ上そういう抽出になる可能性もあり得ま

すので１世帯に複数届いた場合もあるかとは思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい、分かりました。他県の町村を調べましたら毎年このアンケート調査を実施しているところもあるようです。令和７年度の予算に総合計画運用支援業務委託費ということで３６０万円が計上されてございましたが、町では、今後の調査をどのように考えていらっしゃいますか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいまの御質問に対してお答え致します。このアンケートを取る目的としましては先ほど御説明したとおりでございますが、やはり現時点における町の総合計画に基づいた事業施策に対してですね、町民の皆様がどう考えていらっしゃるか、そういったものを把握するためにですね、毎年このアンケート調査によって状況を把握していく必要があるということから、引き続き毎年行っていきたいということで考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。その中で今回返信があった中でですね、住民の方が意見を書かれてる部分もあったと思うんですけれども、この住民アンケートの意見、これは町長も読まれたりするんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　まだ現時点ではですね、拝見してないところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。じゃまだ意見集約が出来てないということかと思うんですけれども、住民の方がですね、わざわざ返信をするためにペンを持って意見を書く。町政の評価であったり、これからの要望であったり、そういうものがたくさんあると思うんですけれども、それは非常に重要な意見だと思うんですね。その内容というものをこれから集約されて情報公開はされるのでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。はい、ありがとうございます。ただいまの御質問に関してですけども、先ほど来申し上げておりますこの第３次総合計画に基づいたいわゆるまちづくりの町政に対する評価ということで、いわゆる総合計画の中にも目標値というものを定めております。その目標値に対しまして町民の皆様がどう感じていらっしゃるかという評価を頂く必要がありますので、そのアンケートの結果でもって、その評価を確認していくということになろうかと思います。またこのアンケート結果につきましては、全ての項目を２０項目でアンケートを取っておりますが、そのほか自由意見につきましてはですね、今後課長会あたりでも情報を共有しまして、今の町の状況の事業であったり、あるいはその施策等に反映していくことも検討していく必要があるかと思いますので、そのように情報共有をまずはやってまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。では自由意見に関しては、課内だけでの共有ということになると今受け取ったんですけれども、それでよろしいですか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。町のですね幹部会って言いましていわゆる課長会がございますけども、その課長会の中で皆様方にこういった御意見がありましたということで情報共有をして、今後の町政施策に反映していきたいというところをまた今後検討してまいりたいという趣旨での回答でございます。また以前町政座談会を昨年末から行っておりましたが、その意見の結果等についてもですね、当日回答した内容を再度集約をしまして、内容等の確認のために課長会でその情報共有を図ったという経緯もございますので、同様に皆様方から頂いた貴重な御意見を当然のことながら町政に反映していくという形で進めてまいりたいというところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。町政に反映していく、大事なことですしそれが１番の目的ではあるんですが。実はこのアンケートをですね、受け取られた方の声としては、その自由意見を書かれたそうなんですが、その意見に対して回答が欲しいというふうにおっしゃっておられました。前回のアンケートの時もそうだったと思うんですが、意見を書いたのでそれに対して町はどのように答えてくれるんだろうと期待をされてたと思うんですね。で、出来ればその自由意見に関しては、ホームページでありますとか、いろんな形で住民に周知を情報開示というような形をしてとっていただけないかということをおっしゃっておりましたので今日お伝えをしてるわけなんですけれども、その意見を記入された住民に対しての回答についてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。今回ですねこのアンケートに関しまして、かなり多くの御意見を賜っているものと思います。まずその内容等をしっかり把握をしますとともにまたその内容等について回答出来るものをですね、きちんと整理をした上で公表できる状態になりましたら公表していきたいと思いますけども、まずはそのためにもまず課長会で全体でどういう御意見が出てるのか、そういったところをまず把握をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい、政策課のほうでのですね、考えというのは今しっかりとこの中継で住民の方にも伝わったとは思います。では、この質問をして意見を集約された後にですね、また引き続き６月議会に質問させていただきたいと思いますので管理職異動となった場合にはですね、新課長への引継ぎもよろしくお願いしたいと思います。それでは次に資料１を御覧頂きたいと思います。これは町のホームページにもございますが、社会教育施設の利活用状況でございます。今回５つの施設に絞りまして、その利活用状況がどのようになっているのかをお尋ねしていきたいと思います。文化ホール、せきれい館、上総合体育館、免田地区体育館、免田地区グラウンドについての利活用状況をお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　林教育課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい。まず利用者数ということで御説明したいと思いますが、御承知のとおりコロナ禍がございましたのでその以前とですね、令和５年度までの実績ということで御紹介したいと思いますが、文化ホールでは令和元年度１万８，７７０人、が令和５年度で１万４，２０５人。せきれい館では令和元年度１万５，２３９人が令和５年度で１万６，７５０人。上総合体育館では令和元年度２万８，２７７人が令和５年度２万５，１４６人。免田地区体育館では令和元年度２万３，８５８人が令和５年度１万７，２５８人。免田地区グラウンドでは令和元年度４，０５４人が２，９２９人ということになっておりまして、施設によりましては、もうコロナ禍以前の数字に大体もう戻ってきているところもございますが、中々まだまだといった施設もあるといった状況でございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

〇議員（５番　難波　文美 さん）　はい、ありがとうございました。数字を見ますと人口も減少しているという部分もありますけれども利用の状況がですね、よく分かりました。最後のこの免田地区グラウンドですね、現在２，９２９人。現在といいますか令和５年度の実績ですね。グラウンドはいつ見ましてもよく整備をされているなというふうに思います。しかも町なかですので、乳幼児から高齢者の方までいろんな年齢層の方が訪れる場所でもあります。で、そこによくこられてる方がですね、散歩に来られてるらしいんですけれどもちょっとした休憩をするようなベンチとかですね、東屋とかそういうものを設置してもらえないかなと以前からおっしゃっておりました。特にこれから桜並木が美しい季節になりますのでそういう検討はいかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい、今の議員からもお話頂きましたとおり免田地区グラウンドにおきましては非常に中央部にございまして、生涯学習センターから免田地区体育館、免田小学校また今の免田学童のほうもですね、御利用頂いておりまして、また南陵南稜高校も近くてですね、非常にそういった日頃から御利用が多いところでございます。で、御意見頂いておりますとおりですね、確かに非常に近年暑さも厳しくなってきております。そういった中でですね、そういったのちょっと休憩出来るような木陰があればいいなといった御意見というのは本当にごもっともではないかというふうに考えております。そのハード面の整備につきましては、その設置場所にもよりますけどもそのあとの利用がですね制限を受けて受けてくる場合もございますので、また財政的な面も課題もございますので、若干そのハードルは高くなるかと思いますけれども。例えばですね、私もちょっと御質問頂きましてからのグラウンドのほうもいろいろあちこち見てもらったりもしましたけども、免田地区グラウンドに関しましては、大きな木ですね、大木もございまして今度は大きくなり過ぎるとまた心配でもございますが非常にそういったところの木陰もできておりますので、今あのベンチも設置はしておりますけども見てみますと非常に古くなっておりまして、ちょっと利用するにはちょっと完全ではないかなといったことも考えておりますので、そういったところでですね、新しくベンチを設置するとか、そういった面ではそんな時間をかけなくても出来るのかなといった感想を持ったとこでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。見ていただいたということでですね、嬉しいです。ベンチは危険のないようにですね、出来るだけ取り替えをしていただけるとありがたいです。はい。それではですね、今回資料に出しておりますのは使用料金がついております。本会議初日の議案第５０号高齢者のコミュニティセンター条例にも関連はしておりますが、各施設の使用料金にですね、現在でも３％か５％か分かりませんが何か消費税のような端数がついているままになっております。現時点での消費税はもちろん１０％ですけれども今後使用料金全体の見直しなどは検討はされていないのでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　林課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい。社会教育施設の使用料金につきましては、こちら掲載されております施設は、ほぼ合併前からある施設でございまして、使用料金全般で申しますと合併時点でですね、よくよく御検討御協議された上で決定されているものとは考えております。この資料の一覧につきまして使用料の一覧につきましては、令和元年度ですね、令和元年度に消費税のアップに伴いまして条例の改正がなされているものでございます。大本がですね、大本が出発のスタートの時点でですね、それなりに協議頂いた利用料金に消費税を掛けた分をアップされているといった状況でございましたので今現在で具体的にこれを見直すとかいうところまではちょっと検討には至ってないところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。消費税もですねどうなるか分かりませんけれども一生懸命考えてつくられた料金表だということはですね私も承知はしておりますので、これからの時代に合わせた料金体系というのはやっぱり検討していただく必要があるなというふうに思っております。今回お尋ねしたいずれの施設もですね、住民が集って活気のある環境をですね作り出す場所ということですので、そういう維持管理にこれからも努めていただければと思います。では資料の２をお願いします。これは広報紙の３月号のページなんですけれども皆様も見られたと思います。地域おこし協力隊についてでございます。これまで同僚議員からも地域おこし協力隊については数々質問がありました。あさぎり町には、郡内で１番多くの協力隊に着任していただいております。私が議会に入った平成２８年から初代の協力隊員が着任はされましたが、中々こう住民全体にその存在が認知されるということがまだ難しかった時代だったと思います。現在のこの協力隊員の数そして活動状況、処遇などについてお答えください。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいま御質問がありました地域おこし協力隊についてお答え致します。本町におきましては、現在１２名の地域おこし協力隊が都市部から本町へ移住し、町からそれぞれの事業所に委託をして、協力隊の活動をしていただいている状況であります。この地域おこし協力隊の活動内容は、地場産品の生産加工販売を担う業務や医療福祉に関する業務、コミュニティーに関する業務など町内の幅広い分野において御活躍を頂いておりまして、町民の皆様との交流により地域活性化に寄与頂いているものと理解をしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。はい、ありがとうございました。本当にたくさんの協力隊の方にですね、頑張っていただいてるなと思います。この協力隊の報告会というものが３月４日にポッポー館の２階で行われたわけですけれども、会場設営そしてユーチューブのライブ配信もしていただきました。デジタル審議監の流暢な司会進行でですね、とてもよい会だなと思っていたわけなんですけれども、来場者が本当に少なくてですね、もうもったいないという気持ちでいっぱいです。準備された資料内容パワーポイントもすばらしいものでしたので、この広報紙以外に周知方法はなかったのかなと思いまして、そこをお尋ねしたいんですけれども。

◎議長（小見田　和行 君）　長沼デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（長沼　宏季 君）　はい、３月４日の報告会に関しては私のほうがいろいろ準備のほうに携わらさせていただきましたので私のほうから回答させていただきます。実際の会の広報に関しましては、まずは広報紙への掲載それから区長会での実施の案内、そして主に協力隊のほうからではあるんですが、協力隊が活動して運営をしているＳＮＳですとか、それからあとは町の公式ＬＩＮＥでの通知というようなところで案内を行ってまいりました。ただ実際に私も現地のほうに参加しまして、もっとこう周知すれば関心を頂ける方いただろうなと。そこに要は情報が届いていればもっと参加数は増えたんじゃないかなというふうな課題としては、まさに実感していたところでありますので、こういった今回の報告会に限らず町内でのイベントの周知の方法というところに関しては、ブラッシュアップを図っていきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい、ありがとうございます。区長会、ＳＮＳ、ＬＩＮＥそういうものを活用されてのですね周知はされた。ただ私思いましたのはやはり普通日の時間帯が１５時からでございました。その時間帯は中々厳しいなあというふうにですね感じたわけでございます。ちなみにですね、ここに「さしよりあさぎり」その時の資料をお持ちしたんですけれども町長はこれ御覧になったんでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。多分見ていると思います。中身については記憶ございませんけれども、今表紙を見た限り確認は出来ます。はい。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。見てはいらっしゃるということでもう本当にすばらしい内容がですね、いろんなデータ分析をされて、そしてあさぎり町のためにされてるんですね全てが。私このような活動を協力隊がされてるってこと初めて知りましたのでもう本当に感動したぐらいでございます。そのときにですね、来場されていた方からお話がありました。協力隊の方の雇用ですね、費用対効果を最大限に発揮してもらうためにもこの方たちの協力隊の任期終了後に是非定住をして、あさぎり町民になっていただきたいという声がございまして、その活動の継続を望んでおられます。町としてどのように今後協力隊に対して定住に対しての支援をしていかれるのでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。やはり地域おこし協力隊の１番私たちの願いとすれば定住なわけでして、今地域おこし協力隊に起業・創業のための準備資金ということで、３年目そして３年任期を終了した翌１年、要するにその２年間の中で使える補助金というのが上限１００万円であったと思います。ですからそういったものを活用して、定住に関わる生業を作ってもらうということでそれを創設したわけです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。金銭的補助っていうのもしっかり体制はできてるということでですね、出来るだけ協力隊員の方が町にもう馴染んでですね、一緒に一体となってこの町を盛り上げていく活動を続けて欲しいなと私も思っております。最後の意見交換の中で他町から参加された協力隊員がおられまして、球磨郡で最も多くの協力隊員がこのあさぎり町には着任されている。それぞれの活動をしながらも隊員間でその役割を理解して共有する集まりの場を作っておられるということは大変うらやましく、そして近隣に着任していて心強いというお言葉を頂きましたので、ここで紹介をしておきたいと思います。そして是非町長、この「さしよりあさぎり」の中身もですね、いま１度見ていただければというふうに思います。はい。それでは、資料の３をお願いします。人口推移のグラフがございます。実はこれは総務省に元のデータがございますけれども膨大なデータでございまして、それをグラフ上に協力隊の方がまとめてくださったものでございます。御覧になって皆さんどう思われますか。今２０２５年かろうじて生産年齢人口が、高齢人口や年少人口、年少人口は１番低いんですけれども少し上回っておりますが、これが完全にジャンクションリンクを迎えるのが２０３５年ということであと１０年でございます。もうあっという間にこのですね時間が過ぎていく、そして人口がこれだけ減ってるっていう実感がですねこのグラフを見て分かると思うんですが、令和６年度の全国の出生率７２万人という数字は皆さんも何度も聞かれてると思います。過去最少でございます。そして全国の死亡者数は１６１万8,０００人、過去最多となっております。熊本県が今１７７万人ぐらいでしょうか、熊本県の人口がですね。ひとつの県が吹っ飛ぶぐらいの死亡者の方があったというのが昨年でございます。子供の数は私たちこの日本人の総人口１億2,０００万ぐらいの中で１１.５％ということでございます。もう先進国というのももう憚れるのでございますが、Ｇ７の中でも最低記録を１０年以上更新しているということでございます。ここで、次世代につなぐまちづくりについてお伺いします。結婚生活支援及び子育て環境支援と書いておりますが、まずは結婚生活支援のほうでお尋ねします。町でも定住支援や結婚支援に予算をつけていただいておりますが、昨年度のあさぎり町の実績はどのようになっているのでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水　昌彦 君）　はい。お答え致します。本年度より実施をしておりますこの結婚新生活支援事業につきましては、実績としましては１件のみとなっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。実績は１件だったんですね。令和７年度予算では一応４５０万円、イベントで２０万、定住促進で５００万という予算を組んでおられました。時代の流れでありましょうか、人の感覚そして生活スタイルが年々変化の加速をしておりますので、これ

までの補助金概要では対応も難しいのかなというふうにも思っております。厚生労働省の調査によりますと昨年の婚姻件数が５０万組をちょっと切っております。離婚件数はちょっと増えているようでございます。結婚助成金の対象地域は、全国で５３８市町村だそうです。その中にあさぎり町が入っておりますのでもう一生懸命この結婚生活のですね支援体制っていうのを構築していただいてるというふうに思ってるんですけれども、この対象年齢が３９歳以下であるとか補助金に対しましても２９歳以下は６０万、３９歳以下は３０万という差がついてございます。国の補助金制度ということで非常に難しいと思うんですがこれは商工会青年部の方からの声でございます。今の時代で３９歳という縛りをつけるのはもう難しいと。出来れば５０歳に引上げてもらえないかという声がございましたが、町長いかがでしょうか。子育て支援に一生懸命頑張っていただいてる途中ではございますけれども、１番納税に貢献をしていく働き盛りのですね世代の人たち。生産年齢人口の対象者を支援するために町独自の結婚支援というものを何かお考えでしたらお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですね結婚支援に関してその年齢の縛りは確かに必要はないかと思いますけれども、ただやはり結婚されて、やっぱりお子様を産み育てていただくっていうのも目的のひとつだと思いますので、やはりそういった適正な年齢という設定だというふうに感じているところであります。町独自に関しましてはですね、定住に関してはやっぱり年齢制限で金額を分けておりますので、そういったところの撤廃についてはですねやはり町としてはやはり若い人に来て欲しい。お年寄りの方を拒むわけではありませんけれども。ただやはり生産年齢人口が若い方のほうが高めに設定してあるというところですね。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。国の制度にですねプラスアルファで町独自の支援をということですのでちょっと時間が要るとは思いますけれども、是非ともまた今後課内でですね、その検討を急いで頂きたいというふうに思っております。次に子育て環境の支援でございますけれども昨年度から非常に子供の医療費が増加しているということで聞いておりました。この医療費そして保育料は、全体でどのようになっているのでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい。まずは医療費の助成金の支出状況ということでございますが、先ほど議員言われましたとおり現物給付になりましてから、かなり大きく上ぶれしてるという状況で、令和４年度の医療費の助成金支出額が４，１９６万３，２６１円。と令和５年度が５，３９８万７，２６９円。令和６年度につきましては今現在でございますが、５，８８８万３，１４２円というふうになっております。と、保育料につきましては、今現在無償化の対象になってらっしゃる方がいらっしゃいますので保育料の負担のある方のですね、平均的な保育料ということで見てみますと１人当たり１万４，２１３円でございまして、年額にしますと１人当たり１７万５５６円を保護者の方がお納め頂いているという状況になるかと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。詳しくありがとうございました。課長は現物支給になっ

てから増えたというふうに医療費に関してですけれどもおっしゃいましたが、この医療費が増加しているその原因ですね、どのように課のほうでは捉えていらっしゃいますか。

◎議長（小見田　和行 君）　蓑田課長。

●生活福祉課長（蓑田　輝幸 君）　はい。この医療費が大きく上ぶれしたところをグラフでチェックしますとまずは新型コロナウイルス感染症がですね５類になった令和５年の５月ですね、の以降の医療費につきましてかなり伸びたという印象があります。現物給付になりました令和６年１月ですね、以降につきましてはやはり今まで請求をされてなかった部分の医療費も全て拾い上げてきますので、その分も増加につながってるということで令和４年度においては、月の支給、支払いが支出額がですね、５００万を超えることはまずなかったんですが、もう令和６年度においては５００万を下回る月がもうほとんどないという状況にはなっているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。月に５００万円以上の医療費補助をしなければならない状況これが現実だということですね。子育てが終わった方とかあるいは独身の方、子供を持たれない方など多様な住民があさぎり町内に共生してるわけですけれども、その方々にもきちんと説明をして納得を得ることが重要だと思いましたので今回生活福祉課にですねお尋ねをしたところでございます。今全てが無償化に向かってるわけですけれども、そういう補助を受けて成長した子供たちもいずれはその負担をする側に回るということをですね、認識をして施策は進めていかなければならないなということを私も今深く改めて感じたところでございました。はい。それでは資料の４をお願いします。こちらではですね、学校給食の完全無償化に伴う食材クオリティーの維持についてでございます。令和６年の９月議会で北口町長が「子育てするならあさぎり町」と言われるような施策を実行したいと明言されました。そのひとつとして、この学校給食の完全無償化が始まったわけでございますけれども、全国の学校給食無償化自治体４０％になったということです。しかし２月２６日付けの熊日新聞、皆さん見られたと思うんですけれども、給食のですね、栄養不足ということで大きく掲載をされておりました。沖縄を含む九州８件のうち福岡県と熊本県だけが実態を把握していないということで非公開グラフがございました。これは平均摂取カロリーのグラフだったんですけれども。私も買物のたびにですね、頭を悩ませる日々なんですが、給食センターの現場ではもっと大変だろうなと察しております。この給食無償化に関する課題、国の調査結果もどんどん公表されておりますので、幾つかあるわけですけれども私からはこの食育とか、食材の質を維持するという重要性、ここの視点で質問をしたいと思います。現在の給食についてですね、給食教育の現場では、児童生徒の状況をどのように把握されておられますか。余りに大まかだったと思いますので、摂取カロリーが十分であるとかですね、給食の残食であるとか、そういう状況の把握でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　林教育課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はい。まずですね、議員からお話がありましたとおり本年度からですね、無償化となったところでございます。この無償化につきましては、学校給食費で保護者の皆様に御負担頂いてた賄い材料費ですね、これをそのまま町のほうが負担することになったもので

ございまして、無償化の前後によってですね、給食センターの歳出予算を初めその他の給食センターの運営自体にはですね、何らその変更はございませんので、全般的に申し上げまして給食の品質に関しましては、従来どおりのレベルを維持しているというものでございます。あと今あのカロリーの話もございましたけども、あさぎり町の給食で申し上げますとその摂取カロリーということにつきましては、基準値がございますけれどもその基準値に対しまして小学校では９９％でほぼ基準どおりということと、中学校では米飯量の調整などで摂取カロリーは基準値の約９５％ということでやや下回っているというような状況でございますが、今現在の肥満の児童生徒の増加なども問題になっているといった現状でもありますので、許容される範囲であるのかなというふうに教育課のほうでは考えているところでございます。はい。あと残菜等もですね、以前から給食センターのほうでも非常にいろいろと検討して対応しておりますけれども、昨年からですね、本年度の途中からまず全ての料理を全員につぎ分けるといった取組をしておりまして、かなり残菜量の改善が見られているということでございましたので、そういった点につきましては、今後とも継続して取り組んでいければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい、ありがとうございます。残菜もですね今少なくなっているということでございますが、給食の内容なんですけれども食材の高騰で先ほど栄養素もカロリーも十分だということだったんですけれども、食材の置き換えですね。例えば牛肉のかわりに大豆ミートを使うとかですね、そういうことも起きてると思うんですけれども、全国の栄養士学会の調査を見ましたらその辺りで非常に栄養士の方たちが苦労されてる。この賄い費がですね、絞られてるっていうところでですね、そういう状況はいかがでしょうか。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい、お世話になります。まず来年度ですね、単価もそれぞれ１食単価も上げた状況で予算要求させていただいているっていうのがまず１点あります。そんな中野菜も御周知のとおり非常に高騰している状況で、給食センターのほうでは野菜の種類を変えながら献立にあった栄養素を確保しながらやっていくというのが現状です。ただ牛肉を大豆ミートとかに変更しているっていうことはまだ聞いておりませんけども、状況とすればより安くて安全安心な食材に転換をしていくということで大変御苦労頂いてるのが現状です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい、安心しました。安心安全という言葉が今出たんですけれども、一時期ブームとなりましたアレルギー症状を引き起こすような昆虫をですね、混ぜたような調味料そして食材。そういう原料のあるものを使っているところもですねあると聞いておりましたので、心配をしていたわけでございます。資料の２枚目をちょっとめくっていただくとよろしいんですが、これは１件給食と関係ないと思われるかもしれませんがショッキングな事実でございます。文科省のデータでございますが、日本の子供たちは先ほども出生率から言ってるようにどんどん減っているにも関わらずメンタルの病を抱えている生徒数が増加しているという状況でございます。詳しい国のデータを見れば平成１８年頃からその傾向が顕著になってきてるわけ

ですが、単純にこの給食による影響ということで載せているわけではないんですけれども、安心安全な食べ物をですね提供する。特に給食っていうのは食育を兼ねた食事となっておりますので私は前町長時代から常々ですね、食が人を作るという点でお話をしてきたわけですけれども、特に成長期、子供たちの成長期に不要な添加物とか化学薬品、糖分、小麦グルテンなどのですね過剰摂取は避けて欲しい。農薬の少ないあるいは無農薬で作られた町内産の安全な作物を給食に提供していただきたいというふうには訴えてまいりました。この給食無償化の目的なんですけれども経済的負担の軽減というのが１番のメリットだと誰が見ても分かるわけですが、町長としてはこの給食の無償化がですね、デメリットを持っているとすれば何だと考えておられますか。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。デメリットといいますか、やはり保護者の方が心配されている懸念されていることとすればやはり質と量の低下だと思います。特に町の財政負担を考えて、そういった食材費が削減されると。そういったことを心配されるんじゃないかなというふうに感じておりますのでそういうことがないように指導していきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

○議員（５番　難波　文美 さん）　はい。１００点満点のお答えだったと思います。このデメリット、言い方がですねデメリットというのはおかしいのかなとは思うんですけれども、まさに町長が今おっしゃった考えていらっしゃることが、保護者とかの間でもですね話が出てる部分ではございます。この給食無償化というのは、平成２６年度以降国の制度となって移行していくというふうに聞いてはいるんですけれども今後のこの給食のクオリティーを重視した町独自の施策といいますか、より安心安全な食材の供給システム構築。それをちょうど考える時期が来てるんではないかなというふうに思いまして質問をしたわけですけれども、県内では山都町が１番の先進地でございます。教育長もよく御存じだと思いますが、今年のですね１月にオーガニックビレッジ宣言をした大分県の佐伯市に常任委員会の行政視察に行ってまいりました。そこは市長自らが旗振り役となって町を挙げて根底から少子化をとめること。そして住民の健康に資する政策というのを実行しておられ、大きな刺激を受けたわけでございます。町内の保護者の中にはですね、食品科学添加物による子供の脳への悪影響を認知している方そして栄養素よりもカロリーだけを重視するようなことに疑問を持ってらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。せめて学校で提供される給食には、安心安全は当然のことながら子供たちの脳神経そして町内環境に配慮した食材を使用して欲しいと強く願っておられます。先ほど２番議員がおっしゃいましたが地元の農業者支援を訴えられました。実は毎週土曜日にですね、町内の飲食店の敷地内で地域おこし協力隊が開催している無農薬のお野菜マルシェ、これが非常に好評だそうです。無償化に踏み切ったばかりでですねあさぎり町は非常に大変な時期だとは思っているんですけれども、この物価高騰に対して、そしてこのショッキングな子供たちの現在の状況の数を見て、あさぎりファーストということで町独自の給食クオリティー向上に知恵を絞っていただきたいと強く願うわけでございますが、そこに関して町長の答弁を頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。オーガニック給食であったり無農薬であったり、そういったもの

に関しまして地産地消もあったと思いますが、そういったことに関しましてはやはり教育委員会そして給食の栄養士あたりと一緒に検討しながらですね今後進めていきたいと思いますが、中々食材費が足りないと。非常に高騰も重なって、そういったオーガニック食品であったりということになりますと非常に厳しい状況になるのかなというふうに懸念されますので、今後もうちょっとオーガニック等につきましては勉強させていただきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　難波議員。

〇議員（５番　難波　文美 さん）　はい。最後の答弁を頂きまして、また次回のですね議会でもこの質問を続けてまいりたいと思いますので、課の皆さん、どうぞよろしくお願い致します。私の質問はこれで終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　これで５番 難波文美議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　お諮りします。明日１９日は例月監査の開催のため、また明後日２０日は休日のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって明日１９日については例月監査の開催のため、また明後日２０日は休日のため休会にしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。

午後3時１６分　散　会

令和６年度　あさぎり町議会第１０回会議会議録（第２４号）						
招集年月日	令和７年３月１１日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和7年3月21日　午後1時15分		議長	小見田　和行	
	散会	令和7年3月21日　午後3時38分		議長	小見田　和行	

応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　１４名 欠席　　０名 ○ 出席　△ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小松英一	○	8	森岡　勉	○
	2	加藤　弘	○	9	豊永喜一	○
	3	小谷節雄	○	１０	山口和幸	○
	4	岩本恭典	○	１１	皆越てる子	○
	5	難波文美	○	１２	溝口峰男	○
	6	加賀山　瑞津子	○	１３	永井英治	○
	7	橋本　誠	○	１４	小見田　和行	○

議事録署名議員	６番　加賀山　瑞津子　　７番　橋本　誠
出席した議会書記	事務局長　山本祐二　　事務局書記　溝口久志

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職　氏名 出席　○ 欠席　×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口俊朗	○	教育長	椎葉勇二	○
	副町長	土肥克也	○	教育課長	林　敬一	○
	デジタル政策審議監	長沼宏季	○	高齢福祉課長	尾方　圭	○
	総務課長	山内　悟	○	健康推進課長	荒川誠一	○
	会計管理者	上田日和	○	農林振興課長	万江幸一朗	○
	企画政策課長	沖松勝彦	○	商工観光課長	深水昌彦	○
	財政課長	伊津野博子	○	建設課長	酒井裕次	○
	税務課長	高田真之	○	上下水道課長	鬼塚拓夫	○
	町民課長	中竹健次	○	農業委員会事務局長	橋本英樹	○
	生活福祉課長	蓑田輝幸	○			

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり

議事日程（第１９号）

日程第　１　事件の訂正請求書について
日程第　２　議案第５９号　令和７年度あさぎり町一般会計予算について
日程第　３　議案第６０号　令和７年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
日程第　４　議案第６１号　令和７年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第　５　議案第６２号　令和７年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
日程第　６　議案第６３号　令和７年度あさぎり町水道事業会計予算について
日程第　７　議案第６４号　令和７年度あさぎり町下水道事業会計予算について
日程第　８　議案第６５号　令和７年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
日程第　９　議案第６６号　令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
日程第１０　議案第７０号　あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１１　同意第８号　あさぎり町教育委員の任命同意について
日程第１２　発議第５号　あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３　発議第６号　あさぎり町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４　総務建設経済常任委員会の報告について（令和６年度要望第９号）
日程第１５　議員派遣の件について
日程第１６　発言取消申出書について

本日の会議に付した事件

日程第　１　事件の訂正請求書について
日程第　２　議案第５９号　令和７年度あさぎり町一般会計予算について
日程第　３　議案第６０号　令和７年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
日程第　４　議案第６１号　令和７年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第　５　議案第６２号　令和７年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
日程第　６　議案第６３号　令和７年度あさぎり町水道事業会計予算について
日程第　７　議案第６４号　令和７年度あさぎり町下水道事業会計予算について
日程第　８　議案第６５号　令和７年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について

日程第　９　議案第６６号　令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
日程第１０　議案第７０号　あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１１　同意第８号　あさぎり町教育委員の任命同意について
日程第１２　発議第５号　あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３　発議第６号　あさぎり町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４　総務建設経済常任委員会の報告について（令和６年度要望第９号）
日程第１５　議員派遣の件について
日程第１６　発言取消申出書について

午後１時１５分　開　会

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。着席ください。
◎議長（小見田　和行 君）　ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。
◎議長（小見田　和行 君）　ここで執行部より一般質問に関する追加答弁の申出があっておりますので許可します。荒川健康推進課長。
●健康推進課長（荒川　誠一 君）　はい。３月１８日皆越議員からのですね一般質問の折にですね、健幸プログラムへの参加者数で年代別の男女の参加者数のですね御質問を頂いておりましたのでお答え致します。２０代の男性７名女性２名、３０代男性６名女性１５名、４０代男性１０名女性３３名、５０代男性２４名女性４２名、６０代男性２２名女性７６名、７０歳以上男性４３名女性１３５名、男性の合計といたしまして１１２名、女性につきましてが３０３名、合計４１５名ということになります。以上になります。
◎議長（小見田　和行 君）　日程第１、事件の訂正請求書についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付のとおり町長から訂正の申出があっております。これを許可することに御異議ありませんか。異議なしと認めますよって事件の訂正請求書については許可されました。
◎議長（小見田　和行 君）　日程第２、議案第５９号令和７年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。伊津野財政課課長。
●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。先日皆越議員のほうから御質問頂いておりました件について補足で説明をさせていただきます。皆越議員から予算審議の際に４０ページですけれども、

公衆トイレ清掃委託料について利用者から汚れていたという声を聞くけれどもシルバー人材センターとの契約はどのようになっているのかというお尋ねでございました。確認をしましたところシルバー人材センターには町内２４か所のトイレの清掃を委託しておりまして、それぞれのトイレの使用の頻度によって週１回から月１回の頻度で清掃を委託しており依頼しております。お尋ねのありましたのが免田東庁舎駐車場トイレということでございましたので確認しましたところ、週１回の頻度での清掃となっております。現在もトイレの使用頻度に応じた清掃の回数としておりますけれども今後も汚れているような状態が継続するようでございましたら、また個別に御連絡頂ければ対応させていただきます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　はい。３月１２日の当初予算質疑の中で、山口議員から皆越区の世帯数、人口、高齢化率につきまして質問がございましたのでお答え致します。令和７年３月１日現在、世帯数１７世帯、人口３３人、高齢化率は７２.７％でございます。次に同じく当初予算質疑の中で溝口議員から自主防災組織の防災訓練等における災害補償等共済保険制度につきまして、訓練計画書の様式に関しまして質問がございましたのでお答え致します。訓練計画書は指定の様式はなく、地区で作成される任意の様式で訓練の日時、場所、訓練内容などを記載して、事前に自治体の防災の担当課あさぎり町で言いますと総務課へ提出していただくということになります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。私のほうからですね一般会計のほうで現在テレワーク施設整備を行っておりますが、それに関する資料を今からお送りいたしますのでこちらにて御説明を申し上げます。令和４年度から着手しておりますテレワーク施設整備の１期工事の財源内訳書になります。１番から５番まで記載のとおりではございますが、実施設計それから工事監理業務それから工事請負費、備品購入費等で一応整理をしております。財源内訳につきましては、国庫補助、地方債、公共施設整備基金、一般財源の順に記載のとおりとなっております。最終的に合計額令和４年度から５年度の分になりますが予算現額が８,２２４万６,０００円に対しまして、実績額、契約額と書いておりますが７,７９５万８,０００円となっております。次に２ページ目をお願い致します。こちらは現在整備途中ではございますが令和６年度から７年度にかけまして、テレワーク施設整備の２期工事として実施をしているものでございます。先ほどと同様にナンバー１からですね５番までということで記載のとおりとなっておりますが、なお４番の備品購入費は令和６年度の予算では計上をいたしておりません。２期工事分の予算現額が最下段になりますけども１億８５０万円に対しまして、現在の契約額９,６１４万円となっております。なお財源内訳等につきましては先ほどとの記載のとおりということで御説明を致します。なお今回、国庫補助金で令和４年度５年度におきまして受入れておりますが、こちらにつきましてはデジタル田園都市国家構想の拠点整備タイプという補助金を活用しております。またコロナの臨時交付金も令和４年度５年度におきましては活用をしているところでございます。なお第２期工事分の令和６年度の分につきましては、国庫補助につきましてですけども過疎地域の遊休施設再整備事業という２,０００万円の上限額の補助金を活用しているところでございます。以上で補足説明を終わり

ます。

◎議長（小見田　和行 君）　高田税務課長。

●税務課長（高田　真之 君）　はい。それでは3月１３日の当初予算質疑の際に永井議員のほうから御質問頂きました個人住民税の増額につきまして、補足で説明させていただきます。住民税の所得割の増加、町民の所得が増えたからかとのお尋ねだったと思いますが、再度確認しましたところ納税義務者数につきましては、年々減少しているところでございます。ただし収入の増加が見られます。令和６年度につきましては、定額減税により減収もありましたけれども今回申告相談を通して見ても、７年度は給与収入の増加や農業収入の増収が見られるなど納税義務者１人当たりの所得の増加が見られ、住民税の増収が見込まれているところでございます。よって今回増額予算の計上となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。３月１２日当初予算説明質疑時における豊永議員からの御質問、農林業資材等高騰対策支援金につきまして支援の対象となる経費についての御質問がありました。このことについての追加答弁となりますが、まず支援金の対象となる方は要項中に明記をしておりますが出荷販売を目的として農林業を営む経営体が対象であるということです。また農業、営農に限って申し上げますが種苗費・肥料費・農薬衛生費・諸材料費・動力光熱費に限定をしておりますのは、営農をする過程において避けて通れない一連の流れであり、また物価高騰の影響を強く受けている部分であります。営農におきまして仮に１過程を委託したという場合におきましても、例えば農薬散布に関しての委託となどがありますが考えられますが、申告上の記載方法につきましてはですね、定められた様式がありまして各経費の計上の仕方については、自己申告の観点から自ら仕分をし明記する必要があると考えているところです。いずれにしても最終的にはですね、農林振興課において支援金の計算を行いますので職員から提出時に確認をさせさせていただくか、また後日お尋ねをするとかの形で対応したいと考えているところです。以上となります。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに追加説明はありませんか。補足説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。財政課にお尋ねを致します。１１ページの町債の総額１１億９，７７０万。１２７ページにあります公債費の元金額が１０億６，７４２万８，０００円となっております。このことを見ますと、地方債残高が令和７年度末においては１億３，０００万円の増となる見込みということだろうと思うんですけれども、このことについての財政課の考え方と今後の見通しをお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい、公債費の見通しということでございますけれども、まず収支の見通しについてお話をさせていただきます。収支につきましては、地方財政計画において今後も地方の一般財源総額が確保されるという見通しのもと令和９年度までの試算を行っております。その結果その令和９年度までの期間中において、実質単年度収支が大幅な赤字に陥る可能性は低いと見込んでおります。公債費の見通しということでございますけれども、実質公債費比

率の見通しということで御説明をさせていただきます。令和５年度の決算で８．３％ということでございますけれども、先ほど申し上げました令和９年度までの実質公債費比率ということで推計値は１１％程度になると見込んでおります。こちらは地方債の許可制の移行基準であります１８％には達しないということを想定をしております。ただしこちらにも資料にもございますとおり、合併特例債を活用しまして令和５年度までに第二庁舎の整備ですとか個別施設計画事業に取組みました結果、令和５年度までに整備した第二庁舎等の元利償還が本格化するのが令和９年度以降となっております。また今後水道の再編それから次期ごみ処理施設の建設等の大規模な普通建設事業が予定されておりますので、今後の実質公債費比率は高い水準で推移すると見込んでおります。これらの事業計画が示された段階で今後の実質公債費比率の見通しを立てるように考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。ちなみにですね、地方債の中であさぎり町が活用しておられる過疎債についてですが、これはハードとソフトの配分枠があるものなのか。その点についてのお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩致します。

（休憩）　午後１時３０分

（再開）　午後１時３１分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。今年度の過疎債につきましては、ハード事業で３億７，３５０万。それからソフト事業に８，９００万を活用しているんですけれども、ちょっとこれが枠があるのかどうかにつきましてはまた調べて後ほど回答させていただきます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　後ほどというのは今会期中に可能でしょうか。本日中に回答頂くということでございます。はい、小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、結構ですよ。ソフトというのがですね、前回、前回というかソフト事業の配分額が少なかったのでこの事業にはつきませんでしたという説明がありましたのでですね。やはりソフトの枠があるのかなというふうに私なりに理解をしたところなのでもしその枠が分かっていればということでお尋ねをしました。そのことも含めてですね、先ほど課長がおっしゃった実質公債比率は１０％を超えるところで推移していくだろうという見込みをおっしゃいましたけど、そうした場合にですね、起債の借入れ額を抑制するという考え方に基づけばそれにかわる財源として財調基金を利活用するということも可能ではないかというふうに考えるわけですね。なので、前々からおっしゃってる財調基金を他の特目基金に積み替えるということ

についてのひとつの考え方としてですね、そういう財調基金から一般会計に限らず、例えば下水道特会あたりについても繰上償還のための基金に積み増しをするということは可能なのか、お答えを頂きたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。下水道事業等の繰上償還を行うということもひとつの案ではないかという御質問だったかと思うんですけれども、はい。今現在、下水道事業会計につきましては、下水道の資本の平準化債というものを起債を借りておるところでございます。こちらにつきましては、地方債の減価償却期間と減価償却の期間が異なっているので将来の世代にも負担をしていただこうというようなことで発行しているものでございますけれども、世代間の利用者負担の公平化を図るという目的で平準化債は目的としているものでございます。そういったものの繰上償還を行うということにつきましては２つの課題があると認識しておりまして、まず１つ目が世代間負担の公平性を図るために起債したものを繰上償還ということにすると起債、その将来の方にも負担していただくというところで起債をしているものを現年度の現在の世代が負担するということに対してそもそも妥当性がどうなのかという点。とそれから財政融資資金からの借入金を繰上償還する場合は、繰上償還に伴って生じる損失に対する補償金の支払いが必要となりますので、こちらにつきましてはですね、下水道の経営戦略の見直しにおける検討課題というふうに認識をしております。また、下水道経営戦略の見直しの時に検討させていただければと考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　はい。Ｐ４１を財政課のほうにお尋ね致します。１番右上です。すいません資料をお願いしていいでしょうか。資料というか、ありがとうございました。この１番右上にですね、庁舎等跡地活用調査業務委託料２，０００万が上がってまして、この前のページの前のページですね。３９ページ。財源内訳が国庫支出金で２，０００万になっておりますが、これが国交省の補助がつかなかった場合の対応について確認をさせていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。こちらの補助金はですね国土交通省の官民連携支援事業補助金でございます。こちらは国１０分の１０　上限２，０００万の補助金でございますけれども、こちらは３月の４日に既に申請を提出しておりまして４月の上旬にはこれ採択が判明する見通し。これ見通しといいますのは、過去数年間の事例でいくと４月の上旬に採択をされているというところでございます。で、こちらは今回１０分の１０取れた、補助金が採択されたという前提で予算を組ませていただきましたけれども、可能性としまして全部取れる場合ともう採択されない場合と後はいろんな調整で一部採択、全額つかないというような３つのパターンがあると考えておりまして、いずれにしましても４月の早いうちには判明する見通しでございますので、判明した段階でまた議会にも御相談させていただいて協議をさせていただければと考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　加藤議員。

〇議員（２番　加藤　弘 君）　はい。ありがとうございました。分かりました。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい、１１番皆越です。農林振興課長にお尋ねいたします。私、歳入・歳出のですね予算でちょっと確認不足なんですけども、ひとつだけお尋ねしたいと思います。あさぎり町町有林管理条例があります。その中にですね、あさぎり町の入山料及び各種鑑札手数料というのがあります。入山する場合には、申請して手数料を払って入山するというようなことになっております。先日ですね岩手県の大船渡市でですね、山火事が発生しました。それを受けましてあさぎり町も山しろに囲まれておりますので、その入山許可書のですね、今現在ですね、どういった人たちが入山をお願いするのかなという状況をですね、まずお尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。入山手数料についてはですね、基本料金とそれからですね目的ごとに例えばキノコ類でありますとか、蘭とか南天とかですね、いろいろその利用に応じたところで料金が決まっておりまして、毎年申請に大体４月ぐらいからですかね、申請に来られております。その実績といたしましては大体そうですね、当初予算でも５万円程度当初予算で組んでいるような状況でありまして詳細につきましてはですね決算の時に御報告を申し上げたいと思いますが、そうですね、今申し上げたキノコ類であるとか南天とかですね、そういったものが主でありましてたまには間伐材でですね切捨ててあるものが欲しいというような方もいらっしゃいます。それぞれ目的の詳細まではですねお伺いはしませんけれども、とにかく何が欲しいので入山許可を取りたいということで相談にこられるパターンが多いです。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。私もですね山に山菜取りに行ったときにですね、東庁舎がある時に許可書をもらって入山料を払って入山したことがありますので、その辺ですね現在どうなってるのかなあということで、また山火事もですね、心配ですのでその辺のところも貰いに来た入山の許可書をあげる時はですね、十分注意していただくように御協力頂ければと思いますが。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。近年ですね、近年っていうか近頃大規模な山火事とかですねニュースでも話題となっておりますが、あさぎり町におきましてもですねこういった事例を踏まえまして、今月広報紙として４月号という形でですね、記事を載せているところです。「山火事に御用心」と。出火の原因別の件数でありますとか、あと山火事を予防するための留意点というところで広報紙に記載をさせていただいているところです。それから４月以降なんですけどもそちらにつきましてもですね、入山鑑札申し込まれた方におきましてはＡ５サイズですかねＡ４の半枚Ａ５サイズぐらいでちょっと山火事に注意をお願いしますということで、こられた方についてはそういったものをお配りしたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　皆越議員。

○議員（１１番　皆越　てる子 さん）　はい。町民ですね、周知頂きましてありがとうございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。森岡議員。

○議員（８番　森岡　勉 君）　はい。８番 森岡でございます。農林振興課にお尋ねしたいと思います。同僚が今林業の話が出ましたのでちょっと聞き忘れておりましたのでちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、８９ページにＪクレジットの創出プロジェクト登録委託料とことで３００万計上されておりますけれども、この件につきまして農村地域の脱酸素ということで農畜連携で取り組まれるということで令和５年の４月に本町のですね農業畜産業の力をフル活用した農村地域脱炭素モデルというなことだったと思いますけれども、取り組んだ説明を受けた経緯がございます。それでこの委託することによってどの程度農家、畜産農家等に収益につながるのか。把握できる範囲でよございますので御答弁があればお願いします。

◎議長（小見田　和行 君）　万江課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　はい。今議員からお尋ねがあった部分はですね、一応農林振興課におきましては町有林に関してのＪクレジットの申請を行うというところで事業をやっております。ですのでゼロカーボン関係に関しての事業というのは、うちの今のところ所管ではないというところになっているところです。Ｊクレジットの話で町有林を使ったＪクレジットの活用ということで、昨年ですね、橋本議員からも御質問があったところです。町有林をですね、売買可能なクレジットとして認証されるまでには期間が２年ぐらいかかるというお話をさせていただいたところですが、県がですね独自に委託をしております業者がおられますがそこにですねあさぎり町も手を申請をして、そして伴走型でそういった手続をずっとやっていきたいというふうに考えておりまして、現在ですね町の森林経営計画ですね。そちらのほうを委託業者のほうに一応お見せを致しまして、そしてどの部分がクレジットとして妥当なのかというようなですね指導とかですね助言等頂きまして、今月中にそれ可能となる大体の面積ですね、そちらのほうを出しまして計画書が完成する運びとなっております。その後に当初予算で今回組ませていただいてあげておりますけども、国の認証機関ですね、そちらのほうに提出をしまして、そしてそうですね、プロジェクトの登録申請ということで進めてまいりたいというふうに考えているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　森岡議員。

○議員（８番　森岡　勉 君）　はい。本地域もですね、やっぱし森林地帯がございましてやっぱり県外からだったですかね、そういったプロジェクトに関することでやっぱそういった業者の方がですねいらっしゃって、地元の方がされたがいいんじゃないかなというなことが思っておりましたもんですから、今おっしゃるとおり伴走型でやるという方がですねいらっしゃるなればそれもそれ安心でございますけれども、ただこの脱酸素のあさぎり町のメインはやっぱそういった竹炭というか、と堆肥でやるというようなことで認証を受けた経緯だろうと私は受け取っておりますので、是非ともこれが成功に進むようにですねちょっとそこの確認をしたところでございます。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩致します。

（休憩）　午後１時４７分

（再開）　午後１時４８分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいまですね森岡議員のほうから御質問がありました脱炭素事業に絡むＪクレジットということで、こちらにつきましてはあさぎり町のモデル地区ですね、岡原と深田地区ということで想定はしてございますけども、このＪクレジットにつきましては、やはり新たな取組等になってまいりますので、当然森林資源等に関しましても農林振興課とも連携を図りながらですね、進めてまいりたいということで考えているところでございます。ですから、将来にわたってはですねやはり畜産農家さんも含めてその効果というものがあらわれるようなものをですね目指してまいりたいと思っておりますので、そういう対応で進めていきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。１点お尋ねを致します。１２２ページでございますが、保健体育総務費の報酬の１番上、会計年度任用職員報酬ということでこれにつきましては中学校部活動の地域移行に関するところの業務ということで新たに会計年度職員さんをという御説明だったと思います。先日の審議の時点ではですねその後に一般質問のほうでこの地域移行のこの件についても予定がされておりましたので質疑を私としては控えておりました、今日お尋ねをしたいと思います。この地域移行、まずはこの職員さんを新たにお願いをして、具体的にそれに向けての今いろんな業務があると思いますが主にどういったことを想定したその業務をやっていかれるのかをお尋ねしたいと思います。その趣旨と致しましてはですね、１年後の休日だけではなくて平日も含めての地域移行をあさぎり町としては行いたいということを言われております。であれば、この１年間の中で実際どういうことを細かな話は結構でございますので、想定されているのかをちょっと教えていただければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　林教育課長。

●教育課長（林　敬一 君）　はいお尋ねの件でございますが、新たに新年度で会計年度任用職員１名の配置を計画させていただいておりますけれども先日の一般質問の折も少し触れさせていただきましたけれども、まず今 社会体育グループ３名ですね、あさぎり町の社会体育の全ての業務を受け負っているところでございます。私もここ１年間見てまいりまして非常にやはり行事スポーツイベント続きで、また関係者もですね、スポーツ推進員さん、体育協会の方々、ふれあいスポーツの関係者の方々非常に多くの組織も抱えておりまして、もう１年中ですね、土日も含めてそういった業務に対応しているといった状況でございます。その中で中学校の部活動の地域移行業務に関しましては、今あの体育グループの中のグループ長がおりますけどもそのグループ長が主に担って進めてきておりますけども、やはり非常にやはり業務を進める中でですね、無理がある

なというふうに感じてきたところでございます。私もこの業務に関しましては、もうスピード感を持ってですね進めていかなければならないと思っておりましたので、担当グループのほうにもいついつまではもう研修に行こうとか、アンケートを取ってしまうとかいうことでですね、非常に若干職員に無理をかけたような圧力をかけてるところもあったかもしれませんけども、極力ですね年度内に進められるところを進めていこうということで取り組んできたところでございます。そういった中でどうしてもこれこれからですね、新年度本格的に取り組んでいきいかなければならない状況でですね、とてもこの体制では厳しいというふうにもう年度途中からもう認識をしておりましたので、このようなことで配置をお願いしておるところでございます。具体的にはですね、まずは今、中学校部活動の現状ですね。全ての部活動がどれだけ保護者の御負担を頂いてまた町の予算でですね、運営されているのか。どのような経費を必要としているのかですねそういったことを全て全ての部で把握を致しまして、それらをもとにまた次の段階に進めていかなければなりません。まずはそういった現状把握を速やかに行う必要があると。これはもう今４月を待たずにですね、取りかけれるところはもう取り組むように今の担当のほうには指示をしておりますけども。そういったところでまずはそういった現状把握、詳細の現状把握ですね、そういったところを会計年度職員のほうにもを主にですね、そういった細かい義務のところは担って行くように取り組んでいければと思っているところでございます。はい、以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、この件につきまして私これまで２回ほど一般質問でもいろいろお話を聞かせていただいたこともございます。そして実は先月やったですかね、熊本県の教育委員会が主催された地域移行のシンポジウムも熊本のほうでちょっと参加をしてまいりました。その中でスポーツ庁がおっしゃること、あるいは県の教育委員会がおっしゃることの中で私の解釈はですね。若干以前数年前からの話と徐々にでしょうけど変わってきたというのは、スタートをですね、来年度７年度末要するに８年度の頭からを目指すという表現がですね、私の認識では少し時期的な後退をしている。恐らく現状が中々そこに追いついてないというのはそれぞれスポーツ庁も県の教育委員会もそういう認識になられたんだろうとこれ私の推測ですけど。いろんな話の流れの中でですね、ほいで、この前教育長もおっしゃいましたけど地域移行が地域展開、その移行を展開という言葉に変えて何の意味があるかなあってずっといろいろ考えながらお話も聞いてたりしたんですが、とにかくこの前はそれを令和８年の４月スタートは絶対出来ないじゃなくて地域の実情に応じてというような表現に変わってきております。というふうに私は理解をしております。その中であさぎり町の今の現状の中でですね今課長がお話しになりましたようなことを含めて、これまでも御忙しい中でいろいろやってきていただいて、現状としてあと１年ということは実質対象の子供さんたちがいる。あるいは保護者がおられる中でですよ。来年の３月に物事が決まってもどうにもなるものではないわけでございますので、現状としてはあと半年もないというふうに私は思ってるんですよ。いろんな判断をする中で。今回の予算でこの会計年度職員さんを入れていただいても、この半年で物事が決まるとは私は客観的に見てどうも疑問があるんですがやっぱりそこをあさぎり町の教育委員会としての目標設定は、８年度４月スタートをやっていかれるのかなあという、私そこまで無理をされる必要性はですね今の現状から見た時にな

いんじゃないかなあというふうに思ってるんですが。ですから今回この予算をつけてやっていただくこと自体は、私はもう全然何も異議ないんですが、それによって一気に物事のスピードは加速してですよ。あと半年で物事がある程度固まって残り半年できちっと準備が出来て、来年４月にスタートとというふうに私が見る限りでちょっと無理があるという。そこまで無理したらかえってですね、まずいんじゃないかなというイメージをどうしても私は拭い切れないんですが、そこあたりはどうお考えになってこの１年間新たなこの予算の中でですね、やっていかれるのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　椎葉教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい、小谷議員さんのおっしゃるとおりだと思います。まず国とか県の動き、２月１０日のシンポジウムにおいで頂いたということですよね。もう大変ありがとうございます。当初令和７年度をもって動くというふうなことがなってたけども実際にはもう５年から７年までの間に推進をしていって、最終的には令和１３年度をもってというふうなところで今国のほうの話もですね、動いているところで。おっしゃられたとおり非常に難しい問題で計画どおりに進まないっていうのが現状で。それは私たちあさぎり町で今取り組かかっていっても同じような状況です。で、今、多良木のあいあいスポーツさんのほうではもう町でコーディネーターを２人配置頂いてやりくりをしていただいて地域展開をされているという状況で、ただ指導者の確保っていうのがとてもまだまず無大事だろうというふうに思ってます。で、今おっしゃられたお言葉の中に非常に難しいんじゃないか。で実は今度アンケートを取らせていただきましたが保護者の方で「部活動地域移行については御理解されてますか」っていうのは、ある程度理解しているっておっしゃった方が４分の３いらっしゃいました。あと４分の１はよく理解出来ないということでした。それでまず今度のＰＴＡ総会のほうではまず御説明をさせていただきたいということと、保護者の声の中にはどんな言葉があるかっていうと地域に部活動が移行されるのならば、もうはなから部活に入らずに地域のクラブ活動に入っとったんがいい、いいのかなあとかっていう、そういった「どうすればいいんだろうか」っていうお気持ちでいらっしゃる御家庭もあられます。そういったことも含めて「急いては事を仕損じる」じゃないですけども、丁寧に御説明をしながら進められるところだけ進めていきたいと。実際目標としては、あさぎりはその審議会の答申では、意見ではもう平日は学校、土日は地域ということで、ただ大会は土日にあるからじゃあそこら辺のつなぎが難しいんじゃないかって。いずれ地域に全てを任せるなら最初から平日も土日も含めた地域展開をしていこうということで今進めているところです。そういった中、平日から御指導頂いてる剣道と柔道においては、移行がスムーズにある程度いくんじゃないかということでまずそれを先行して本年度中に進めていきたいというのがまずひとつです。そういった中あのこないだの御質問にありましたけれども保護者の１番の何かやっぱ心配されてるのは指導者がどなたになるのか。それから、子供たちの輸送というか移動はどうなるのかっていうのが１位２位という状況です。課題に感じいらっしゃってるのは。そういったことも含めて今度４月から配置頂こうという予算計上させていただいてますが、そういった指導者の確保について、またそれに伴う報酬について、それから子供たちの移動について、どういった課題があって、どういった方策があるかっていうのの制度設計を少しずつ提案しながら積み上げていくっていうために令

和７年度は取り組んでいきたいというふうに思ってるところです。まだ進めながら課題がまだ出てくると思うのでそれを１個１個ですね、解決の糸口を見つけながら進めていきたいというふうに思ってるところです。で、完全に令和８年度に全てを移行というのが本当ならばどこの自治体さんも目指したい方向だと思いますけども、うちとしてもただしっかりした足取りで動いていきたいと。ただ子供たちに１番気にしてるのは子供たちのやっぱもう子供たちは３年間しか在籍しませんので中学校には。だから子供たちの１年１年にしっかりした活動ができるようなことを念頭に置きながら、移行を進めていきたいっていうのが今思ってるところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、ありがとうございます。この場でですね細かな話をひとつひとつする場面じゃないので控えますが、今教育長１番最後おっしゃいましたですね、いろいろ過渡期にはいろんな検討せないかんけど、今おっしゃるとおり今の中学１年生はその子にとっては中学校１年は今しかないんですよ。現実問題もう今既にですね、中体連の中でいろんなクラブ活動クラブというかクラブチームですね、部活じゃなくて。は、参加が制限されるとか。それは種目によっては違いますけど。そういう問題もあってですね現実的に今までの子供たちと今の子供たちですね、そういう制限を実際受けている子供たちがいるんですよね。その所属によって。ですから中体連とかそういう組織の動きもちゃんと押さえないかんし。そうしないと今のたまたま令和７年度の中学１年生はその時だけ、中学２年生はその時。今度の中学１年生入った子供たちが仮に来年から変わるとしたら中学校の部活はあと１年あるんですよね。その先が見えない中でやっていくのか。そういう問題も実際出てきてると私は思ってます。今の現状はですね、既に。ですから、今教育長おっしゃったようなことを含めて是非この予算の中で今から１年間またやって準備をしていただくと思うんですが、最終的にその時の子供たちはちょっと言葉悪いですけど貧乏くじを引いたなみたいな形にならないようにですね、是非お願いをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　教育長。

●教育長（椎葉　勇二 君）　はい、ありがとうございます。今議員からおっしゃっていただいたとおり、その時に子供たちがしっかり活動できるような状況を見つめながらですね取り組んでまいりたいというふうに思います。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　まず２点についてお尋ねしますが、農業委員会ページは７９ページの農業費の遊休農地調査について伺います。おのずとですね遊休農地を調査すれば荒廃農地の面積も分かってくると思うわけでありますが、これは農林振興課にも関わる問題かとは思います。このことは令和５年の６月議会で荒廃農地の活用策について私は質問を致しておりまして、執行部からはですね、熊本県が推進しているセンダンの例を挙げて申し上げたわけでありますが、町とすればツムラのブドウ山椒が有望なので地元で検討していただきたいという答弁があっておりました。現在の状況とこの荒廃農地、遊休農地も含めてですけれども活用策として、このブドウ山椒等々の植栽が、今年度令和７年度どのような取組をされようとしているのかお伺いしたいと思います。それと商工観光課ページの９３の商工総務費でありますが地域イベント補助金。これは私があさぎり町が誕生した以上はですね町民が心をひとつにできるあさぎり音頭というのを

私はずっと言ってきておりましたが、町ではこのあさぎり町歌ダンスが作られ製作をされて、今それぞれの皆さん方が練習等に励んでおられます。あさぎり町歌ダンスが大変好評でありまして練習動画を作成しましたとありました。今そういうその動画が配信されてるというふうに思いますが、どの年代がこのあさぎり町ダンスを活用といいますかね、踊っておられるのか。そしてもう１点。このあさぎり町歌ダンスがですね、あさぎり町の文化芸能として若い人から高齢者まで踊ってそして次世代につなげるということが出来るのか。どのようにそこをお考えでおられるのか、この２点についてまず伺いたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江　幸一朗 君）　７９ページのこの遊休農地の調査ということでありますが予算的には農業委員会の所管になるわけですが、あさぎり町以前ですね議員からお尋ねがあったということを記憶はしております。センダンの話があって、それじゃなくて例えばクヌギを植えたらどうかということで、その後町長も代わられまして、またツムラのほうでですね、ブドウ山椒を推進したいということで１番いいのはブドウ山椒じゃないかということでですね、今合同会社のほうで推進をされているところです。そこのブドウ山椒のですね、現在の取組みと致しましては、人吉球磨管内で約５０名の方が一応手を挙げられている状況です。そしてその中であさぎり町内で申しますと６件６名の方がですね手を挙げられておりまして、そうですね植栽は、正式に申しますと３年目ぐらいになるんですけどただ１年目はですね苗木自体が育っ育たなかったということもありまして、大体２年目ぐらいのところになっているところです。そうですね。植えられた本数と致しましては、ちょっと５年度はですね２名の方が植えられておりましてちょっと本数は、現在把握しておりませんが、本年度定植された本数に関しましては２３０本程度を植えられているところです。今のところ５年６年度に植えられたものに関してはですね、恐らく順調にいってるんじゃないかなというふうに思いますが私もちょっとまだ現場確認してませんのでただ駄目だったというような話は聞いておりませんので、はい、そういった状況となります。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。先ほどですね、地域イベントの補助金の関係であさぎり町の歌っていうダンスのことについて御質問頂きましたので企画政策課のほうでお答えをさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、令和５年度に町制施行２０周年記念事業として地元の南稜高校生にも協力を頂きましてあさぎり町の歌の曲の編曲を民間の業者さんに。そしてその曲をもとにダンスの振りつけ等をですね、南稜高校さんに協力を頂いたところでございます。その動画等についてはユーチューブでアップをしてございますけども、中々このお年寄りの方といいますか年配者の方には、このスピード感っていうのが非常に難しいという御意見を賜っておりましたので、令和６年度におきまして２つのパターンの練習動画というものを作成を致しております。ひとつはこれまでも高校生が踊ってきたステージ上で踊るようなダンスの練習動画が１本と、もうひとつは実際椅子に座ってですね、上半身あるいは足を足踏みをするようなそういったダンス動画も練習動画としてですね、ユーチューブにアップをしているところでございます。今後の計画としましては、中々ユーチューブを御覧いただけない高齢者の方もいらっしゃるということでございますので、ＤＶＤに焼きまして、そのＤＶＤを各地区に貸与という形で広く

活用していきたいというふうに思っております。また先ほど議員からも頂きましたとおり、このダンス動画をですね通じて町民の方々にどういったターゲットに広げていくのかっていう御質問がありましたが、この練習動画も含めてですねやはり町民の皆様に幅広い世代の方々に踊っていただくことを想定して練習動画も作っておりますので、今後は例えば地元小中学校あるいは南稜高校、あるいは高齢者向けのサロンそういったところでの活用をですね、頂くように町としても支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

〇議員（１２番　溝口　峰男 君）　はい。ブドウ山椒について７年度も推進していただけるんだろうと思いますけれども、はい。よろしくお願いしときますが。２番目の動画についてダンスについてでありますが、本当に若い人からお年寄りまでがこぞってですね、踊っていただいて健康に結びついていただけるならもそれはもうそれでこしたことはないんですが、これがひとつは昔からあるように音頭ですね。これは私はもう若いもんから年寄りまで全てが踊れるようなものであるというふうに思っておりますが。他所でもこういったものはずっと引き継がれて来ているわけでありますが、そういう意味からしてこの歌ダンスというのがあさぎり町の伝統あるいは文化としてずっとずっとこう引き継いで踊り継がれるものなのかどうかということなんです。そうあって欲しいとは思いながら、そうなるのかなあというクエスチョンマークも私にはつくところがあります。やっぱりこのダンスがいろんな若い者からお年寄りまで集まった場所で踊れるようなダンス内容がですね出来ればそれはもうこしたことないんですけれどもそういうものになり得るのかなと思っておりますが。今後の取組ですね、そういうものになって欲しいと思いますがそういう方向性で進めていただけるのかどうかということが、再度お尋ねしておきたいと思います。それとこれはもう町長にしかないんですが、教育委員会の１１８ページに公民分館等の施設整備費があげられております。これは井上区の問題。計上されている。本年度の事業に分館事業として石坂区も手をあげて申請をされております。区長名で。昨年の何月だったか。それでですね、今回は一切１円の予算も計上されておりません。このことをなぜ区長さんに計上されなかったと理由の説明が一切あっておりません。私も予算書を見て初めて載せてなかったんで私が確認しました。したら説明しますので出てきてくださいということで。私に説明するよりはまずは区長さんに区長さんが代表して申請をされるわけですから、説明責任を果たすべきだろうと私は思うんですね。それもない。多分私は不親切で上から目線っていうかね、住民無視も甚だしいんじゃないかと私は思ってるんです。この公民分館の問題についても令和５年の６月に町長に私は一般質問してます。覚えておられると思います。ブドウ山椒の話もその時もありました。その時は、事業費の高騰が大きくなってるんで補助金の見直しもお願いします。そして皆越の公民分館の問題も検討してくださいと。解体という話になってますからね。して公民分館と消防詰所の併設もその時にも質問をしております。あれからもう２年近くなるんですよ。その結果報告も聞いてません。して公民分館の申請の予算も計上されてない。どういうことだと私も。もっとやっぱり町民が１番期待をし望んでることがこのようにして先延ばし先延ばしされて、説明責任も果たされてない。それでよろしいんですか。町長は石橋をたたいても渡らんというような話をされてましたが、少しはやっぱり石橋ば２～３回叩いても一歩前進二歩前進してもらわないと１番困るのは町民です

よ、区民です。まずは区長さんにしっかりと説明してください。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいまの溝口議員から御質問を頂きました今回のあさぎり町の歌とダンスですね、これを全町民で踊れるような振りつけそういったものをイメージされての御質問かと思いますが、今回町で取組ましたのは２０周年記念事業で発表した曲目で振りつけをしてくれた高校生がステージ用に発表するためのダンスと、それから椅子に腰かけて上半身を動かす、そういったダンスを作りました。やはり今後その振りつけ等についてですね、どのように進めていったらいいかというところも含めてまた検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。区長さんを通して説明をしなかったというのは非常に私どもの落ち度かと思いますが、実は石坂地区の公民分館についてはですね、総額の予算と平面図は拝見したんですけれども、設計書等については全く審査がされてないというふうに思っております。ですから一応設計書を見せていただいてですね、その中で審査を出来ればというふうに思っているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　溝口議員。

○議員（１２番　溝口　峰男 君）　公民分館と消防詰所の併設は公共施設の個別施設計画にも、の目的ですね。それにも沿ったものだと。併せてやっぱり財政的負担が町の財政的負担が軽減されるというような思いからやっぱ区民も消防団員もやっぱり出来ることならそのほうがいいよね。そういう形でもうこれは令和元年度からそういう申請をしていたわけですね。途中はいろいろあっておりますが。区の統合の問題やらがあってですね。で改めて去年申請をしております。ですから、そのことがどのように影響してるのか分かりません。理由がですね全く理由が私ども聞いておりませんので。今言われたその設計書が何かないから、それを提出すればじゃあ併設も出来るということなんでしょうか。全くその辺が分からなくて、申請をした段階で足らない資料があれば図面が足らなかった、あるいは何が足らなかった、提出してください。そう言っていただければ区長さんはせこせこ通ってそれはもう区民の思いですから提出されるでしょうけれど、そういう指示があってるんでしょうか。もう回数が限られてますからねこれが最後になりますがもうちょっと言っておきますが、説明責任と住民の思い、住民に対してしっかりと対応していただきたい。足らん分な持って来てくださいって言えばそれで済む話で。そういった町民に区民に寄り添った形での行政の推進を私は願ってます。はい。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。消防詰所の問題につきましてはですね、併設に関しては消防の再編計画があるので併設は難しいと。それと詰所をつくる場合やはり格納庫も一緒でないと消防債の対象から外れるということもありましたので、公民分館との併設は出来ないというふうにお答えはしたわけですけれども。何年か前、前々区長の際にはですね、公民分館の建設についてはまだ先のことですという話は伺ってたわけですので、区長がかわられてすぐに公民館建設をしますと直接はまだ私たちも伺ってなかったわけでして、当然資料として出していただければ、私たち

も提出された資料に基づいて検討していきますので今後正式な回答をした上で新たな申請書を出していただければですね。要するに公民分館に必要な経費について、教育委員会のほうでも審査致しますのでよろしくお願いしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　会議の途中ですがここで１０分間休憩致します。

（休憩）　午後２時２５分

（再開）　午後２時３６分

◎議長（小見田　和行 君）　休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　財政課長より追加説明の申出があっておりますのでこれを許可します。伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。先ほどの小松議員の質問で過疎債のソフトについては枠があるのでしょうかというようなお尋ねでございましたけれども、過疎債のソフトは県のほうで町村ごとに毎年算定をされまして前年度の基準財政需要額と財政力指数をもとに算定をされるということでございまして、令和７年の限度額が１億１，７２０万円となっております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ただいま一般会計予算についての質疑を行っております。質疑ありませんか。山口議員。

○議員（１０番　山口　和幸 君）　はい。１０番 山口です。それでは総括の質疑になります。実は担当の方もいらっしゃる時に詳しく質問すればよかったんでありますが、実はちょっとこの記事を見るのが遅くなりましたので本日の総括のところで質問させていただきます。町長に事前に渡しておりました。例の件ですが。実は天草でですね、映画祭があってその時のトークショーの話が載っておりました。こういった見方もできるんだなあということで改めて感じたことなんですが、俳優さんが以前天草に滞在されたことがあった時にですね。その俳優さんのトークショーだったそうなんですが、ただいまと挨拶をされ、映画はもちろん天草をふるさとのように語る俳優さんが観客に魅了されたと。その中に出てくる言葉がですね。「豊かな自然や食が魅力の天草だが、一定期間滞在して気づくのは、人々の寛容さ、包容力だ。」天草の知人から今でも野菜が届けられる俳優さんは、のさりの精神を感じたと話している。これからなんですけどね。地方は、人口減少が進み疲弊ばかりが語られがちだ。ただ、経済規模や人口といった数字には、あらわれない人のつながりこそ豊かさや魅力があるのではないか。一方で、天草市で先月講演した皆さん方よく御存じの地域エコノミストの藻谷浩介さんは、数字を根拠に地域の潜在力を強調した。それによると例えば国内の最近１０年間の成長産業は小売りサービス業を抑えて林業。林業が上に行く。失業率も実は地方ほど低いという。藻谷さんが常々訴えるのが「日本人が思い込みという空気に流されやすいことだ。地方は衰退しているとの見方もある面では、思い込みかもしれない。

イメージ先行で都会を是とする昭和の感覚に駄目を出した。」映画の上映の打ち上げで俳優さんと地元の関係者の方が酒を酌み交わしながら大いに盛り上がったと。ほろ酔い加減の俳優さんは「みんな家族です。」と話し、参加者を喜ばせた。出会った者同士が家族になれる町、そんな空気こそ地方の醍醐味ではないか。一瞬これを読んだ時にですね、今まで地域づくり、ふるさと創生などと様々なことを行っていろんなことに携わってまいりましたけれども、人口減少、少子高齢化、して中々働く場所がない等々いう言葉がこの議場の中にも飛びまわりますよね。そういう現実の中で、もう一度この地方が持っている何かをこの記事は感じさせたごたっ感じが致しました。それでですね、もし答えられれば答えておいていただきたいとは思うんでありますが、企画振興課の地域づくり団体補助金が５０万組んでありますね。ちなみに６年度どのような団体にどのような活動に交付された。そして本年度、どういう地域づくり団体に交付予定なのか。こういう団体が地域を支えているはずなんですよね。それは分かる範囲で結構ですのでお示し頂ければと。もう１点はですね、先達てくま川鉄道の永井社長の講演会といいますか、に人吉球磨の議員全員集まりましたがその中でくま川鉄道の今後のことということで話をされていく中でですね、永井社長が不満を申されました。いろんな団体があるけどもくま川鉄道と一緒になってない。その中に出てきたのが観地協とおっしゃいましたので人吉球磨観光地域づくり協議会のことだと思います。今年も３２４万９,０００円の補助金を組んでございますが、いわゆる日本遺産の取消しそのものも心配された昨今ですよね。じゃこの人吉球磨観光地域づくり協議会が本当この補助金に見合っただけの活動をしているのかと。だから、昨年までの全てのことを出せと話をせろとは申し上げません。いわゆる私も何らかの形で関わりを持ってきましたが、人吉球磨観光地域づくり協議会の昨年までの活動、これはどのようなものであったか。それを受けて今回の補助金３２４万９,０００円は、適切な補助金である。まずお伺い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松　勝彦 君）　はい。ただいまの山口議員のほうから御質問がありました地域づくり団体補助金についてでございますけども、今年度取り組まれた地区がございまして、こちらは永里地区と上永里地区が合同でこの地域づくり団体補助金を活用されております。その取組の内容はと申しますと地元の林業にスポットを当てた巣箱作りとかですね、そういった木育的な教育の学習の一環としての地域活動を実践されております。これについては、新年度になりましてからまた改めて町の広報紙でも昨年度こういう活動をされておりますという周知を図るとともに、令和７年度においてはこういった活動をですね、積極的に活用頂けるように広報紙において紹介をしていきたいということで計画をしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水　昌彦 君）　はい。観地協のこれまでの活動ということとあと今年度の予算が相当なのかということですが、観地協につきましては以前も議員とここで議論を交わしたかと思いますがこれまでの活動としまして主な活動令和２年度からされております。令和２年度から４年度までの３か年につきましては地方創生推進交付金を活用した事業の事業費をもって活動されて、昨年と本年度につきましては、事前交付金と企業版ふるさと納税を活用した事業費となっておりました。主な内容としましては交付金事業ということで観地協の説明があって活動されて

いた内容というのは、主に三日月を主とした活動であったというふうに記憶をしております。花祭りであったりとかあと三日月詣とか川祭り、この３つが大体３大イベントということで観地協が取り組まれておりました。町としましては以前も申し上げました繰り返しになりますけれども、直接町の利益となるような活動ではなかったというふうに認識をしております。来年度令和７年度におきましても予算を組んでおります。これまでの観地協の取組の改善点としまして、これまでの三日月に取り組んできた城下町戦略につきましては、観地協の事業から分離をして独自の団体で活動するというふうに聞いております。で、観地協の事務局、専務理事とも話をしながら、令和７年度につきましてはこれまでの観光推進協議会であった活動内容等に立ち返ったところで新たな海外のインバウンド等も取り組んだ事業に取り組むというふうに伺っているところでございます。永井社長の話が出ましたけれども私も同い年でもあり少し話をさせていただくことがありまして、観地協の取組にこれまでの日本遺産については同じ意見を持っておりましてやはり日本遺産を活用していくというのは大切な観光資源であるということは同じように認識をしているというところでございます。で、今年度令和７年度予算を組んでおりますけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたようにこれまでの観光事業に立ち返ったような事業内容というふうになるということでございますので大変私としては期待をしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　山口議員。

○議員（１０番　山口　和幸 君）　はい。それでは地域づくり団体の補助金についてはですね、様々な活動の中でいろんな支援の仕方があると思うんですけれども是非とも今まで以上にですね、地域が元気に出るような支援をさらに拡充するなり、いろんな手だてを加えて地域づくり団体が活発な活動が出来るように是非とも頑張っていただければというふうに思います。それから観地協の問題につきましては、深水課長が間に入ってですね、大変御苦労されている姿見ておりましたので大変御苦労もおかけしたと思います。内容につきましては、私も十分承知は致しておりますので課長の置かれている立場も十分理解を致しております。特に退職が間近になっておりますので心から御苦労していただいたことには感謝申し上げたいと思います。必ずや課長の思いがですね、次の時代につながっていくと信じておりますので大変長い間御苦労さまでございました。それでは町長にお尋ねですが先ほどちょっと新聞記事読ませていただきましたが、やっぱ地域が持っているものがいいものがあると思います。是非中々人吉球磨の状況を考えた時に一挙に何かで解決することではないというふうに思いますが、地域の持ってる力を十分出してやれることも大事だと思いますので、もう一度町長がこういったまちづくりにかける思いを聞かせていただいて終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　町長。

●町長（北口　俊朗 君）　はい。そうですね。ただ現に人口減少、少子高齢化の進展によりですね、もう非常に深刻な影響が出始めているというのは事実であります。特に山口議員からもおっしゃられましたけれども、道路敷の草の管理とかそういった部分インフラの維持管理においても非常に人材不足とか、そういったことも事実あるわけですから。そういう部門に関しましてはやはり何らかの手を打っていかなければならないという状況にあるかと思います。特にそしてやはり地

域のコミュニティの人材という観点からもやはり今厳しい状況を迎えようとしているところであります。ただ先ほど山口議員から新聞記事の読んで頂きましたけれども、やはり地域にまだ物が残っていると。そういったものは今後も生かしていかなければ、いいものを残しながらそしてそれを振興の１つの手だてとして活用していくということは重要なことだというふうに感じておりますので、伝統であったりそういったものは大切にしていきたいというふうに思っているところです。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第５９号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第５９号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第３、議案第６０号令和７年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第６０号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第６０号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第４、議案第６１号令和７年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第６１号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第６１号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第５、議案第６２号令和７年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい、１点お尋ね致します。先般の委員会質疑の中で課長のほうからの答弁がございました件についてでございます。介護保険の給付費につきまして、今、令和７年度が中間２年目の事業年度になるということで６年度は想定よりも減額補正をされました。で、準備基金のほうも積立てがなされている。７年度についてその額がですね今予算に上げられてますけど、これによって最終年度８年度までの介護保険料の果たす役割というかですね。ちょっとはっきり言います申し上げると、保険料が少し高過ぎたというか、そういうことになりはしないのかというふうには思ってます。まずはそこのところをお尋ね致します。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。当初予算で説明申し上げましたとおり７年度の当初につきましても計画値より安い状況少ない状況で予算化しております。結果６年７年分も合わせて計画値より下がるということは、保険料としましては、今の状態では高い状態なのかなっていうのは認識しております。ただ今あの認定者の伸びもありますので、７年度予算８年度予算においてど

の程度こう伸びてくるのかというのがですね中々読めないところではあります。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小松議員。

○議員（１番　小松　英一 君）　はい。１号被保険者のですね保険料というのは、やはり高齢者の皆様ですので非常に敏感て言うかですね。そういうところも加味しては頂いてると思うんですけど、仮に８年度までの数字の推移を見てですね保険料設定が設定がっていうかそれが余裕があって準備基金のほうに回るということになれば、９年度からの３か年計画にはどのようにそれが反映されるのかをお聞かせ、これはもう想定ですので中々単純には申し上げられないと思いますけれども、お分かりの部分で説明をお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方　圭 君）　はい。保険料についてですが、今期第９期におきましても基金として残してある分で繰越しで残してある部分が３億円程度ありましたので、第９期に約１億円を保険料として取り崩す。で、１億５，０００万程度は、不測の事態のためにとっておく保有額とする。あとの５，０００万円は、次の１０期に回すというところで第９期の保険料を設定する時に議会からも承認を得たところでございます。今回の９期中にまた保険料が残ってくるという状態が発生した時にはですね、その次の期にやはり保険料の基本としましては３か年で入れてしまうというのが原則でありますので、保険料ここに下げるためそこに挿入するべきかなとは考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんでしょうか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第６２号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第６２号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第６、議案第６３号令和７年度あさぎり町水道事業会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第６３号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第６３号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第７、議案第６４号令和７年度あさぎり町下水道事業会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、１点お尋ねします。９ページでございます。資本的収支収入の中の企業債の２資本費平準化債。先ほど一般会計の時の質疑の中にも出ておりましたが、平準化債というのは借換債であって建設債じゃないというふうな認識でございますが、その場合に現在この点についてですねもう以前からあさぎり町の財政状況等を踏まえてですね、平準化債のあえて借換債として償還期間を延ばすのは、現在のあさぎり町の財政状況を見た時どうかなという疑問はずっと常々申し上げているところでございますが、先ほど一般会計の話の中で平準化債は世代間の負担の平準化、要するに公平性を持たせるという、そういう御説明もございました。

確かにそういう側面ございますが、昨年度から一般会計の財政調整基金の適正化という新たな新たなと申しますか考え方が出てきております。その中で企業会計でございますが平準化債。要するに一般会計の財政調整基金の適正化という目的を持って特目基金、この下水道事業会計の減債基金への振替と申しますかそれも一応中長期的な構想というか考え方の中に入っているようでございますが、一般会計から企業会計へ繰り出しをして減債基金という何らかに企業会計の中に基金を持たせる、増やす。その一方ではですね、あえて借換債である平準化債を発行してですね起債の額を増やしていく。私はこれ非常に矛盾してると思うんですよね。平準化債そもそも世代間の負担の平準化という名のもとに。一方では、今の一般会計の基金から企業会計へ減債基金償還起債の償還のための基金を増やす。であれば今あえて借換えしなくて平準化債を発行しなくて、今の財調基金で現在の起債償還を本来のですね下水道債であったり過疎債の起債の償還をやっていけば済む話であって、非常に矛盾した話。細かな話をすると基金の要する基金利子利子よりも起債のほうの利息負担のほうがかえって増える。細かな話をするそういうマイナス面も出てくるし。何よりもとにかく今ある財政的に財調基金が多過ぎるというんであればですよ。あえてこの平準化債を発行しなくてもいい。どの道一般会計が負担するんですよね。下水道の利用者の負担には結局ならないんですね。今も現実もそうでしょうけど起債の償還の多くは一般会計から繰入れている財源を使ってると思います。ということでその矛盾点が出てきてると思うんですが、この点については財政課としてどのようなお考えを持ってるかちょっとお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。矛盾が生じているのではないかということですけれども、先ほど申し上げたことのちょっと繰り返しになってしまうかもしれないんですけれども、資本費平準化債を借りること。あと財政調整基金からの特定目的基金への移替えということで矛盾がということかと思いますけれども、まず昨年の８月に説明をさせていただきました財政調整基金の適正化ということで、今年度６年度から９年度にかけて特定目的基金への積み替えを実施してまいりますと御説明した中に、議員の御指摘のとおり下水道事業の減債基金につきましても長期的な需要があるということで御説明をさせていただいております。で、ただ下水道事業の減債基金の需要につきましては、先ほども少し申し上げましたとおり下水道の経営戦略の見直しの中で検討すべきものでありますので、そういう資本費平準化債の繰上償還というようなことにつきましてもその中で検討すべき課題というふうに認識をしております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、確かに先ほどの先ほど一般会計の中での議論はですね、繰上償還の話でありましたが私はここで申し上げてるのは繰上償還ではなくて、下水道債であったり過疎債であったり償還が来る分を平準化債というのは借り換えるんですよね。期間を延長する。本来はもうそこで償還を始めなくちゃいけない分を。ですから繰上償還とちょっと違います意味合いとしては。一般会計からですね、繰り出したお金で企業会計に新たに基金を作る。それを将来の公債費の償還に充てるという目的だと思いますが、今はそもそも平準化債発行せずにですね、今償還期限が来てる分をですよ一般会計から繰り出した分で償還していけばですよ、それだけの財源がないんであればですけど平準化債発行しなくても対応できる財政力が今あさぎり町あるし、

当面はあると思います。ですから財調基金の適正化を図られるわけですから新たに起債を発行すること自体平準化債として、それがそもそも必要性がないんじゃないかな、そこに矛盾があるんじゃないかなということを今私は申し上げているところです。

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩致します。

（休憩）　午後３時０９分

（再開）　午後３時１４分

◎議長（小見田　和行 君）　暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田　和行 君）　伊豆野財政課課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。財政調整基金から減債基金への基金の積み替えをして、もう資本費平準化債基金から減債基金に積み替えを行ってその部分でもう返済をしていくということになりますと、先ほども申し上げましたその世代間の負担の公平性というところからやはり基本的には課題があると考えております。ただし議員御指摘のとおり、現在の財政調整基金の残高、本町の財政の状況などを踏まえますとそういった議論がなさなされるということも考えられますので、そちらにつきましては、下水道経営戦略が来年度中間見直しの年になりますのでその見直しの中で検討していくべき課題というふうに認識をしております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　小谷議員。

〇議員（３番　小谷　節雄 君）　はい。最終的にはそちらでということでしょうからもうあまりここでこだわりませんが、すいません私の記憶違いでなければ資本費平準化債あとあさぎり町の下水道会計で発行される期間というのは余りもう年数ないと思います。平準化債そのものはですね。平準化債発行するものはもう終わりに近づいている。来年度議論していただいてしてもこの話についてはほとんどもう余り結果伴わないと思います。私が申し上げたいのは先ほど言ったとおりでございまして、状況が変わってきている今の経営戦略云々はですよ、今の一般財源、一般会計の財調基金の適正化という考え方はない時代の話だったんですよね。そして一方ではそういう戦略のもとにこういう計画されている。毎年これ何年か前言ってますけどずっとそれに基づいて予算化をされている。その一方で新たにそういった一般会計の言葉で言えば財政の好転化した中でそのままこちら動いている。そういう見直しを財政的にされるんであればですよ全体的な見直しもしていかないと、私の認識がさっき言ったように矛盾したような施策になってしまっているというふうに思うもんですからこれを申し上げているところです。あと執行部の中でのですね御検討をお願いしたいと思いますが。再度申し上げますが財政的に理論的に成り立ってない考え方を進めていかれるのはどうかなというふうな疑問を私は思っているところであります。

◎議長（小見田　和行 君）　伊津野課長。

●財政課長（伊津野　博子 さん）　はい。御指摘も踏まえまして上下水道課と財政課とととともに協議しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第６４号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第６４号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第８、議案第６５号令和７年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから議案第６５号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第６５号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第９、議案第６６号令和７年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第６６号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第６６号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１０、議案第７０号あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　議案第７０号あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。第３次総合計画に基づく、まちづくりの実現に向けた行政事務の適切な運用を図るため、地方自治法第１５８条第１項に規定する内部組織の設置及びその分掌する事務を改正する必要がある。よって地方自治法９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田　和行 君）　山内総務課長。

●総務課長（山内　悟 君）　それでは議案第７０号につきまして説明致します。３ページの新旧対照表により説明致します。第２条 課の分掌事務について第２条第２号中イの地域振興に関することをウとし、アの次に行財政改革の推進に関することを加え、第２条第３号中イ及びウを削り、エ財産に関することをイとするものでございます。２ページをお願い致します。附則としましてこの条例は令和７年４月１日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田　和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（３番　小谷　節雄 君）　はい、１点お尋ねします。今回の条例、課設置条例の下と申しますか関連として、総合戦略室設置要綱というのがあると思います。これちょっと以前聞きましたがもう実態としては運用はされてないようなふうな話を前聞いたような記憶があるんですが正確

なところこの設置要綱そのものをですねどういう扱いになっているか。と申しますのはですね、その設置要綱ではですよ総合戦略室を設置するとなってるんですね。設置する、設置できるじゃなくて。ということで今回のこの課の改正の中で戦略室の位置づけはどうなるかとかそういう部分がありますので、さっき言いました運用上はもうないというような話も聞いたような気もしますが、ちょっとその付近は現状というか御説明を頂ければと思います。

◎議長（小見田　和行 君）　土肥副町長。

●副町長（土肥　克也 君）　はい。総合戦略室の設置規定ですが、その運用の事実がないというものではなくて、まだ要綱自体は設置しておりましてその政策を調整する機能は今、企画政策課の中に業務としてあるものでございます。ただ発足といいますか制定した時のように室としての機能は現行ではないという状態でございます。業務としては行っているものでございますが、当初その目的に上げておった横断的に室が動いていくというものには出来ていないというものでございます。ですから今回も、もうこの課設置条例の改正をお願いすることによりまして本来持っていた政策推進室の機能は、今後また企画政策課の中に置くことになりますので現在の状況を踏まえた上でその要綱につきましては、この条例の施行と同時に廃止することで考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田　和行 君）　ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第７０号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第７０号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１１、同意第８号あさぎり町教育委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（北口　俊朗 君）　同意第８号あさぎり町教育委員の任命同意について、よろしくお願い致します。あさぎり町教育委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求める。住所 熊本県球磨郡あさぎり町深田東４２９番地１。氏名 椎葉直美。生年月日 昭和５０年1月２２日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町教育委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。以上、提案申し上げますので同意頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第８号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第８号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって同意第８号は同意することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１２、発議第５号あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。１０番 山口和幸議員。

○議員（１０番　山口　和幸 君）　発議第５号 令和７年３月２１日 あさぎり町議会議長 小見田和行様。提出者 あさぎり町議会運営委員会委員長 山口和幸。あさぎり町議会の議員の議員報酬、

期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第１０条第３項の規定により提出します。提出理由を申し上げます。人事院勧告による一般職の賞与の支給割合に合わせ議会議員の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正する必要がある。詳細につきましては別紙のとおりとなっております。

◎議長（小見田　和行 君）　趣旨説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。山口議員は自席へお戻りください。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議５号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって発議第５号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１３、発議第６号あさぎり町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。９番 豊永喜一議員。

〇議員（９番　豊永　喜一 君）　発議第６号 令和７年３月２１日 あさぎり町議会議長 小見田和行様。提出者 地方自治の未来を創る調査特別委員会委員長 豊永喜一。あさぎり町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第１０条第３項の規定により提出します。提出理由でございますが刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため。詳細につきましてはタブレットに記載のとおりです。

◎議長（小見田　和行 君）　趣旨説明が終わりましたので豊永議員は席へお戻りください。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第６号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって発議第６号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１４、総務建設経済常任委員会の報告について。令和６年度要望事項 要望第９号を議題とします。委員長の報告を求めます。皆越委員長。

◎総務建設経済常任委員長（皆越　てる子 さん）　日程第１４ 令和７年３月２１日 あさぎり町議会議長 小見田和行様。総務建設経済常任委員会委員長 皆越てる子。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したのであさぎり町議会会議規則第７３条の規定により報告致します。１ 審査事件 令和６年１２月１０日付託 要望第９号 リサイクルセンター北側の竹林伐採に関する要望書。２ 審査の結果 令和７年３月６日、要望書の取下げ届を受領。結果 報告なし。３ 審査の経過及び意見。（１）といたしまして、令和６年度あさぎり町議会第７回会議１２月定例日ですけども、おいて本件要望書を総務建設経済常任委員会に付託される。（２）令和７年３月５日現地調査、建設課より説明を受け現地の状況を確認。現地調査の結果、令和７年２月井口川の河川管理者である熊本県により要望書か所の竹林伐採の整備がなされていた状況を確認する。（３）令和７年３月６日、竹林伐採の整備がなされていたため要望書の意向を再確認し、要望書の取下げ届を受領。（４）令和７年３月１２日 総務経済常任委員会、要望書の取下げ届を受けての協議。全員異議なし。以上、報告致します。

◎議長（小見田　和行 君）　報告が終わりました。以上で総務建設経済常任委員会の報告を終わり

ます。次に総務建設経済常任委員会委員以外からの質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお戻りください。これから討論を行います討論ありませんか。討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから日程第１４、総務建設経済常任委員会の報告について令和６年度要望第９号を採決します。総務建設経済常任委員長の報告は、令和７年３月６日要望書の取下げ届を受け結果「報告なし」でありますが、本要望を委員長報告のとおりということに賛成の議員の起立を求めます。起立多数です。したがって令和６年度要望第９号は、令和７年３月６日要望書取下げ届を受け結果「報告なし」ということに決定致しました。

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１５、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました文書のとおり議員の派遣を行いたいと思いますが御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって議員を派遣することに決定致しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。発言取消し申請書について、

◎議長（小見田　和行 君）　日程第１６、発言取消申出書についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました申出書のとおり加賀山議員から先週の３月１７日における一般質問においての発言についての発言の取消しが提出されておりますので、これを許可したいと思いますが御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって申出書のとおり発言を取り消すことを許可することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　お諮りします。本会議での議決の結果生じた条項・字句・数字・その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって条項・字句・数字・その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（小見田　和行 君）　これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和６年度あさぎり町議会第１０回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本　祐二 君）　御起立ください。礼。

午後3時３８分　閉　会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和７年４月２８日

議　　長　　小見田　和行

署名議員　　加賀山　瑞津子

署名議員　　橋　本　　誠